

紀伊水道西沿岸
海岸保全基本計画

令和2年9月

徳島県

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要	序-1
2. 紀伊水道西沿岸の区域	序-2
3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-3
3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針	序-3
3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー	序-4
4. 紀伊水道西沿岸域の海岸保全に関する基本理念	序-5

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
1-1. 海岸の現況	1
1-2. 海岸事業の経緯	12
1-3. 現況課題	13
2. 海岸の防護に関する事項	14
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	19
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	19
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	20

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）	23
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	23
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	31
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	35
3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	35

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁が存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在するなど、豊かな自然を有している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ヶ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、平成 26 年 1 月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震発生確率が「今後 30 年以内で 70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪、地震・津波に対する警戒が必要な地域である。



鳴門海岸



大神子海岸



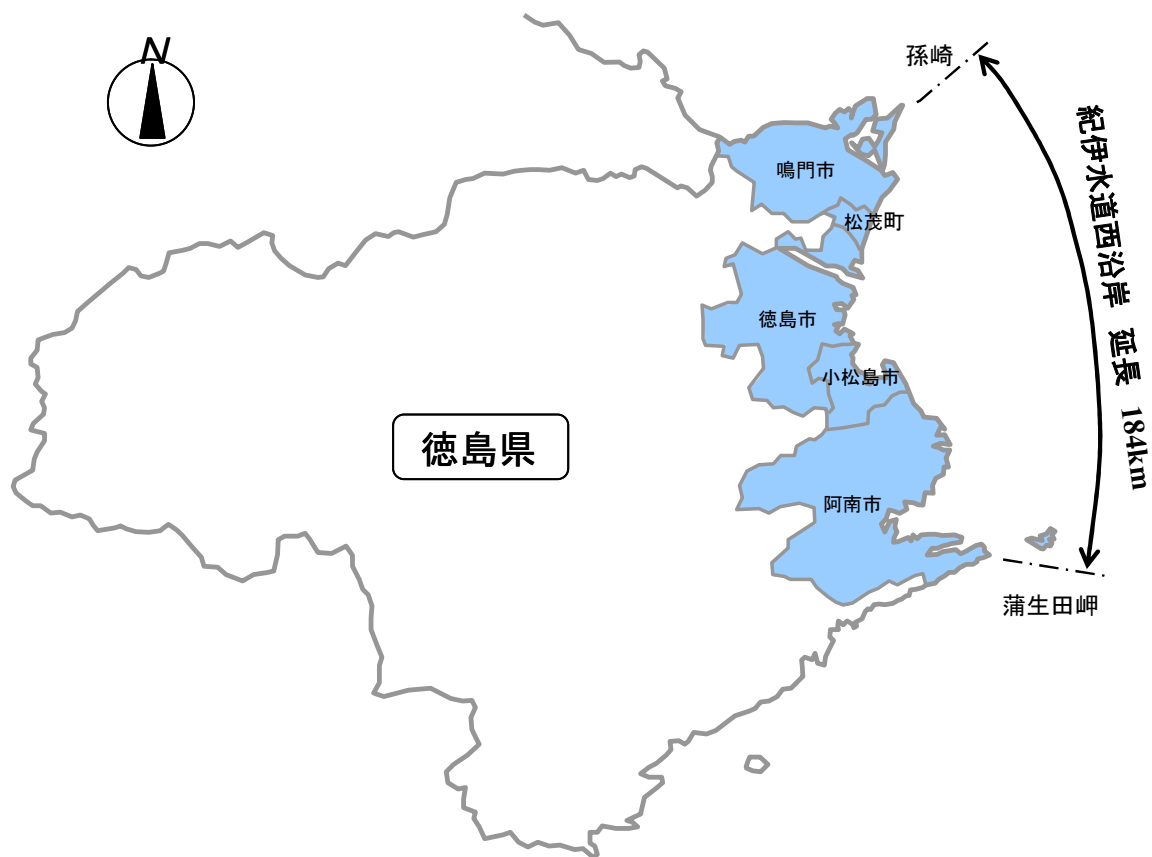
北ノ脇海水浴場



蒲生田岬

2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の4市1町である。



3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

<徳島県における計画策定方針>

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。

○海岸保全施設整備の整備に関する事項：「海岸保全区域」を対象

○その他、海岸の管理に関する事項：「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象

- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。

- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。

- 海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業 等

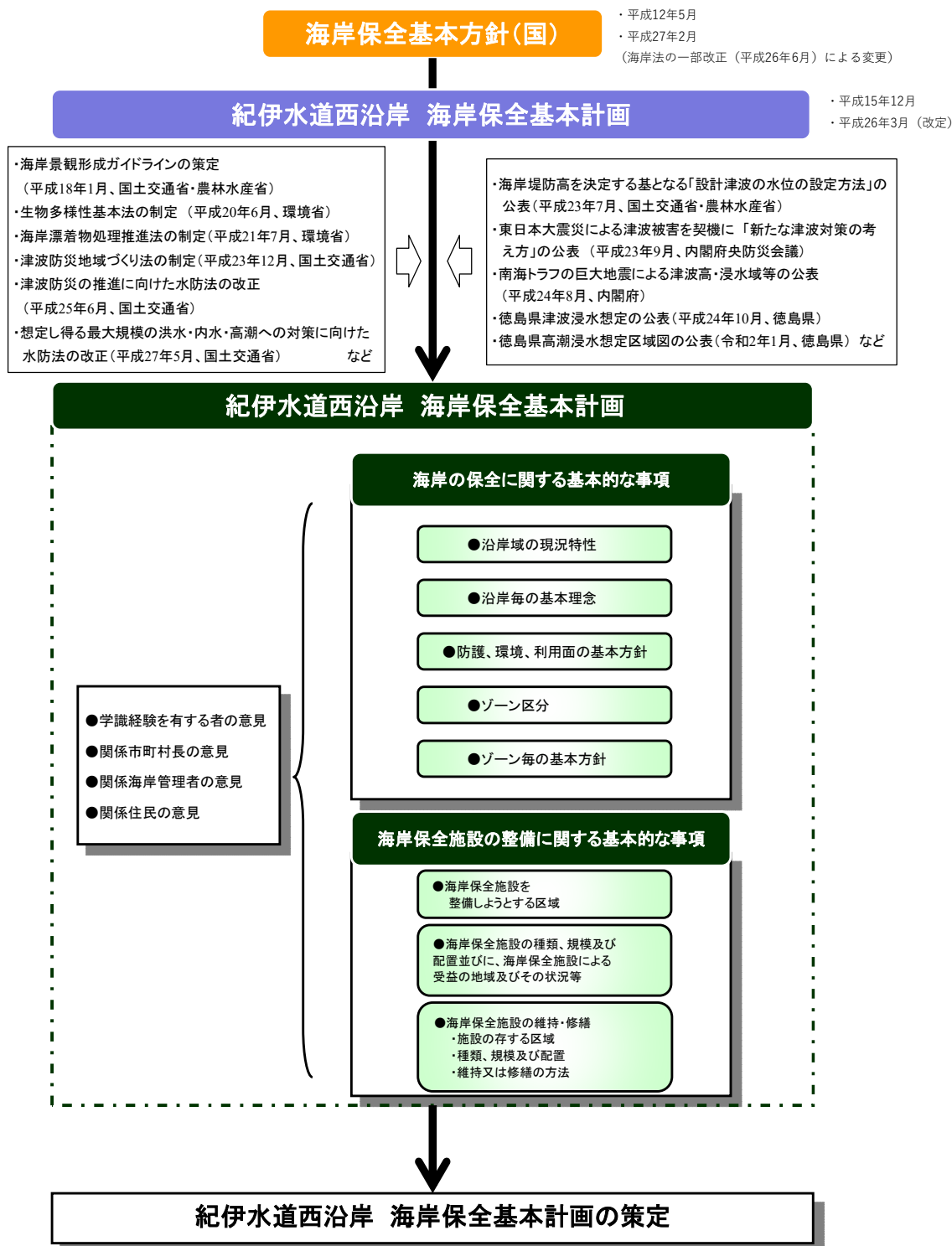
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。

具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。

- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。

なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

鳴門から阿南へ暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

【 安全で安心して暮らせるための海岸形成 と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを守るとともに、高潮や波浪、津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づくりを進める。

平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方にに基づく適切な維持管理を徹底する。

【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、自然にやさしい海岸利用を促進する。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500～2,500mmで南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約15℃である。
 - 海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。

- 地形・地質：
 - 吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
 - 沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
 - 海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。

- 生物相・水質：
 - 沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。阿南市橘湾沿岸部にクロマツ植林が分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
 - 吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種として取り扱われている。
 - 沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」※により消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。
 - CODは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くなっているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

※「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的に消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象（水産庁）

- 自然公園・保護区:
 - 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別地域に指定されている。
 - 鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。
 - 保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

- 海岸景観・文化財:
 - 本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園に指定され、総延長約400キロメートルで、大部分は太平洋に面している。
 - 海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。
 - 鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、潮の流れが時速20 km/h以上にもなり、直径30mに達する渦潮が見られ、県下を代表する景観となっている。
 - 阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸ある。
 - 文化財としては、鳴門市の名勝地（鳴門）の他、弁天島熱帯性植物群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定されている。



沿岸を代表する景観である
鳴門海峡のうず潮



アカウミガメの産卵地
となっている蒲生田海岸

自然環境特性の整理



山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はウバメガシ・アカマツ群落为主体である。
 全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。
 小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。
 徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

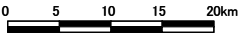
橋湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生はタブノキ・ヤブニッケイ二次林やウバメガシ二次林が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少・消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類が確認されている。
 室戸阿南海岸国定公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。



太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群落やウバメガシ二次林などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がるとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。
 ほとんどの地域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。

室戸阿南海岸国定公園

凡 例	
● 主な天然記念物等	● 藻場
● 干潟	● 自然公園
● サンゴ	
○ 生物の群集地(魚類、甲殻類、昆虫類等)	



(2) 社会特性の概要

- 土地利用
及び人口分布** :
 - 吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
 - 徳島市の人口は 26 万人を超え、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約 45 万人が住み、県内人口の約 6 割に及ぶ。
 - 徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。

- 交 通** :
 - 道路網は、徳島市を中心に充実している。また、四国横断自動車道（鳴門ジャンクションー阿南）が事業中となっており、当該路線が整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
 - 鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
 - 海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
 - 空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、東京・福岡への 2 空路がある。

- 産 業** :
 - 当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 3.7%と低く、第 3 次産業の割合が 72.1%と高くなっており、都市型の構造をしている。
 - 阿南市では、周辺と比べても第 2 次産業の割合が高くなっている。



沿岸沿いに立地する工場や倉庫



今切港海岸の背後に広がる農地

社会環境特性の整理



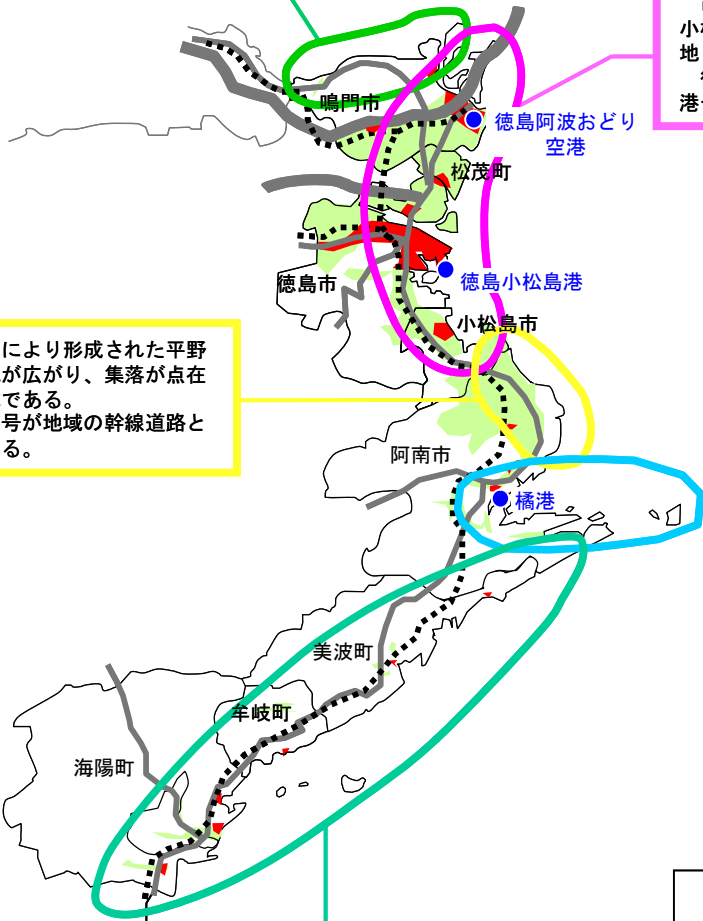
山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点位置する。

那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。国道55号が地域の幹線道路となっている。

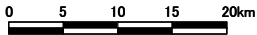
沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。国道55号が地域の幹線道路となっているが、橘港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。



凡 例

- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路
- 及び本四連絡道路
- 一般国道
- 鉄道

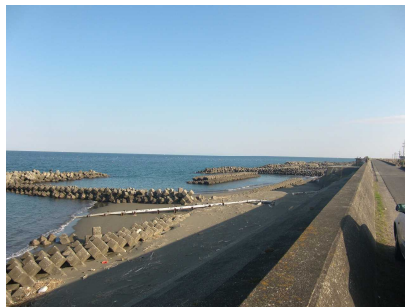


(3) 海岸特性の概要

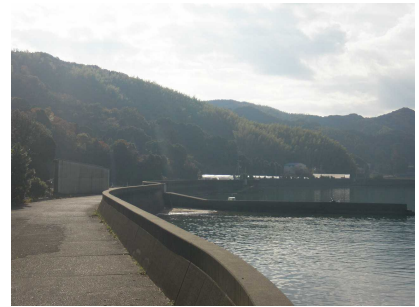
- **海岸災害：**
 - 第二室戸台風（昭和 36 年）等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所である阿南市伊島一前島橋の 12 分である。最大波の津波水位 (T.P.) は最も高い箇所である阿南市福井川河口の 8.2m となっている。
 - 当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の広範囲で液状化による被害が発生することが想定される。

- **海岸侵食：**
 - 今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。
 - 吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。

- **対象外力：**
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や椿泊湾では、津波が対象外力となる。



坂野地区海岸



橘湾

海岸特性の整理



瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策を進めてきた。

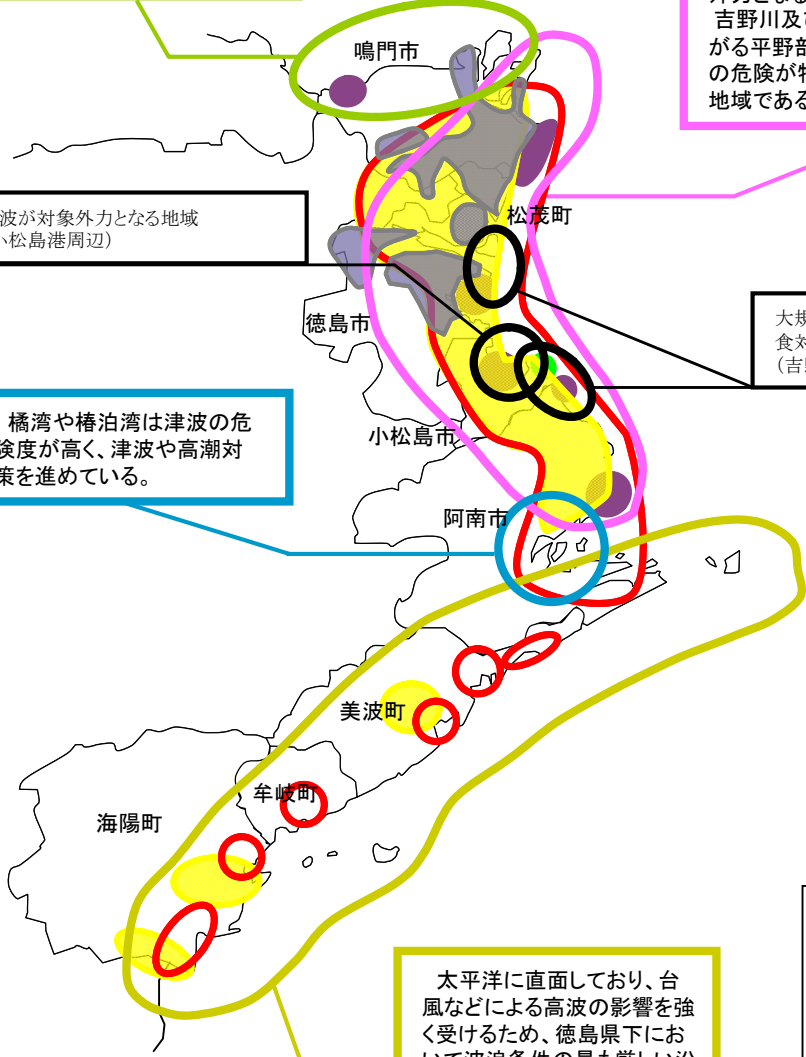
台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。

風波が対象外力となる地域
(小松島港周辺)





大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。
(吉野川・那賀川河口)

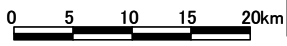
橋湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策を進めている。

太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
津波の危険度が高く、津波や高潮対策が進められている。



凡 例

-  第2室戸台風における浸水被害地域
-  主な海岸侵食地域
-  津波による危険性が高いと想定される地域
-  液状化による危険性想定



(4) 利用特性の概要

- **漁業利用の状況** : ○代表的な漁業は、小型底びき網、バッチ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド品目として育成しているハモやシラス(ちりめん)をはじめ、アジ、タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。
- **観光レクリエーション利用** : ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ヶ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観光客が訪れている。
- **港湾施設の利用** : ○徳島小松島港や橘港の2つの重要港湾と撫養港、粟津港、今切港、中島港及び富岡港の5つの地方港湾を有する。2つの重要港湾で県内シェア約8割の海上貨物取扱量を扱っている。
- **主要地域計画及び土地利用希望** : ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。



レクリエーション拠点
となっている岡崎海釣り公園



重要港湾となっている橘港

利用特性の整理



漁港が連なる地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸漁業が中心で、河口付近ではノリ養殖が盛んに行われている。
港湾機能が充実しており、県シェアの8割以上を占める。

徳島小松島港
取り扱い貨物量の県シェア69%

橘港
取り扱い貨物量の県シェア13%

磯釣り場が多く存在する地域

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

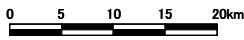
漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は少ない。
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。

凡例

- 海水浴場
- ▲ キャンプ場
- サーフポイント
- ダイビングスポット
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

主要地域計画及び土地利用希望

- (観光・レクリエーション)
- (その他)



(5) 住民意識の概要

- 全般：
 - 海辺の将来については、小松島市や阿南市を中心に利用面の充実が求められている。
 - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防護：
 - 防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないという危険回避の傾向にある。
 - 津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。
 - 整備の手段としては「沖合い防護」が52%と過半数を占める。
- 環境：
 - 景観、生物生息環境及びゴミ・水質など悪くなったと感じる人が過半数を超える。
 - 守ってほしい動植物としては、「松林」の割合が高く、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
 - 自然を守る意識は積極的で、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
 - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
- 利用：
 - 現状では、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい状況にあると感じる人が多い。
 - 海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多い。
 - 整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望としては、観光客に対する情報提供、トイレ・ベンチ・駐車場など便民施設の充実が挙げられている。



松林を背景とした中林漁港海岸



今切港海岸の緩傾斜護岸

住民意向の整理

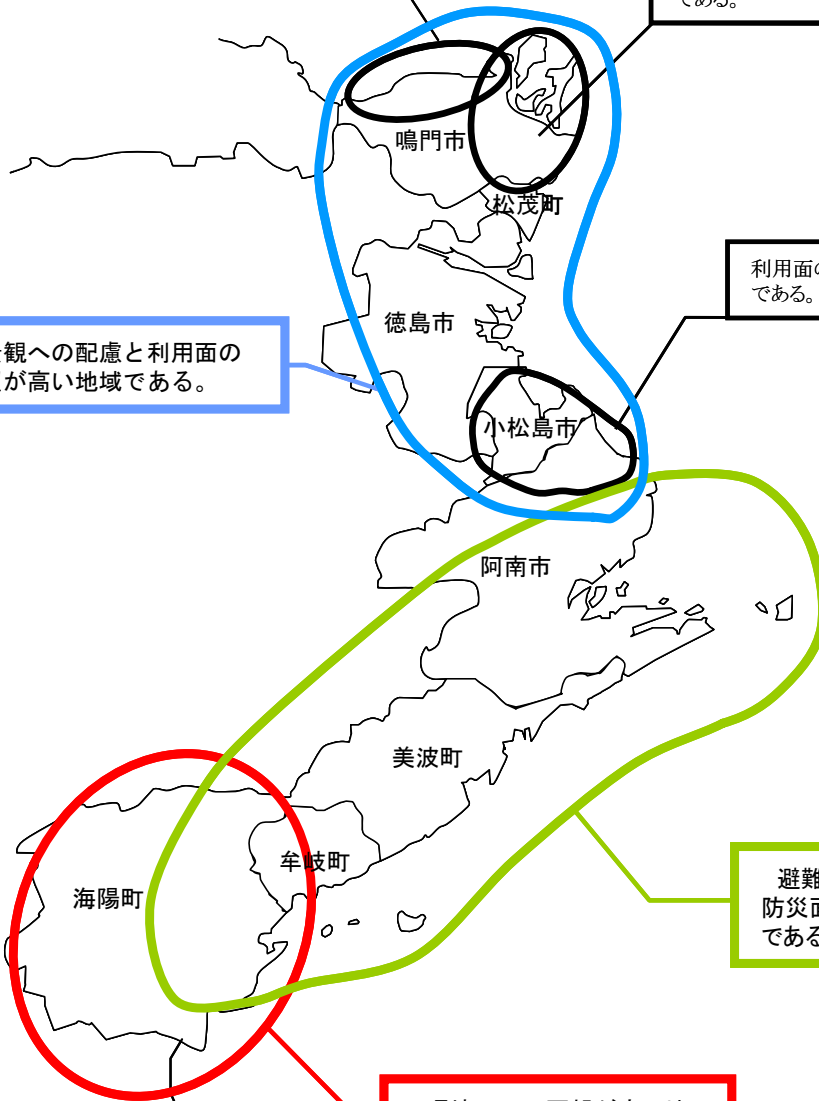


景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。

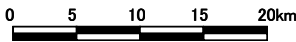
景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。



避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。



【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新築を行ってきた。

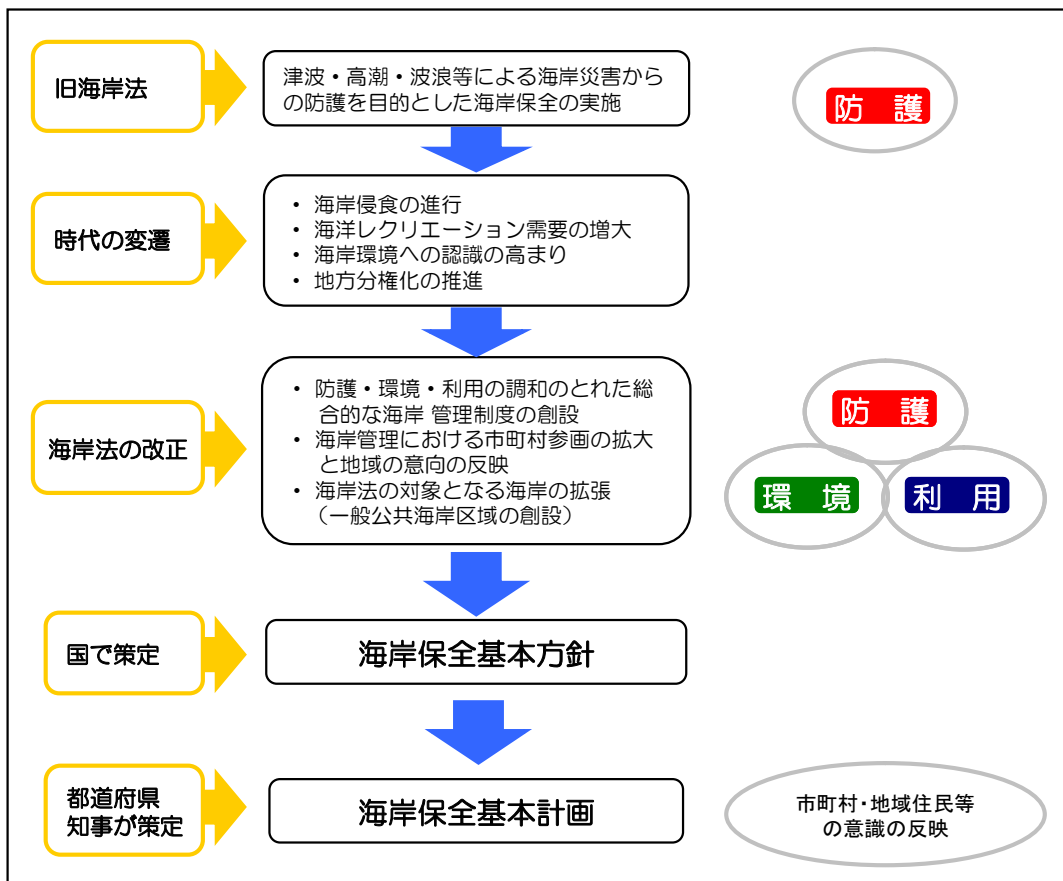
その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の 2 つが追加された。

徳島県では、平成 9 年 3 月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

また、平成 26 年 3 月には策定後 10 年を経て、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化に対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

今回は、平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機にはじめられた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改定を行う。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。

また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藻場及びヨシ群落の減少・消滅がみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 背後に県の中心都市が形成される海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定・公表などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強ずることにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を図る。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。**【平成26年3月11日指定】**

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策を充実させる。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

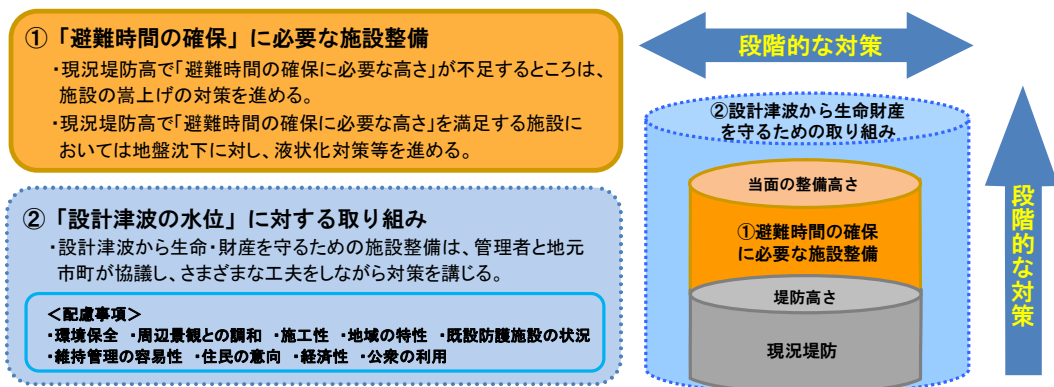
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H ₀ '(換算沖波)、T ₀ '(周期)	
No.22-1~No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ~ 3.44m	H ₀ ' = 1.40m~8.40m T ₀ ' = 7.5s~12.2s	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.22-4~No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	H ₀ ' = 1.60m~8.60m T ₀ ' = 6.8s~12.2s	
No.31~No.53	阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	H ₀ ' = 1.10m~7.90m T ₀ ' = 6.9s~14.9s	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波（L1 津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

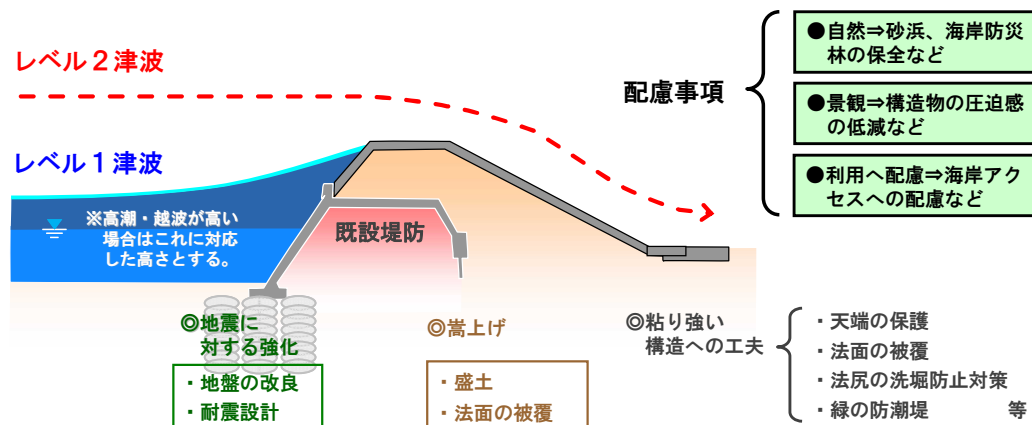


※「避難時間」は、「設計津波（L1 津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2 津波）

○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

■コラム ～高潮とは～

● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象



潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

● 高潮の要因（3つの効果）

①気圧低下による吸い上げ効果

- 周辺より低い気圧の影響により、海面が上昇する現象。
気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

②風による吹き寄せ効果

- 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。
潮位の上昇は風速の2乗に比例。

③波浪効果（ウェーブセットアップ）

- 砕波により汀線近傍（砕波点の岸側）で海面が上昇する現象。

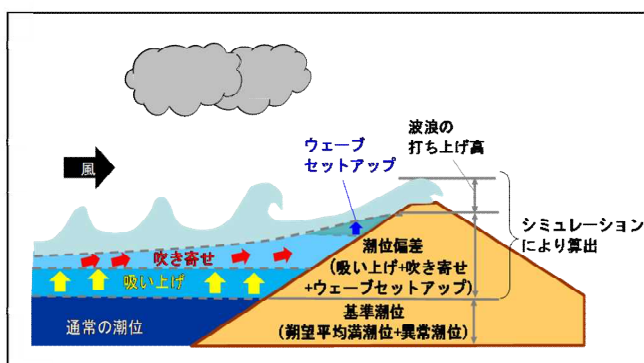


図 高潮の発生メカニズム

● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「**最大クラスの高潮**」であり、基本的な考え方は以下のとおり。

外力	基本的な考え方
最大クラスの高潮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした総合的な対策を確立。 ➢ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。 ➢ 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保などソフト対策で対応。
計画規模の高潮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設を整備。 ➢ 海岸保全施設は、比較的発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。

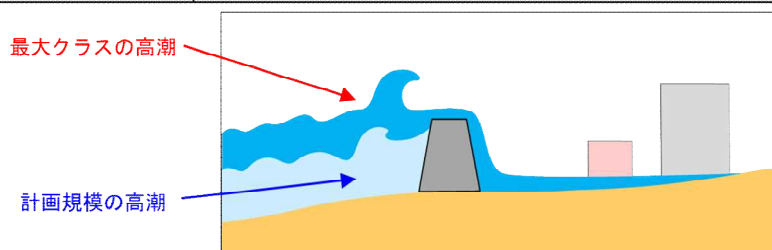
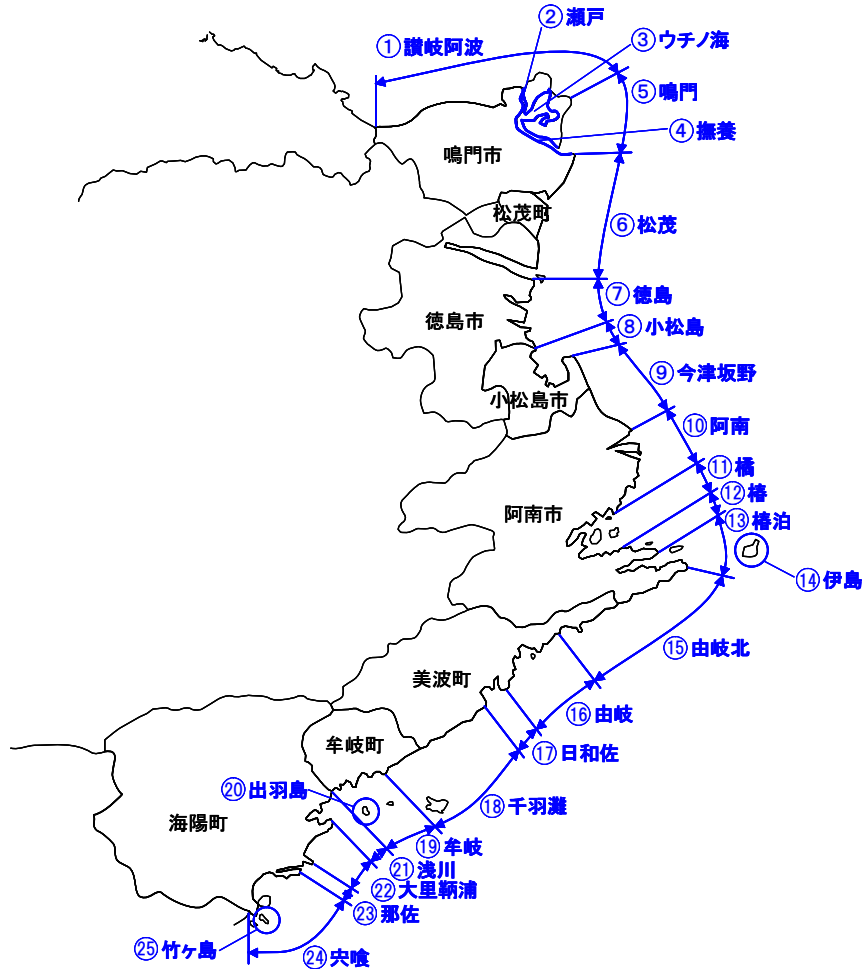


図 高潮のイメージ図

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 橋	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 橋泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 穴喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。()は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典：「徳島県設計津波の水位（平成 25 年 3 月）」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ルイスハンミョウなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」平成20年6月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成25年10月策定 〕

- 瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。

- 自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

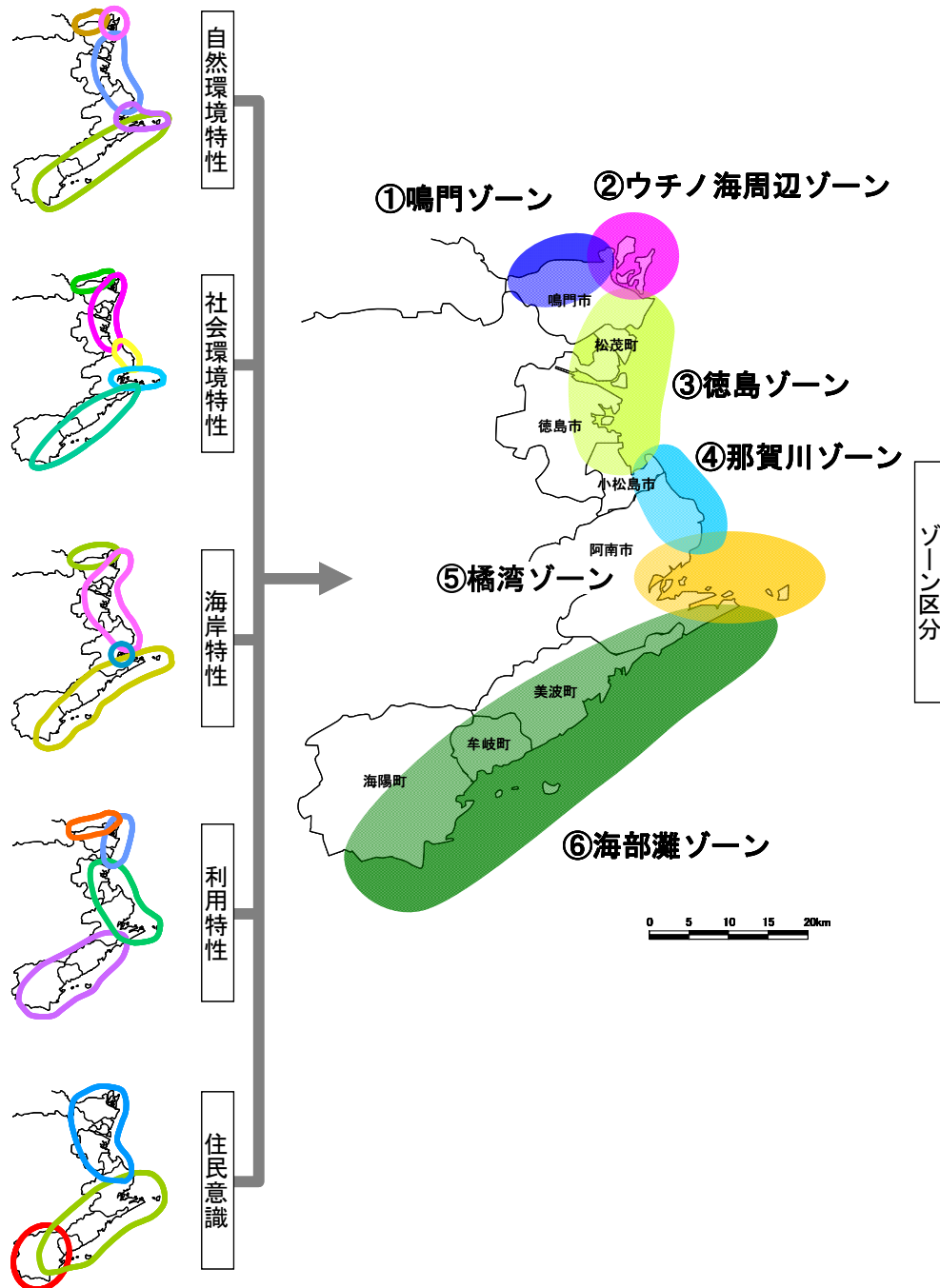
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

- 観光や港湾、漁港を中心とした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- 特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- 沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】

- 減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

⑤橋湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海岸へのアクセスの改善に努める。

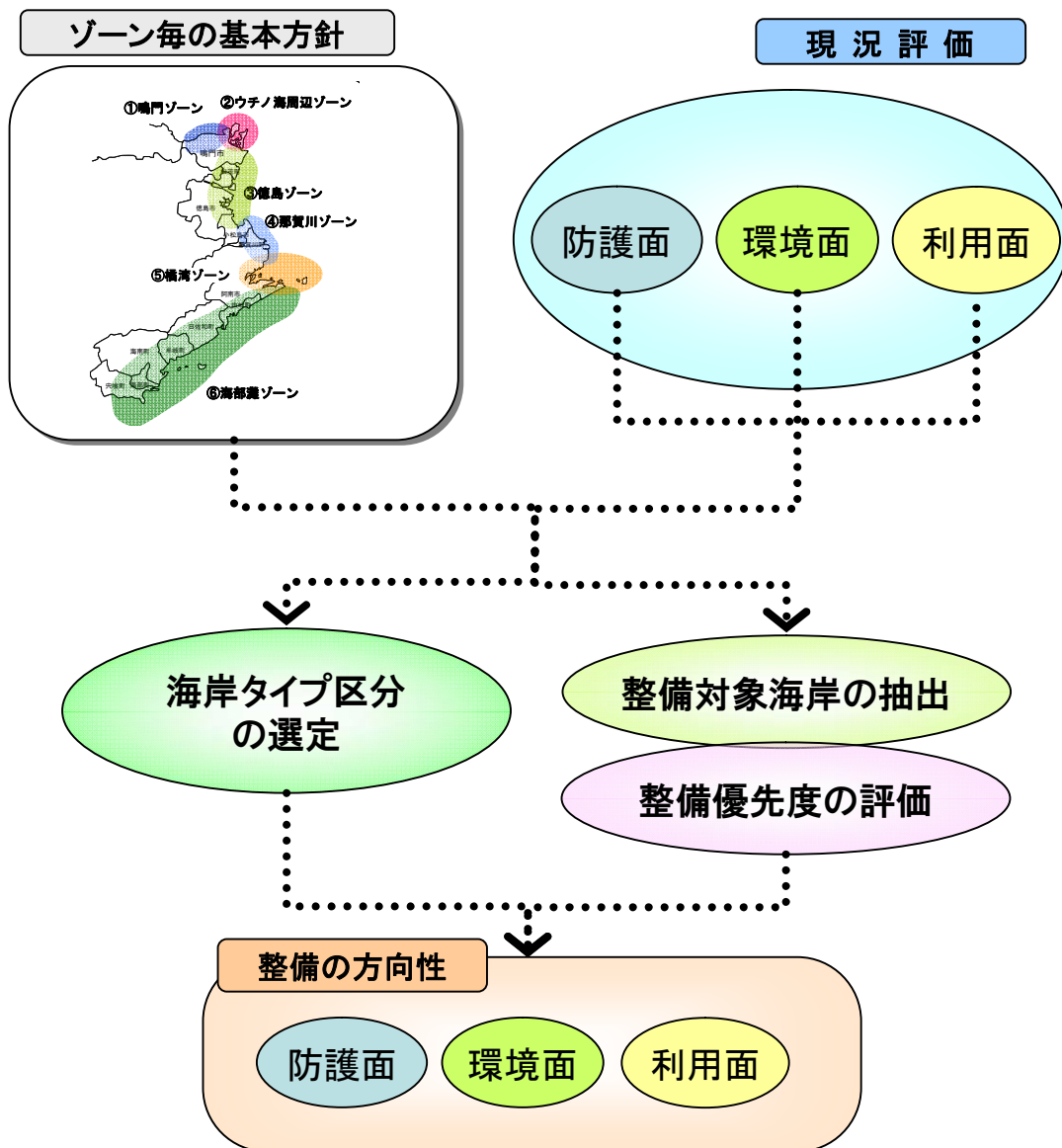
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）

1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

(1) 検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（4つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

(2) 現況評価の考え方

1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準
A	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

②高潮対策の必要性

高潮対策 ランク	評価基準
A	・これまで越波・浸水等の被害がある。
B	・今後、越波・浸水等の可能性がある。
C	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準
A	・現在、砂浜の侵食が進行している。
B	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準
A	a：市街地や工業地帯が形成されている。 b：人口集中地区（D I D地区）である。
B	a：集落が連なって形成されている。 b：国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a：集落が点在している。 b：広大な農地が存在する。
D	a：谷あい等に小規模な農地が存在する。 b：山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,bに分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への十分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環境 保全 要素	a: 貴重な動植物等	○天然記念物（国、県、市町村） ○特別天然記念物（国） ○希少野生動植物種（国内、国際）、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧Ⅰ類＞	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域（国立、国定、県立） ＜特別保護地区、第1種特別地域、海域公園区域＞ ○名勝、日本の重要湿地 500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○特に保全が必要な藻場（減少傾向） ^{注1} ○特に保全が必要な干潟（減少傾向） ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環境 配慮 要素	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域（国立、国定、県立） ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ ○自然海浜保全地区 ○保安林（魚つき保安林、風致保安林） ○日本の自然景観、日本の渚 100 選 ○日本の白砂青松 100 選、日本の水浴場 88 選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への十分な配慮が必要な地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧Ⅰ類、その他全ての絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧＞ ○ウミガメ上陸地（確認情報） ○藻場 ^{注1} ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d: 水質等	○海域の水質環境基準（類型） ^{注2}	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に必要な海岸

注1) 「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注2) 海域の水質環境基準（生活環境の保全に関する基準）は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備考
A	水産1級、水浴、 自然環境及びB以下の欄に掲げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
B	水産2級、 工業用水及びCの欄に掲げるもの	水産2級:ボラ、リ等の水産生物
C	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む)において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
保 全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配 慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維 持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注) 「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する便利施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備 考
①利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフィン、カヌー、ダビングなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント など	便利施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の便利施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの利用面での整備要望が挙がっている海岸
②利用配慮要素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊び など	便利施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、産業活動の利用がされている海岸





◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
促 進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
配 慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維 持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。

(3) 総合的な視点からの海岸タイプ

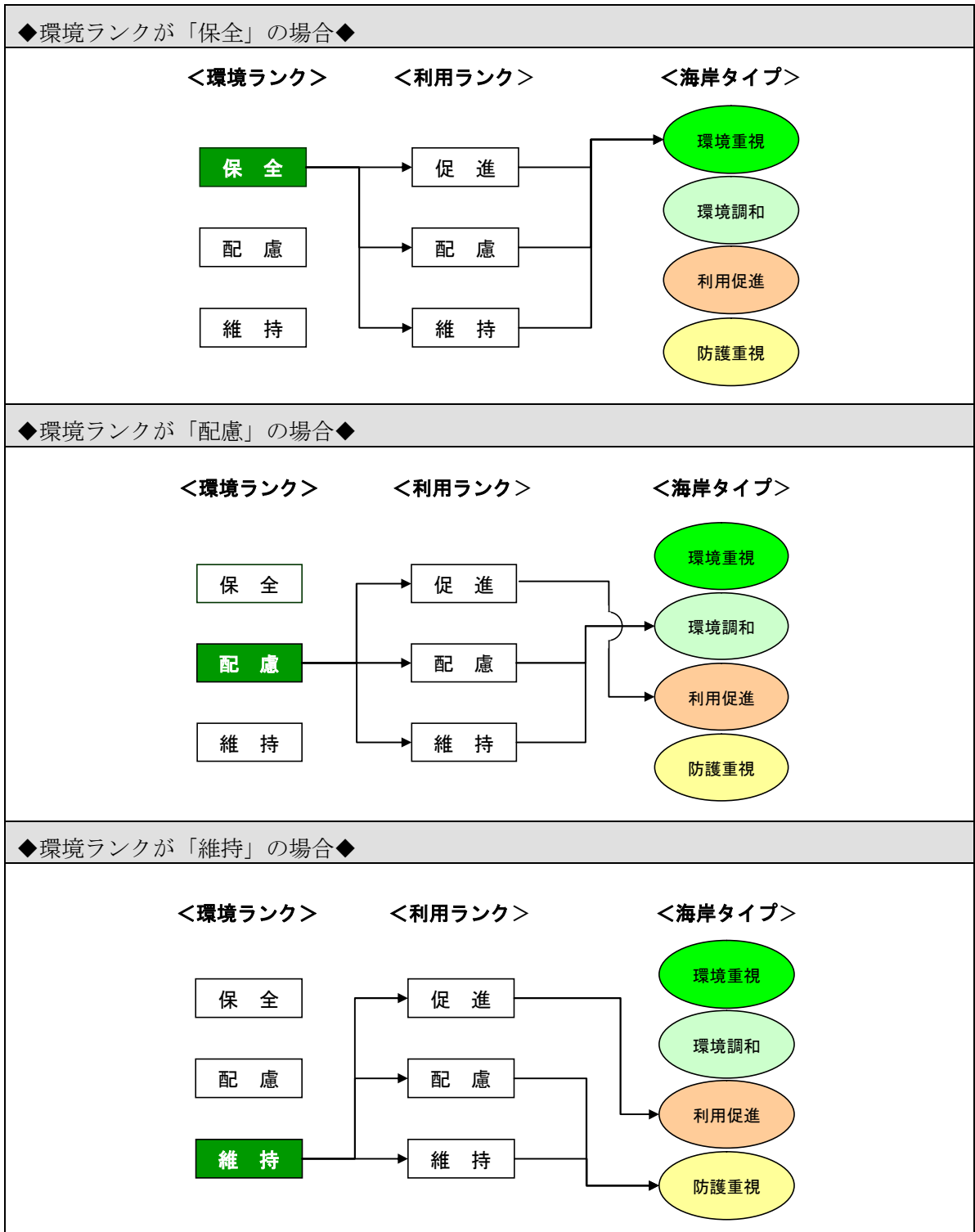
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
<p>環境重視</p>	<p>貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。</p> 
<p>環境調和</p>	<p>自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。</p> 
<p>利用促進</p>	<p>特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。</p> 
<p>防護重視</p>	<p>利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。</p> 

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4) 整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

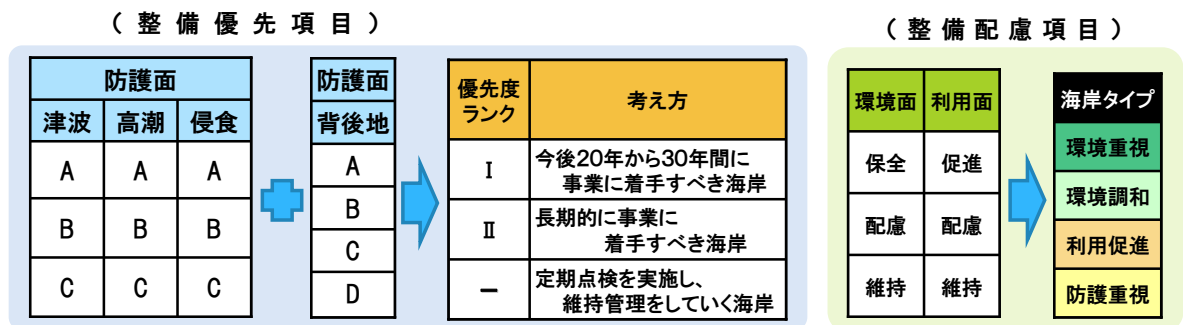
※海岸事業

略 称	事 業 名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波・高潮	津波・高潮危機管理対策緊急事業
海域浄化	海域浄化整備事業

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。

○ 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後 20 年から 30 年間）に着手する海岸は、優先度ランク I とする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目に A が1つ以上、かつ背後地の項目が A, B
II	①津波、高潮、侵食の項目に A が1つ以上、かつ背後地の項目が C ②津波、高潮、侵食の項目に B が1つ以上、かつ背後地の項目が A~C
—	上記以外

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-1	撫養港海岸（高島地区）	国土(港湾)	鳴門市	4710	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2A	撫養港海岸（桑島瀬戸地区）	国土(港湾)	鳴門市	5519	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2B					B	B	—	A	I※	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
22-3	撫養港海岸（土佐泊地区）	国土(港湾)	鳴門市	1850	C	B	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
23	土佐泊漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1721	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	C	C	—	D	—	保全	配慮	環境重視	
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	3080	C	C	C	B	—	配慮	促進	利用促進	

<徳島ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-4A	撫養港海岸（岡崎里浦地区）	国土(港湾)	鳴門市	5441	B	C	C	A	I※	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
22-4B					C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
26-1	粟津港海岸（粟津地区）	国土(港湾)	鳴門市	1800	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
26-2	粟津港海岸（松茂地区）	国土(港湾)	松茂町	900	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	2699	B	C	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
28-1	今切港海岸（長原地区）	国土(港湾)	松茂町	780	B	C	C	A	II	配慮	配慮	環境調和	
28-2	今切港海岸（川内地区）	国土(港湾)	徳島市	1306	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視	
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視	
30-1	徳島小松島港海岸（沖洲地区）	国土(港湾)	徳島市	2370	A	C	—	A	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮、他事業
30-2	徳島小松島港海岸（津田地区）	国土(港湾)	徳島市	1222	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-3	徳島小松島港海岸（大神子地区）	国土(港湾)	徳島市	919	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視	
30-4	徳島小松島港海岸（港口地区）	国土(港湾)	小松島市	3878	A	C	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
30-5	徳島小松島港海岸（横須金磯地区）	国土(港湾)	小松島市	1120	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
30-6	徳島小松島港海岸（赤石坂野地区）	国土(港湾)	小松島市	6123	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-7	徳島小松島港海岸（和田島地区）	国土(港湾)	小松島市	3204	A	B	A	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮、侵食

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [] で示す。

※ 設計津波（L1津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

<那賀川ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
31	坂野地区海岸	国土(水管理)	小松島市	3320	C	B	A	B	I	配慮	配慮	環境調和	侵食
32	今津地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	3115	B	B	A	B	I	維持	配慮	防護重視	侵食
33	今津漁港海岸	農水(水産)	阿南市	170	A	C	—	C	II	維持	配慮	防護重視	
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農水(農村)	阿南市	2000	B	C	C	B	I※	配慮	促進	利用促進	津波・高潮・高潮
35	中島湾海岸(中島地区)	国土(港湾)	阿南市	1362	A	B	B	B	I	維持	促進	利用促進	津波・高潮・高潮
36-1	富岡湾海岸(辰巳地区)	国土(港湾)	阿南市	721	B	C	C	A	I※	維持	維持	防護重視	津波・高潮・高潮
36-2	富岡湾海岸(豊益・畷地区)	国土(港湾)	阿南市	1516	B	B	—	C	II	配慮	促進	利用促進	
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	農水(水産)	阿南市	795	B	C	C	C	II	配慮	促進	利用促進	
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	農水(水産)	阿南市	1000	B	C	—	B	II	配慮	促進	利用促進	
38	見能林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	600	C	C	C	C	—	配慮	促進	利用促進	

<橘湾ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
39-1	大湯漁港海岸(柏地区)	農水(水産)	阿南市	370	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
39-2	大湯漁港海岸(柏大手地区)	農水(水産)	阿南市	140	—	C	C	D	—	配慮	維持	環境調和	
39-3	大湯漁港海岸(大湯地区)	農水(水産)	阿南市	1775	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
40-1	橘港海岸(橘東地区)	国土(港湾)	阿南市	6487	A	B	—	A	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮・高潮
40-2	橘港海岸(橘西地区)	国土(港湾)	阿南市	1481	A	C	—	A	I	維持	維持	防護重視	津波・高潮・高潮
40-3	橘港海岸(鶴地区)	国土(港湾)	阿南市	1920	A	C	—	B	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮・高潮
40-4	橘港海岸(袴傍示西地区)	国土(港湾)	阿南市	1728	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
40-5	橘港海岸(袴傍示東地区)	国土(港湾)	阿南市	1439	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
40-6	橘港海岸(橘地地区)	国土(港湾)	阿南市	1230	A	C	—	C	II	配慮	維持	環境調和	
40-7	橘港海岸(高島地区)	国土(港湾)	阿南市	414	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
40-8	橘港海岸(香地区)	国土(港湾)	阿南市	820	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
40-9	橘港海岸(楠ヶ浦地区)	国土(港湾)	阿南市	—	B	B	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	農水(水産)	阿南市	520	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	農水(水産)	阿南市	380	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [] で示す。

※ 設計津波(L1津波)に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	99	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	0	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	A	C	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
47-1	榑泊漁港海岸(榑泊地区)	農水(水産)	阿南市	2944	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-2	榑泊漁港海岸(勢井地区)	農水(水産)	阿南市	823	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-3	榑泊漁港海岸(榑川地区)	農水(水産)	阿南市	1830	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-4	榑泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	781	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	B	A	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	410	A	B	B	D	—	配慮	維持	環境調和	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	310	B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進	
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	810	B	A	B	C	II	保全	配慮	環境重視	
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	C	B	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	阿南市	497	C	A	—	C	II	保全	維持	環境重視	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [] で示す。

■ 海岸位置図



2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

- 海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- 松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- 海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（平成23年11月）を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(1) 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

No.	海岸名	高島地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-1	紀伊水道西	高島地区	国土(港湾)	鳴門市	4710	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①海岸状況(西側)



②護岸状況(中央)



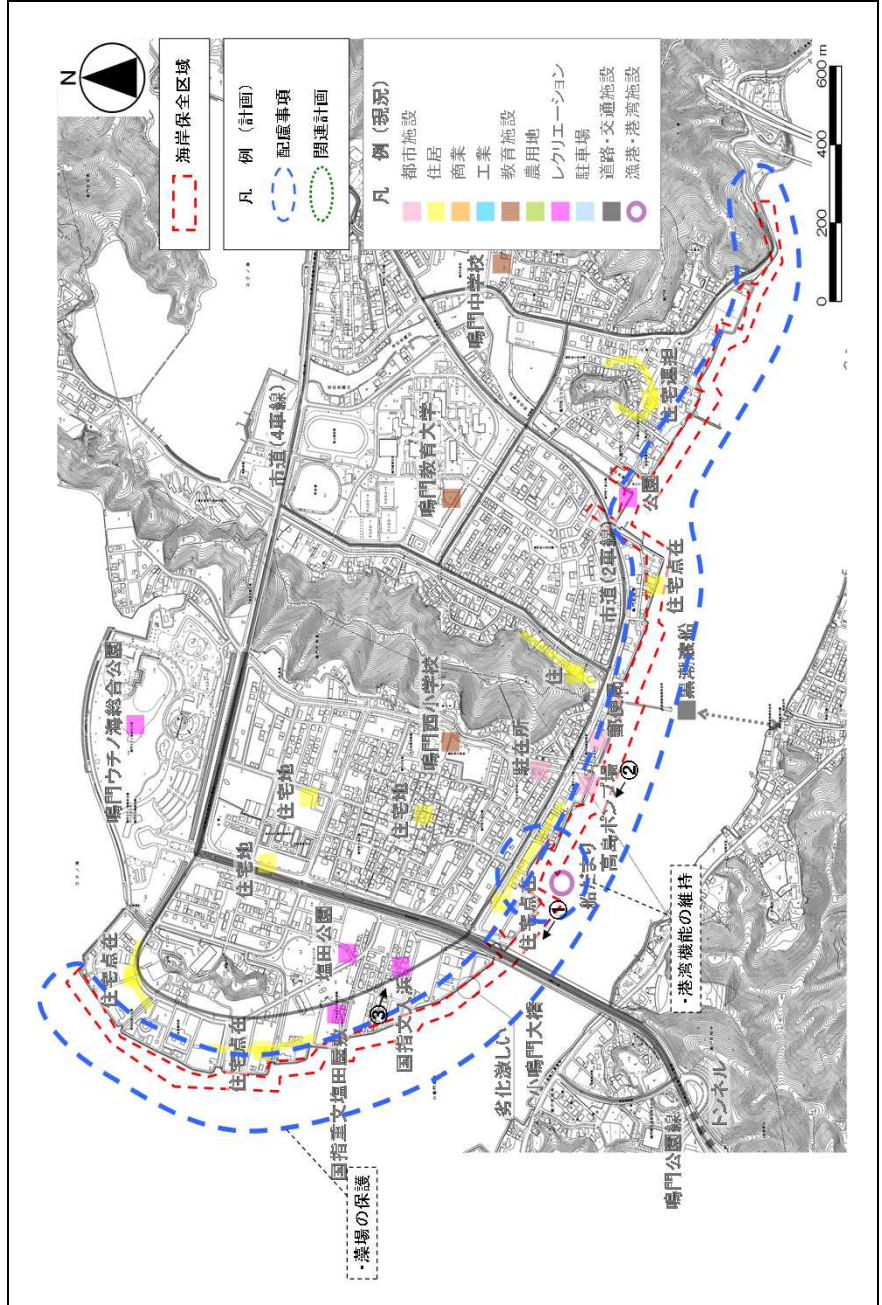
③背後地状況(住宅地)



全体	海岸整備の方向性
背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や漁場の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。	
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な漁場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護、保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク	B 侵食対策ランク
背後地ランク	A 既存保全施設 護岸・堤防	
施設の健全度	一部風化、劣化が見られる。	
海岸保全区域の概況	塩田跡地が宅地化しており、鳴門教育大学が背後に位置する。護岸は部分的に劣化の進んだ部分もあるが、機能的に問題はないと考えられる。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況 磯浜・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	塩場 ●	干潟 -
配慮すべき資源	自然関係法令、漁場、自然景観	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり	
海岸利用状況	船着場	
地境からの要請	-	

計画概要	計画概要	
長期的に事業に着手する。維持管理を行う。	当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。	
受益規模	-	導入事業 -
配慮事項	漁場の保全、港湾機能の維持	



No.	海岸名	桑島瀬戸地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-2A	紀伊水道西	撫養港海岸	国土(港湾)	鳴門市	(5519)	②ウチノ海ゾーン	環境調和

①護岸状況(その1北側)



②護岸状況(その1最北側)



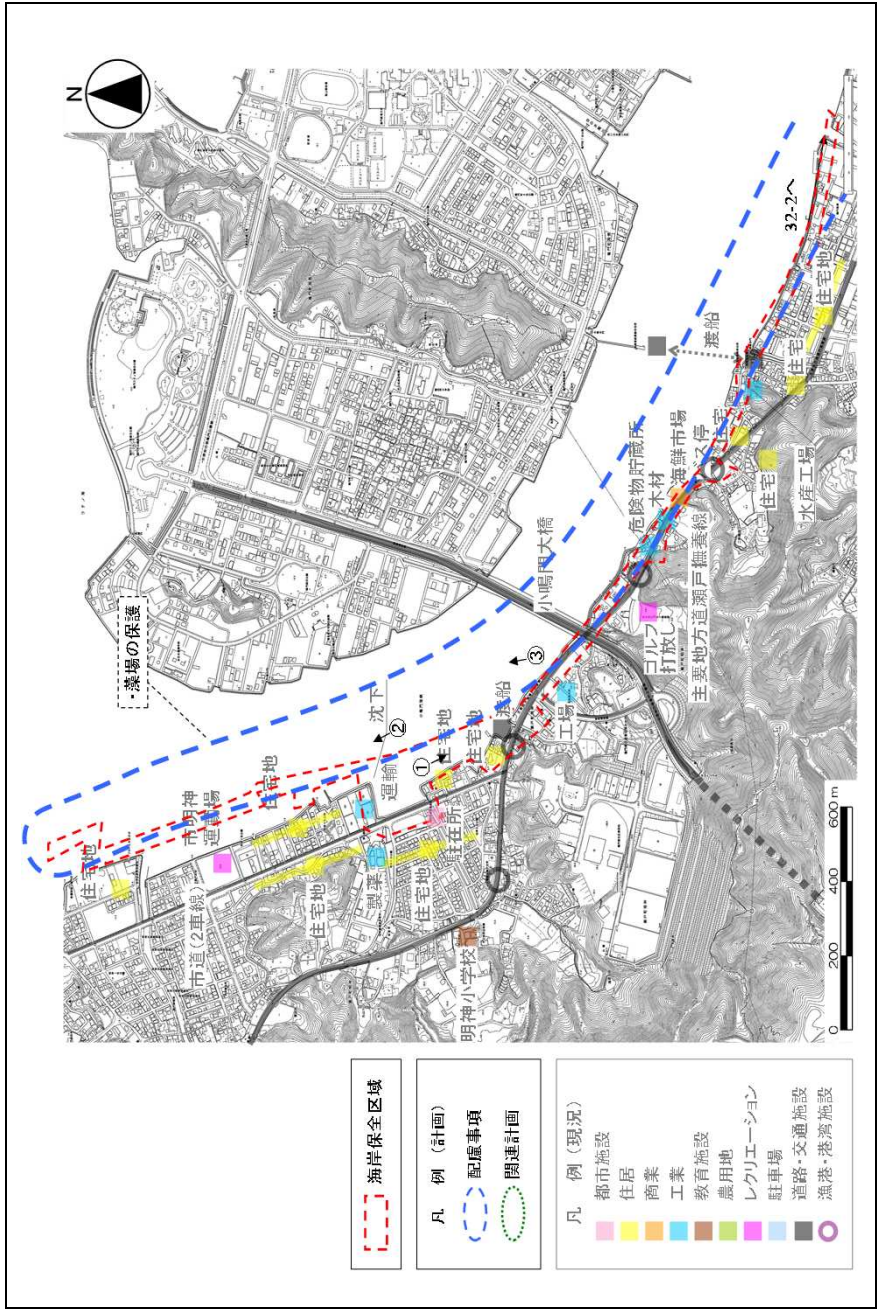
③護岸状況(その1南側)



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や護岸の保全、船着場等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生態環境として豊かな環境、鳴門(名瀬海)の優れた海洋景観の保護(保全)に努めるとともに、環境にやさしい素材や省資源など環境配慮型施設を推進する。また、水質の汚濁防止に努め、水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防、消波工
施設の健全度	風化、劣化が見られる。		
海岸保全区域の概況	全区間に渡って根固工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海環境	●	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	船着場		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	藻場の保全



No.	海岸名	海岸タイプ
22-2B	紀伊水道西 撫養港海岸	海岸タイプ 環境調和

所管	市町村	保全延長	ゾーン名
国土(港湾)	鳴門市	(5519)	②ウチノ海ゾーン

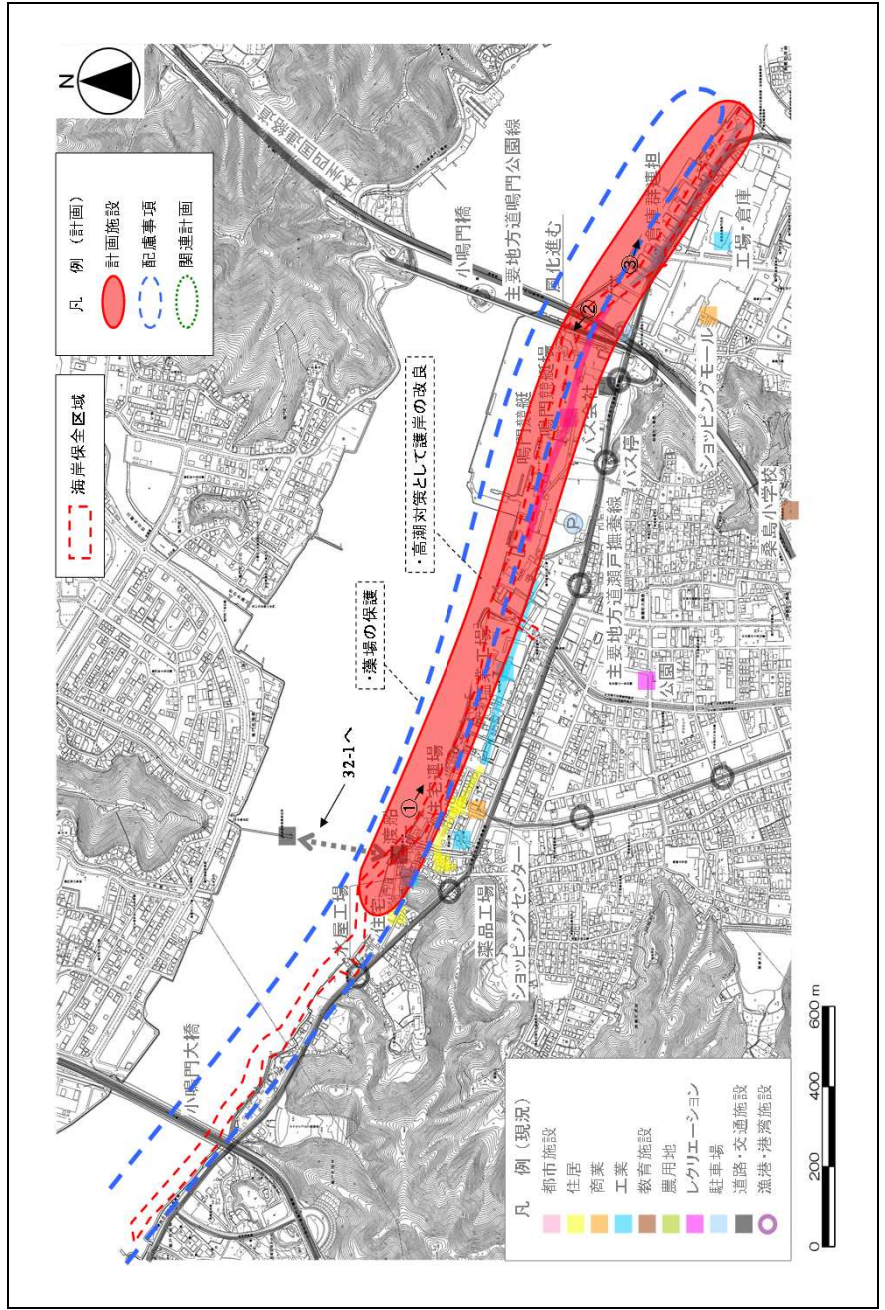
①護岸状況



②護岸状況

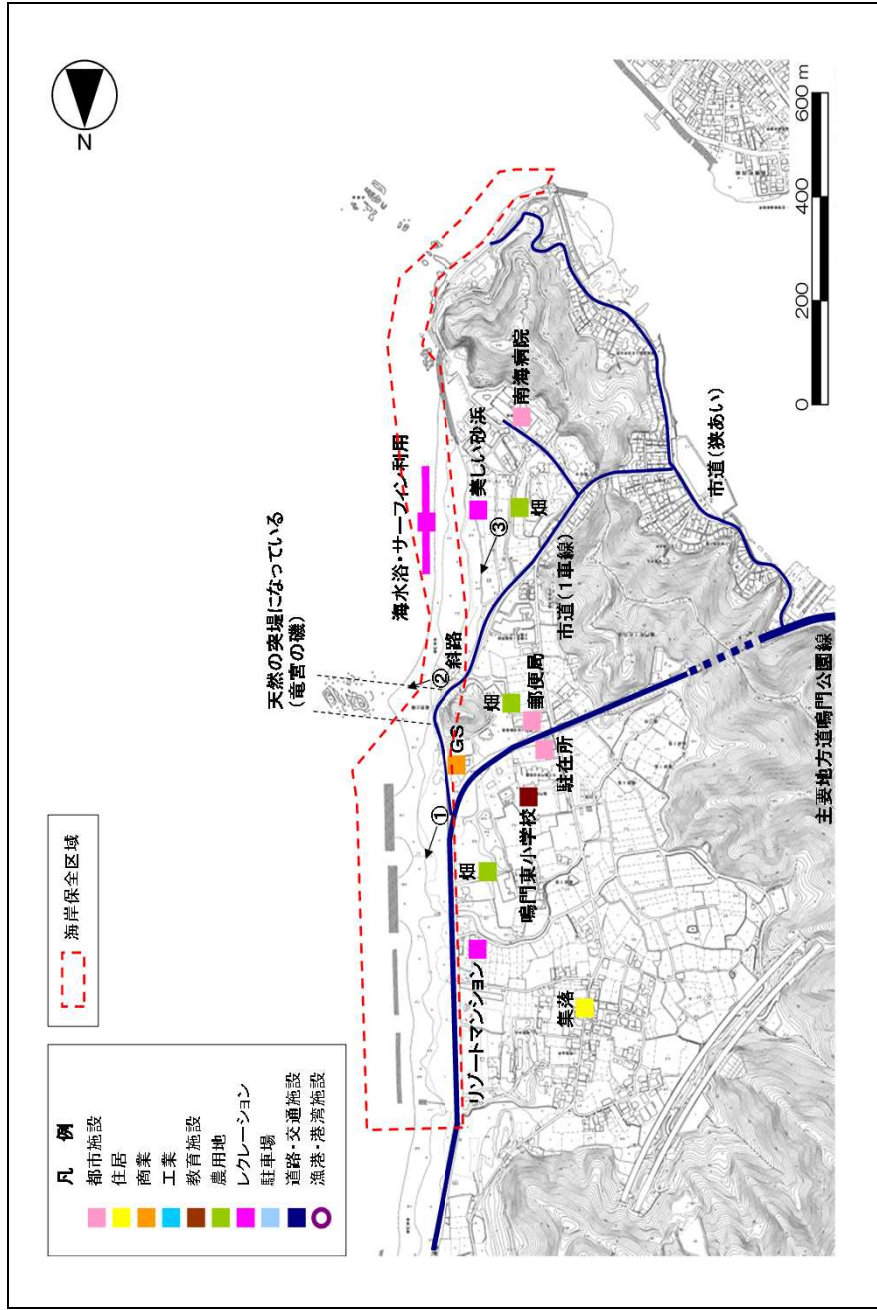


③護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観や護岸の保全、船着揚等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	越波、浸水等の可能性があり、対策を行う。
環境面	生物の生態環境として重要な環境。鳴門(名瀬海)の優れた海洋景観の保護(保全)に努むることとなる。消波ブロックなど海洋生物の生息環境を破壊しない。また、水質の汚濁防止に努むる。水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	船着揚等の現状利用への配慮に努める。
現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク B 侵食対策ランク -
背後地ランク	A 既存保全施設 護岸・堤防、消波工
施設の健全度	風化、劣化が見られる。
海岸保全区域の概況	全区間に渡って根固工が施工されており、護岸自体は部分的に劣化の進んだ箇所も見られるが、おおむね問題ない。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 ● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観
利用項目	
利用配慮ランク	配慮 幹線道路からの距離 500m以内
アクセス道路	車でのアクセス困難
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	船着揚
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約50ha 導入事業
配慮事項	藻場の保全

No.	海岸名	海岸タイプ
22-3	紀伊水道西 撫養港海岸	海岸タイプ 利用促進
	所管	ゾーン名
	国土(港湾)	②ウチノ海ゾーン
	市町村	保全延長
	鳴門市	1850
	土佐泊地区	③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観、海水浴場・レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護、保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	サーフィン等の海岸利用が盛んであり、また、ワカメ養殖も行われており、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	B
背後地ランク	B	既存保全施設	自然海岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤・砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯・離岸堤・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり		
海岸利用状況	サーフィン		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。維持管理を行う。 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	同岸里浦地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-4A	紀伊水道西	撫養港海岸	国土(港湾)	鳴門市	(541)	③徳島ゾーン	利用促進

①護岸状況(階段護岸・管理棟)



②護岸状況(背後は公園)



③護岸状況(東側)



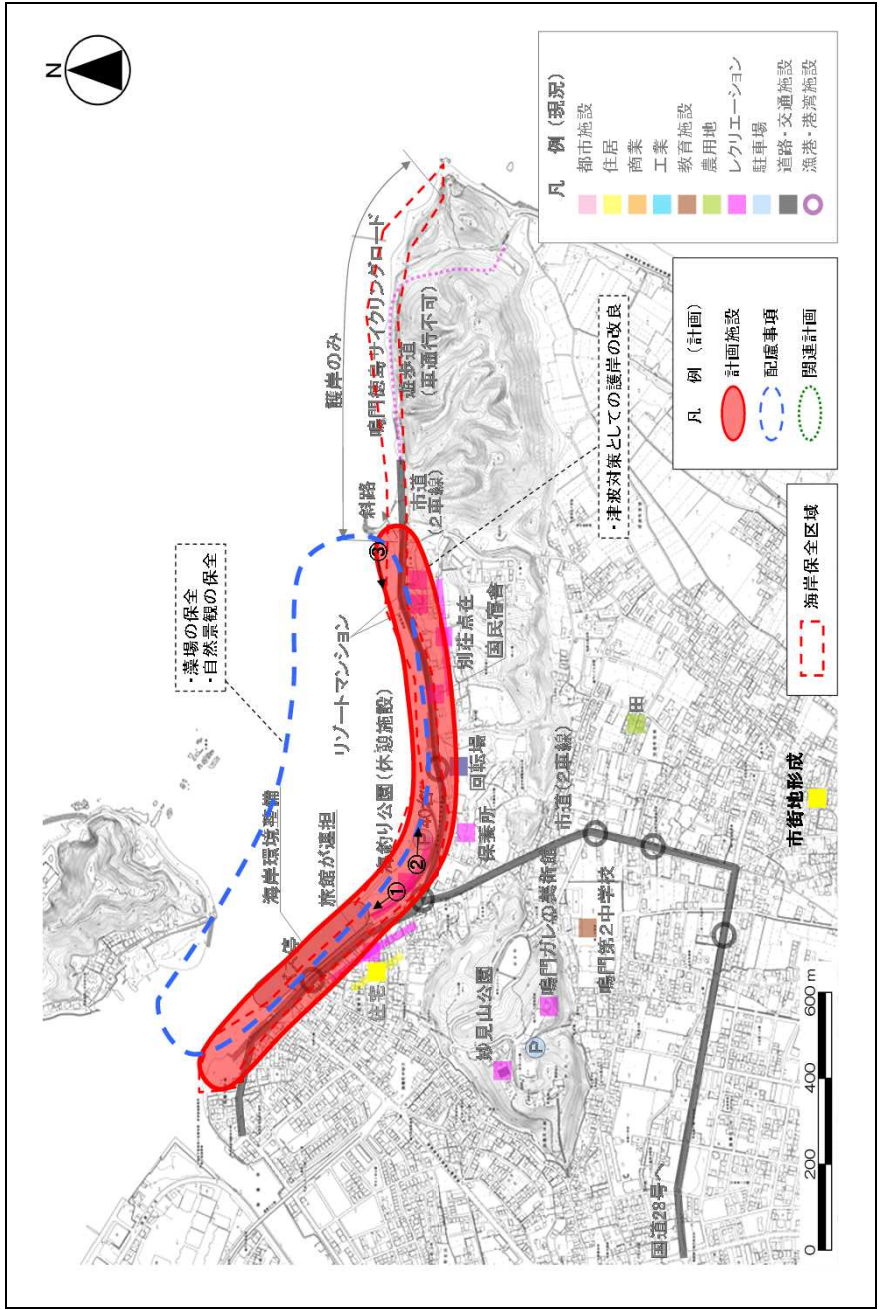
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸景観の保全や海岸利用の促進に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観・レクリエーション場としての砂浜、生物の生息環境として重要な藻場の保護、保全に努めるとともに、藻屑ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	臨海公園での海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	緩傾斜護岸・護岸・堤防・消波工・突堤・離岸堤
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	海岸環境整備事業が完成しており、港湾施設跡地利用がされている。		

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯・ブロック・突堤・離岸堤・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	レクリエーション・サイクリング		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	津波、高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約20ha
配慮事項	藻場の保全、自然景観の保全



No.	海岸名	同端里浦地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
22-48	紀伊水道西	撫養港海岸	国土(港湾)	鳴門市	(5441)	③徳島ゾーン	環境調和

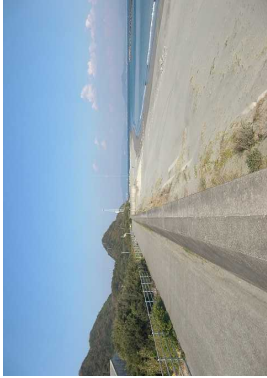
①護岸状況(南側)



②護岸状況(北側)

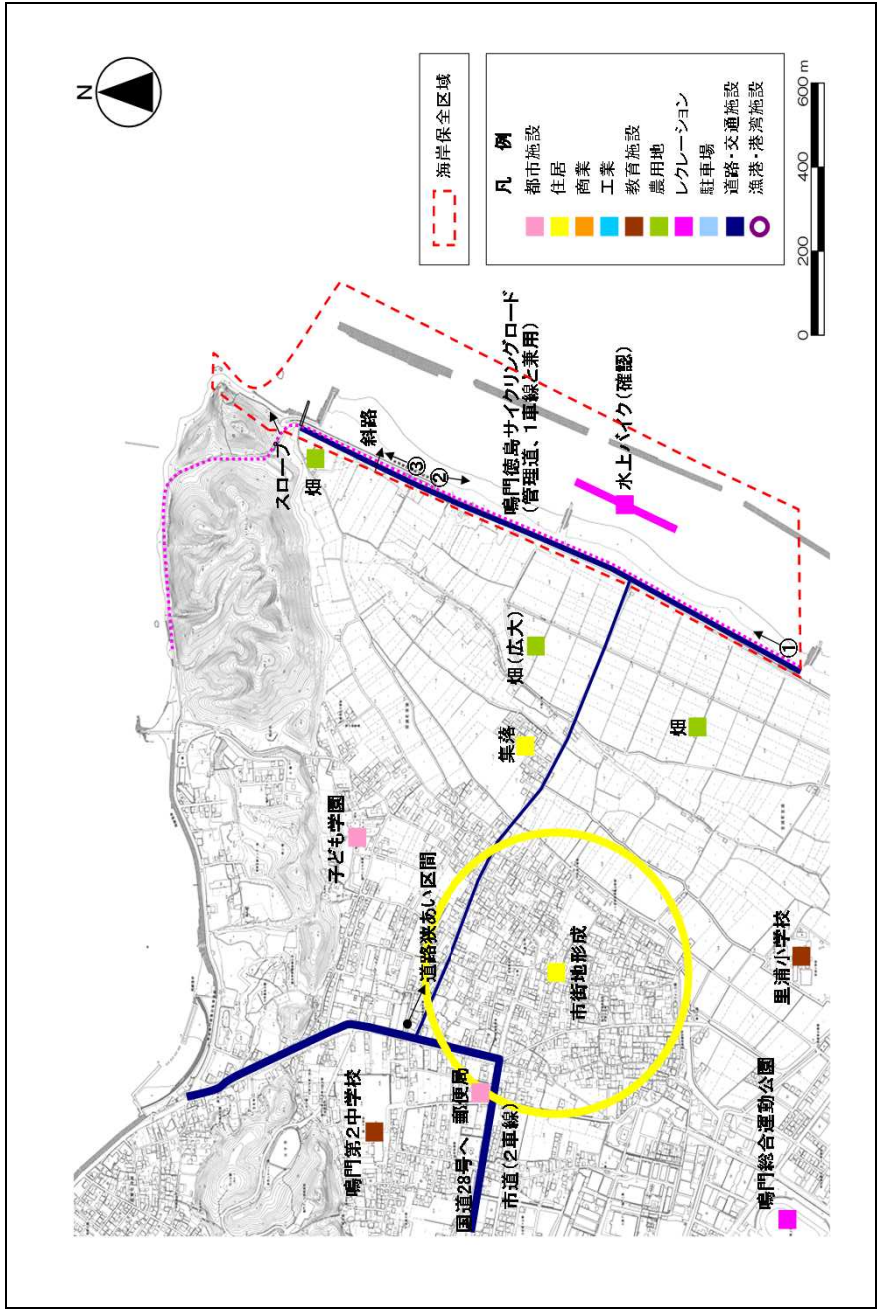


③護岸状況

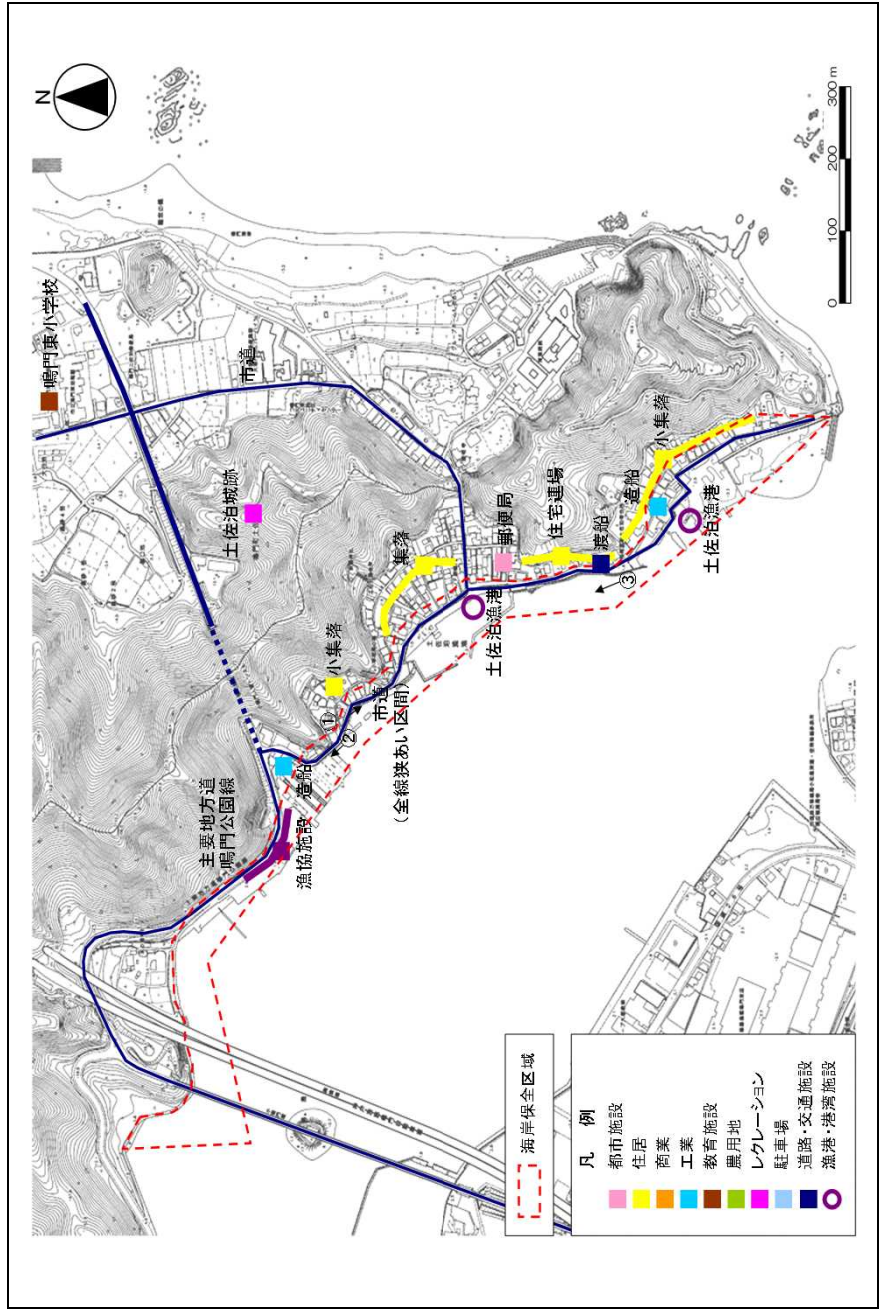


海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観や遊歩道の保全、潮水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(多島海)のゆかり・海岸景観・レクリエーション場としての砂浜・磯浜・生物の生息環境として重要な遊歩道の保護、保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	縦傾斜護岸・消波工・突堤・離岸堤・砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	第六次海岸事業において、縦傾斜堤防の計画がされており、その殆どが完成している。背後は一面に畑が広がる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・磯・プロテック・突堤・離岸堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	藻場、自然景観、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	水遊び・サイクリング		
地境からの要請	-		
計画概要			
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。		
受益規模	-	導入事業	-
配慮事項	-		



No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
23	紀伊水道西	農水(水産)	鳴門市	1721	②ウチノ海ゾーン	環境調和

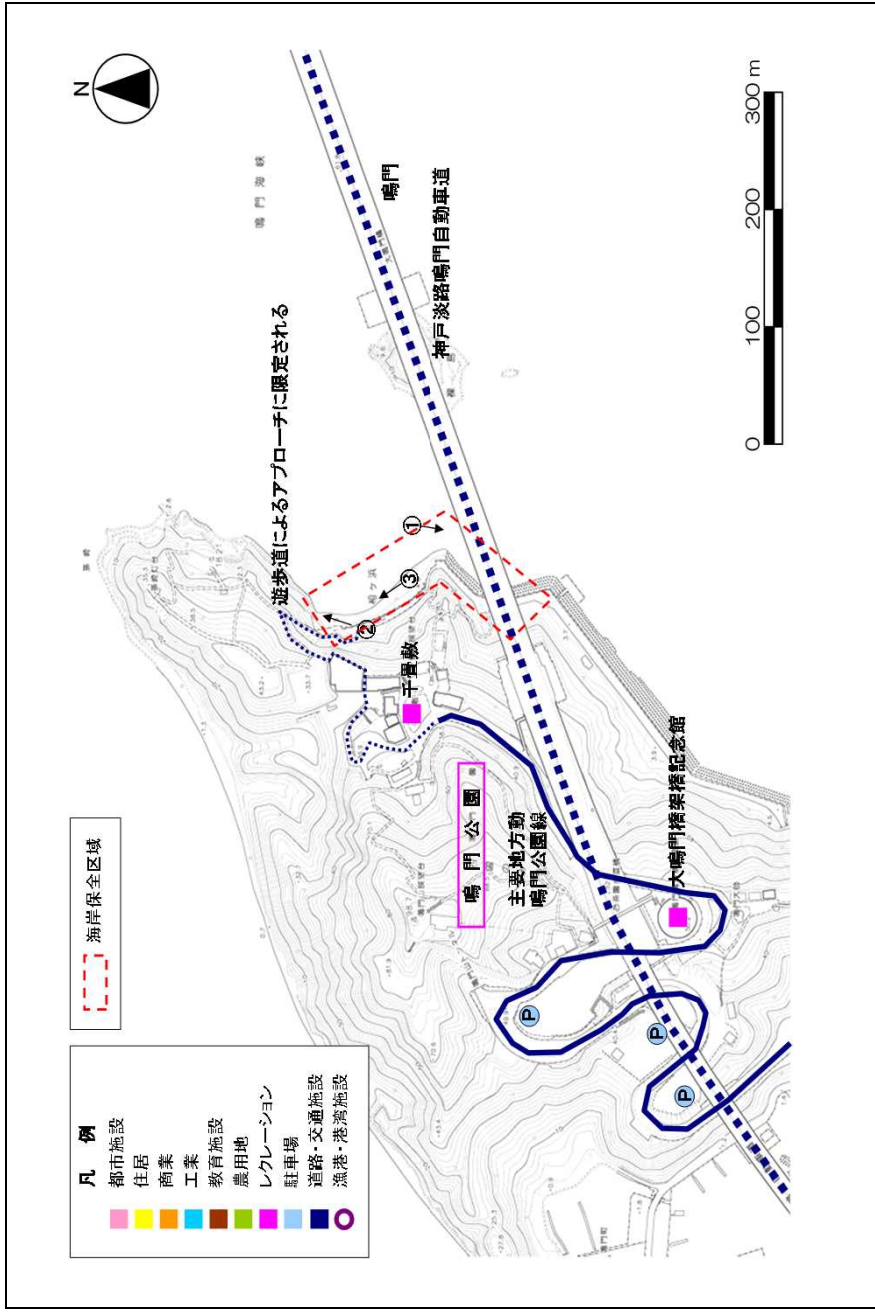


海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や漁場の保全、漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な漁場、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護、保全に努める。また、水域の閉鎖性が特に強いため、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	小鳴門橋の架けには造船所が出来ている。その他の大部分は漁港として利用されている。護岸先端は高く風化、劣化は見られない。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	漁場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、漁場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-

No.	海岸名	福池地先海岸	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
24	紀伊水道西	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	②ウチノ海ゾーン	環境重視



海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題は無いが、名勝地(鳴門)に指定される地区であり、特に自然景観の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	鳴門(名勝、国指定天然記念物)、鳴門海峡(潮流・渦流)、鳴門(多島海)の優れた海岸景観の保護、保全に努める。また、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	鳴門の満潮が見ることが出来る観光地としての機能に配慮する。

防護項目		現況特性			
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	-
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防・消波工		
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。				
海岸保全区域の概況	鳴門大橋の袂にある護岸であり、潮流の耳い鳴門海峡に面する。前面には砂利が堆積している。背後は崖となっている。				
環境項目		現況特性			
環境配慮ランク	保全	海岸の状況	磯浜・護岸		
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●		
海境環境	藻場	-	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、鳴門(国・名勝)、自然景観				
利用項目		現況特性			
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内		
アクセス道路	車でのアクセス困難				
海岸へのアプローチ	良好				
海岸利用状況	遊歩道・観光地				
地域からの要請	-				

計画概要			
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。		
受益規模	-	導入事業	-
配慮事項	-		

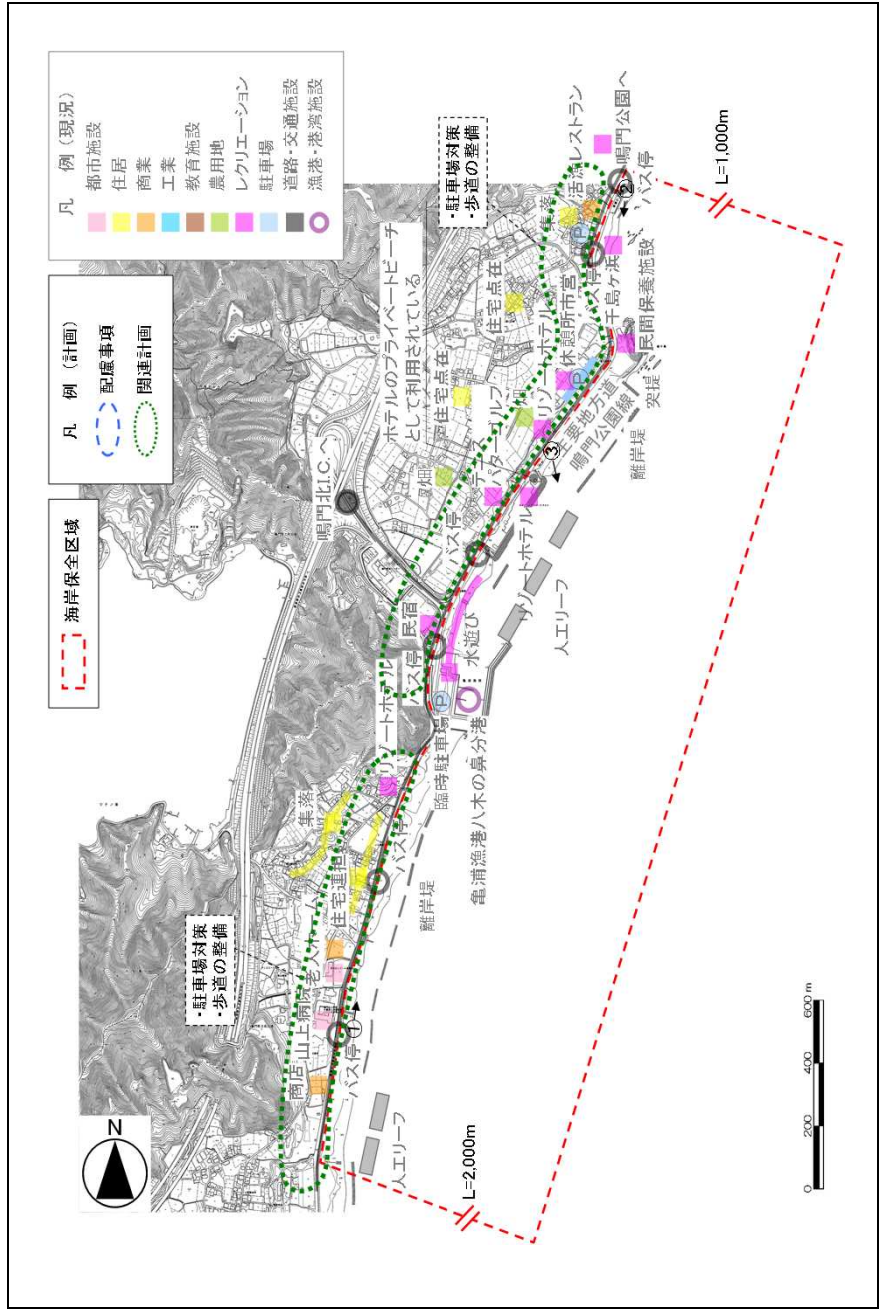
No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
25	紀伊水道西	国土(水管理)	鳴門市	3080	②ウチノ海ゾーン	利用促進



項目	内容	海岸整備の方向性
全体	防風面での問題は無いが、特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズの高い地域であるため、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。	
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。	
環境面	鳴門(多島海)の優れた海岸景観、砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。	
利用面	マリンスポーツ等の海岸利用が盛んな地域であり、現状利用の促進に努める。	

防護項目	現況特性
津波対策ランク	C 高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防、突堤、離岸堤、砂浜
施設の健全度	一部劣化が見られる。
海岸保全区域の概況	道路沿いに護岸が整備されており、離岸堤や消波ブロックの突堤が整備されている。前面には砂浜が広がる。
環境項目	現況特性
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 砂浜・離岸堤・護岸
自然関係法令	国立公園(海上：普通)、国立公園(陸上：第2種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海境環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)
利用項目	現況特性
利用配慮ランク	促進 幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	良好
海岸利用状況	マリンスポーツ
地域からの要望	駐車場対策、漂着ゴミ対策、景観への配慮

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

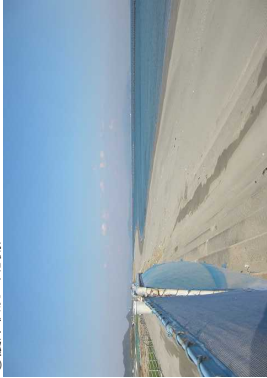


No.	海岸名	栗津港海岸	栗津地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
26-1	紀伊水道西	栗津港海岸	栗津地区	国土(港湾)	鳴門市	1800	③徳島ゾーン	環境調和

①護岸状況(南側)



②護岸状況(北側)



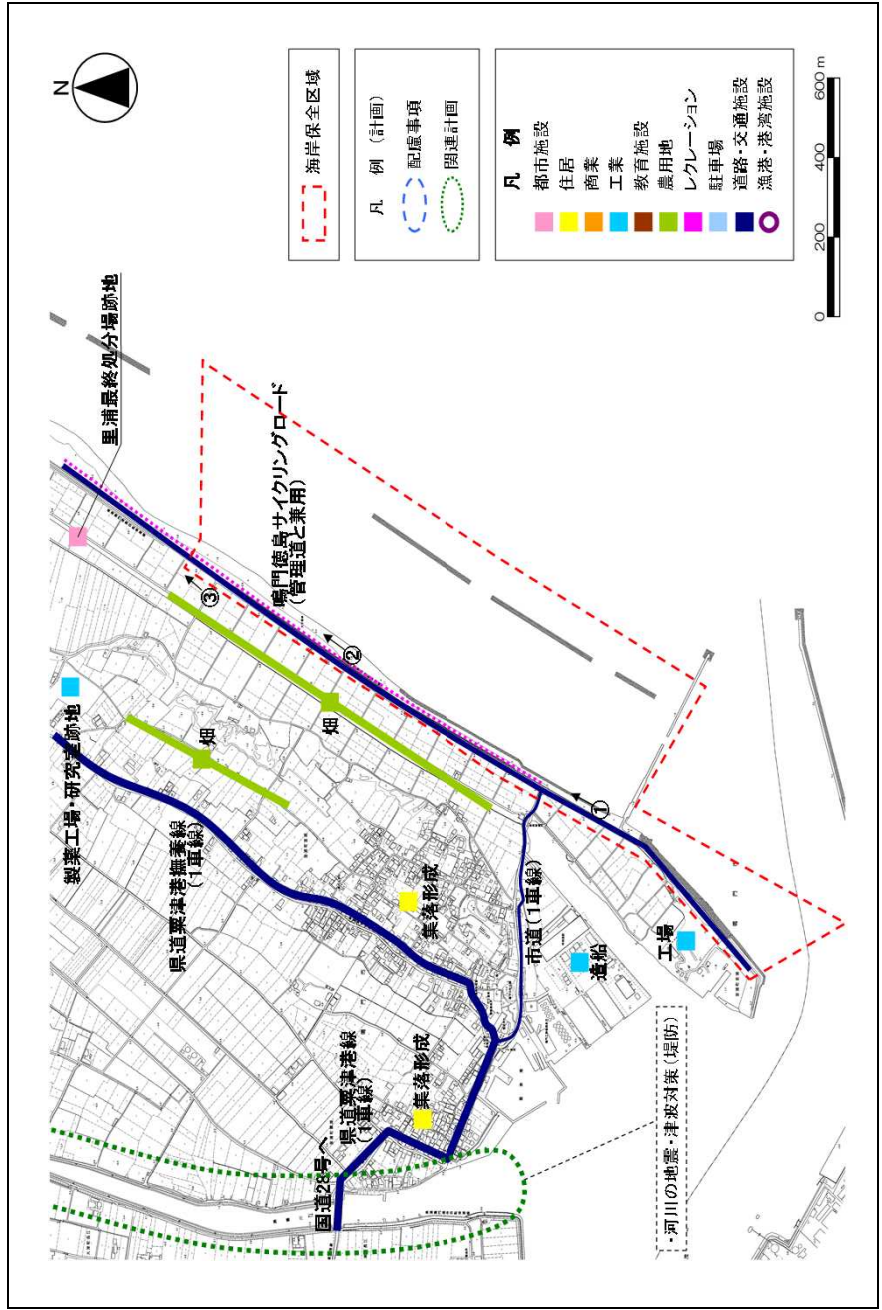
③管理道路(背後は手畑)



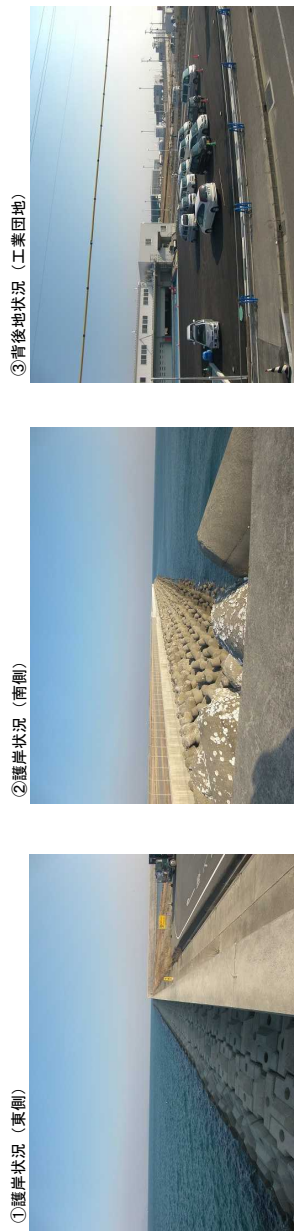
海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、濠溝の保全、潮水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な濠溝、砂浜の保護、保全に努めるとともに、海岸美化の推進を図る。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	縦傾斜護岸・消波工・突堤・離岸堤・砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	現在護岸・離岸堤・突堤が設置されている。不連続に砂浜となっている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	サイクリング・水遊び		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-



No.	海岸名	栗津港海岸	松茂地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
26-2	紀伊水道西		松茂地区	国土(港湾)	松茂町	900	③徳島ゾーン	利用促進



①護岸状況(東側)

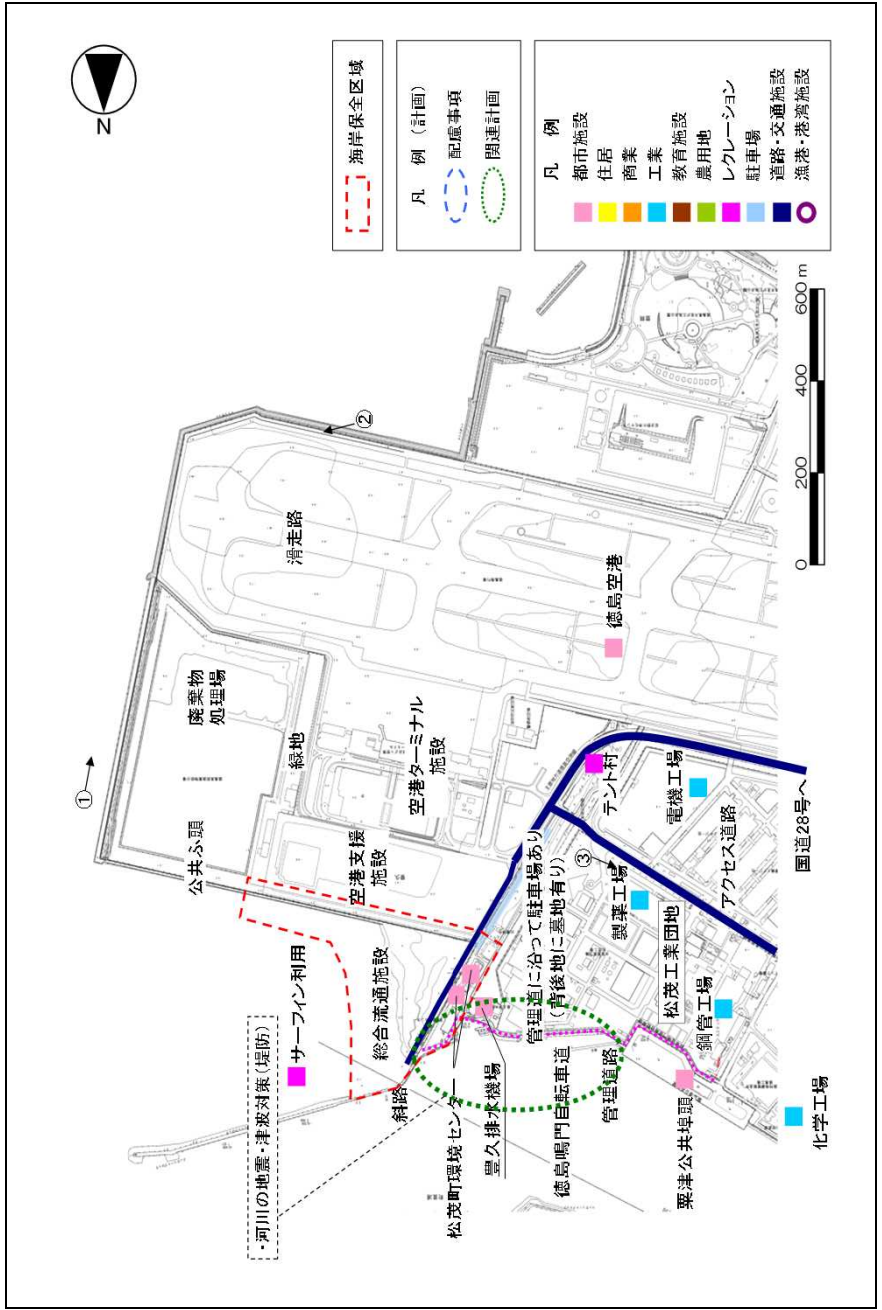
②護岸状況(南側)

③背後地状況(工業団地)

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、現況の自然環境の保全に留意しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	特定植物群落(松茂町月見ヶ丘海岸の砂丘植生)の保全に努めるとともに、清着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	現在、空港拡張による埋立計画がある。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	C
背後地ランク	A			既存保全施設	護岸・堤防、海水浴場
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。				
海岸保全区域の概況	月見ヶ丘海水浴場となっている。背後は工場・配水機場・環境センター等の施設が立地している。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸		
自然関係法令	-				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-		
海環境	藻場	-	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	月見ヶ丘海岸の砂丘植生				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内		
アクセス道路	2車線				
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり				
海岸利用状況	空港周辺整備				
地域からの要請	松林の保全				

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
27	紀伊水道西 松茂地区海岸	海岸タイプ 利用促進

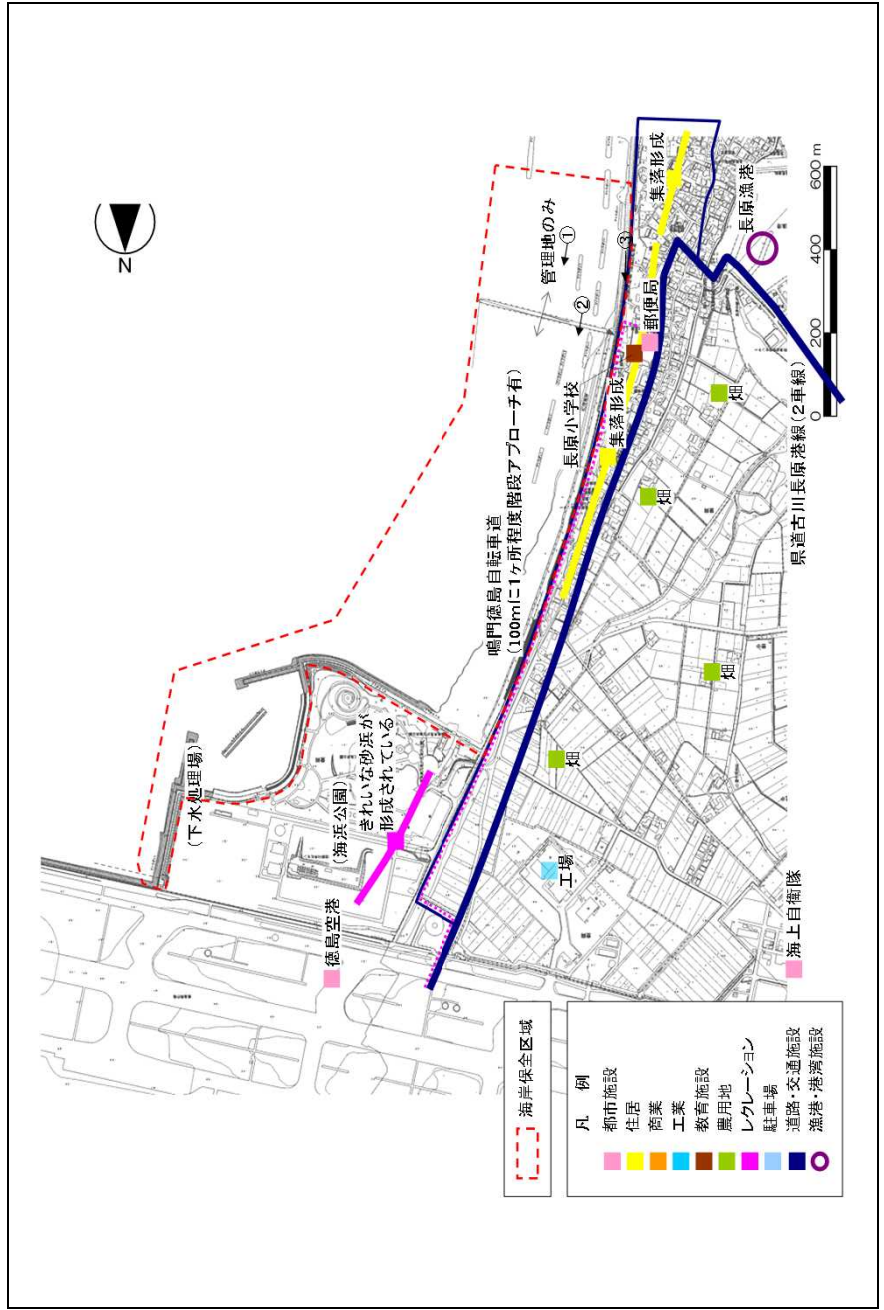
市町村	所管	保全延長	ゾーン名
松茂町	国土(水防) 国土(農林)	2699	③徳島ゾーン



①護岸状況(南側)

②海岸状況(北側)

③堤防背後の管理道路と自転車道



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、現況の自然環境の保全に留意しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	現在、空港拡張に伴う周辺整備計画(臨海公園等)がある。
防護項目	
防護項目	現況特性
津波対策ランク	B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	B 既存保全施設 縦傾斜護岸、消波工、離岸堤、砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の縦傾斜堤防と離岸堤が配置された単調な海岸線である。前面には砂浜が広がり、背後は畑となっている。	
環境項目	
環境配慮ランク	海岸の状況
-	砂浜・離岸堤・護岸
自然関係法令	-
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)
利用項目	
利用配慮ランク	現況特性
促進	幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	空港周辺整備
地域からの要請	高潮対策、松林の保全
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

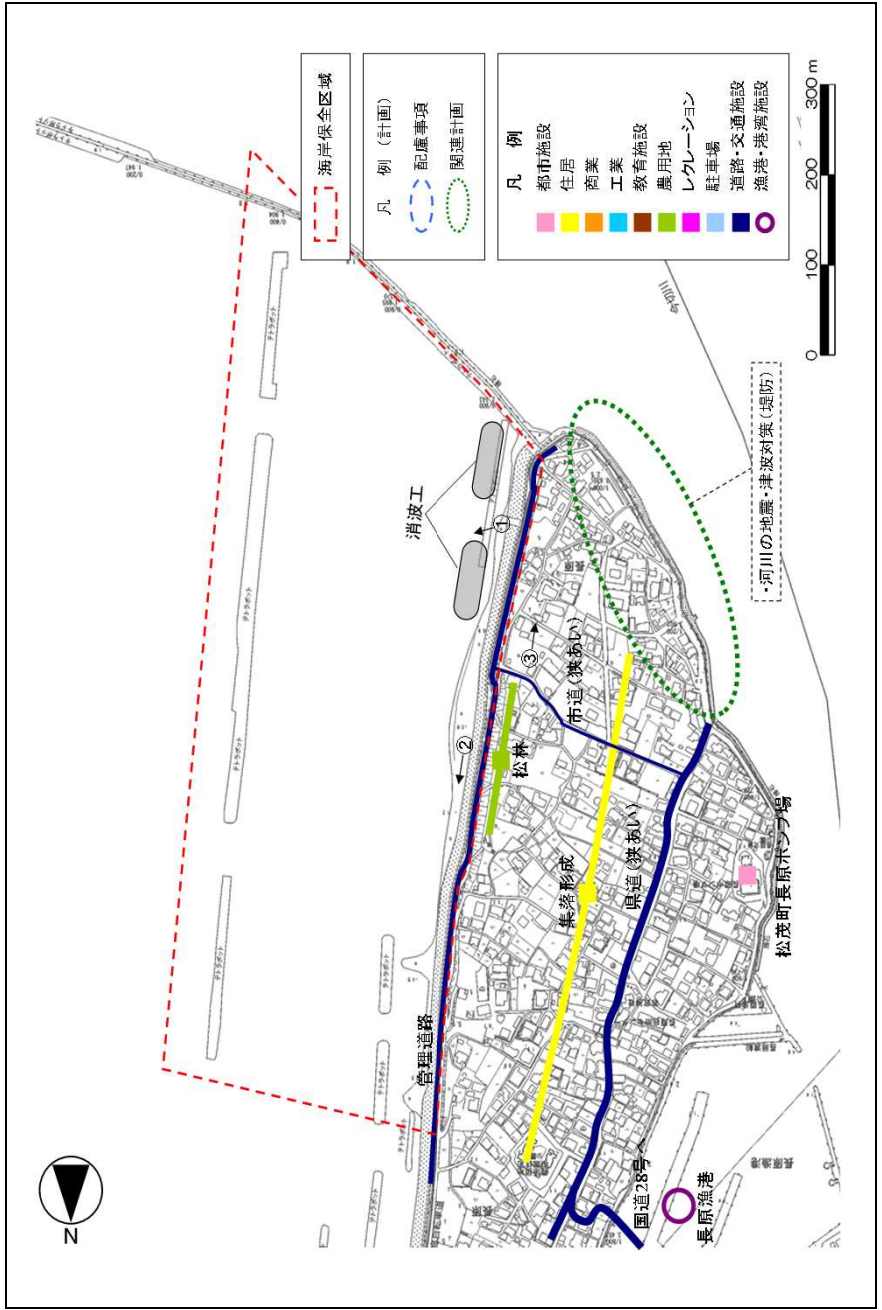
No.	海岸名	長原地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
28-1	紀伊水道西	長原地区	国土(港湾)	松茂町	780	③徳島ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、砂浜の保全、潮水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	縦傾斜護岸・消波工・離岸堤・砂浜(一部)
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	海岸は砂礫層であるが、当初幅90mにも及ぶ海浜は次第に侵食のため狭められ離岸堤等を設けている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・離岸堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海帯環境	藻場	-	干潟
配慮すべき資源	砂浜		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	水遊び(階段護岸)		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	導入事業



No.	海岸名	川内地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
28-2	紀伊水道西	今切港海岸	国土(港湾)	徳島市	1306	③徳島ゾーン	環境重視

①海岸状況 (広大な砂浜)



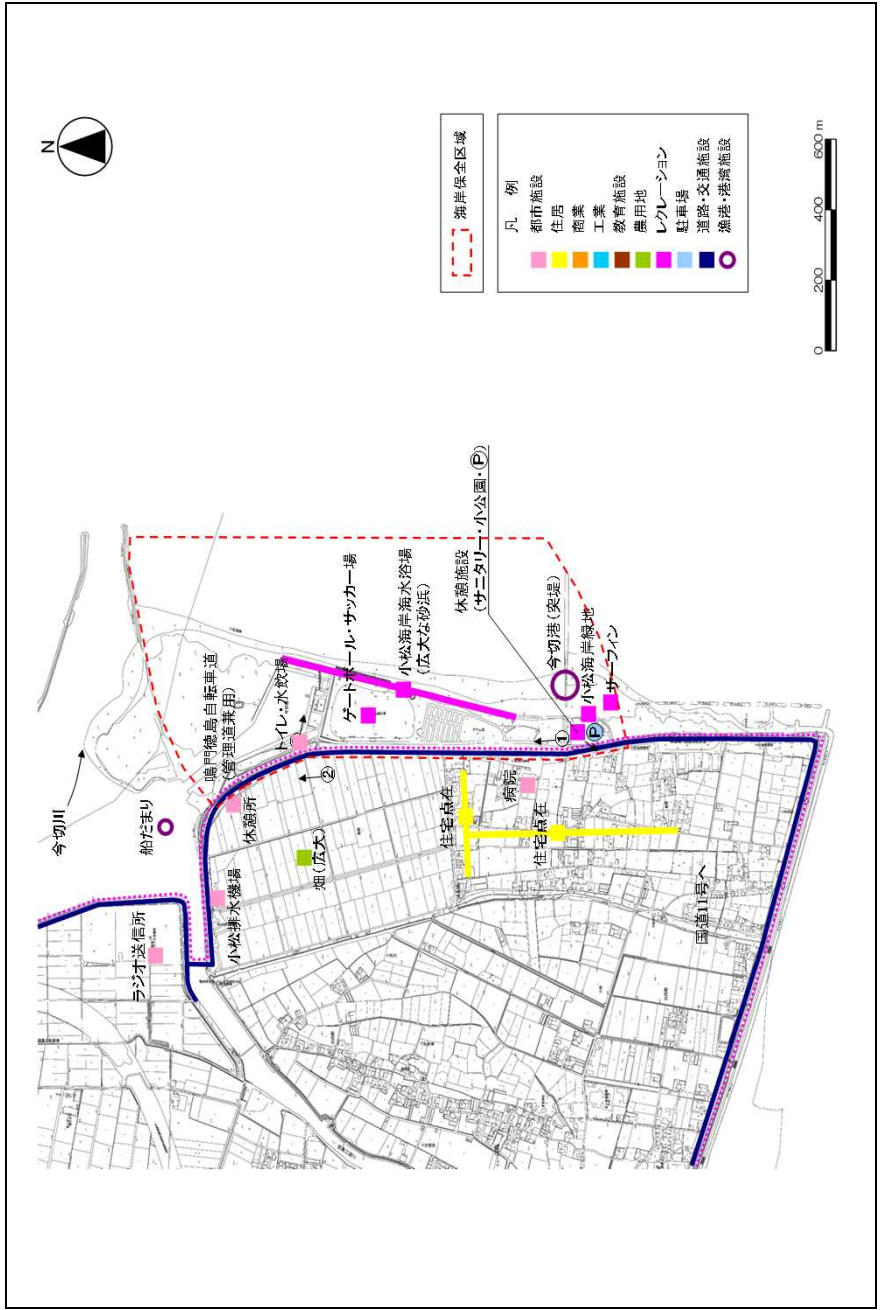
②背後地状況



③ゲートボール・サッカー場



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、重要な環境(リュウズハンミヨウの生感等)を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	レクリエーション場としての砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。沿岸上重要とされる生物(ハマシギ等)の生感も確認されており、その生感環境の保全に努める。
利用面	海水浴やサーフィン等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。
防護項目	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク C 侵食対策ランク C
背後地ランク	C 既存保全施設 縦傾斜観岸・突堤・海水浴場
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	海岸地は中央部から北寄り次第に次第に広がりが、防波堤付近で最も広く幅370mに及んでいる。将来的に人工リーフを設置する計画がある。
環境項目	
環境配慮ランク	保全 海岸の状況 砂浜・観岸堤・護岸
自然関係法令	-
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海岸環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	貴重種(ウミガメ、ウミマス、ウミコブ、ウミカサガイ、ウミコブ、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)、水産物に生息するフナノハナガエの保全)
利用項目	
利用配慮ランク	促進 幹線道路からの距離 500m以内
アクセス道路	2車線
海岸へのアプローチ	良好
海岸利用状況	海水浴・サーフィン・サイクリング
地域からの要請	前面の乗り入れ禁止区域に指定。砂堆積と観岸堤の位置の見直し(観岸堤が前にあらず)
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。計画概要 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



No.	海岸名	小松地先海岸	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
29	紀伊水道西	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	738	③徳島ゾーン	環境重視



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、貴重な環境(リュリスハスハシヨウの生態等)を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	レクリエーション場としての砂浜の保全に努めるとともに、アドプト制度による漂着ゴミ等集積など海岸美観の推進を図る。学術上重要とされる生物(イハヒの等)の生態も確認されており、その生態環境の保全に努める。
利用面	海水浴やサーフィン等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	縦傾斜護岸・離岸堤・海水浴場

施設の健全度 若干の洗掘が見られる。

海岸保全区域の保食部に分かれている。背後は農耕地となっている。小松海水浴場となっている。

環境項目 現況特性

環境配慮ランク 保全 海岸の状況 砂浜・ブロック・離岸堤・護岸

自然関係法令 ラムサール条約湿地潜在候補地(環境省)

水質環境基準(類型) A 海岸漂着物対策重点区域 ●

海環境 藻場 - 干潟 - サンゴ -

配慮すべき資源 自然関係法令・貴重種(MIハシヨク:EN)、ウミガメ(現地確認情報) 吉野川河口域(汽水域)

利用項目 現況特性

利用配慮ランク 促進 幹線道路からの距離 500m以内

アクセス道路 2車線

海岸へのアプローチ 良好

海岸利用状況 海水浴・サーフィン・サイクリング

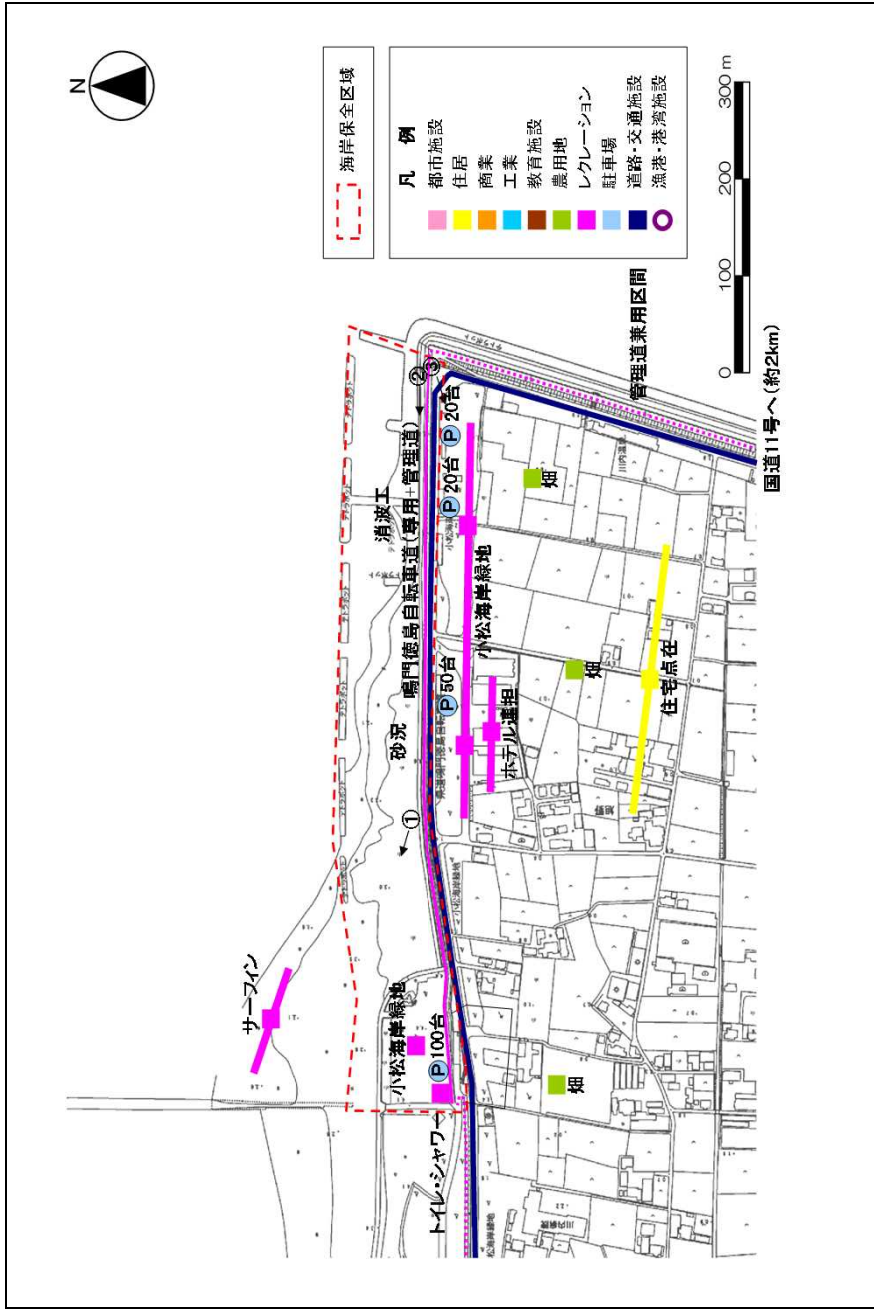
地域からの要請 -

計画概要

長期的に事業に着手する。維持管理を行う。

受益規模 - 導入事業 -

配慮事項 -



No.	海岸名	沖洲地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-1	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	徳島市	2370	③徳島ゾーン	環境重視

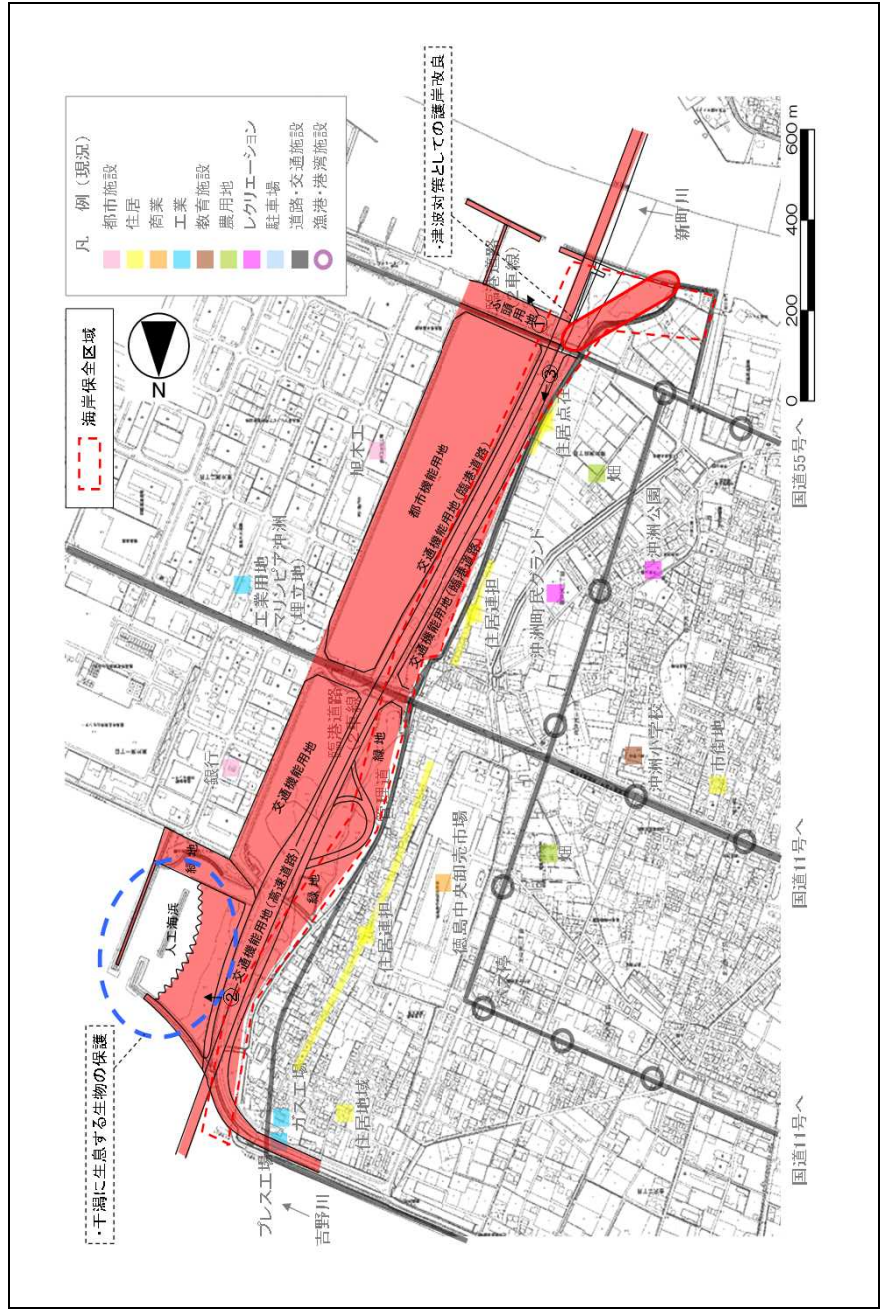
①海岸状況



②海岸状況(人工海浜)



③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。貴重な環境(リュウズハマシヨウの生息等)を有していることから、特に海岸環境の保全に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	運着ゴミの清掃など海岸美化等の推進を図る。沖合いに人工島(マリニピア)が建設されているが、学術上重要とされる生物(ハマシヨウ等)の生息も確認されており、その生息環境の保全に努める。
利用面	マリニピアの計画に伴う道路整備中であり、人工海浜がある。

現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	A 既存保全施設 護岸・堤防、砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない
海岸保全区域の概況	吉野川河口部右岸に位置し、護岸前面の埋立地と砂浜が連続している。護岸の一部は切られ埋立地への連絡道が設置されている。
環境特性	
環境配慮ランク	保全 海岸の状況 砂浜・ブロック・護岸
自然関係法令	ラムサール条約湿地潜在候補地(環境省)
水質環境基準(類型)	B 海岸漂着物対策重点区域 -
海環境	藻場 - 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令：貴重種(ハマシヨウ：EN、くわびゴシヨウ：NT) 吉野川河口域(汽水域)
現況特性	
利用配慮ランク	配慮 幹線道路からの距離 500m以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	マリニピア
地域からの要請	四国横断道路の建設に際し可能な限り自然環境を保全。干潟や水辺環境の再生。

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。また、高速道路の整備に伴い埋立を行う。
受益規模	- 導入事業 津波・高潮、高潮、他事業
配慮事項	干潟に生息する生物の保護

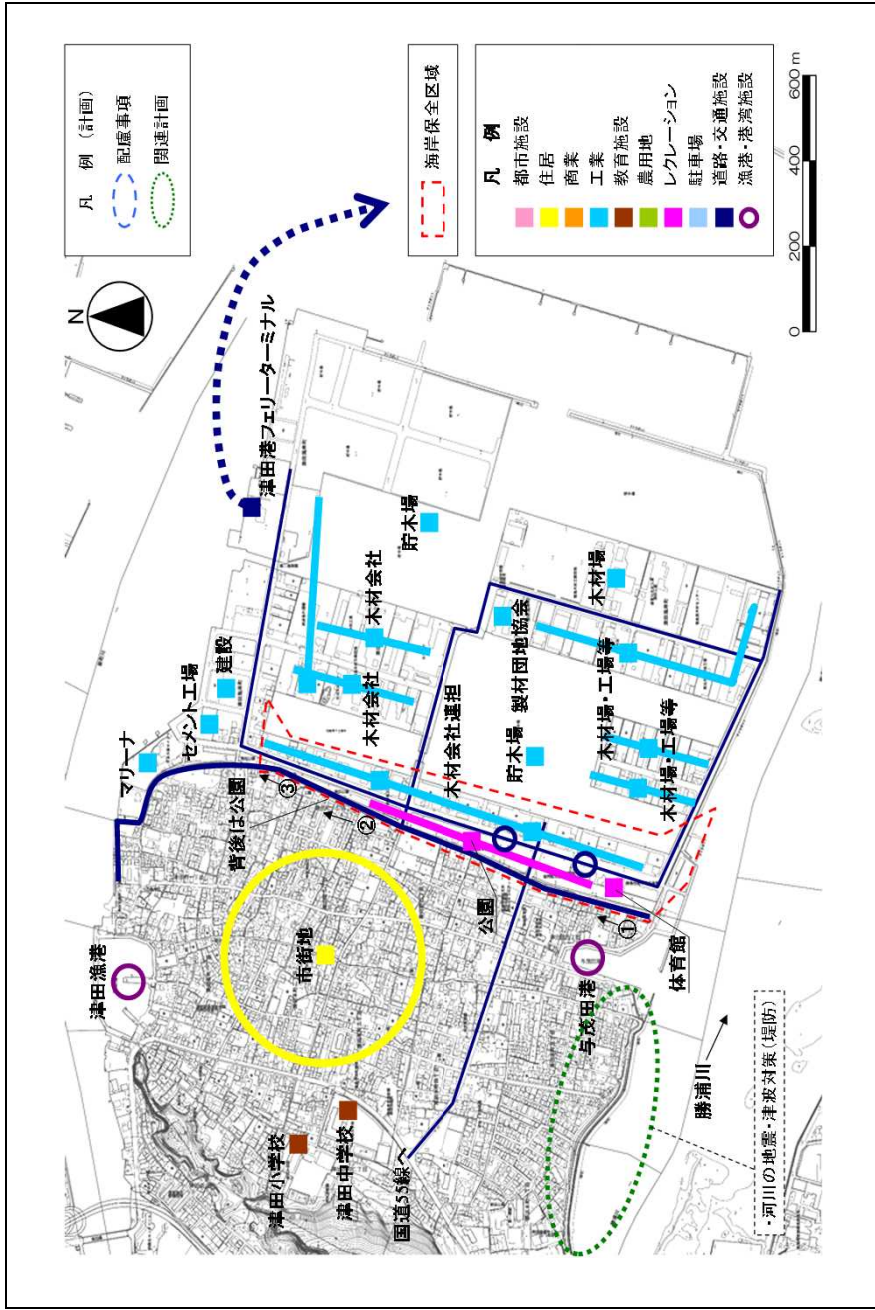
No.	海岸名	津田地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-2	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	徳島市	1222	③徳島ゾーン	防護重視



海岸整備の方向性	
全体	環境面・利用面での特異的な配慮事項はないため、当面、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	特異的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。(護岸の前面は埋立てが行われており、工業団地として利用されている。)

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	一部で若干劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	護岸は一部で若干風化・劣化が見られるが、機能的に問題は無いと考えられる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	B	海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	蒸場	干潟	-
配慮すべき資源	-		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	津田港の防波壁は、非常に重く、一人では閉鎖することが困難な状況。県で実証実験を進めている方を活用した自動閉鎖の設置を望む。		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。計画概要 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
30-3	紀伊水道西 徳島小松島港海岸	海岸タイプ 環境重視

ゾーン名	保安延長	市町村	所管	大神子地区
③徳島ゾーン	919	徳島市	国土(港湾)	

①海岸状況



②海岸状況



③背後地状況



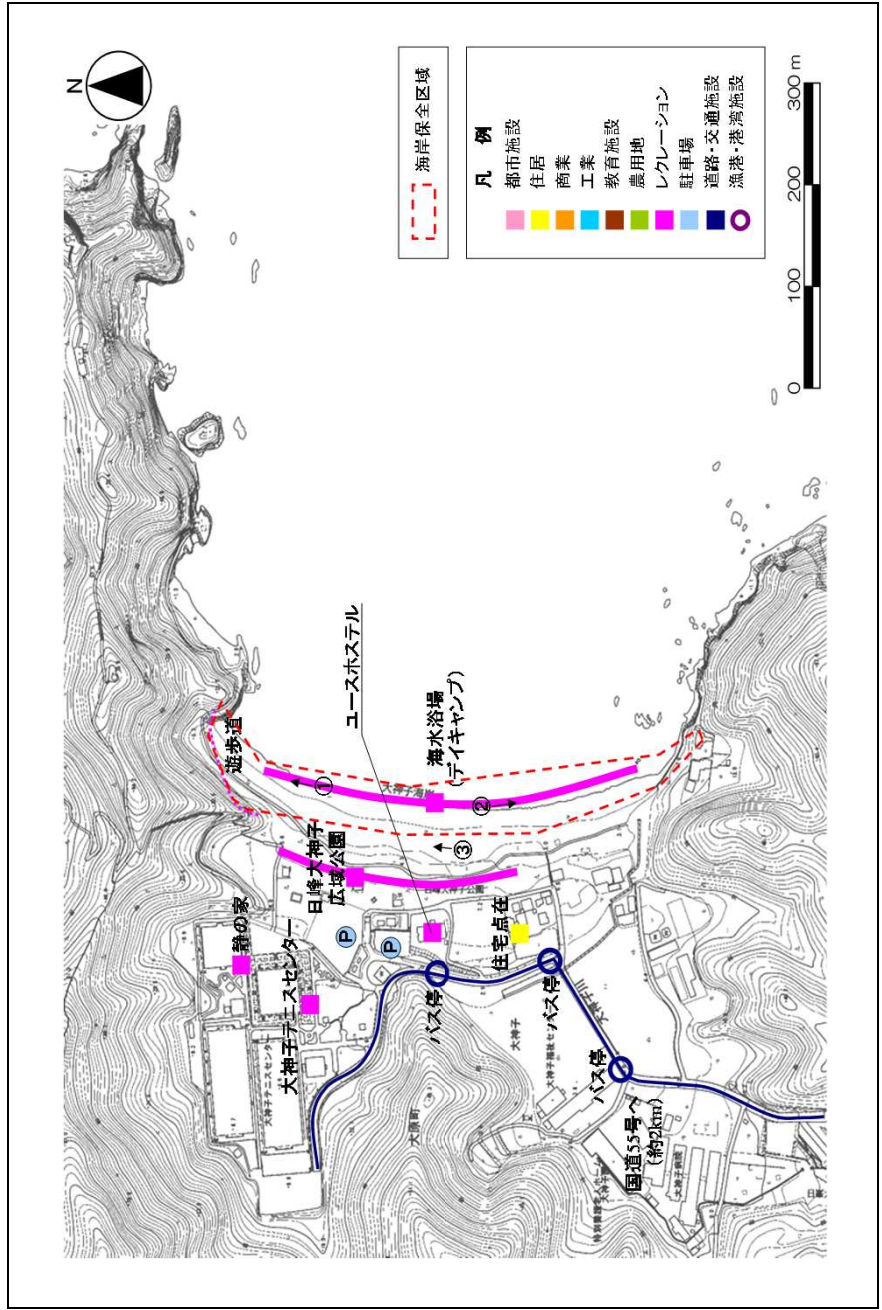
全体	海岸整備の方向性
背後地の重要度を考慮して、当面、鳥獣保護区特別保護地区に指定されていることが、特に海岸環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。	
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な薄場、入り江、レクリエーション場としての砂浜、背後地の森林の保護、保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	水遊び等の海岸利用(臨海公園)が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	C 既存保全施設	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の現況	自然海岸となっている。北側は海水浴場として利用されている。南側は現在保全施設は整備されていないが、人工リーフの設置が予定されている。	

環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	保全	海岸の状況
自然関係法令	鳥獣保護区特別保護地区	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟
配慮すべき資源	自然環境法令、藻場	

利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	良好	
海岸利用状況	臨海公園(大神子公園)	
地域からの要請	阿波の『おとめいし』の地学、歴史面、景観等の環境に配慮した海岸の保全	

計画概要	
長期的に事業に着手する。計画概要	当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-



No.	海岸名	港口地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-4	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	小松島市	3878	③徳島ゾーン	防護重視

①護岸状況(全景)



②護岸状況(南側)



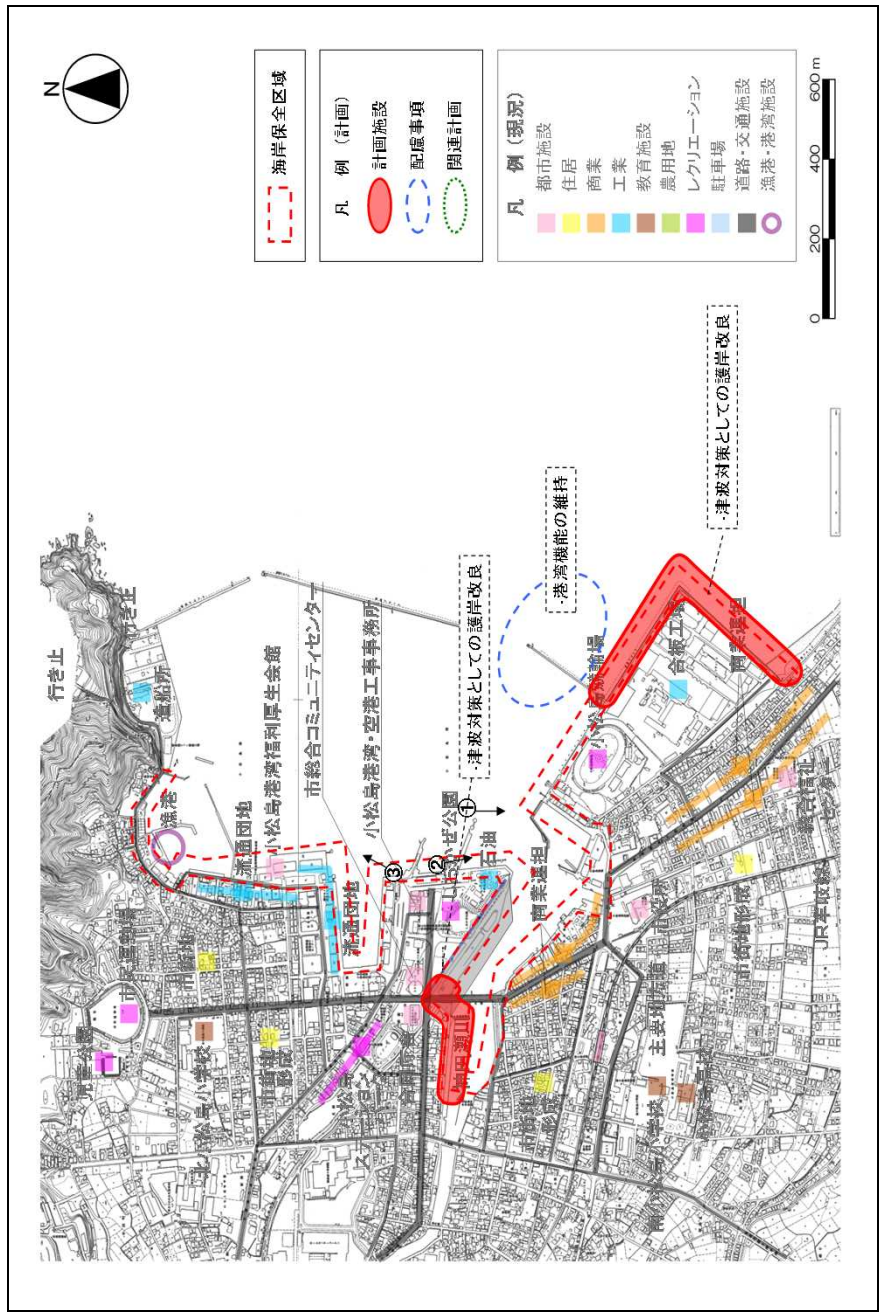
③護岸状況(南側)



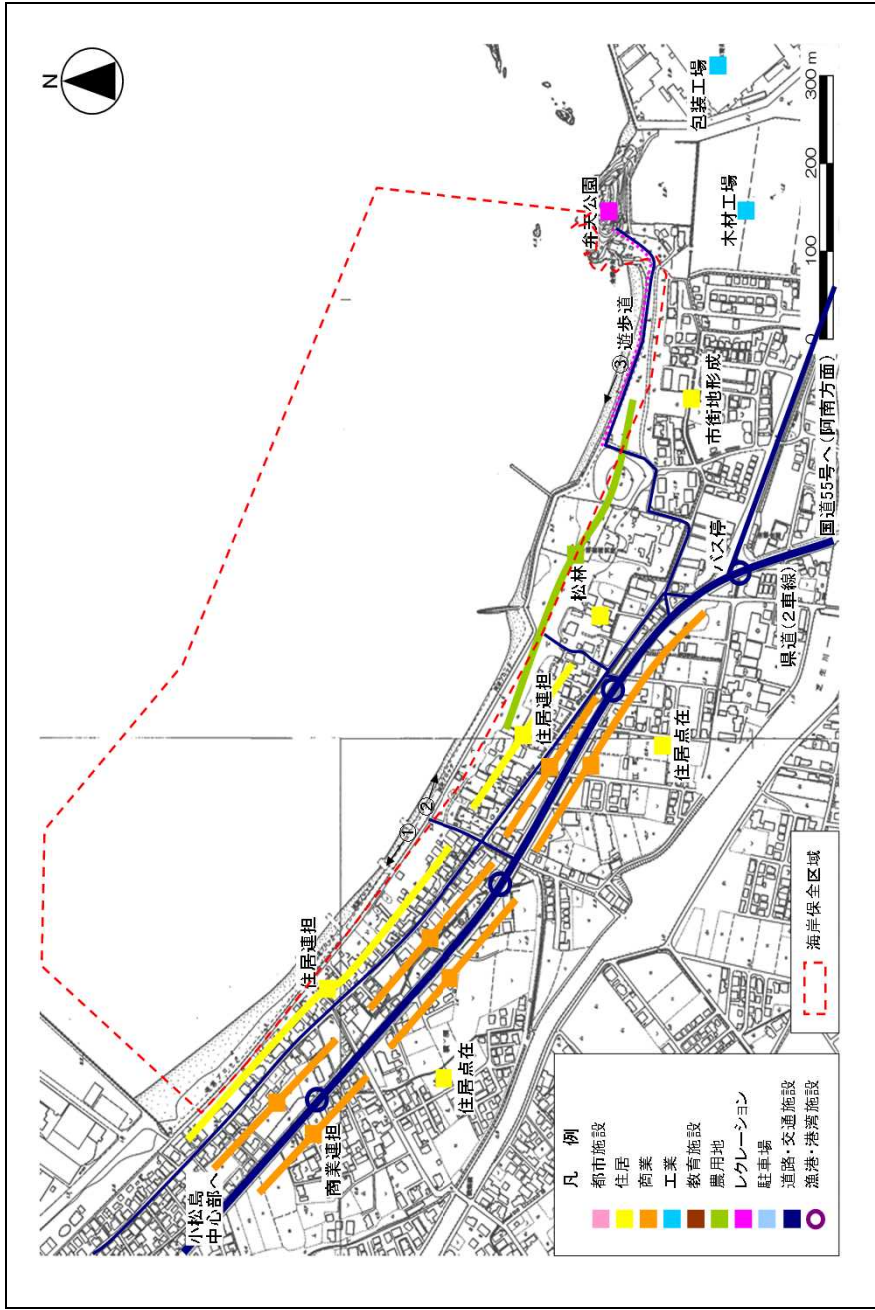
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。港湾機能に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。
利用面	流港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	背後は倉庫や工場・駐車場となっている。小松島港本港地区である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況	突堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	C	海岸漂着物対策重点区域	-
海境環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	-		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	港湾		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約50ha
配慮事項	津波・高潮、高潮、高潮 護岸機能の維持



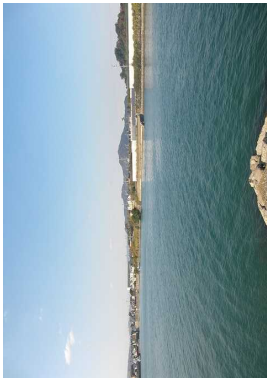
No.	海岸名	横須金機地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-5	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	小松島市	1120	③徳島ゾーン	利用促進



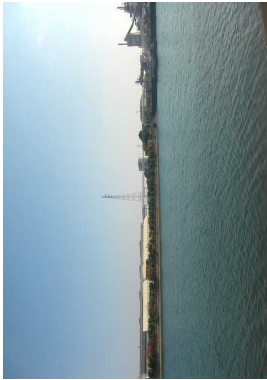
海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	特定植物群等、県指定の天然記念物である金福のアコウ、生物の生態環境として重要な海岸環境の保全を図るとともに、砂浜の砂質改善、ハード対策、保全、景観面も港湾地域の環境の創造、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海岸利用のニーズが高く、海岸環境整備事業を計画中である。
防護項目	
津波対策ランク	現況特性
B	高潮対策ランク C
A	侵食対策ランク C
背後地ランク	現況特性
A	既存保全施設
	護岸・堤防、消波工、突堤、砂浜
施設の健全度	一部風化、劣化が見られる。
海岸保全区域の概況	前面は砂浜であり背後には人家がある。護岸の一部に風化が見られる。
環境項目	
環境配慮ランク	現況特性
	配慮
	海岸の状況
	砂浜・突堤・護岸堤、護岸
自然関係法令	-
水質環境基準(類型)	B
	海岸漂着物対策重点区域 ●
海環境	藻場 ●
	干潟 -
	サンゴ -
配慮すべき資源	金機のアコウ自生地(隣接)、藻場
利用項目	
利用配慮ランク	現況特性
促進	幹線道路からの距離
	500m以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり
海岸利用状況	海岸環境整備事業
地域からの要請	海辺の利用促進、水質浄化(ハード対策)、防護機能の強化、松林の保全
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。維持管理を行う。
受益規模	当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
	導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	赤石坂野地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-6	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	小松島市	6123	③徳島ゾーン	防護重視

①岸壁状況(埋立地中央)



②護岸状況(埋立地東側)



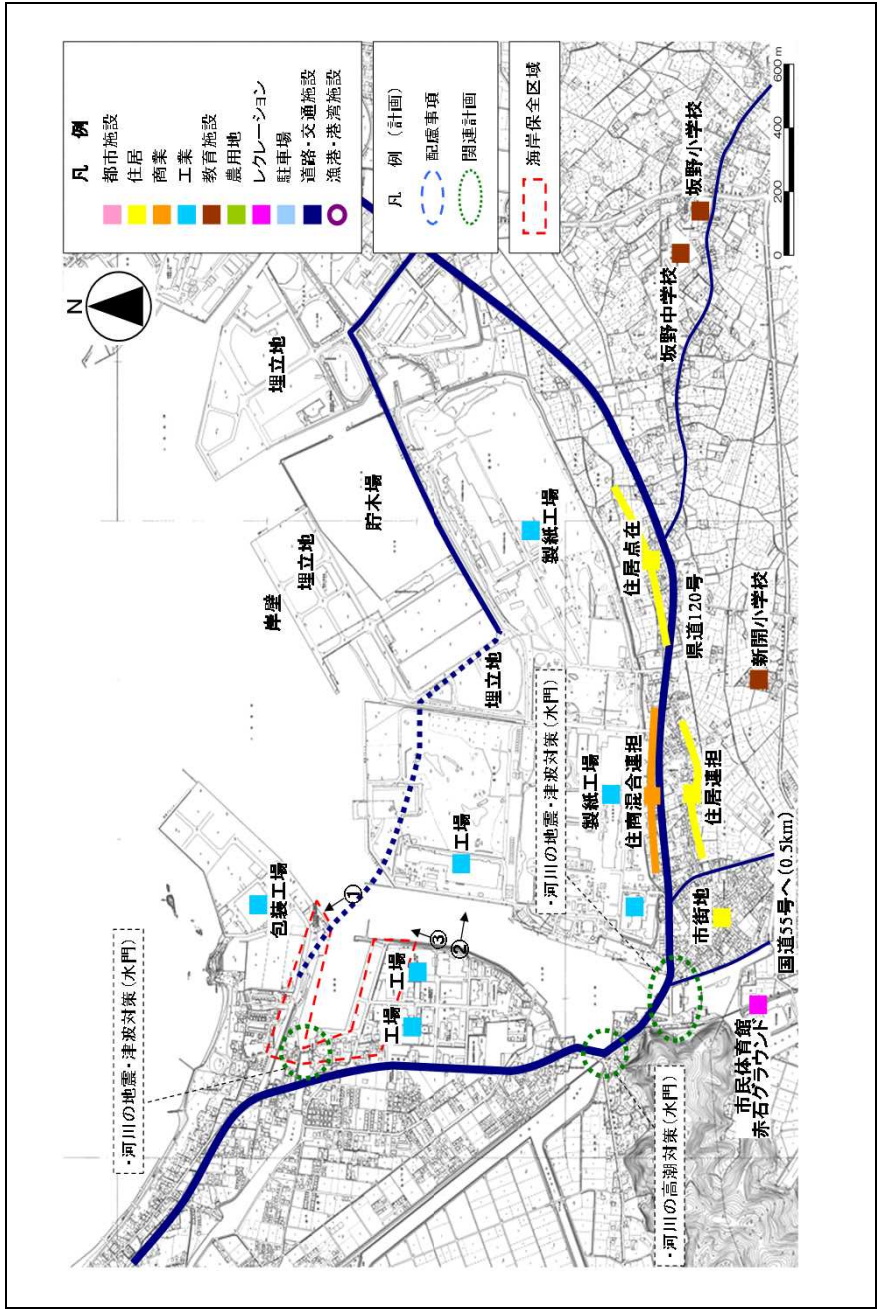
③護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	埋立地・利用面での特異的な配慮事項はないため、当面、防護を中心とした施設整備を図る。
防護面	越波・浸水等の可能性があり、対策を行う。
環境面	特異的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	現在港湾施設の施工中である。護岸改修計画部分に大きな目地の開きが生じている。背後は駐車場や人家となっている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	B	海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	蒸場	干潟	-
配慮すべき資源	-		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	2車線		
海岸へのアップロープ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	なし		
地域からの要望	-		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-

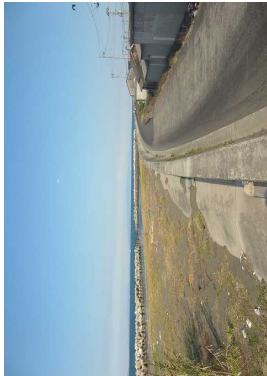


No.	海岸名	和田島地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
30-7	紀伊水道西	徳島小松島港海岸	国土(港湾)	小松島市	3204	③徳島ゾーン	環境調和

①護岸状況(北東側)



②海岸状況(北西側)



③漁港状況(南側)



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。漁場の保全、砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	1)津波や高潮による浸水の危険性や侵食等の可能性があり、対策を行う。
環境面	和田島の砂浜の保護・保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。また、侵食対策を推進し、砂浜の再生に努める。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現状特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	B
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防、突堤

施設の健全度 風化、劣化が見られる。

海岸保全区域の概況 背後は漁村集落と魚介類加工工場が点在している。自衛隊基地や漁港がある。かつて砂浜では地引網のイベントが行われていたが、砂浜が侵食されてなくなっている。

環境項目		現状特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸

自然関係法令 -

水質環境基準(類型) B 海岸漂着物対策重点区域 ●

海塩環境 藻場 ● 干潟 - サング

配慮すべき資源 藻場

利用項目		現状特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内

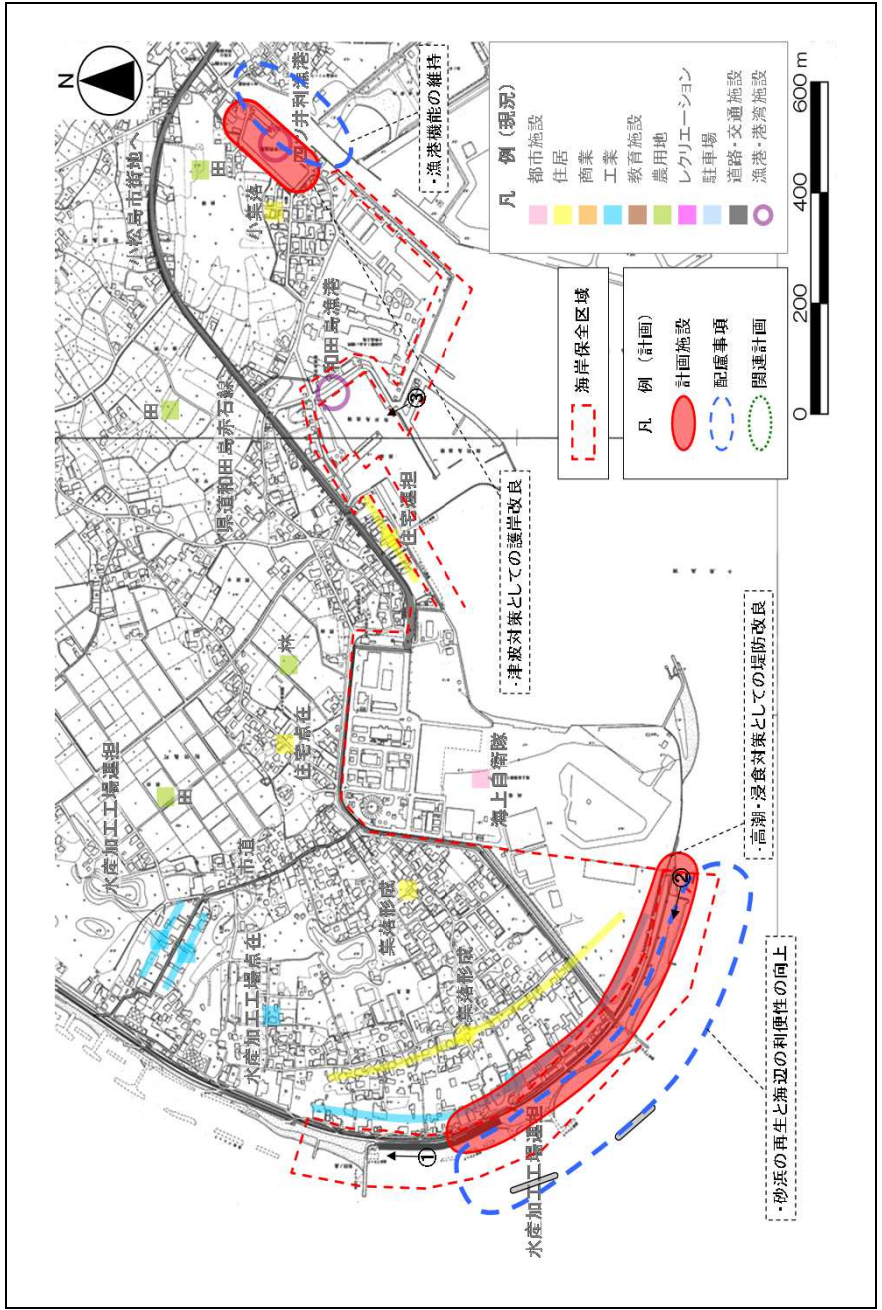
アクセス道路 1車線

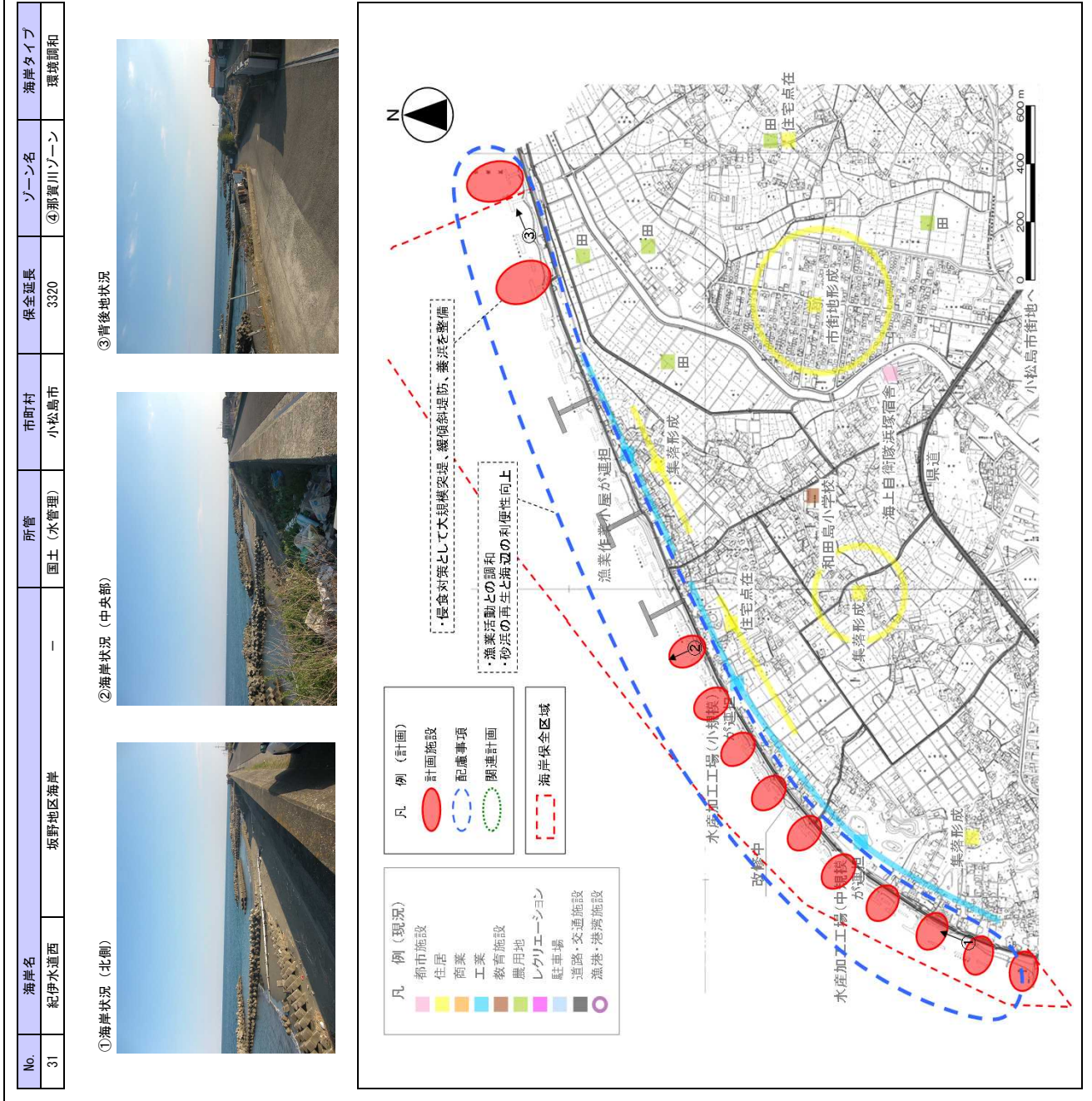
海岸へのアプローチ ロータ

海岸利用状況 船着場

地境からの要請 砂浜の再生

計画概要	
計画概要	津波、高潮、侵食対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約50ha 導入事業
配慮事項	砂浜の再生と海辺の利便性の向上






海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。自然景観の保全、砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	なぎさリフレクシヨ事業にて、砂浜の再生、大規模突堤、養浜、縦傾斜堤防からなる優食対策を実施中である。
環境面	和田島の砂浜の保全・再生に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性				
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	B	優食対策ランク	A
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防・消波工、離岸堤、突堤		
施設の健全度	風化、劣化が顕著に見られる。				
海岸保全区域の概況	背後は道路及び自転車道である。全区間に渡って消波工、離岸堤が整備されているが、風化、劣化が進んでいる。				
環境項目	現況特性				
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・ブロック・突堤、離岸堤・護岸		
自然関係法令	-				
水質環境基準（類型）	A	海岸漂着物対策重点区域	-		
海環境	藻場	-	干潟	-	サンゴ
配慮すべき資源	自然景観				
利用項目	現況特性				
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内		
アクセス道路	1車線				
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり				
海岸利用状況	船着場				
地域からの要請	砂浜の再生				

計画概要	
計画概要	優食対策として大規模突堤、縦傾斜堤防、養浜を整備する。
受益規模	約500 導入事業 優食
配慮事項	漁業活動との調和、砂浜の再生と海辺の利便性向上

No.	海岸名	今津地区海岸	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
32	紀伊水道西	今津地区海岸	国土（水防課） 農水（農科）	阿南市	3115	④那賀川ゾーン	防護重視


①海岸状況（南側）



②大規模突堤



③管理道路とサイクリング道路（北側はB&G駐車場）



海岸整備の方向性	
全体	砂浜の再生、船着場等の現状利用に配慮しつつ、防護を中心とした施設の維持管理に努める。施設整備を図る。
防護面	なぎさリフレッシュ事業にて、砂浜の再生、大規模突堤、養浜、縦傾斜堤防からなる侵食対策を実施中である。
環境面	特異的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。
利用面	船着場等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防、縦傾斜護岸、消波工、離岸堤、突堤

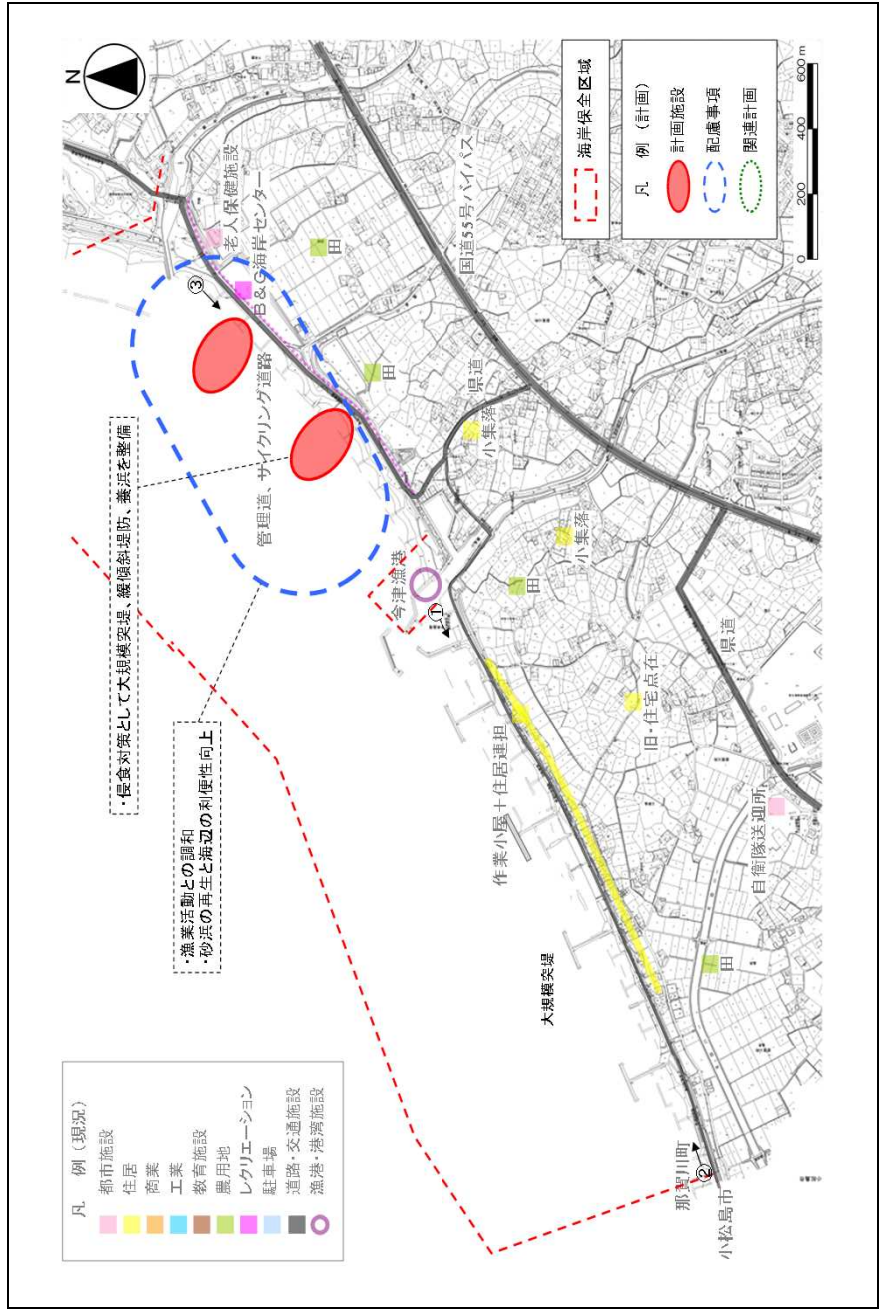
施設の健全度 風化、劣化が顕著に見られる。

海岸保全区域の概況 背後は道路及び自転車道である。全区間に渡って消波工、離岸堤が整備されているが、風化、劣化が進んでいる。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況	砂浜・ブロック・突堤、離岸堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準（類型）	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	-	サンゴ	-

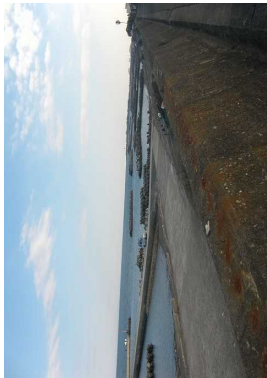
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	船着場		
地域からの要請	砂浜の再生、堤防治の進捗確保		

計画概要	
計画概要	侵食対策として大規模突堤、縦傾斜堤防、養浜を整備する。
受益規模	約150ha 導入事業
配慮事項	漁業活動との調和、砂浜の再生と海辺の利便性向上



No.	海岸名	海岸タイプ
33	紀伊水道西 今津漁港海岸	海岸タイプ 防護重視
	ゾーン名	④那賀川/ゾーン
	保全延長	170
	市町村	阿南市
	所管	農水(水産)

①漁港状況



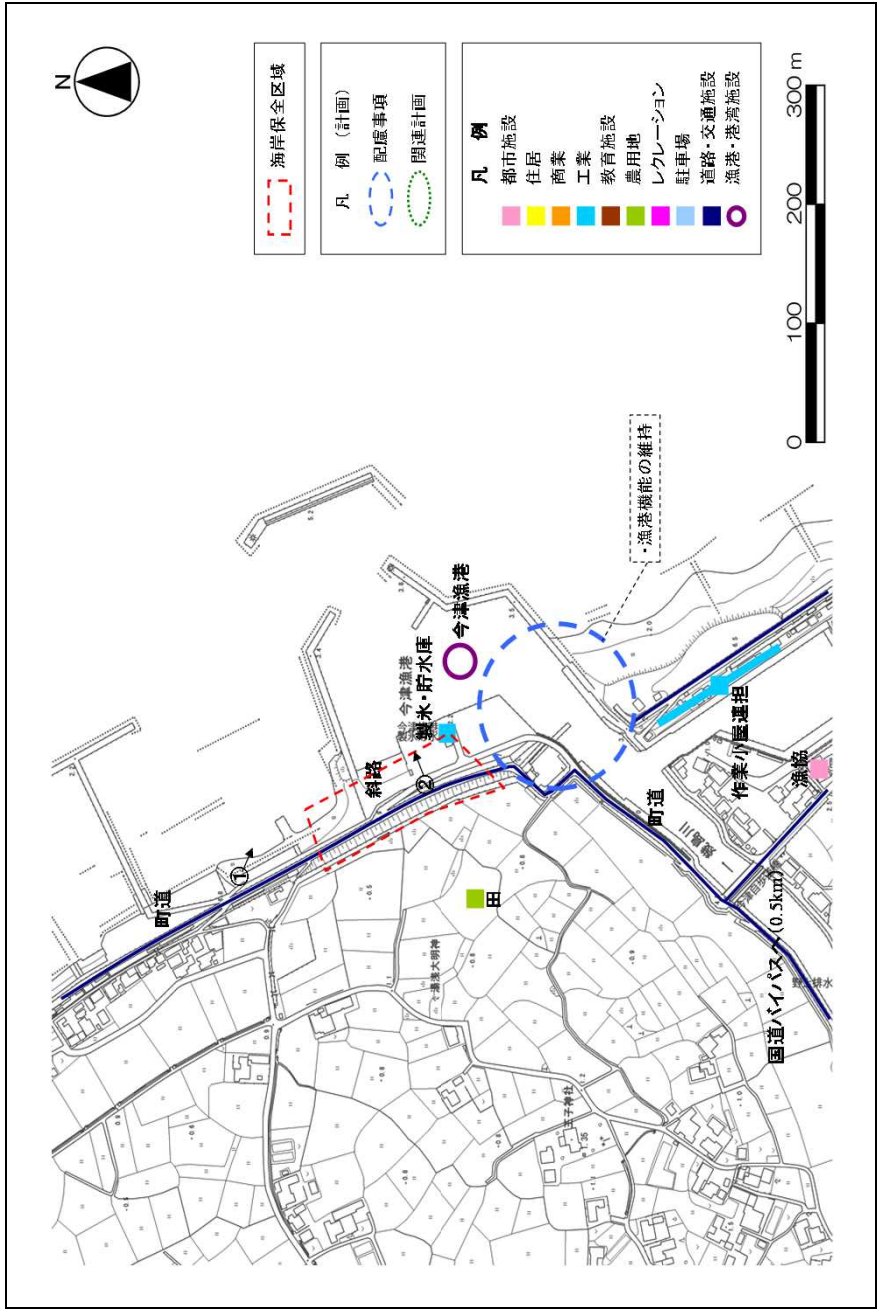
②漁港状況



	海岸整備の方向性
全体	環境面での特質的な配慮事項はなく、港湾機能に配慮しつつ、当面、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	特質的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

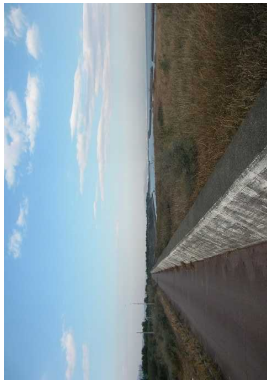
防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	護岸を横切る様に臨港道路が通っており、護岸前面は漁港施設が整備されている。背後には防砂林があり田が広がっている。人家はまばらである。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況
自然関係法令	ブロック・突堤・護岸	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	漁場	- 干潟
配慮すべき資源	-	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	良好	
海岸利用状況	漁港	
地境からの要請	-	

計画概要	計画的に事業に着手する。維持管理を行う。	
受益規模	-	導入事業
配慮事項	-	



No.	海岸名	那賀川左岸地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
34	紀伊水道西	那賀川左岸地区	農水(農村)	阿南市	2000	④那賀川ゾーン	利用促進

①護岸状況(西側を撮影)



②海岸状況

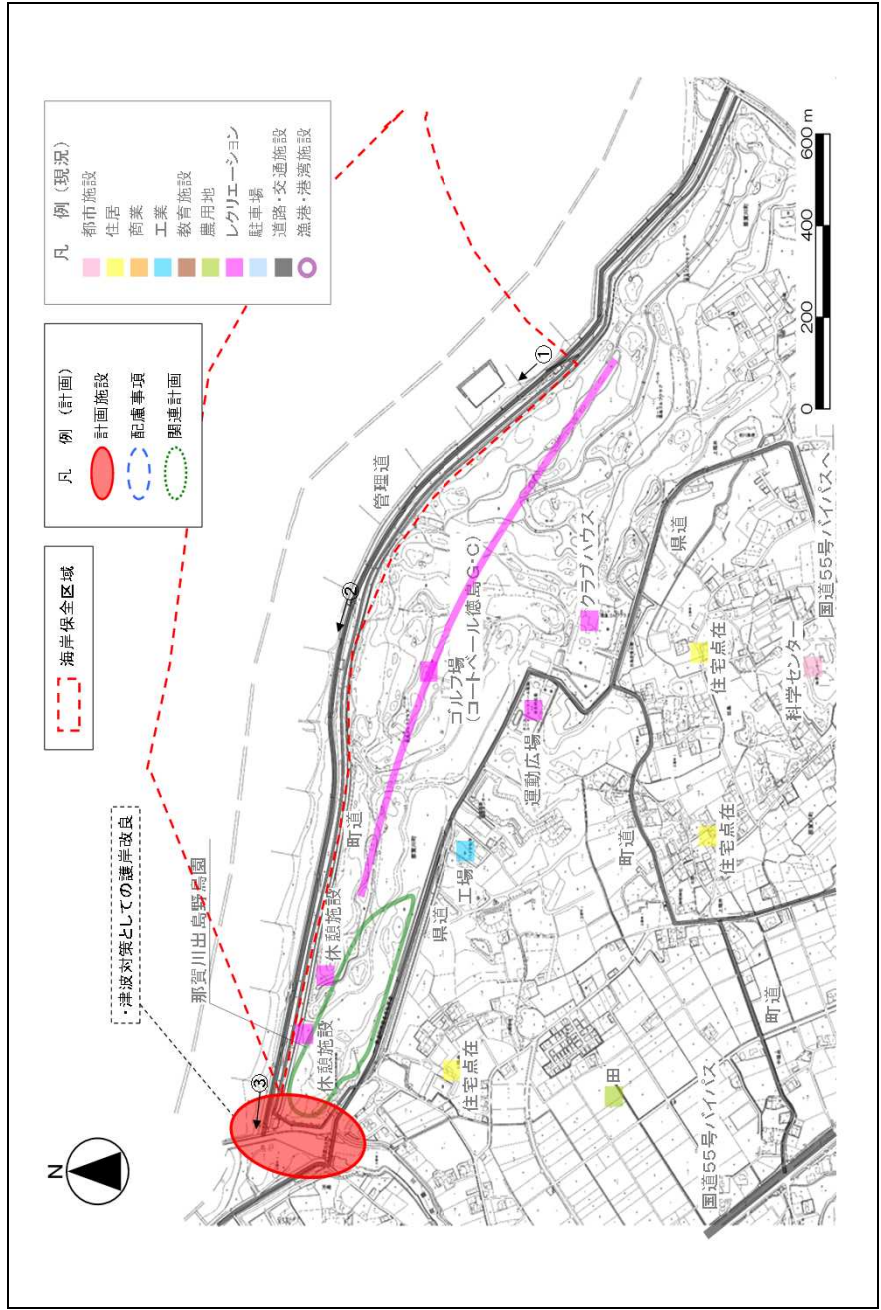


③護岸状況

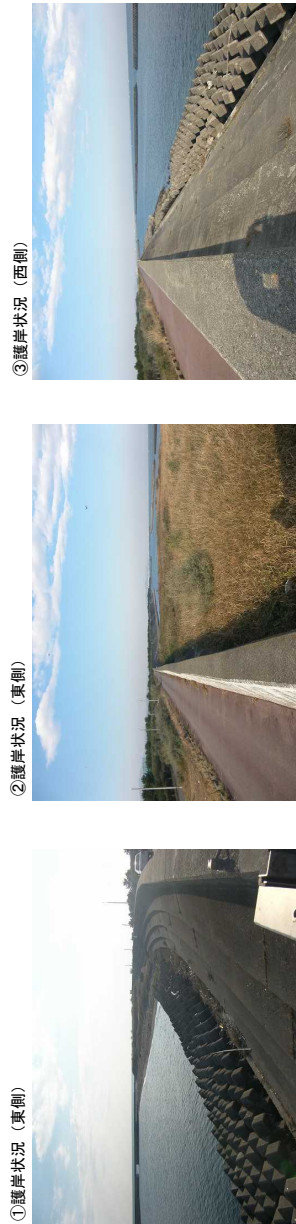


海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズの高い地域であるため、海岸利用を促進するための施設整備を図る。
防護面	1)津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	砂浜の再生に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海岸に隣接してゴルフ場、野鳥観察園がある。海岸利用のニーズが高く、海岸環境整備事業を計画中である。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	B	既存保全施設	階段式堤防、欄干、消波工、突堤、離岸堤
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	階段式堤防となっており、前面に消波工・離岸堤が整備されている。背後は農地や民家となっている。また水辺は新に舗装されている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク		海岸の状況	砂浜・ブロック・突堤・離岸堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海塩環境	潮場	干潟	-
配慮すべき資源	-		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	海岸環境整備事業		
地域からの要請	砂浜の再生、松林の再生		
計画概要			
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。		
受益規模	約1,800ha	導入事業	津波・高潮、高潮
配慮事項	-		



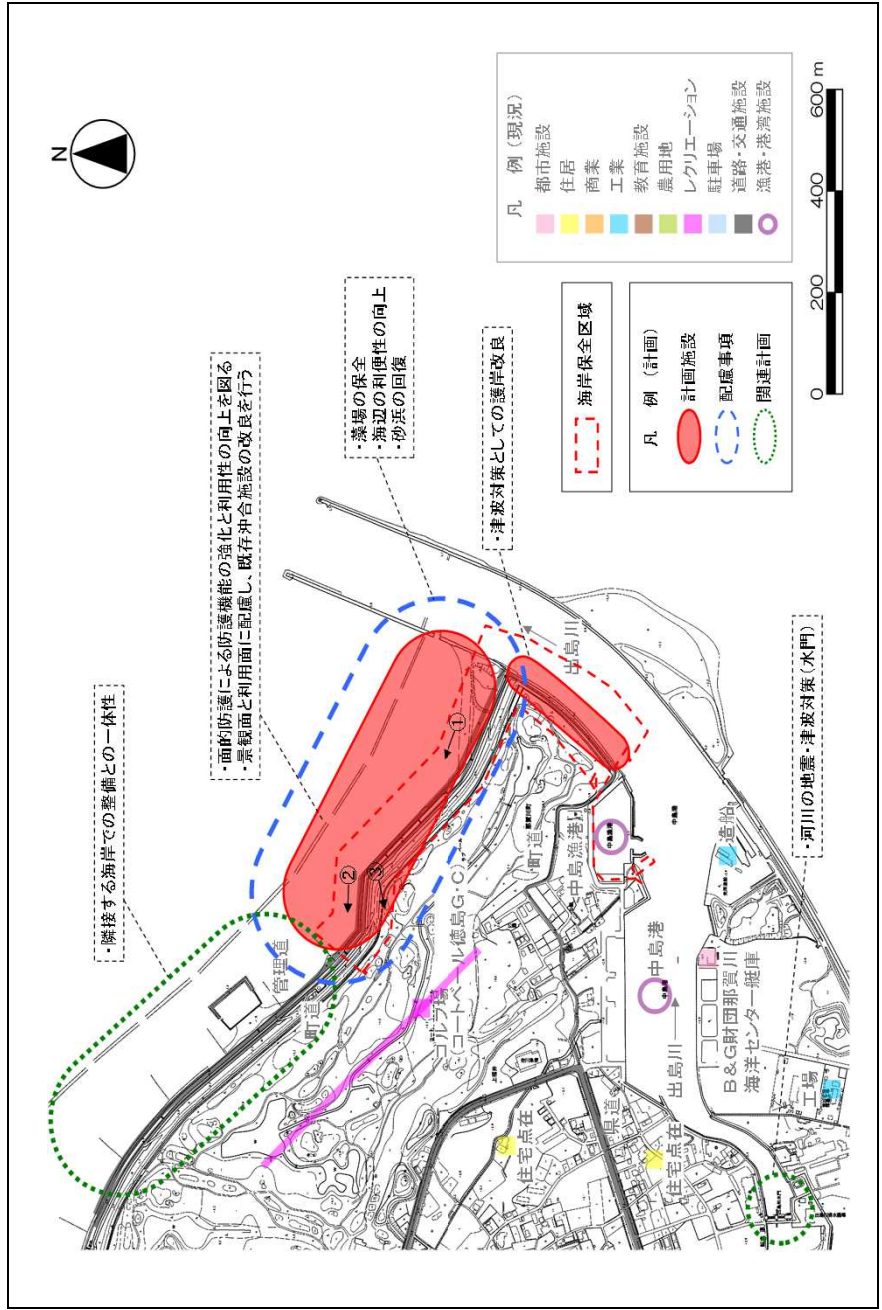
No.	海岸名	中島港海岸	中島地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
35	紀伊水道西	中島港海岸	中島地区	国土(港湾)	阿南市	1362	④那賀川ゾーン	利用促進



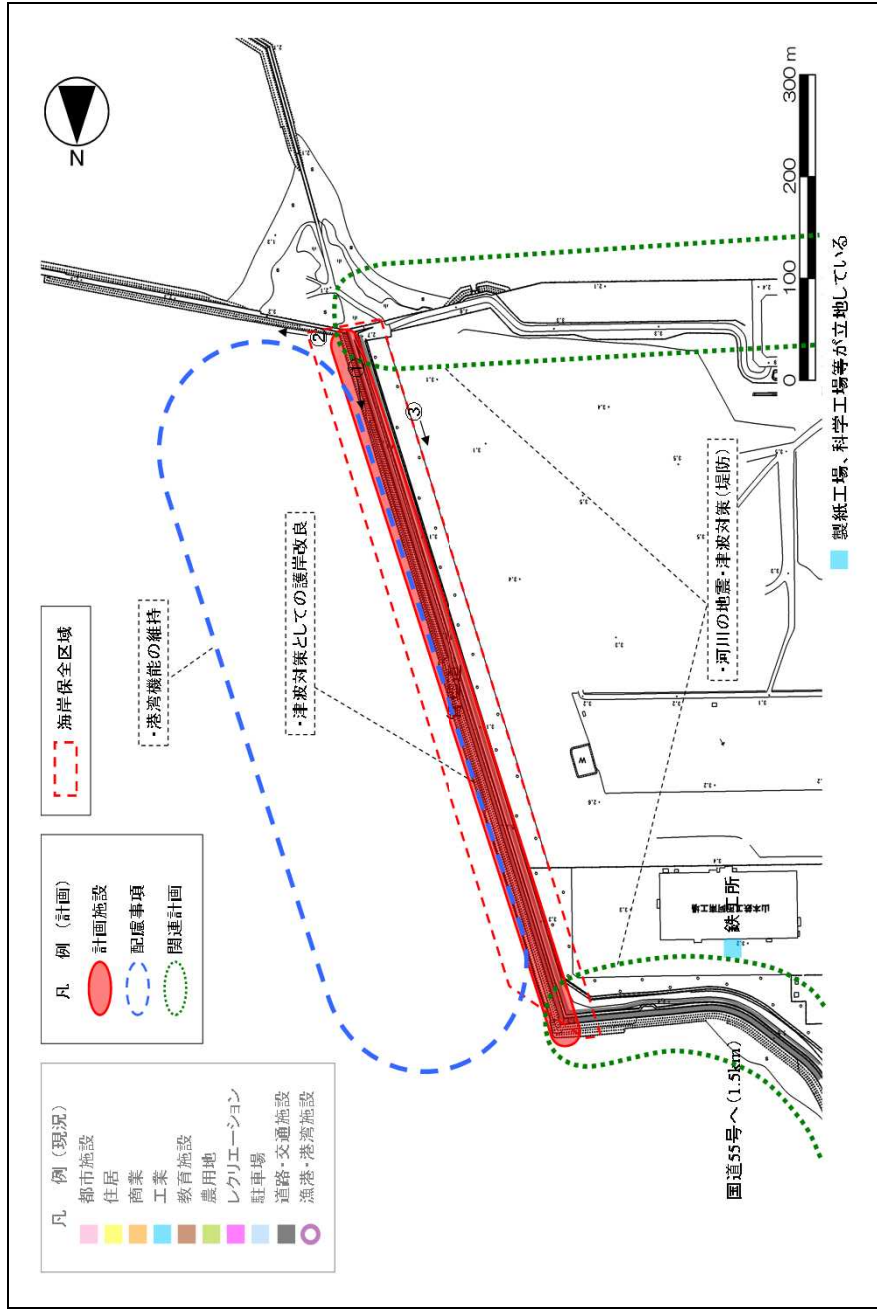
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。特に、レクリエーション面での海岸利用ニーズが高い地域であり、防護面の強化にあたっては海岸利用を促進するための施設整備を図る。
防護面	①津波や高潮による浸水の危険性や浸食等の可能性があり、対策を行う。
環境面	砂浜の再生に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海岸に隣接してゴルフ場、野鳥観察園がある。海岸利用のニーズが高く、人工海浜構想を計画している。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	B 浸食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	階段式護岸となっており、前面に消波工、離岸堤が整備されている。背後地はゴルフ場であり水引きは新に舗装されている。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況
自然関係法令	砂浜・ブロック・離岸堤・護岸	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	●
海塩環境	干潟	サンゴ
配慮すべき資源	-	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり	
海岸利用状況	人工海浜構想	
地域からの要請	砂浜の再生、松林の再生、レクリエーション拠点の整備	

計画概要		
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。また、面的防護施設による防護機能の強化を図る。さらに、既存沖合施設の改良等を行う。	
受益規模	約500ha	導入事業
配慮事項	漁場の保全、海辺の利便性の向上、砂浜の回復	



No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
36-1	紀伊水道西	富岡港海岸	阿南市	721	④那賀川ゾーン	防護重視



海岸整備の方向性																									
全体	環境面・利用面での特異的な配慮事項はないが、防護を中心とした施設整備を図る。																								
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。																								
環境面	ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。																								
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。																								
防護項目																									
津波対策ランク	<table border="1"> <tr> <th>現況特性</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> <tr> <td>B</td> <td>高潮対策ランク</td> <td>C</td> <td>侵食対策ランク</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>既存保全施設</td> <td colspan="2">護岸・堤防・消波工</td> </tr> </table>	現況特性	現況特性		B	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防・消波工														
現況特性	現況特性																								
B	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク																						
A	既存保全施設	護岸・堤防・消波工																							
背後地ランク	既存保全施設																								
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。																								
海岸保全区域の概況	辰巳工業団地の海側に位置し、護岸と消波工が整備されている。将来的に離岸堤を整備する計画がある。																								
環境項目																									
環境配慮ランク	<table border="1"> <tr> <th>現況特性</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>海岸の状況</td> <td>砂浜・ブロック・護岸</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>自然関係法令</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>海岸漂着物対策重点区域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>水質環境基準(類型)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>海塩環境</td> <td>干潟</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>サンゴ</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	現況特性	現況特性		維持	海岸の状況	砂浜・ブロック・護岸	—	自然関係法令	—	C	海岸漂着物対策重点区域	—	—	水質環境基準(類型)	—	—	海塩環境	干潟	—	—	サンゴ	—	—	—
現況特性	現況特性																								
維持	海岸の状況	砂浜・ブロック・護岸																							
—	自然関係法令	—																							
C	海岸漂着物対策重点区域	—																							
—	水質環境基準(類型)	—																							
—	海塩環境	干潟																							
—	—	サンゴ																							
—	—	—																							
配慮すべき資源	ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)																								
利用項目																									
利用配慮ランク	<table border="1"> <tr> <th>現況特性</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>幹線道路からの距離</td> <td>2km以内</td> </tr> <tr> <td>1車線</td> <td>アクセス道路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>困難</td> <td>海岸へのアプローチ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>海岸利用状況</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>地域からの要請</td> <td>—</td> </tr> </table>	現況特性	現況特性		維持	幹線道路からの距離	2km以内	1車線	アクセス道路	—	困難	海岸へのアプローチ	—	なし	海岸利用状況	—	—	地域からの要請	—						
現況特性	現況特性																								
維持	幹線道路からの距離	2km以内																							
1車線	アクセス道路	—																							
困難	海岸へのアプローチ	—																							
なし	海岸利用状況	—																							
—	地域からの要請	—																							
計画概要																									
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。																								
受益規模	約5ha																								
配慮事項	港灣機能の維持																								

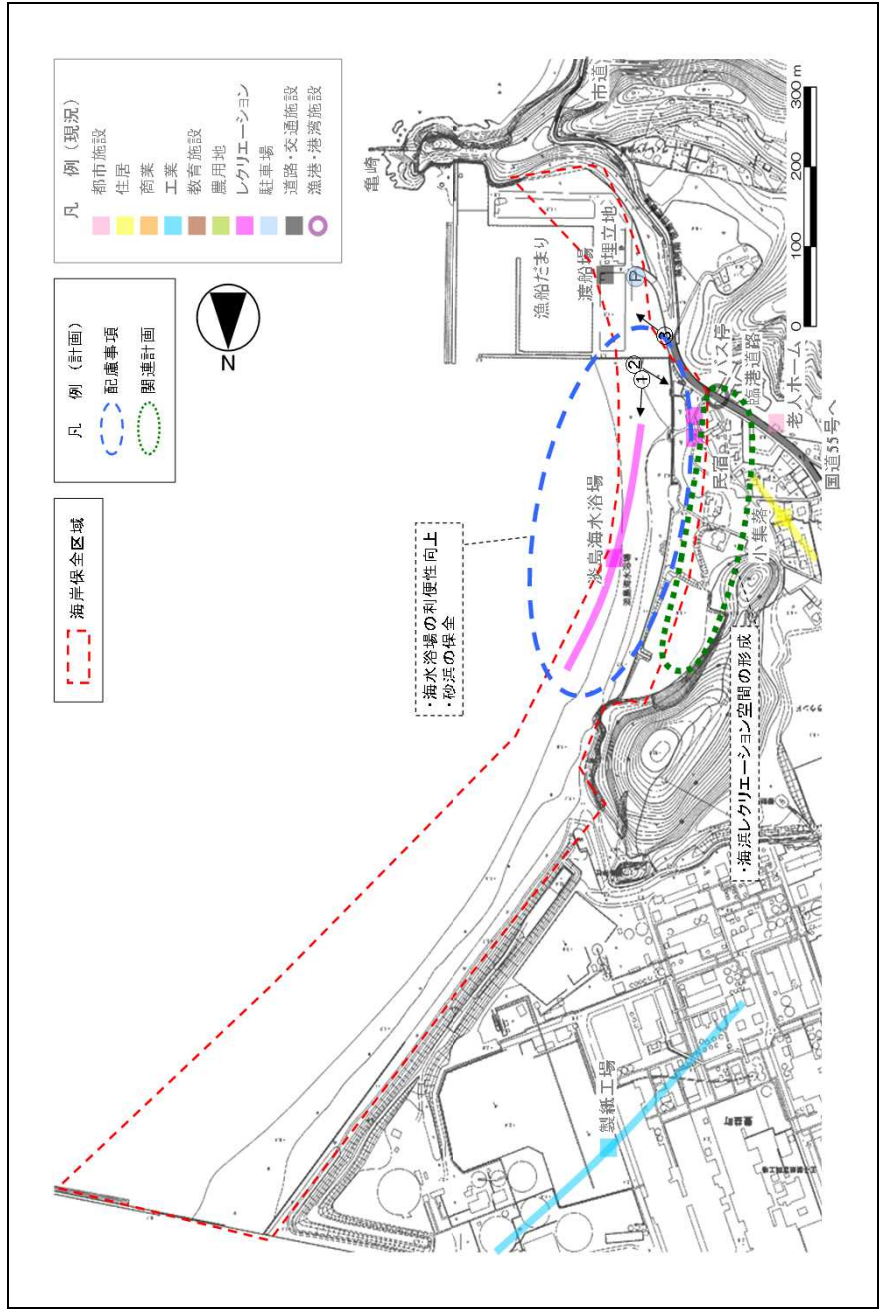
No.	海岸名	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
36-2	紀伊水道西	富岡港海岸	豊益・除地区	阿南市	1516	④那賀川ゾーン



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設整備を図る。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	淡島海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	B
背後地ランク	C	既存保全施設	護岸・堤防、砂浜
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	淡島地区の漁船たまり北側に広がる砂浜海岸であり、護岸が整備されている。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸
自然関係法令	国定公園（海上；普通）、国定公園（陸上；第2種）		
水質環境基準（類型）	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海域環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観、ウミガメ（現地確認情報）、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全）		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	海水浴		
地域からの要望	海浜レクリエーションの形成、松林の保全		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
導入事業	導入事業
配慮事項	海水浴場の利便性向上、砂浜の保全



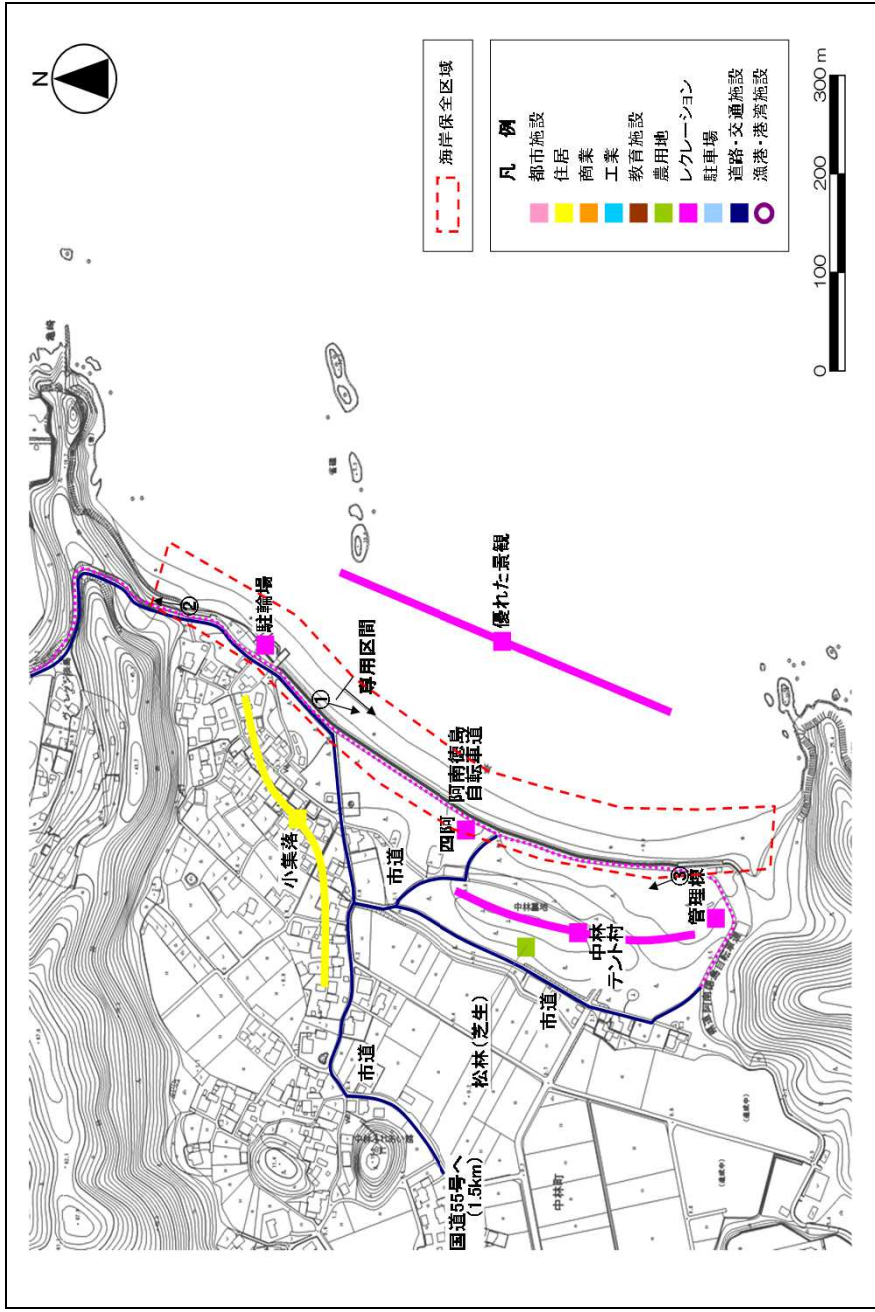
No.	海岸名	中林漁港海岸	中林地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
37-1	紀伊水道西	中林漁港海岸	中林地区	農水(水産)	阿南市	795	④那賀川ゾーン	利用促進



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	中林海岸の砂浜、美しい海岸線、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	臨海キャンプ場が隣接し海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	縦傾斜護岸、砂浜
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	階段式護岸となっており、背後には自転車道が整備されている。また、前面は砂浜となっている。護岸形状の整合が取れていない。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海環境	滞場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	臨海キャンプ場		
地域からの要請	自然環境の保護、越波対策、松林の保全		

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。計画概要 当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
導入事業	-
配慮事項	-



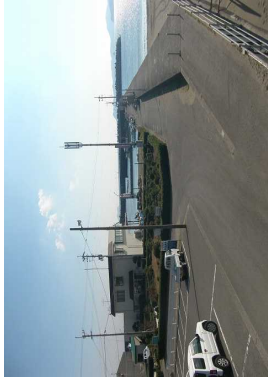
No.	海岸名	海岸タイプ
37-2	紀伊水道西 中林漁港海岸	④那賀川(ソーン) 利用促進

所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
農水(水産)	阿南市	1000	④那賀川(ソーン)	利用促進

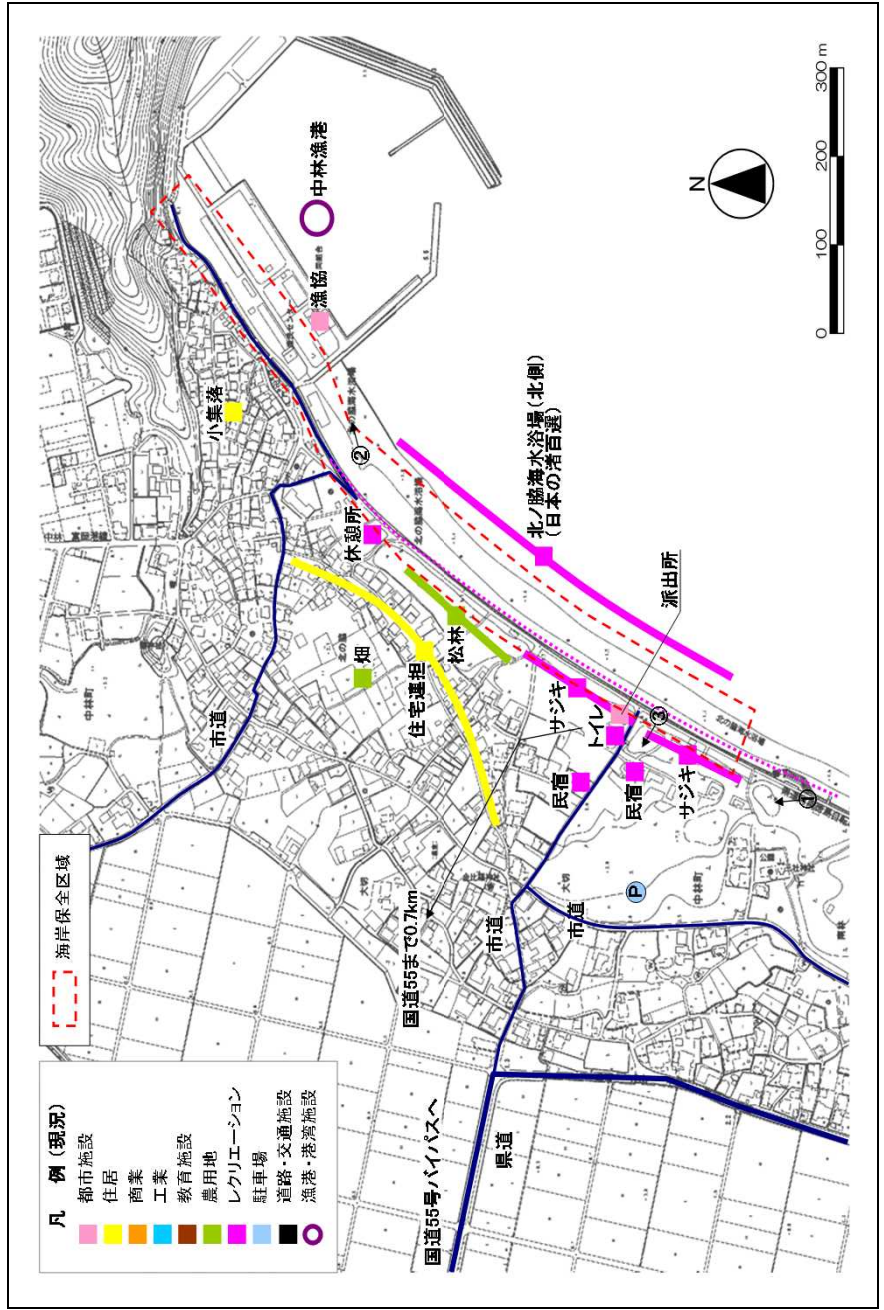
①海岸状況(全景)



②漁港



③背後状況(駐車場)



全体	海岸整備の方向性
背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。	
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	北の脇海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めることにも、清着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	護岸・堤防、海水浴場
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	東側は中林漁港に隣接し、西側は見能林地区海岸となっている。現在、北の脇海水浴場として整備されている。見能林地区海岸よりも整備水準は低い。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	砂浜・護岸
海環境	藻場	干潟
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観、ウミガメ(現地確認情報)、ウミガメの上陸産卵への配慮(砂浜の保全)	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり	
海岸利用状況	海水浴、観光地びき網	
地域からの要請	松林の保全、ゴミ対策、侵食対策	

計画概要	
長期的に事業に着手する。維持管理を行う。	
当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。	
受益規模	導入事業
-	-
配慮事項	-

No.	海岸名	見能林地区海岸	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
38	紀伊水道西	見能林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	600	④那賀川(ゾーン)	利用促進

①海岸状況



②背後地状況



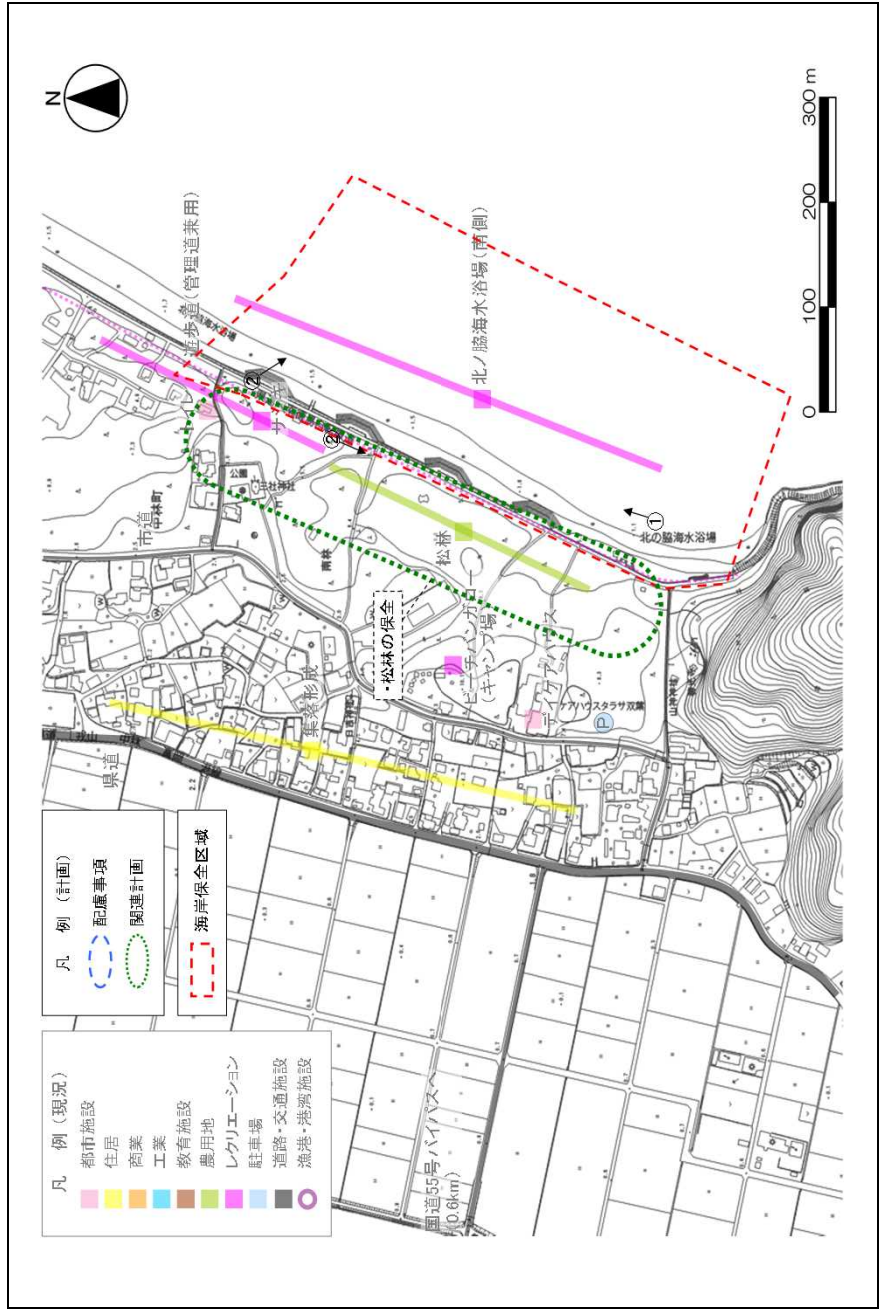
③海岸状況



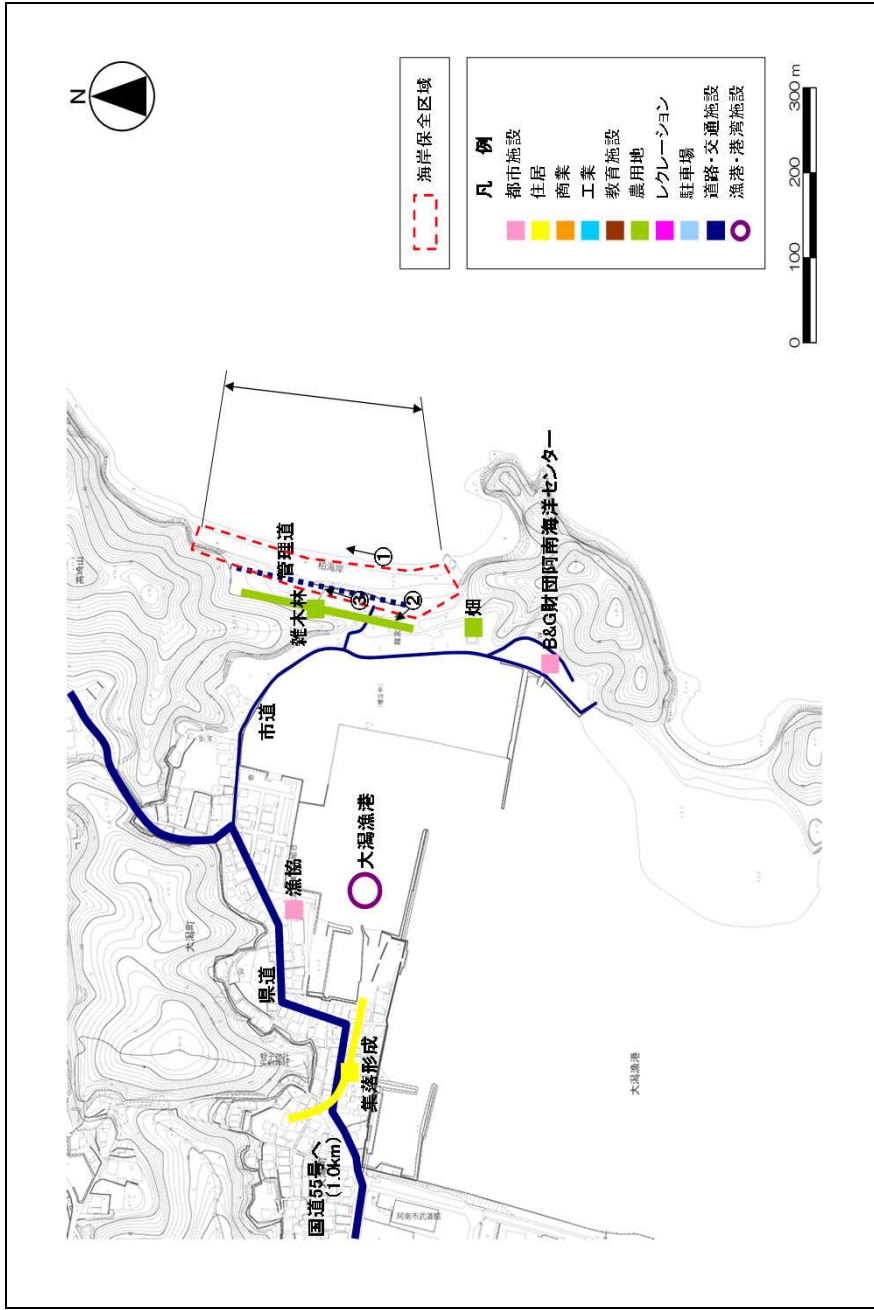
海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	北の脇海岸の砂浜、背後の松林が一体となった良好な自然環境の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	海水浴等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性			
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C	侵食対策ランク	C
背後地ランク	C	既存保全施設	護岸・堤防、海水浴場		
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。				
海岸保全区域の概況	北の脇海水浴場として中林脇海岸と連続している。砂浜に面して護岸・プロムナードが整備されている。				
環境項目		現況特性			
環境配慮ランク		配慮	海岸の状況	砂浜・護岸	
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)				
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域			
海環境		藻場	-	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、自然景観				
利用項目		現況特性			
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内		
アクセス道路	1車線				
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり				
海岸利用状況	海水浴、ビーチバレー				
地域からの要請	海水浴場の機能強化、松林の保全				

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
39-1	紀伊水道西 大潟漁港海岸	海岸タイプ 環境調和
	所管	ゾーン名
	農水(水産)	⑤橋湾ゾーン
	市町村	保全延長
	阿南市	370
	柏地区	③背後地状況

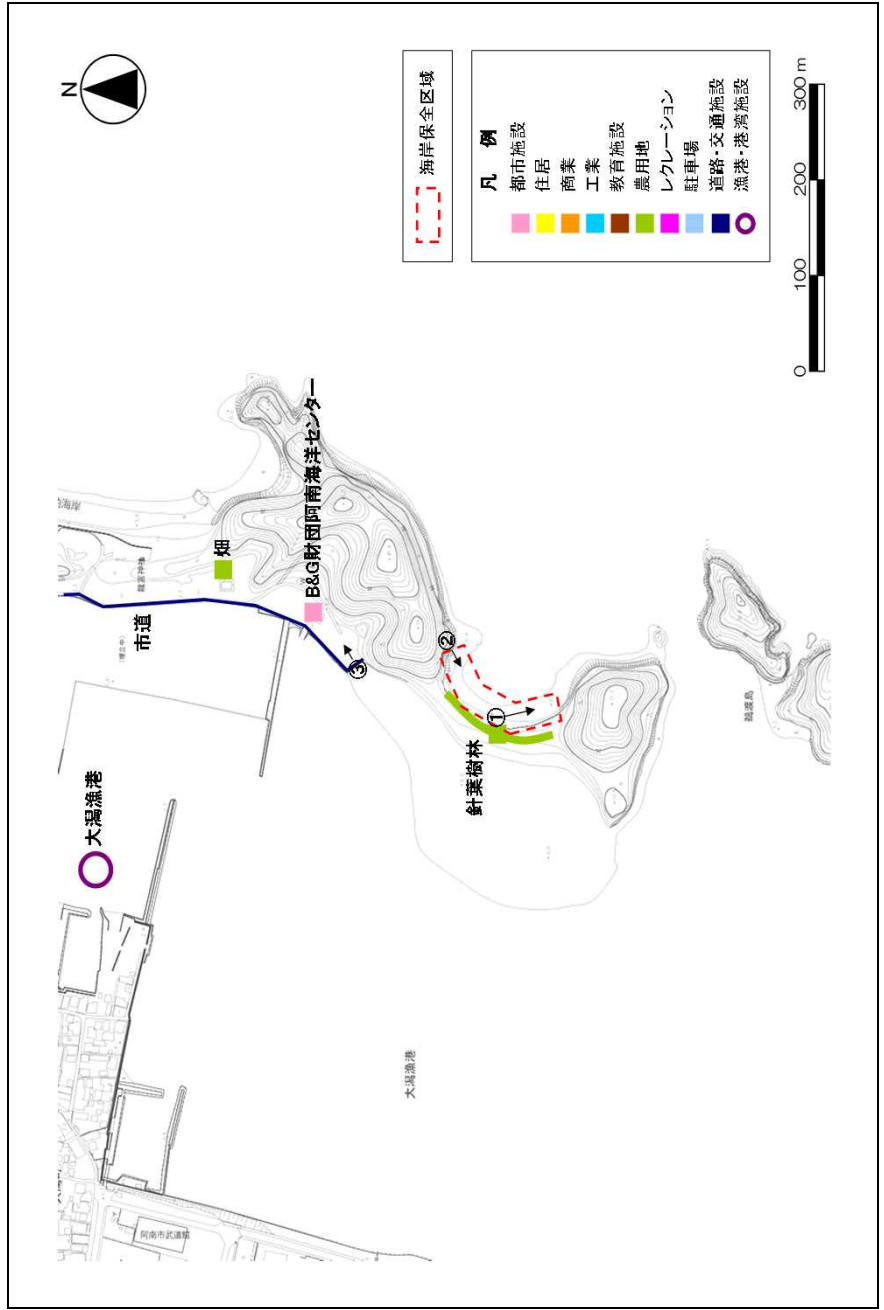


海岸整備の方向性	
全体	防護面での問題はないが、海岸景観や藻場の保全、潮水空間の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	柏の蔭のいい砂州、自然海岸、生物の生息環境として重要な藻場、橋湾の癒れた景観資源(多島海)の保護・保全に努める。
利用面	水遊び等の可能な親水性のある海辺空間への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防・礫
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	背後は雑木林で、前面は玉石主体の砂浜である。前面は草木で覆われている。護岸は老朽化しているが、構造的に問題は無いと考えられる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海境環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり		
海岸利用状況	水遊び		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-

No.	海岸名	海岸タイプ			
39-2	紀伊水道西 大潟漁港海岸	海岸タイプ 環境調和			
	市町村	ゾーン名	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
	阿南市	⑤橋湾ゾーン	140	⑤橋湾ゾーン	環境調和
	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
	農水(水産)	阿南市	140	⑤橋湾ゾーン	環境調和
	柏大手地区	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
	大潟漁港海岸	阿南市	140	⑤橋湾ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	施設の補修が必要であるが、良好な環境を有しており、環境面に配慮しつつ現状を維持していく。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	柏の陸れい砂州、自然海岸、生物の生息環境として重要な藻場、橋湾の優れた景観資源(多島海)の保護・保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。(利用面での環境は良好であるがアクセスが困難である。)

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	—	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	0
施設の健全度	若干の劣化が見られる。		
海岸保全区域の概況	立ち入り不能		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	—
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	—
海塩環境	藻場	干潟	—
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

No.	海岸名	大潟漁港海岸	大潟地区	所管	市町村	阿南市	保全延長	1775	ゾーン名	⑤橋湾ゾーン	海岸タイプ	環境調和
-----	-----	--------	------	----	-----	-----	------	------	------	--------	-------	------

①海岸状況



②背後地状況



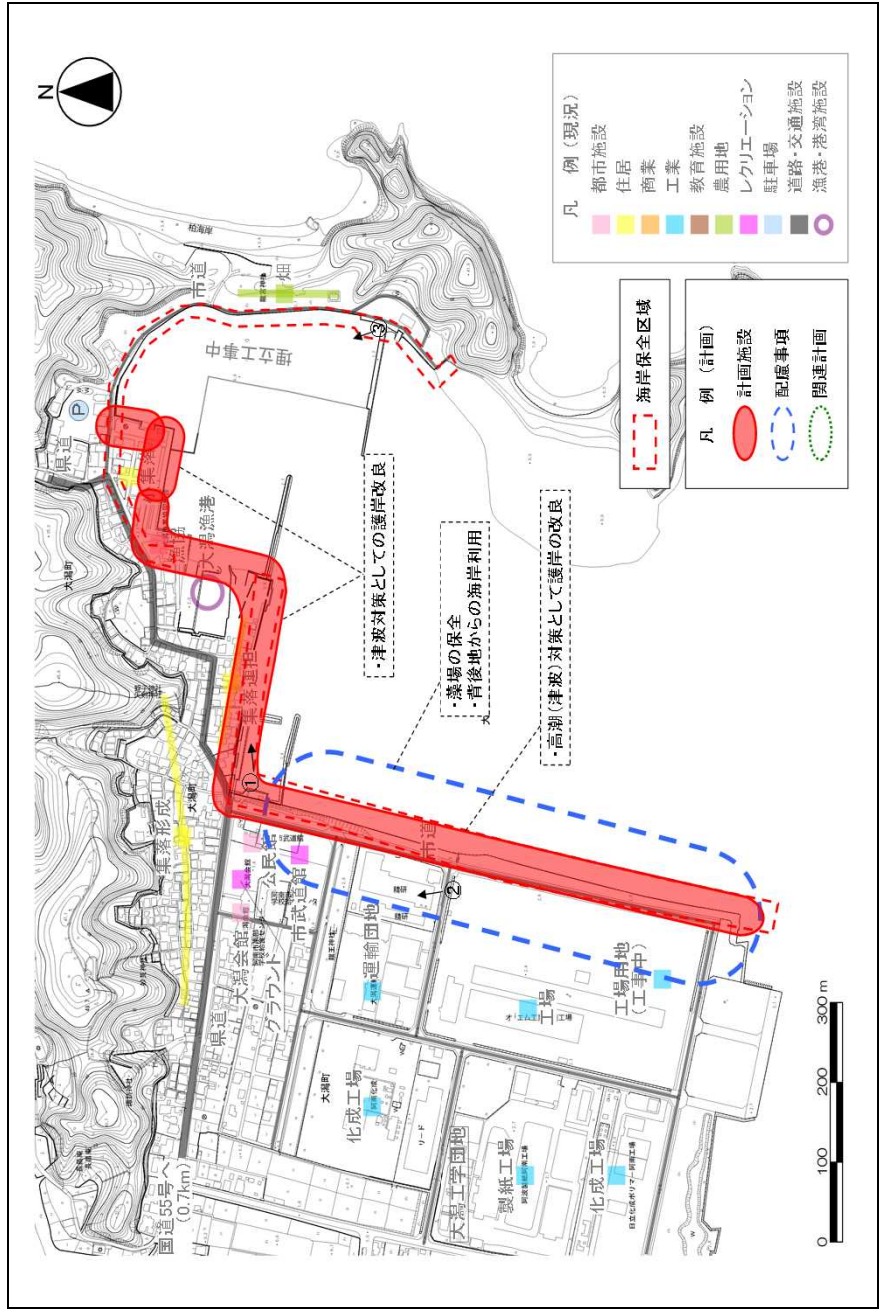
③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。濺場や干潟の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な濺場・干潟の保全に努める。海岸の阻礙性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

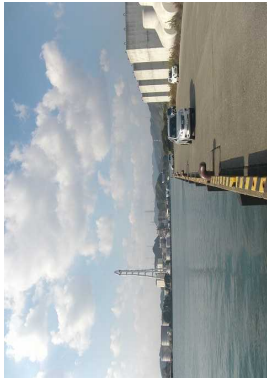
防護項目	現状特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	A 侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	一部風化、劣化が顕著に見られる。	
海岸保全区域の概況	前面を埋立工事中であり、矢板が打ち込まれている。前面はヘドロが堆積している。	
環境項目	現状特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	-	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	濺場 ● 干潟 ●	サンゴ ●
配慮すべき資源	濺場、干潟	
利用項目	現状特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	漁港	
地域からの要請	護岸改良	

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約20ha 導入事業 津波・高潮、高潮
配慮事項	濺場の保全、背後地からの海岸利用



No.	海岸名	橋東地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-1	紀伊水道西	橋東地区	国土(港湾)	阿南市	6487	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①護岸状況



②護岸状況



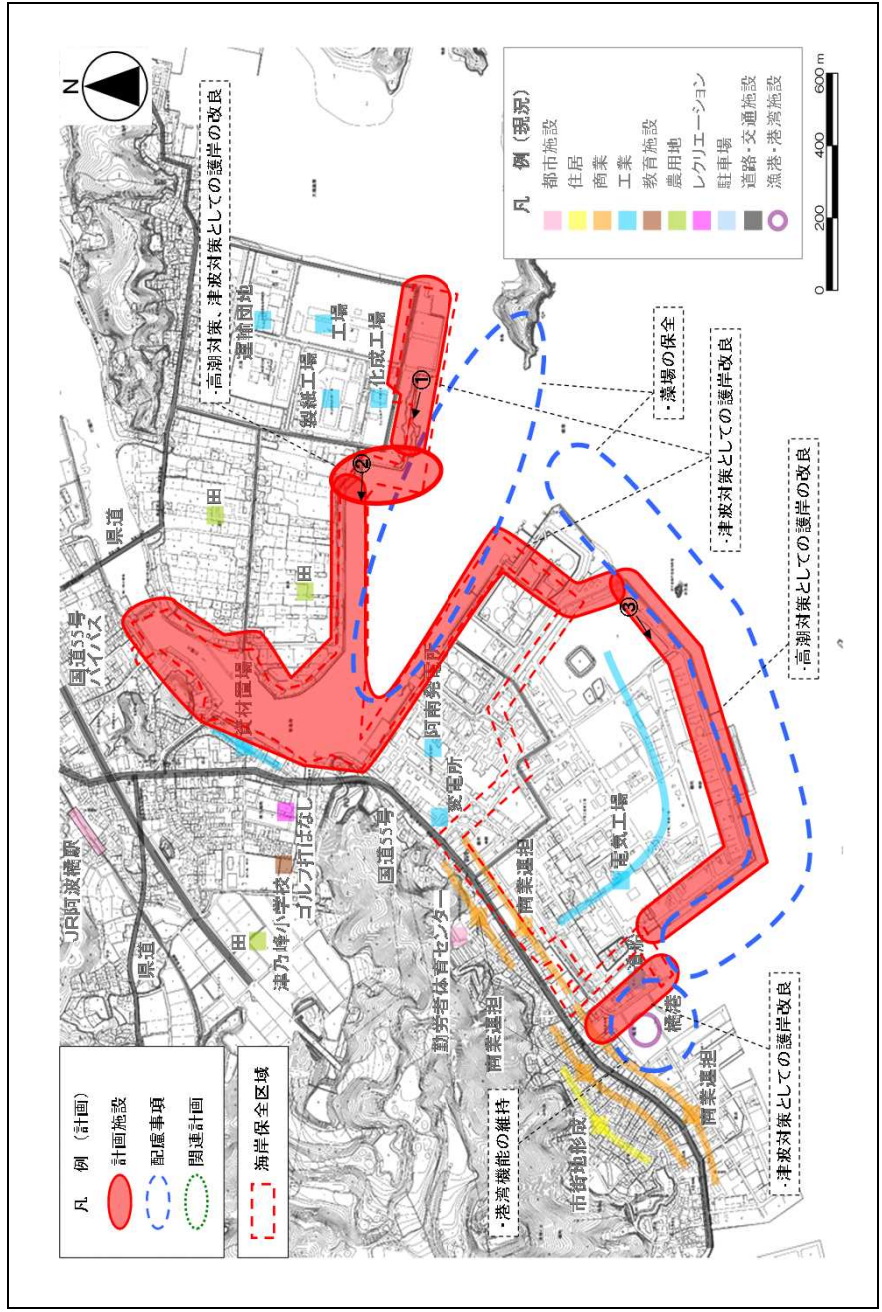
③護岸状況






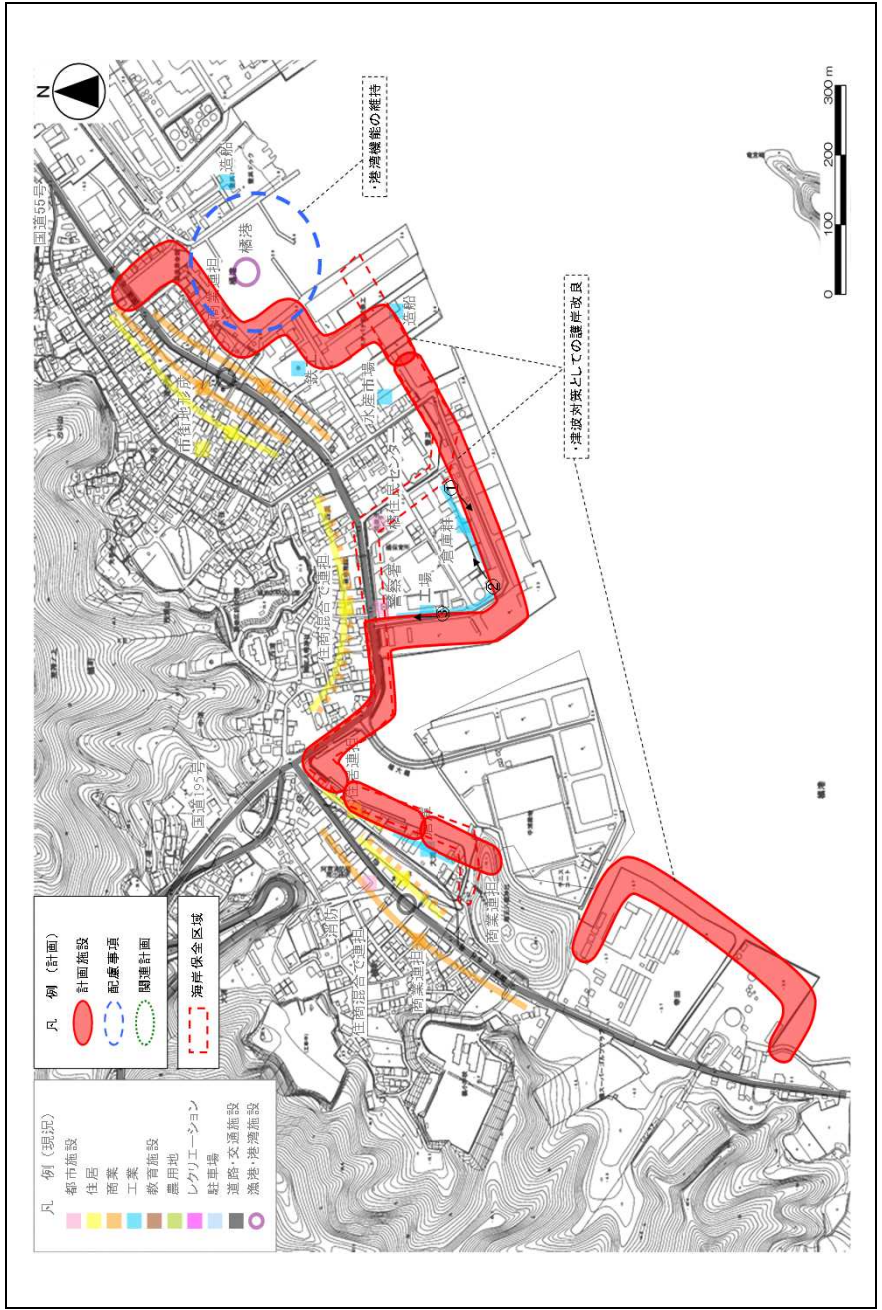
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。濠場の保全に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な濠場の保全に努めるとともに、ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	流港等の現状利用への配慮に努める。




防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	B
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	一部風化、劣化が顕著に見られる。		
海岸保全区域の概況	重方式の護岸であり、老朽化から一部に大きなクラックが見られる。背後は空地および工場である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	濠場	干潟	-
配慮すべき資源	濠場、自然景観		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

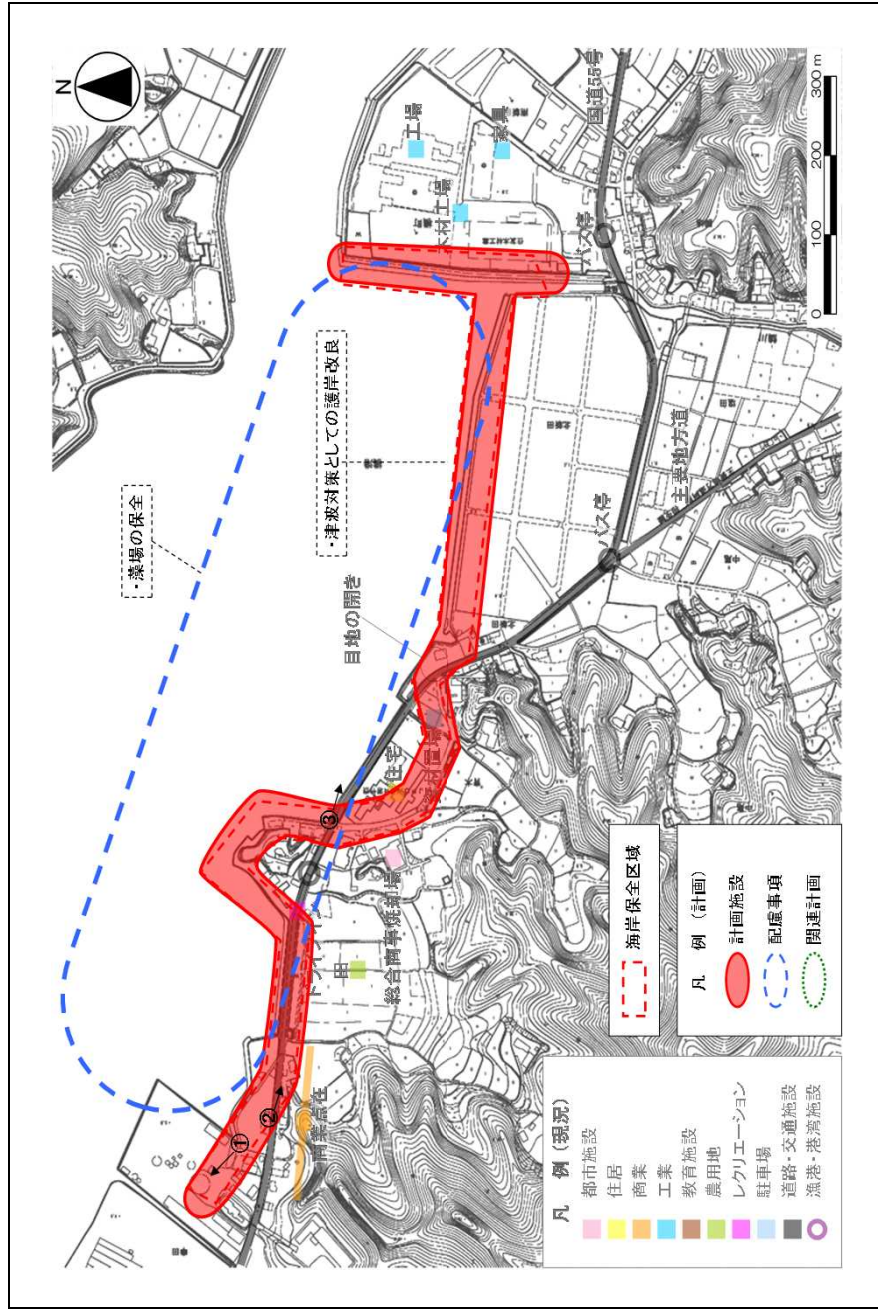
計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約80ha
配慮事項	濠場の保全、港湾機能の維持



No.	海岸名	橋西地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ																																																												
40-2	紀伊水道西	橋西地区	国土(港湾)	阿南市	1481	⑤橋湾ゾーン	防護重視																																																												
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;"> <p>①護岸状況</p>  </div> <div style="width: 25%;"> <p>②護岸状況</p>  </div> <div style="width: 25%;"> <p>③護岸状況</p>  </div> </div>																																																																			
全体		海岸整備の方向性																																																																	
防護面		防護面での対策が必要である。自然環境の保全に配慮した施設整備を図る。																																																																	
環境面		津波による浸水の危険性があり、対策を行う。																																																																	
利用面		特意的な配慮事項はなく、現況の自然環境の維持に努める。																																																																	
利用面		主な現況利用はなく、現状の維持に努める。																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">防護項目</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波対策ランク</td> <td>A</td> <td>高潮対策ランク</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>背後地ランク</td> <td>A</td> <td>既存保全施設</td> <td>護岸・堤防</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の健全度 一部風化、劣化が見られる。</p> <p>海岸保全区域の概況 前面は漁港の物揚場として利用されている。背後は漁業集落でありかなりの人家が密集している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境項目</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境配慮ランク</td> <td>維持</td> <td>海岸の状況</td> <td>護岸</td> </tr> <tr> <td>自然関係法令</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水質環境基準(類型)</td> <td>A</td> <td>海岸漂着物対策重点区域</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海環境</td> <td>藻場</td> <td>干潟</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配慮すべき資源</td> <td>-</td> <td>サンゴ</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用項目</th> <th colspan="2">現況特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用配慮ランク</td> <td>維持</td> <td>幹線道路からの距離</td> <td>隣接</td> </tr> <tr> <td>アクセス道路</td> <td>2車線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸へのアプローチ</td> <td>困難</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸利用状況</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地境からの要請</td> <td>防護ラインの変更、避難場所への案内板</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								防護項目		現況特性		津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C	背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防	環境項目		現況特性		環境配慮ランク	維持	海岸の状況	護岸	自然関係法令	-			水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-	海環境	藻場	干潟	-	配慮すべき資源	-	サンゴ	-	利用項目		現況特性		利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接	アクセス道路	2車線			海岸へのアプローチ	困難			海岸利用状況	なし			地境からの要請	防護ラインの変更、避難場所への案内板		
防護項目		現況特性																																																																	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C																																																																
背後地ランク	A	既存保全施設	護岸・堤防																																																																
環境項目		現況特性																																																																	
環境配慮ランク	維持	海岸の状況	護岸																																																																
自然関係法令	-																																																																		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-																																																																
海環境	藻場	干潟	-																																																																
配慮すべき資源	-	サンゴ	-																																																																
利用項目		現況特性																																																																	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接																																																																
アクセス道路	2車線																																																																		
海岸へのアプローチ	困難																																																																		
海岸利用状況	なし																																																																		
地境からの要請	防護ラインの変更、避難場所への案内板																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益規模</td> <td>約30ha</td> </tr> <tr> <td>配慮事項</td> <td>港湾機能の維持</td> </tr> </tbody> </table>								計画概要		津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。		受益規模	約30ha	配慮事項	港湾機能の維持																																																				
計画概要																																																																			
津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。																																																																			
受益規模	約30ha																																																																		
配慮事項	港湾機能の維持																																																																		

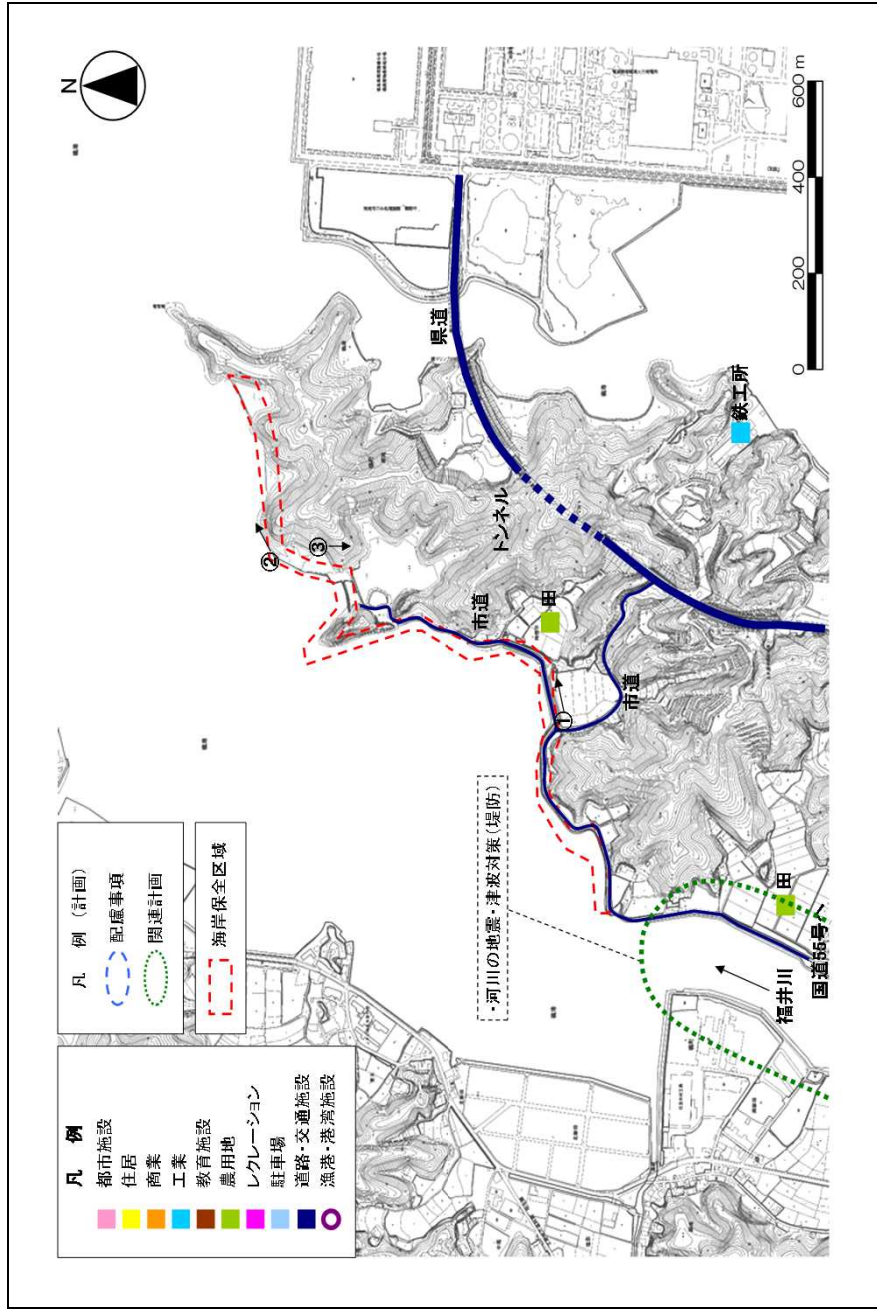


No.	海岸名	轄地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-3	紀伊水道西	橋港海岸	国土(港湾)	阿南市	1920	⑤橋港ゾーン	環境調和
  							



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。築場の保全に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な築場の保全に努める。また、海岸の阻鎖性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。
海岸保全区域の概況	護岸天端は嵩上げ工がされている。背後のエプロンの目地が大きく開いており、次下が見られる所もある。嵩上げ前の部分の風化が見られる。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 護岸
自然関係法令	-
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海塩環境	蒸場 ● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	蒸場
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約40ha 導入事業 津波・高潮、高潮
配慮事項	築場の保全

No.	海岸名	橋港海岸	市町村	所管	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-4	紀伊水道西	橋港海岸	阿南市	国土(港湾)	1728	⑤橋港ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な海域の保全に努める。また、海洋の阻滯性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	昭和38年施工の古い石積およびコンクリート張護岸である。風化劣化および剥出等の現象が見られる。背後は土地開発公社の所有地である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	橋樑海岸	市町村	所管	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-5	紀伊水道西	橋樑海岸	阿南市	国土(港湾)	1439	⑤橋樑ゾーン	環境調和

①海岸状況



②海岸状況



③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、築堤の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な築堤の保全に努める。また、海岸の阻礙性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防

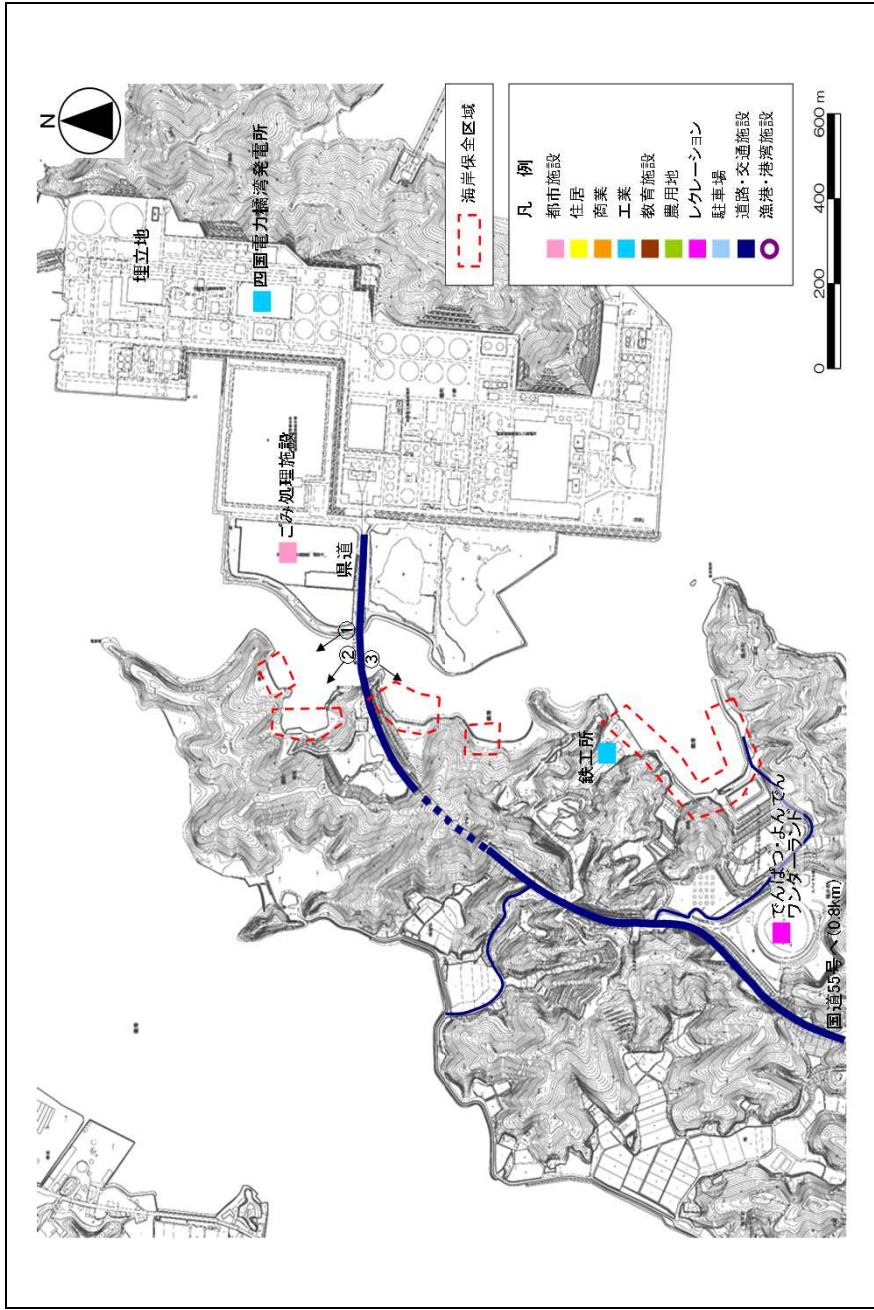
施設の健全度 一部風化・劣化が見られる。

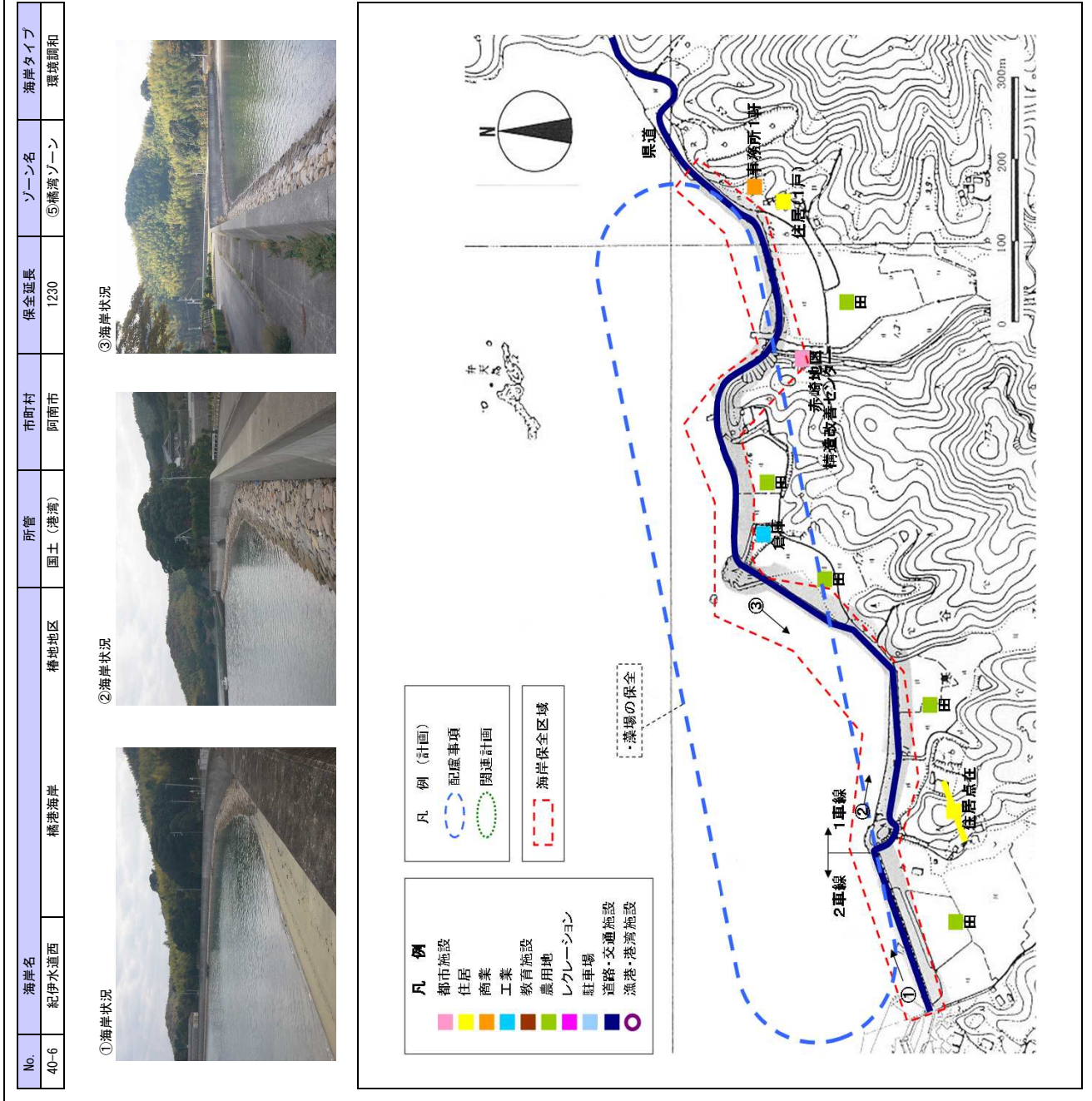
海岸保全区域の概況 火力発電所の対岸に位置する護岸である。背後は雑木林や広場であり非常に静穏な水域となっている。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海草環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	藻場		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-





海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、築場の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な築場の保全に努める。また、海洋の阻滯性が特に強いので、水質保全の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	旧護岸の前面に新しい護岸が整備されている。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況 護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	築場	● 干潟 - サンゴ -
配慮すべき資源	自然関係法令、築場	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	2車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	なし	
地域からの要請	-	

計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	築場の保全

No.	海岸名	高島地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-7	紀伊水道西	橋港海岸	国土(港灣)	阿南市	414	⑤橋港ゾーン	環境調和

①海岸状況(全景)



②海岸状況



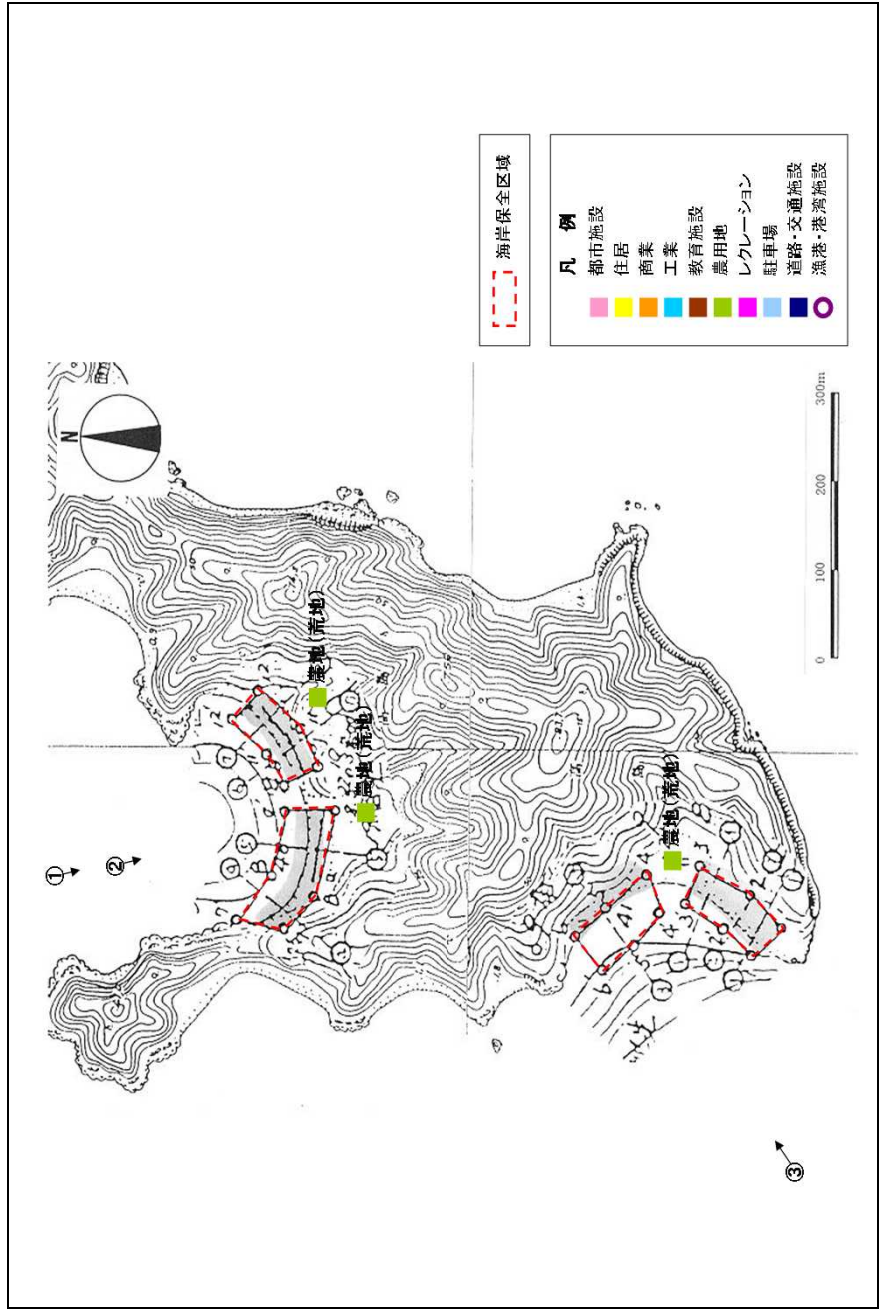
③海岸状況



	海岸整備の方向性
全体	防護面での問題は無いが、自然景観や藻場の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場や自然景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	立入不能。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	国定公園(海上:普通)、国定公園(陸上:第2種)	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海草環境	藻場	干潟
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、自然景観	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	なし	
地域からの要請	-	

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
40-8	紀伊水道西 橋港海岸	海岸タイプ 環境調和

ゾーン名	保全延長	市町村	所管	香地区
⑤橋港ゾーン	820	阿南市	国土(港湾)	香地区

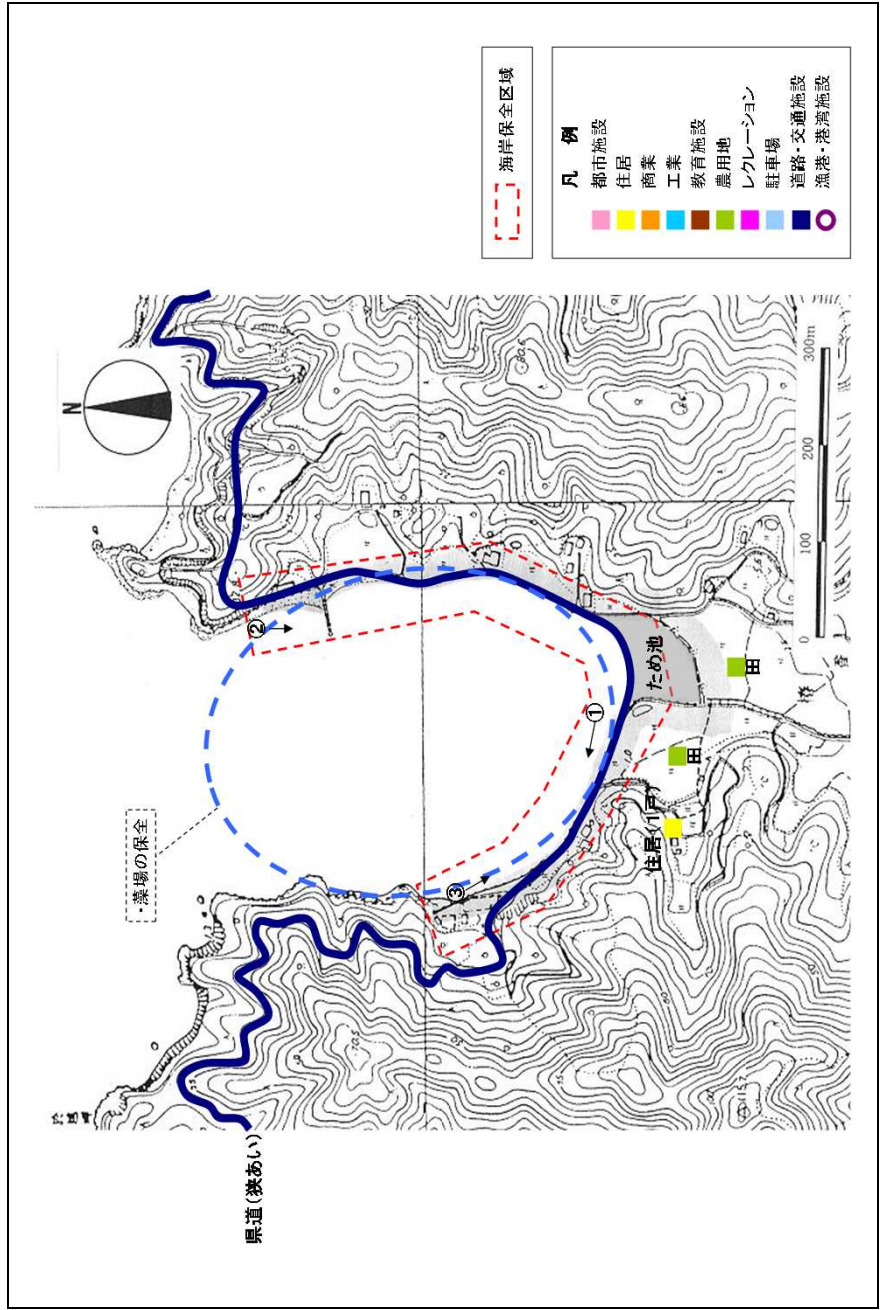
③護岸背後状況



②護岸状況



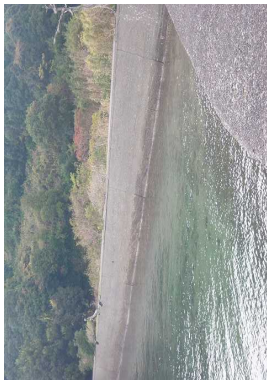
①護岸状況

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、藻場や干潟の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生態環境として重要な藻場や干潟の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
防護項目	現況特性
津波対策ランク	A 高潮対策ランク C 侵食対策ランク -
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	全保全区間にて50cm程度の、天端の嵩上げが施工されている。
環境項目	
環境項目	現況特性
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海環境	藻場 ● 干潟 ● サング -
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、干潟、自然景観
利用項目	
利用項目	現況特性
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	1車線
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

No.	海岸名	橋港海岸	市町村	所管	安全延長	ゾーン名	海岸タイプ
40-9	紀伊水道西	橋港海岸	阿南市	国土(港湾)	-	⑤橋港ゾーン	環境調和

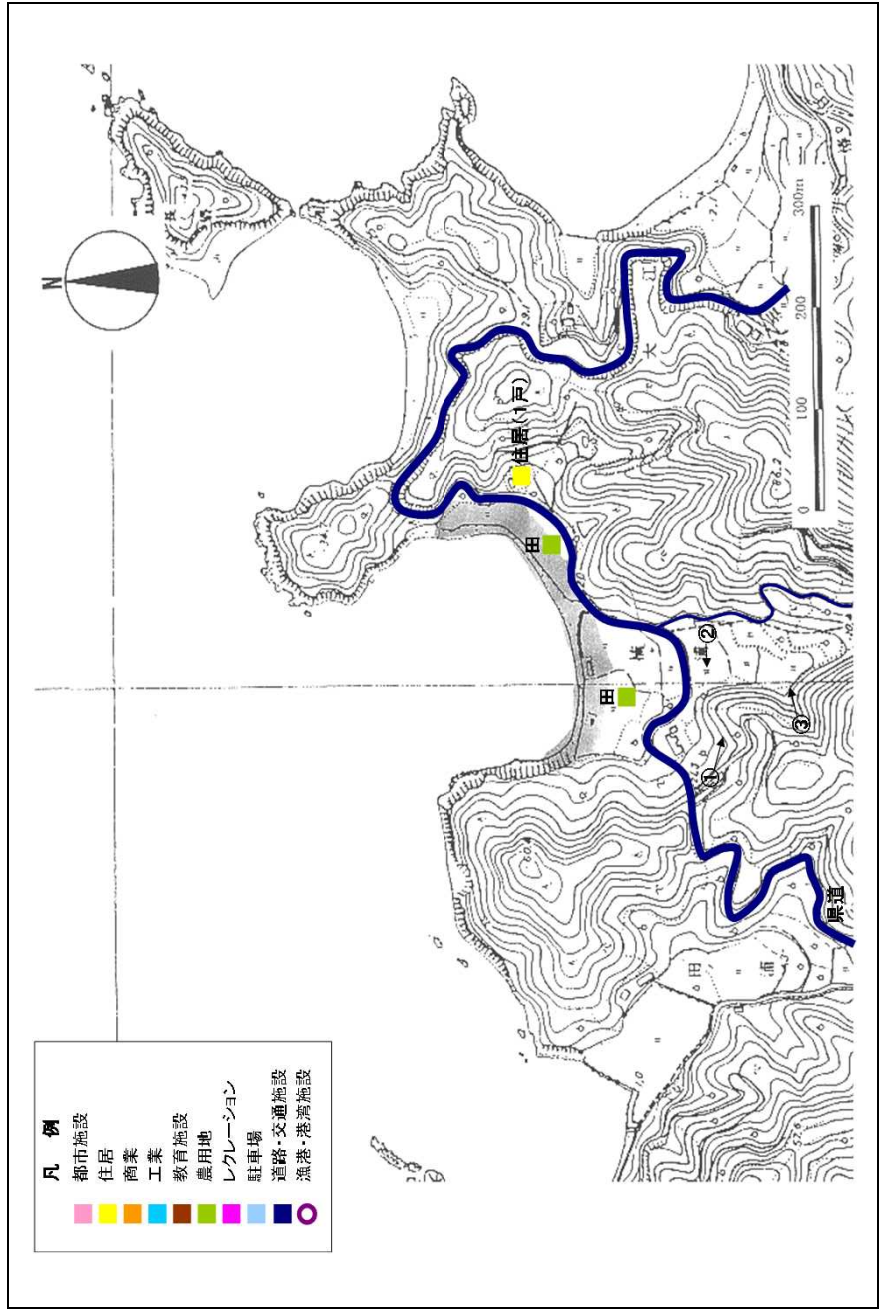
①護岸状況



②海岸状況

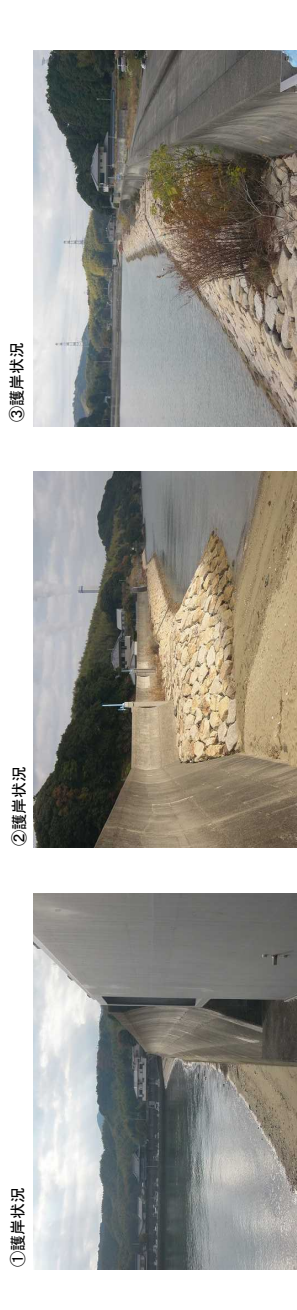


③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク B 侵食対策ランク -
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。
海岸保全区域の概況	古い石積の護岸であるが、機能的に問題はないと考えられる。
環境項目	
環境配慮ランク	配慮 海岸の状況 磯・護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)
水質環境基準(雑型)	A 海岸漂着物対策重点区域 -
海環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

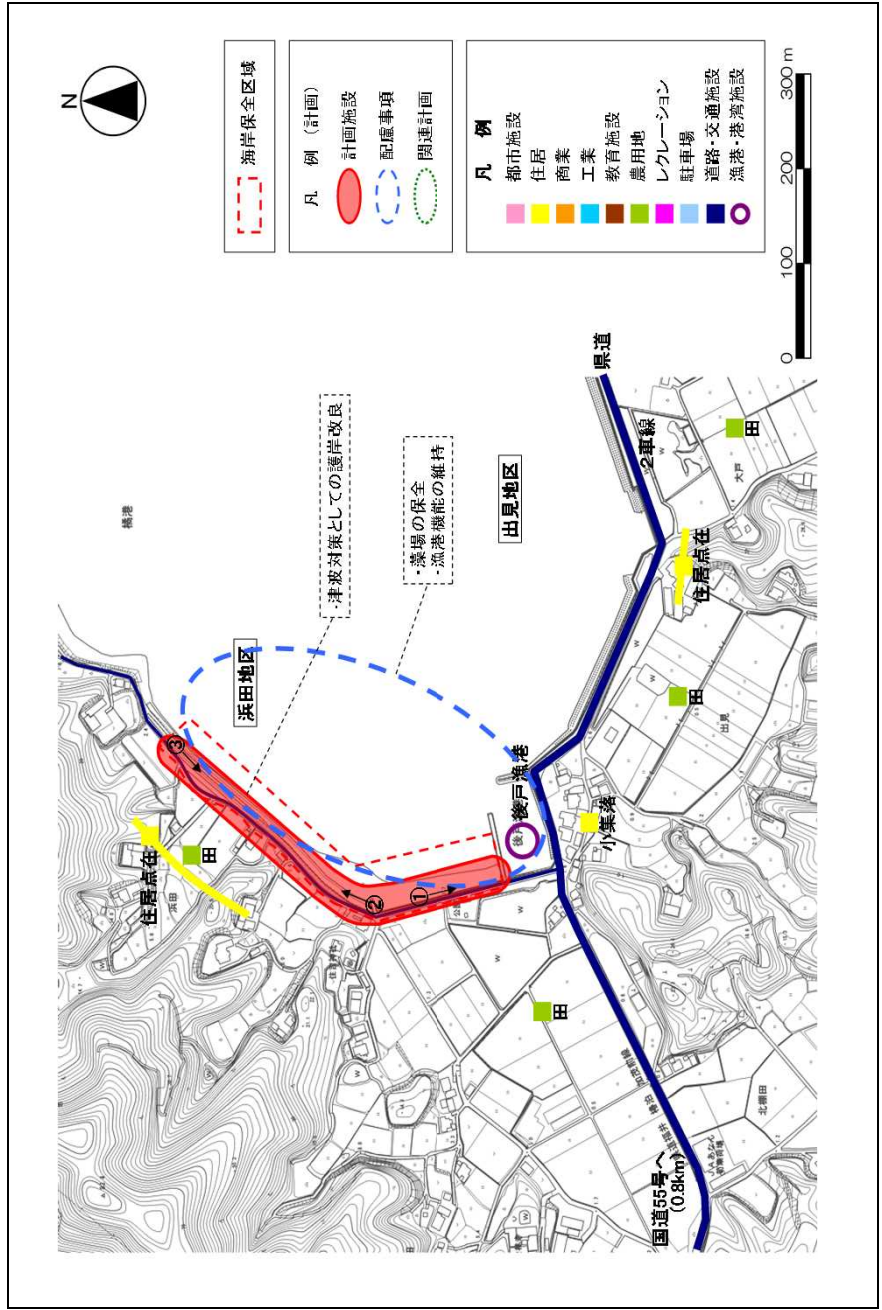
No.	海岸名	浜田地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
41-1	紀伊水道西	後戸漁港海岸	農水(水産)	阿南市	520	⑤橋湾ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。漁場の保安や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な漁場の保安に努める。また、海洋の阻礙性が特に強いので、水質保安の観点から海水交換を妨げることはないよう留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設 護岸・堤防	
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	平成10年に護岸先端の嵩上げ施工および根固工が施工されている。背後には人家及び市道が通っている。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	-	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	漁場 ● 干潟	- サンゴ
配慮すべき資源	漁場	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離 500m以内
アクセス道路	2車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	漁港	
地域からの要請	-	

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約20ha 導入事業
配慮事項	漁場の保安、漁港機能の維持



No.	海岸名	出見地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
41-2	紀伊水道西	後戸漁港海岸	農水(水産)	阿南市	380	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①海岸状況



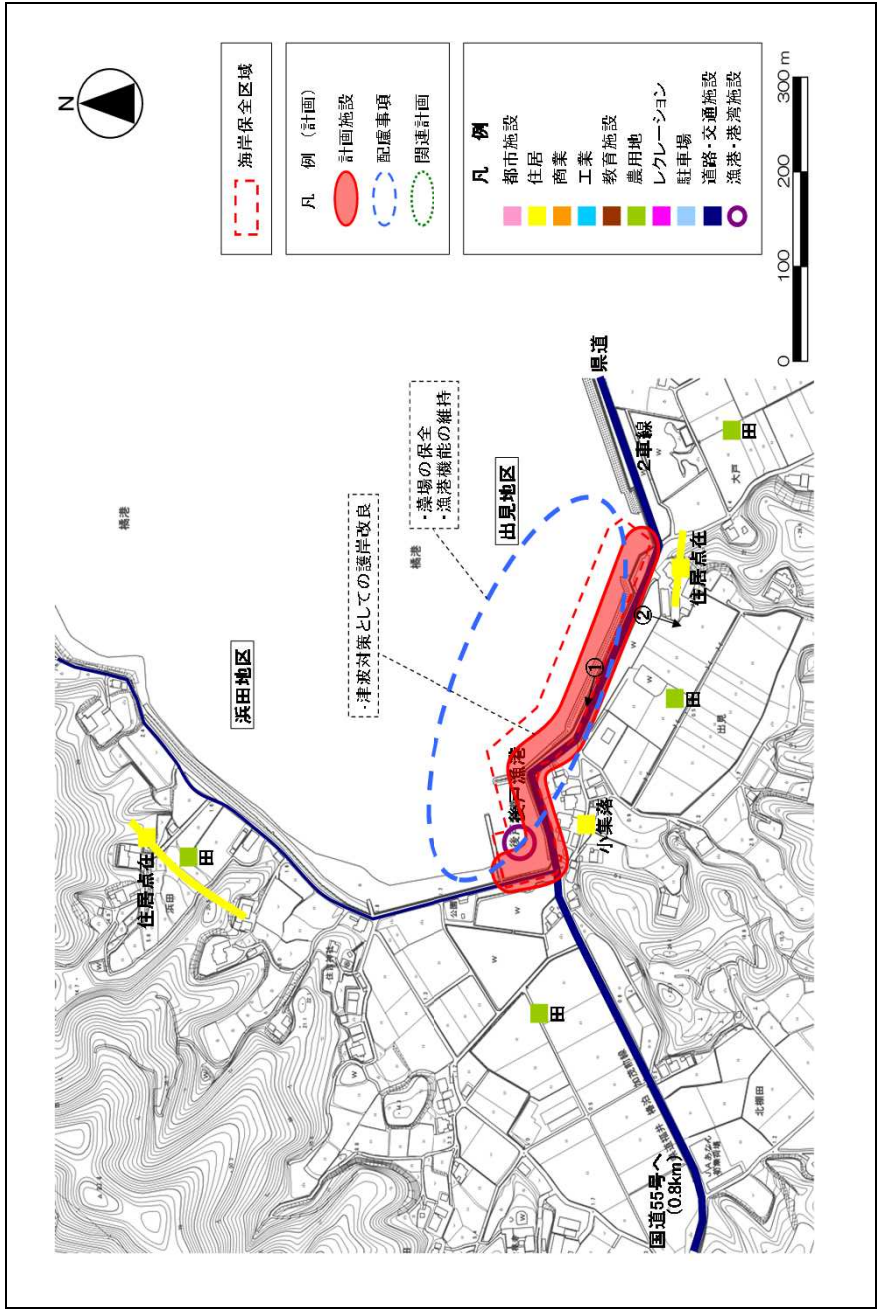
②背後地状況



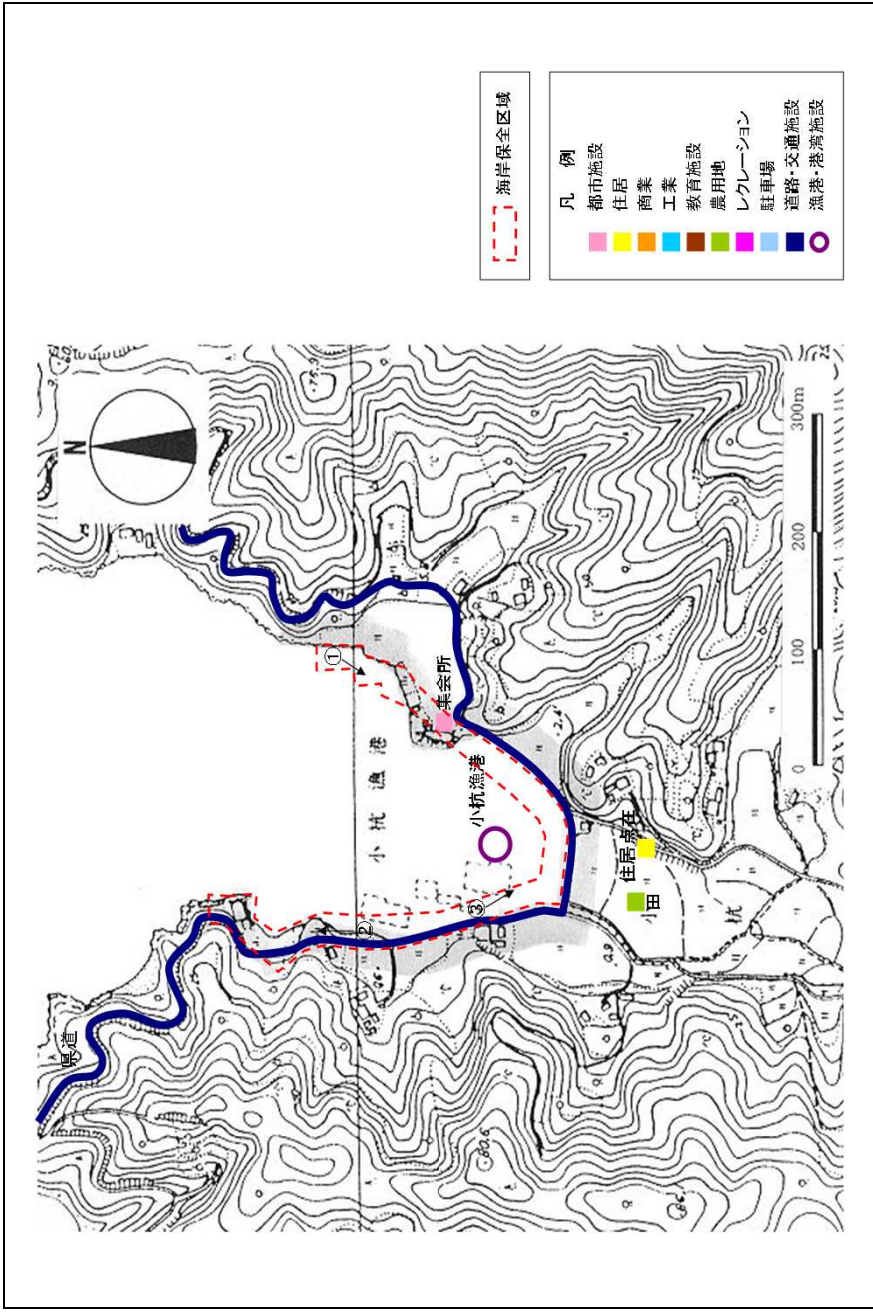
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。漁場の保安や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	①津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な漁場の保安に努める。また、海洋の阻礙性が特に強いので、水質保安の観点から海水交換を妨げることはないように留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現状特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	平成10年に護岸天端の嵩上げ施工および根工が施工されている。背後には人家及び車道が通っている。	
環境項目	現状特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	-	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海域環境	漁場 ● 干潟	- サンゴ
配慮すべき資源	漁場	
利用項目	現状特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離
アクセス道路	2車線	500m以内
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	漁港	
地域からの要請	-	

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約10ha 導入事業
配慮事項	漁場の保安、漁港機能の維持



No.	海岸名	海岸タイプ
42	紀伊水道西 小杭漁港海岸	海岸タイプ 環境調和
①海岸状況		
—	所管 農水(水産)	市町村 阿南市
—	保全延長 750	ゾーン名 ⑤橋湾ゾーン



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や漁場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な漁場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	新しく施工されている護岸も部分的にあるが、その他の石積およびブロック張りの護岸は風化しているものの、機能的に問題はないと考えられる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	—
海環境	藻場	干潟	●
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場、干潟		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	2車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

No.	海岸名	小曲地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
43-1	紀伊水道西	小曲地区	農水(水産)	阿南市	99	⑤橋湾ゾーン	環境調和

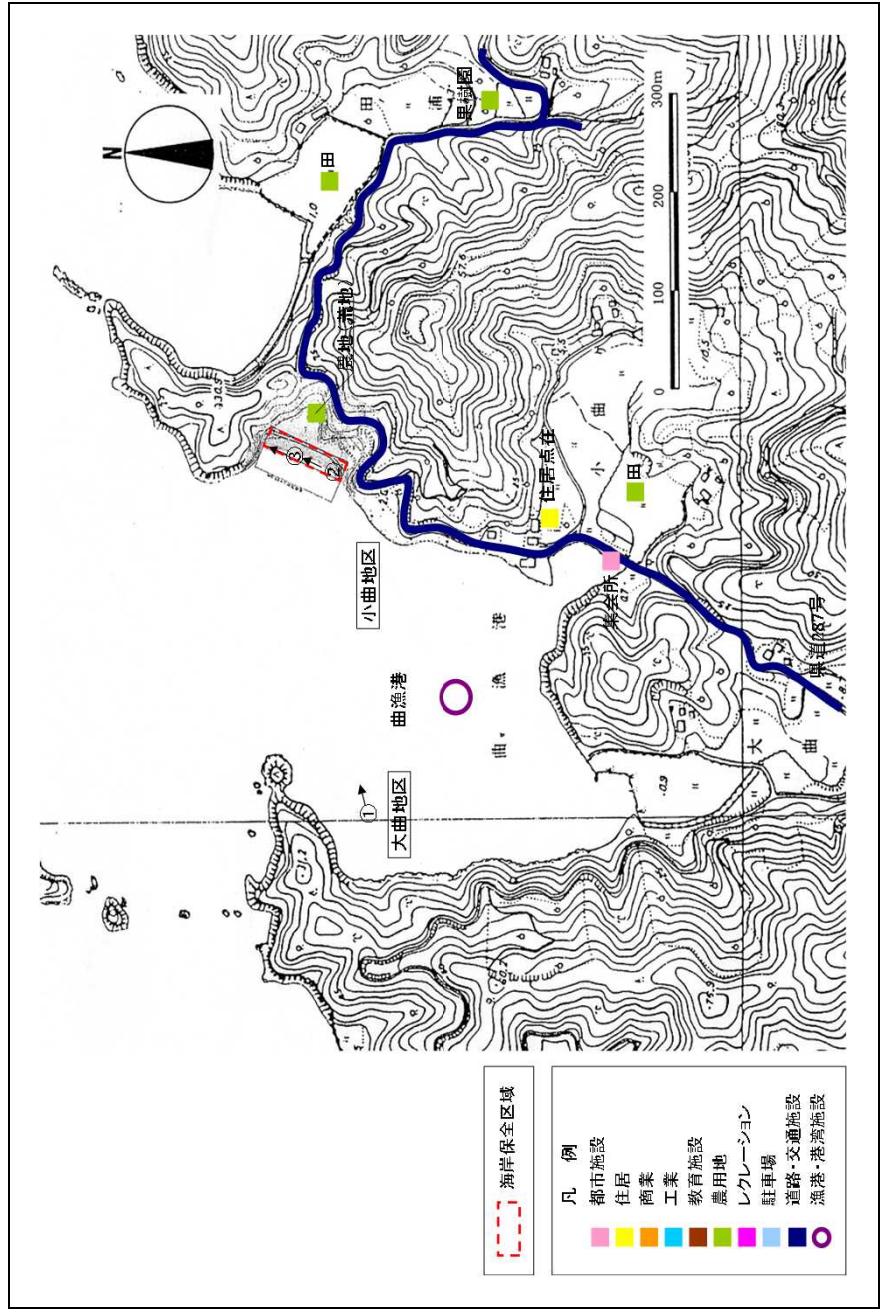
①海岸状況(全景)



②護岸状況



③護岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や護岸の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な護岸の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	立入り困難な場所もある。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要		計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。		
受益規模	-	導入事業	-
配慮事項	-		

No.	海岸名	大曲地区	所管	市町村	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
43-2	紀伊水道西	大曲地区	農水(水産)	阿南市	0	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①海岸状況



②海岸状況



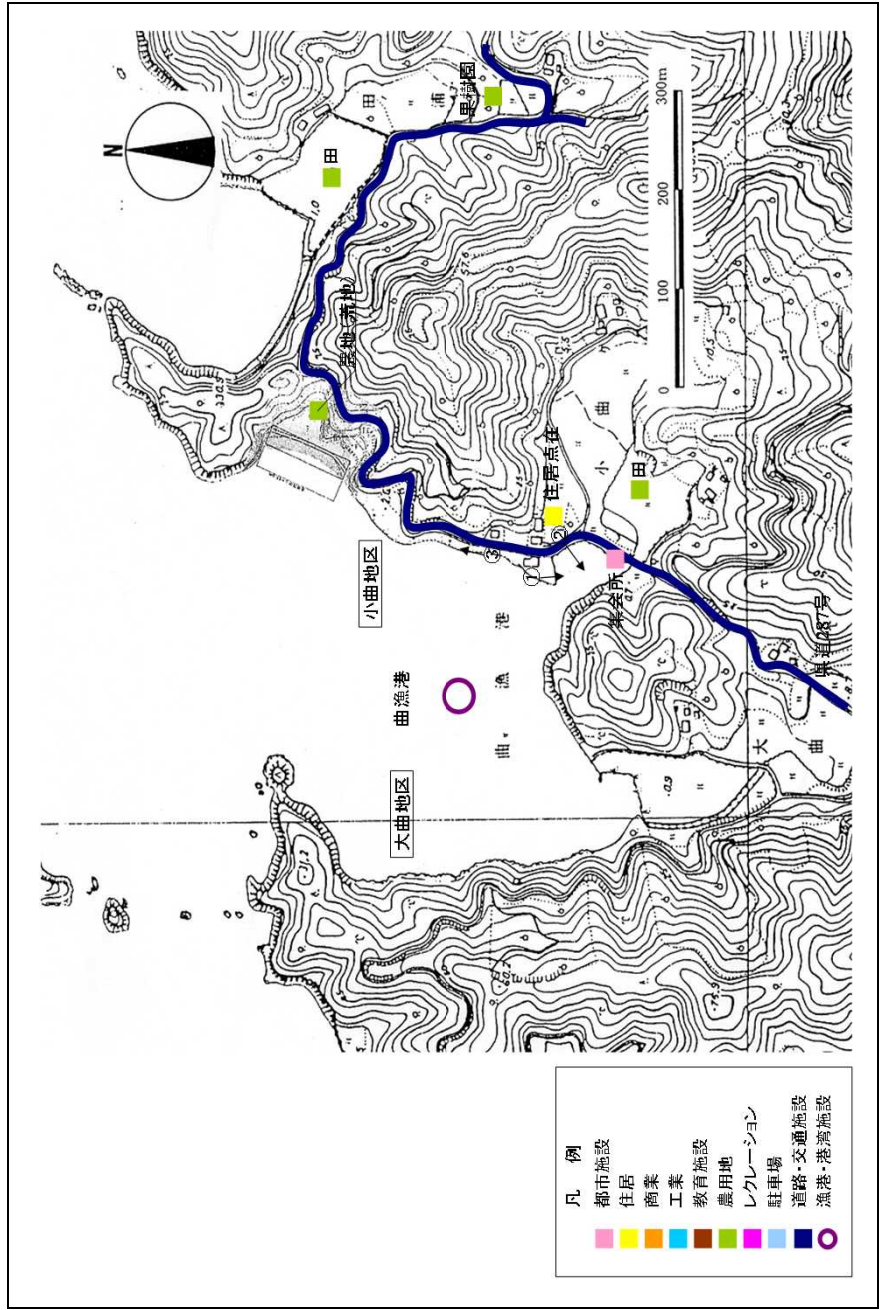
③海岸状況



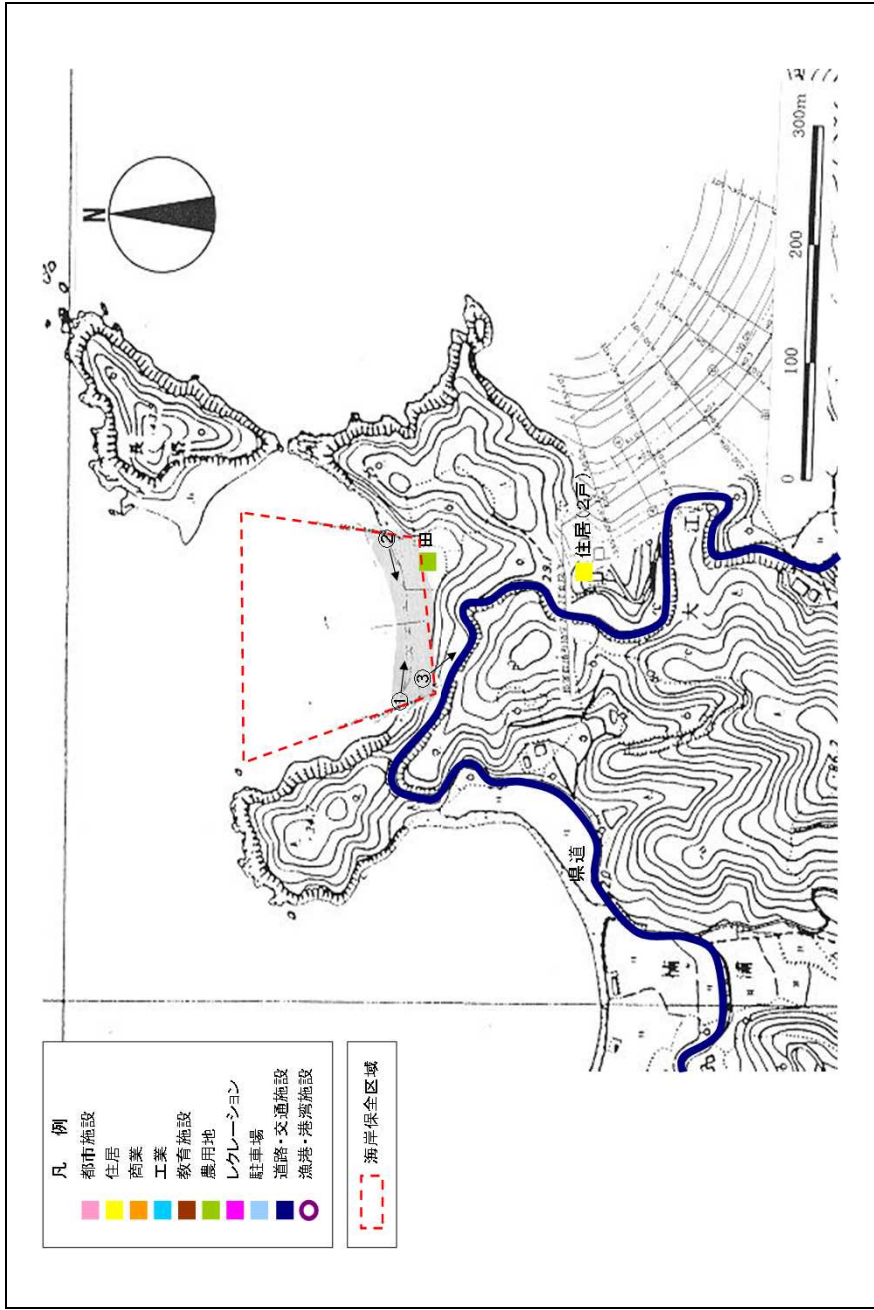
海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や濠場の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な濠場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。		
海岸保全区域の概況	立入り不可		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	500m以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要望	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-



No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
44	紀伊水道西	西大江地先海岸	阿南市	160	⑤橋湾ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	古い石積の護岸である。背後は殆どが塩田であり、早急な対策は必要ないと思われる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸
自然関係法令	国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第2種）		
水質環境基準（類型）	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海塩環境	塩場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	大江北先海岸	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
45	紀伊水道西	大江北先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①護岸状況



②護岸状況



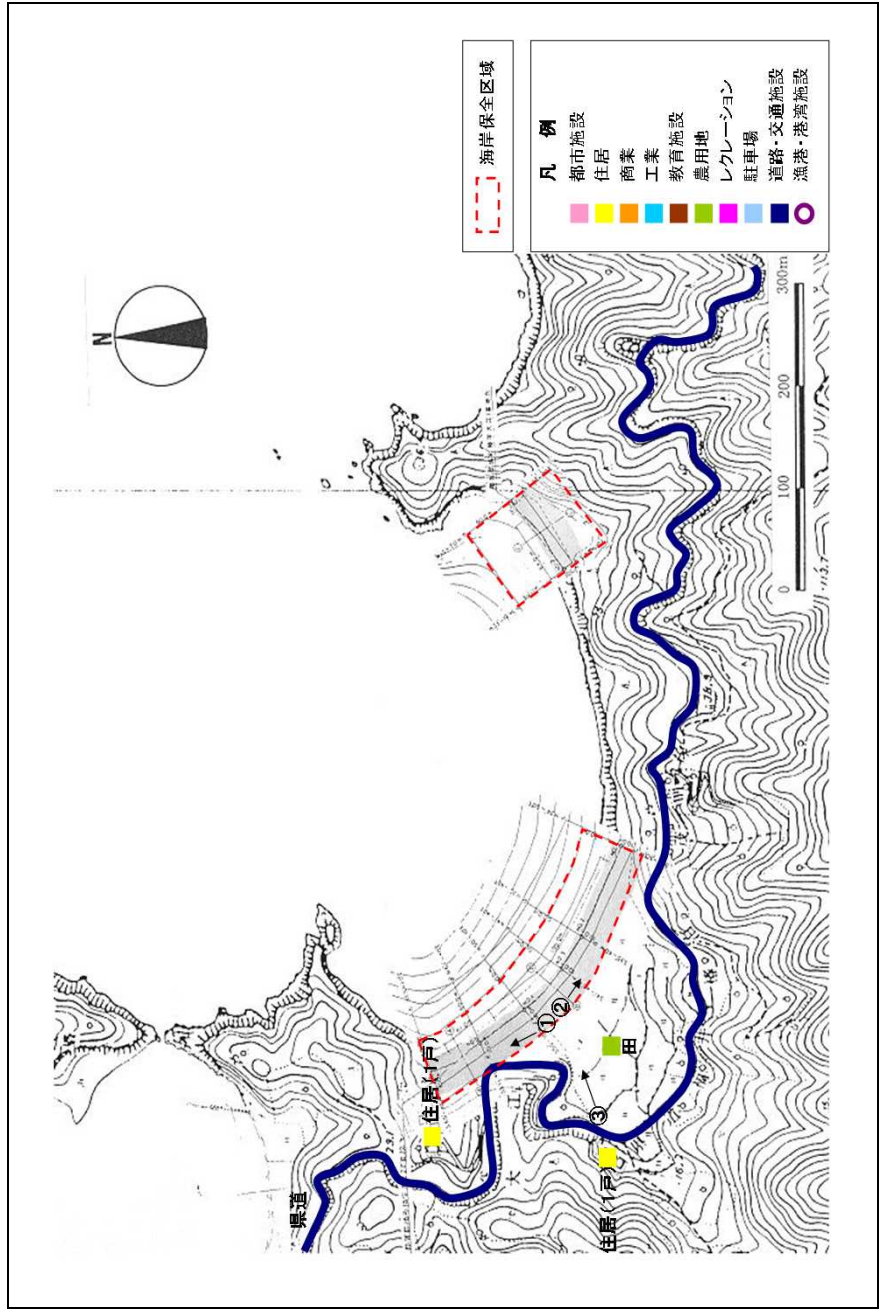
③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観や護岸の保全に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な護岸の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	C
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	古い石積およびコンクリート護岸である。背後は雑木林および塩田である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜・護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	-
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
46	紀伊水道西	海岸タイプ 利用促進

No.	海岸名	海岸タイプ	ゾーン名	保全延長	市町村	所管
	那波江地先海岸		⑤橋湾ゾーン	426	阿南市	国土(水管理)

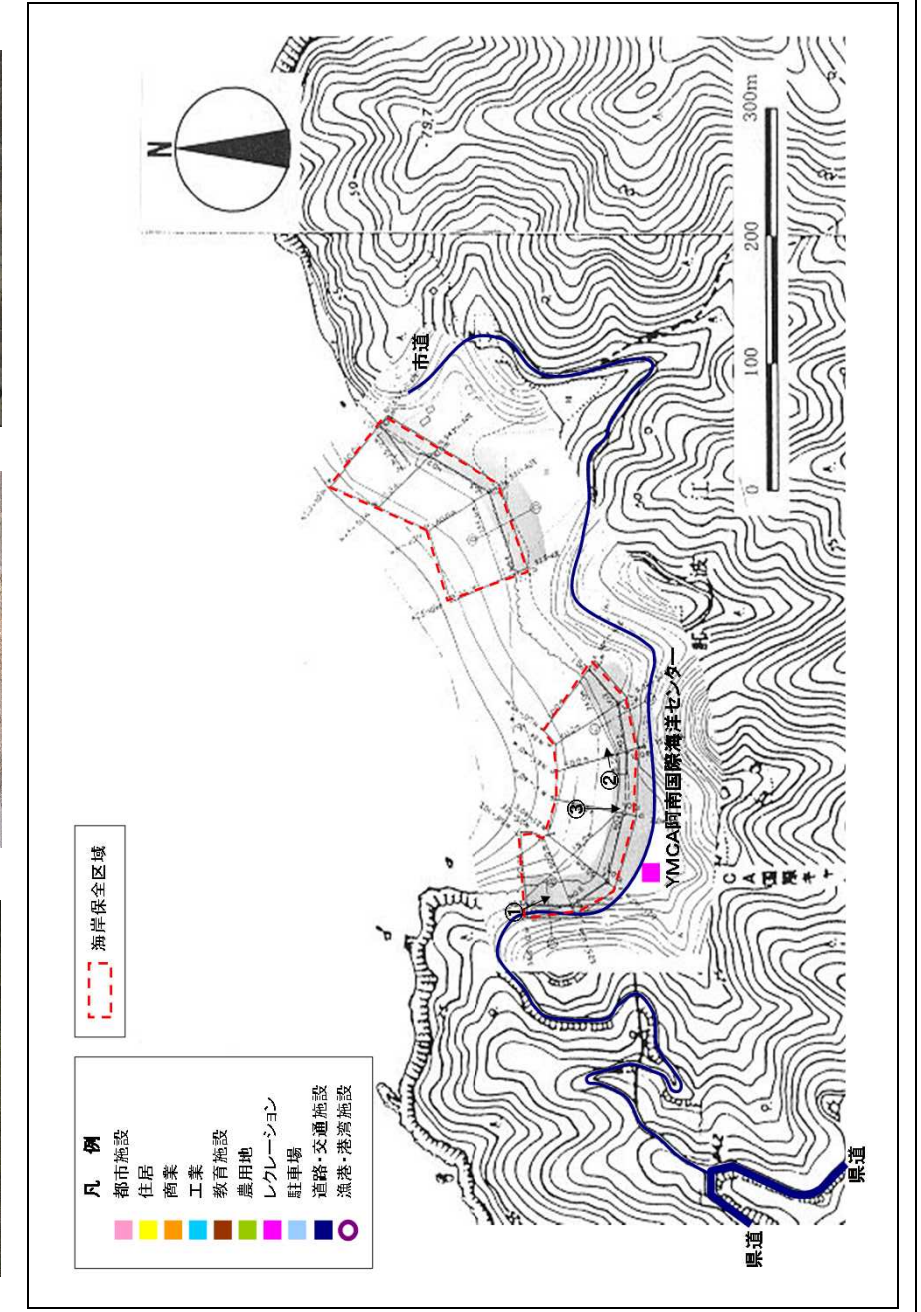
①海岸状況



②護岸状況(係船している)



③背後地状況

海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸環境の保全や海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な遼場の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	民間のキャンプ・宿泊研修施設が隣接し、体験学習の場としての利用が盛んである。現状利用の促進に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C	侵食対策ランク
背後地ランク	D 既存保全施設		護岸・堤防・突堤
施設の健全度	一部風化、劣化が見られる。		
海岸保全区域の概況	YMCAのキャンプ場やヨットスクールがあり砂利が堆積している。石積護岸である。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	国定公園(海上：普通)、国定公園(陸上：第2種)		
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域		
海環境	藻場	干潟	サンゴ
配慮すべき資源	自然関係法令、藻場		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	2km以内
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	良好		
海岸利用状況	キャンプ・宿泊研修施設		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	構泊地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
47-1	紀伊水道西	構泊漁港海岸	農水(水産)	阿南市	2944	⑤構泊ゾーン	環境調和

①護岸状況



②護岸状況



③護岸状況



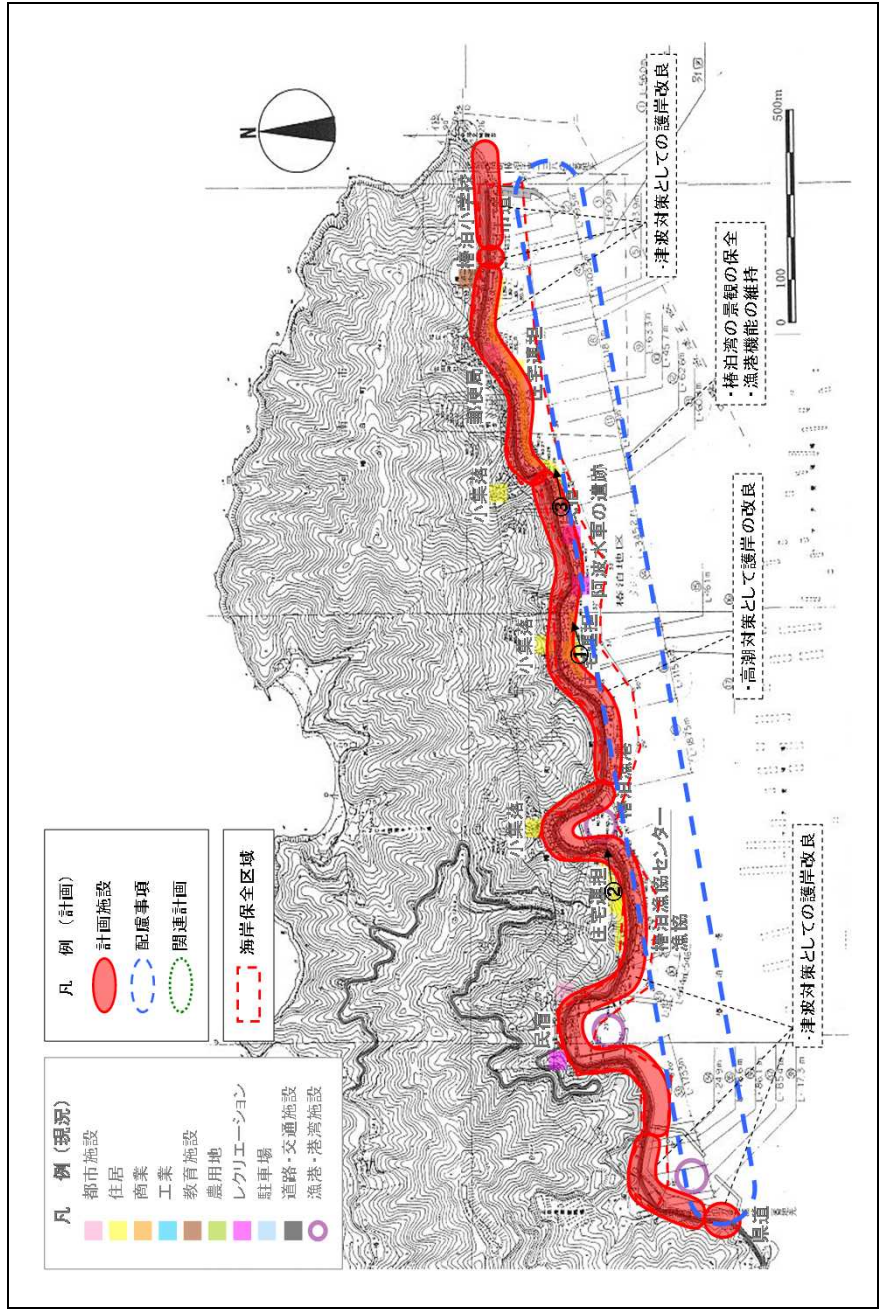
海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	越波・浸水等の被害があり、対策を行う。
環境面	宇格上重要とされる生物(ワケ等)の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の漂着など海岸美観の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いことから、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないよう留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	A
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	風化・劣化が顕著に見られる。		
海岸保全区域の概況	護岸は風化が進んでおり、自地のすれや護岸と水叩きの閉まりが確認できている。係船護岸として利用されている。		

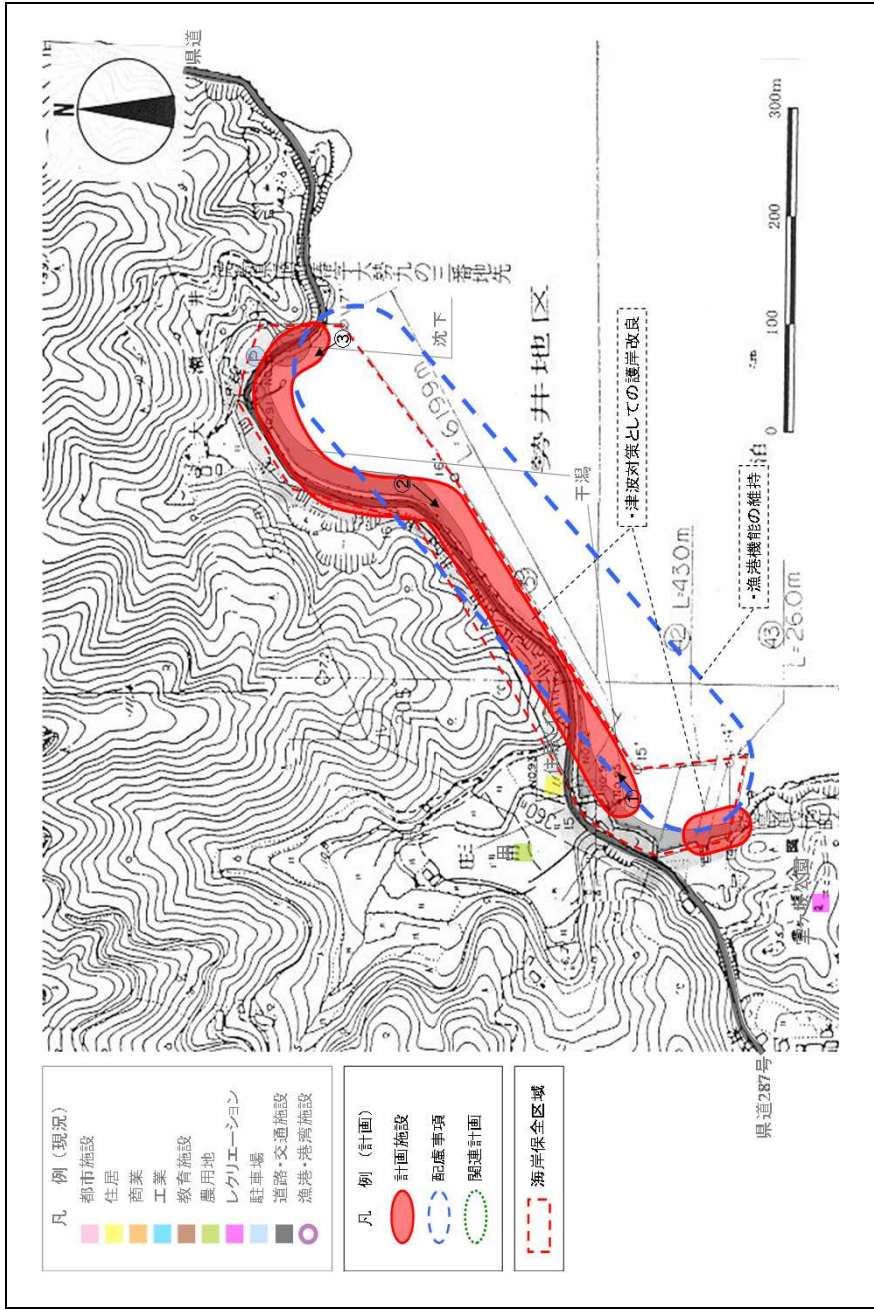
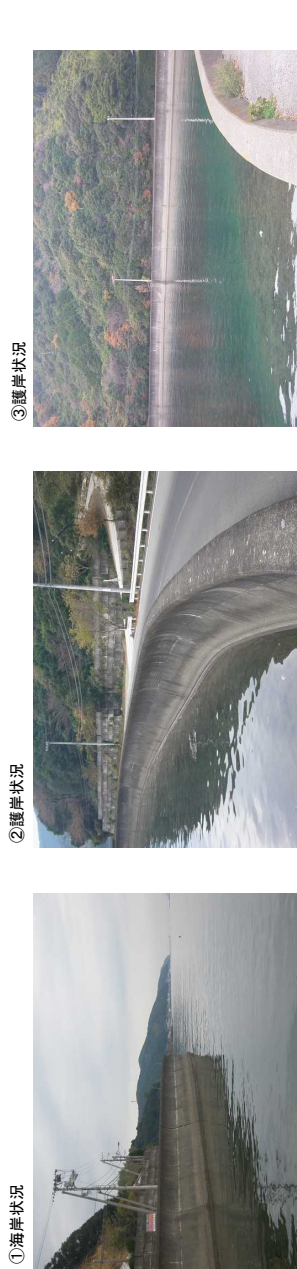
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯浜・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海草環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	貴重種(シロサメ、魚類、移動あり)		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	漁港		
地境からの申請	-		

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約3ha
配慮事項	構泊湾の景観(多島海)の保全、漁港機能の維持



No.	海岸名	海岸タイプ
47-2	紀伊水道西	海岸タイプ
	梶泊漁港海岸	⑤橋湾ゾーン
	勢井地区	823
	所管	阿南市
	農水(水産)	環境調和

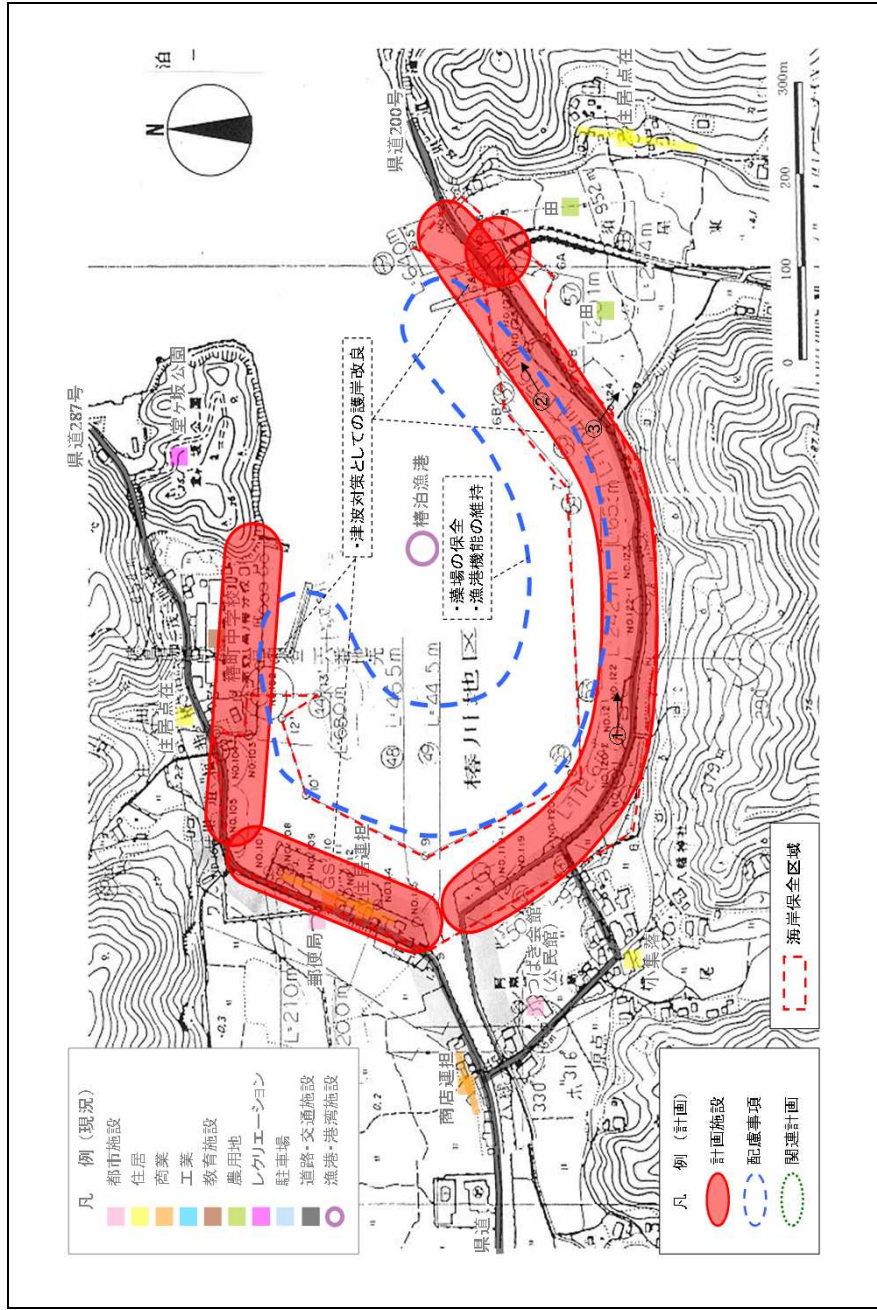


海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮しつつ、施設整備を図る。
防護面	し津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	宇格上重要とされる生物(ウサギ等)の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の消滅など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性に強い特長のため、水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意する。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C	侵食対策ランク
背後地ランク	B 既存保全施設	護岸・堤防	
施設の健全度	若干の劣化・風化・沈下が見られる。		
海岸保全区域の概況	前面には砂干潟がとなっており、護岸自体は風化が進んでいる。護岸の沈下やクラックも確認できる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	砂浜
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	●	
海塩環境	蒸場	-	干潟
配慮すべき資源	貴重種(シロイ、VU(魚類、移動あり))		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	改良の必要性あり		
海岸利用状況	漁港		
地境からの要請	-		

計画概要	
計画概要	津波・高潮対策として護岸の改良等を行う。
受益規模	約3ha 導入事業
配慮事項	漁港機能の維持

No.	海岸名	榑川地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
47-3	紀伊水道西	榑川地区	農水(水産)	阿南市	1830	⑤橋湾ゾーン	環境調和



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸環境や護岸の保全、漁港等の現状利用に配慮した施設整備を図る。
防護面	①津波や高潮による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	宇治上重瀬とされる生物(ワカサギ)の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の消滅など海岸美観の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いことから、水質保全の観点から海水交換を妨げることのないよう留意することともに、現存する護岸・干潟の保全に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	A	高潮対策ランク	A
背後地ランク	B	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	風化・劣化が顕著に見られる。		
海岸保全区域の概況	護岸及び突堤が整備されているが、風化も進んでいる。		
環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	●
海塩環境	藻場	干潟	●
配慮すべき資源	貴重種(ワカサギ類、移動あり)、藻場、干潟、多くの希少生ハゼ類が生息(県内希少な汽水域)		
利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	漁港		
地域からの要請	-		

計画概要	
計画概要	津波、高潮対策としての護岸の改良等を行う。
受益規模	約10ha
配慮事項	漁場の保全

No.	海岸名	高瀬地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
47-4	紀伊水道西	高瀬地区	農水(水産)	阿南市	781	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①海岸状況



②海岸状況

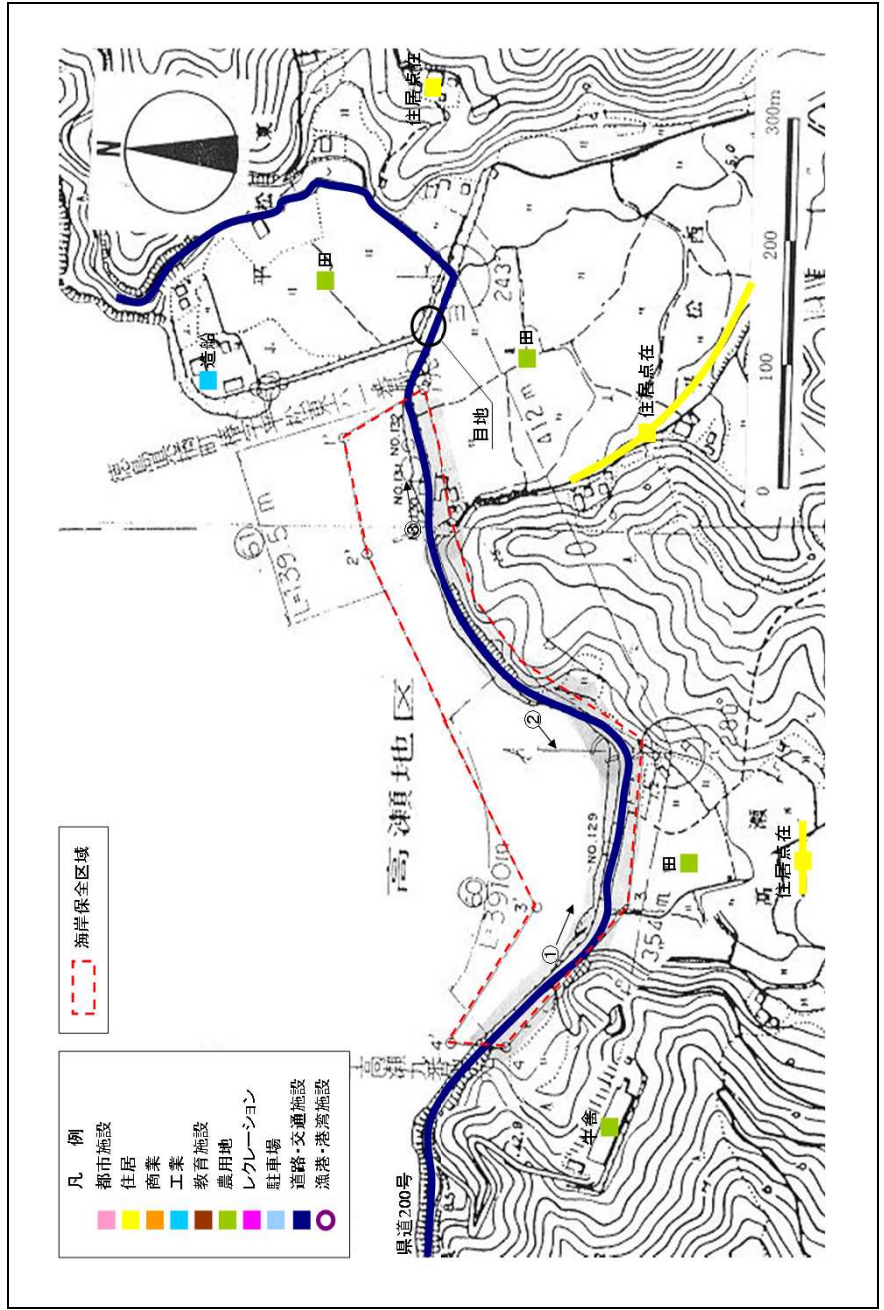


③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸環境の保全や漁港等の現状利用に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	宇格上重要とされる生物(ワケ等)の生息が確認されていることから、その生息環境の保全に努めるとともに、漂着ゴミ等の消滅など海岸美化の推進を図る。また、海域の閉鎖性が特に強いことから、水質保全の観点から海水交換を妨げることに留意することとともに、現存する遊歩・干潟の保全に努める。
利用面	漁港等の現状利用への配慮に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
背後地ランク	D 既存保全施設	護岸・堤防・突堤
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。	
海岸保全区域の概況	護岸前面は砂・砂利が堆積しており、遠浅の海岸である。護岸自体はやや古いが、機能的問題はないと考えられる。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	—	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	—
海環境	藻場	干潟
配慮すべき資源	貴重種(ワケ：VU(魚類、移動あり))	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	困難	
海岸利用状況	漁港	
地域からの要請	—	
計画概要		
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。	
受益規模	—	導入事業
配慮事項	—	



No.	海岸名	海岸タイプ
48	紀伊水道西 小島地先海岸	海岸タイプ 環境調和

所管	市町村	保全延長	ゾーン名
国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	⑤橋湾ゾーン

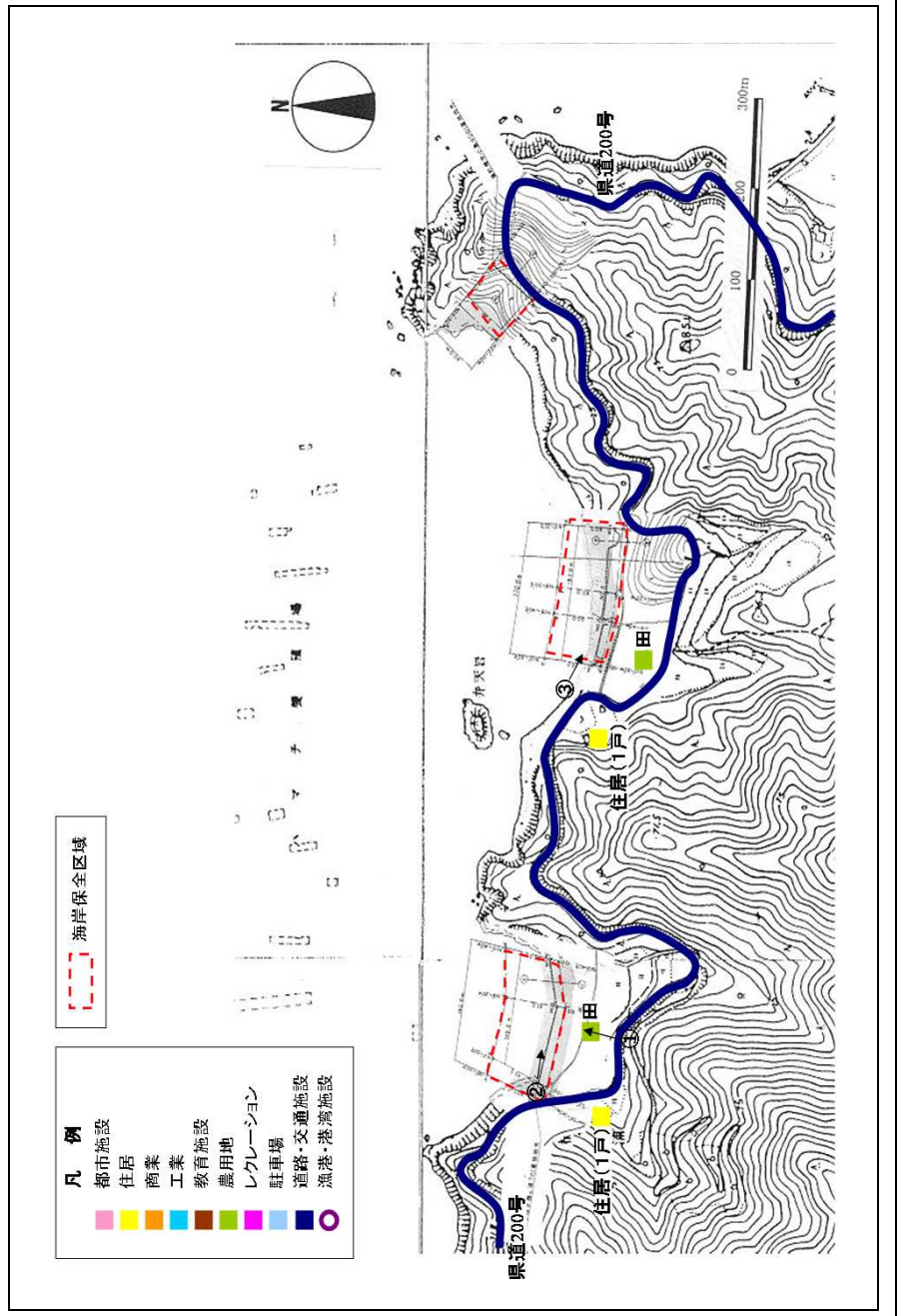
①海岸状況(全景)



②護岸状況



③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、築場の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な築場の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	B	高潮対策ランク	A
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防・消波工、樋門

施設の健全度は特に問題ない。

海岸保全区域の護岸及び消波工が設置されている。背後には田が広がる。

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	—	配慮	海岸の状況
自然関係法令	—	配慮	ブロック・護岸

水質環境基準(類型)

海岸漂着物対策重点区域

海母環境

配慮すべき資源

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離	隣接
アクセス道路	1車線		
海岸へのアプローチ	困難		
海岸利用状況	なし		
地域からの要請	—		

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	—
配慮事項	—

No.	海岸名	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
49	紀伊水道西 尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農林)	阿南市	410	⑤橋湾ゾーン	環境調和

①海岸状況



②海岸状況



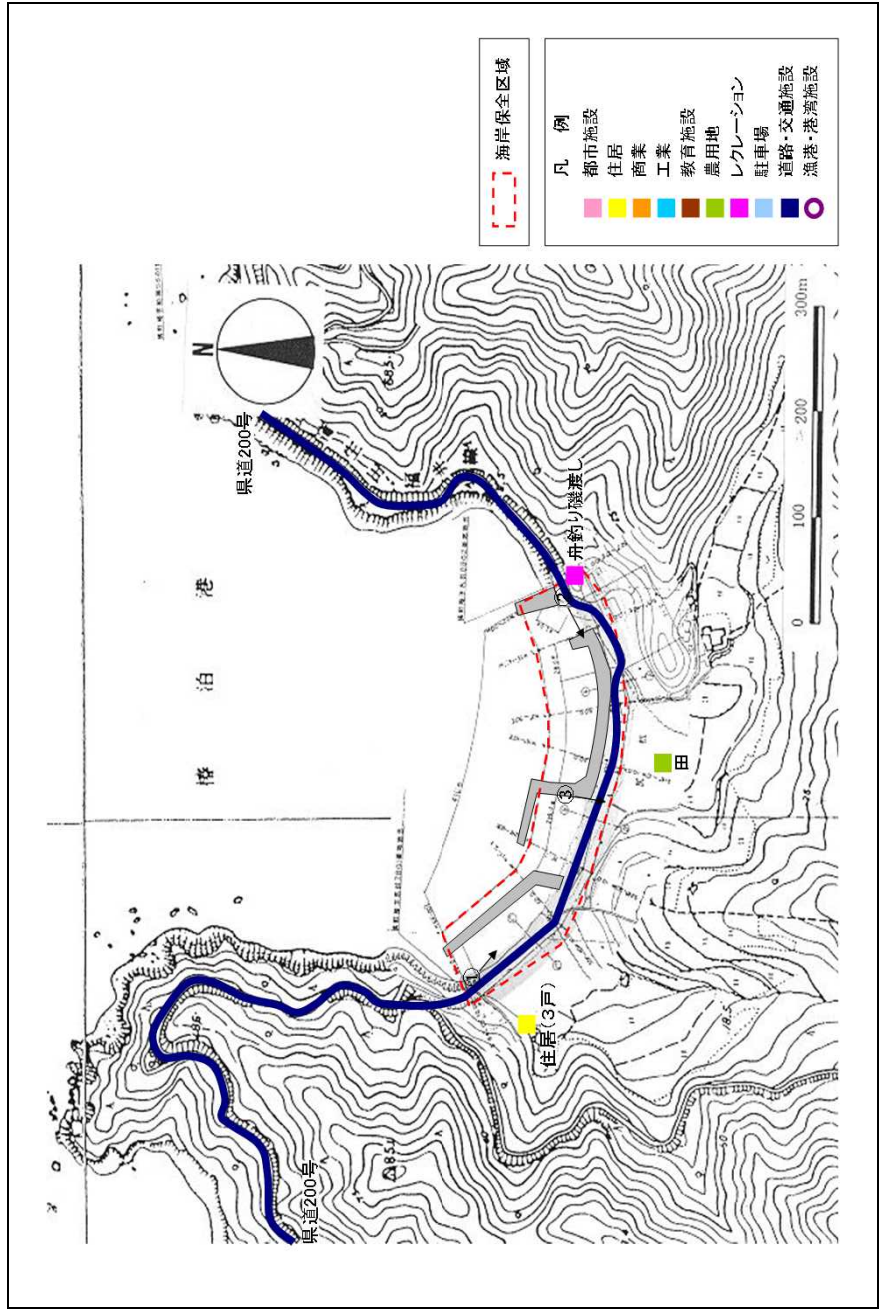
③護岸背後地状況



	海岸整備の方向性
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、藻場の保全に配慮した私設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生態環境として重要な藻場の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。

防護項目	現況特性	
津波対策ランク	A 高潮対策ランク	B 侵食対策ランク
背後地ランク	D 既存保全施設	護岸・堤防、消波工、突堤、樋門、舟通し
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	護岸前面には複数の突堤と消波工が設置されており、背後には田が広がる。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況
自然関係法令	-	
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟
配慮すべき資源	藻場	サンゴ
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	維持	幹線道路からの距離
アクセス道路	1車線	隣接
海岸へのアプローチ	なし	0
海岸利用状況	なし	
地域からの要請	-	

計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-



No.	海岸名	海岸タイプ
50	紀伊水道西 船瀬地先海岸	海岸タイプ 利用促進
所管		
重土(水管理) 重水(農林)	市町村	阿南市
保全延長		
310		
ゾーン名		
⑤橋渡ゾーン		

①海岸状況



②背後地状況



③背後地状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生態環境として重要な藻場の保全に努める。
利用面	背後地に温泉やレクリエーション施設が整備されており、それと併せた親水空間の整備により海岸利用の促進を図る。

防護項目		
津波対策ランク	高潮対策ランク	C 侵食対策ランク
B	C	C
背後地ランク	D 既存保全施設 護岸・堤防・根固工	

施設の健全度は特に問題ない。

海岸保全区域の護岸前面に根固工が整備されており、その周辺には砂利が堆積している。

環境項目	
環境配慮ランク	配慮
—	海岸の状況 磯浜・ブロック・護岸

自然関係法令

水質環境基準(雑型)

海岸漂着物対策重点区域

海岸環境

配慮すべき資源

利用項目

利用配慮ランク

アクセス道路

海岸へのアプローチ

海岸利用状況

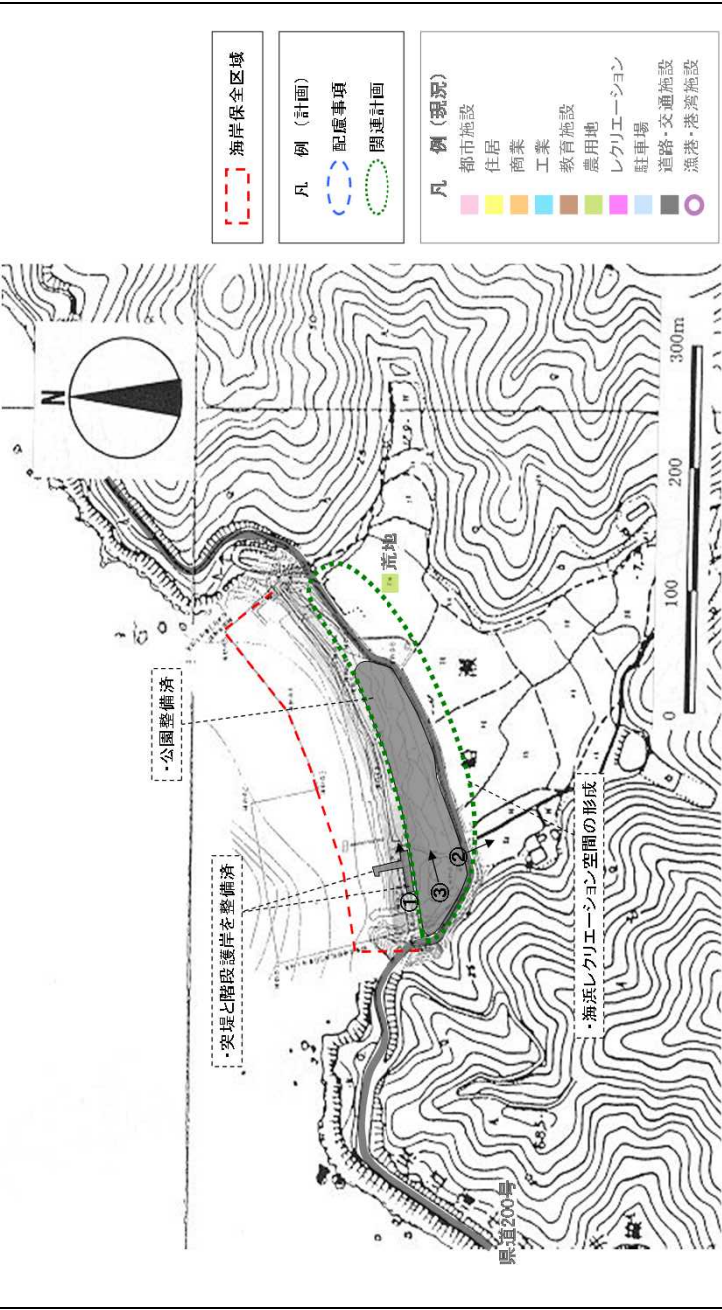
地域からの要請




現地からの要請

計画概要


受益規模

配慮事項



No.	海岸名	海岸タイプ
51	紀伊水道西 蒲生田地先海岸	海岸タイプ 環境重視
	所管 国土・水産省 農水（農林） 阿南市	ゾーン名 ⑤橋湾ゾーン
	市町村 阿南市	保全延長 810
	①懸崖状況 	③背後地状況 
	②海岸状況 	

防備項目	現況特性	
津波対策ランク	B 高潮対策ランク	A 侵食対策ランク B
背後地ランク	C 既存保全施設	護岸・堤防、突堤、離岸堤、樋門
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。	
海岸保全区域の概況	蒲生田岬の北側に位置し、護岸及び離岸堤が整備されている。	
環境項目	現況特性	
環境配慮ランク	保全	海岸の状況 砂浜・離岸堤・護岸
自然関係法令	国定公園（海上：普通）、国定公園（陸上：第2種）、乗り入れ規制	
水質環境基準（類型）	A 海岸漂着物対策重点区域	—
海環境	藻場 ●	干潟 — サンゴ —
配慮すべき資源	自然関係法令、蒲生田のアカウミガメ産卵地（県）、蒲生田のアンペライ自生地、乗り入れ規制、藻場、ウミガメの上陸産卵への配慮（砂浜の保全）	
利用項目	現況特性	
利用配慮ランク	配慮	幹線道路からの距離 隣接
アクセス道路	1車線	
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり	
海岸利用状況	環境学習	
地域からの要請	アカウミガメ産卵地の保護	
計画概要		
計画概要	長期的に事業に着手する。当面、定期点検を実施し、維持管理を行う。	
受益規模	—	導入事業 —
配慮事項	アカウミガメ産卵地の保護、背後地からの海岸利用	

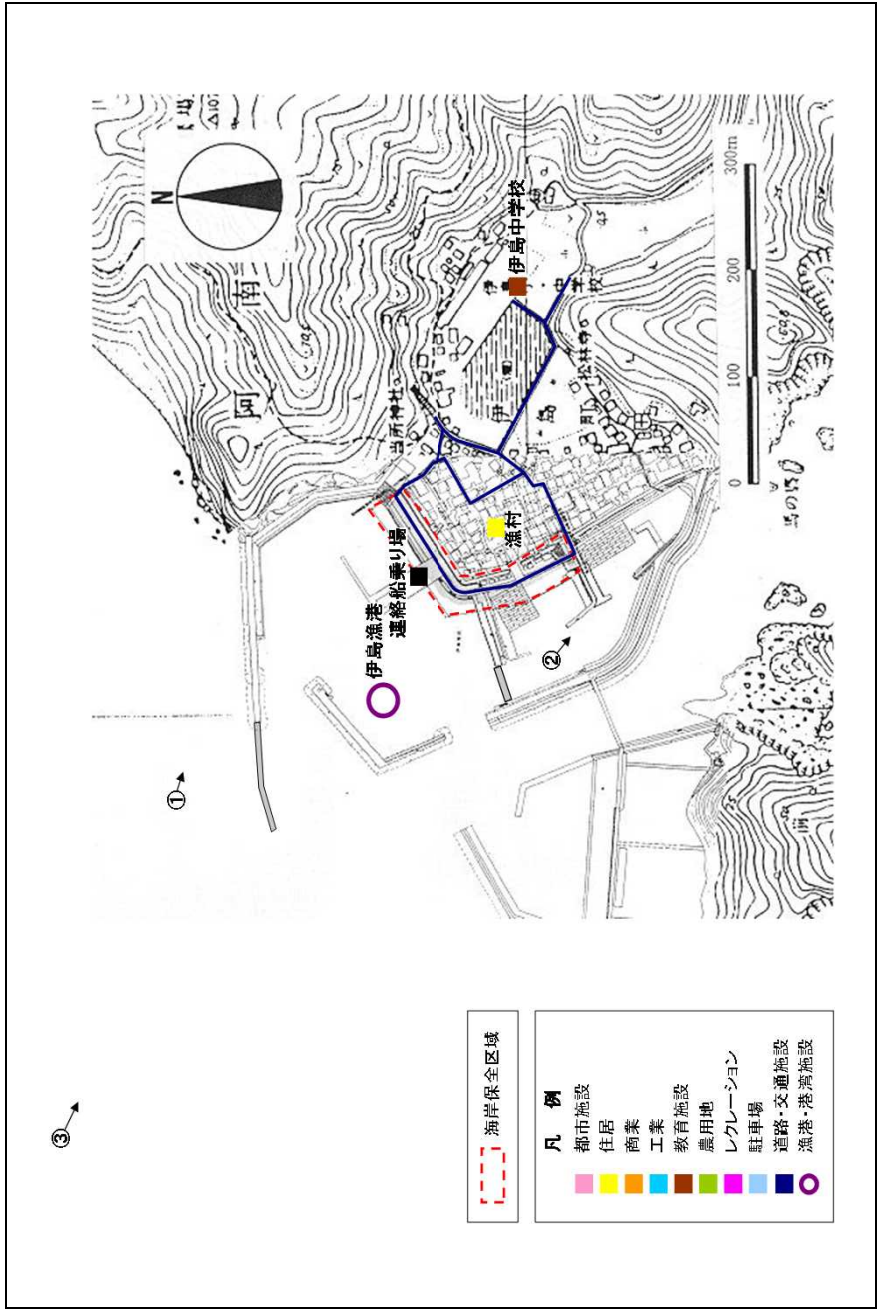
No.	海岸名	伊島漁港海岸	市町村	所管	保全延長	ゾーン名	海岸タイプ
52	紀伊水道西		阿南市	農水(水産)	300	⑤橋湾ゾーン	利用促進

①海岸状況(全景)

②海岸状況



③海岸状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸利用を促進するための施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	生物の生息環境として重要な海域の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	難島振興のための海岸利用のニーズが高く、レクリエーション拠点整備を計画中である。

防護項目		現況特性	
津波対策ランク	C	高潮対策ランク	B
背後地ランク	D	既存保全施設	護岸・堤防
施設の健全度	若干の劣化・風化が見られる。		
海岸保全区域の概況	前面は漁港として利用されて、背後は漁業集落である。		

環境項目		現況特性	
環境配慮ランク	配慮	海岸の状況	磯・突堤・護岸
自然関係法令	-		
水質環境基準(類型)	A	海岸漂着物対策重点区域	-
海環境	藻場	干潟	-
配慮すべき資源	藻場		

利用項目		現況特性	
利用配慮ランク	促進	幹線道路からの距離	離島
アクセス道路	車でのアクセス困難		
海岸へのアプローチ	改善の必要性あり		
海岸利用状況	レク拠点整備計画		
地域からの要請	レクリエーション拠点の整備		

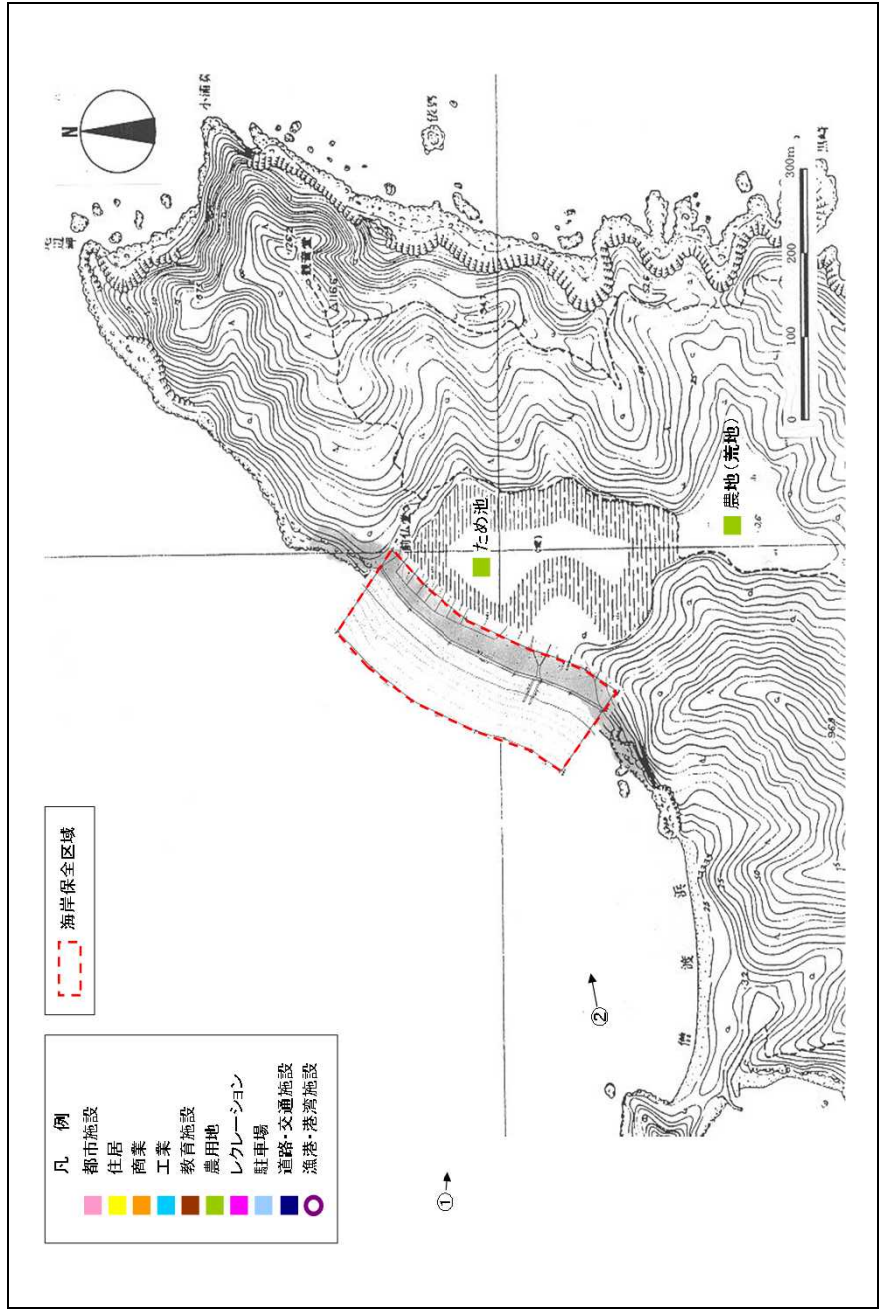
計画概要	
計画概要	定期点検を実施し、維持管理を行う。
受益規模	導入事業
配慮事項	-

No.	海岸名	伊島地区	所管	市町村	保安延長	ゾーン名	海岸タイプ
53	紀伊水道西	伊島海岸	農水(農村)	阿南市	497	⑤橋湾ゾーン	環境重視

①海岸状況(全景)



②護岸の状況



海岸整備の方向性	
全体	背後地の重要度を考慮して、当面、海岸景観の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
防護面	当面、現施設の維持管理に努める。
環境面	自然景観の保全に努める。
利用面	主な現況利用はなく、現状の維持に努める。
防護項目	
津波対策ランク	高潮対策ランク A 侵食対策ランク -
背後地ランク	C 既存保全施設 護岸・堤防
施設の健全度	施設の健全度は特に問題ない。
海岸保全区域の概況	離島におけるため池及び農地を保全するための施設である。
環境項目	
環境配慮ランク	保全 海岸の状況 磯浜・護岸
自然関係法令	固定公園(海上:普通)、固定公園(陸上:第3種)、鳥獣保護区特別保護地区
水質環境基準(類型)	A 海岸漂着物対策重点区域
海境環境	藻場 - 干潟 - サング
配慮すべき資源	自然関係法令、伊島の陸地性植物群落(区域外)
利用項目	
利用配慮ランク	維持 幹線道路からの距離 2km以上
アクセス道路	車でのアクセス困難
海岸へのアプローチ	困難
海岸利用状況	なし
地域からの要請	-
計画概要	
計画概要	長期的に事業に着手する。維持管理を行う。
受益規模	- 導入事業 -
配慮事項	-

卷末資料

「海岸保全施設整理表」

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況		
22-1	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 高島地区 (鳴門市鳴門町土佐泊8番地～鳴門市鳴門町竹島番外5)	護岸		414m	1.6～4.1	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 レクリエーション 都市施設 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				防潮堤		4063m	3.3～3.4	—	—				
				水門		6基	—	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋管		4基	—	—	—	—	—	—	
陸閘		1基	—	—	—	—	—	—	—				
22-2 A 22-2 B	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 桑島瀬戸地区 (鳴門市瀬戸町明神字上本城17番地～鳴門市撫養町大桑島字澤岩浜46番地)	堤防	○	2585m	3.8～5.0	2071m	3.8～5.0	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業 商業 レクリエーション 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				水門		3基	—	—	—				—
				陸閘		17基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋管		2基	—	—	—	—	—		
22-3	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 土佐泊地区 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番地～鳴門市鳴門町土佐泊浦40番地の2)	防潮堤		1057m	4.5～5.7	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 農用地 レクリエーション 都市施設 商業 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				防砂堤 (消波工)		5基 350m	—	—	—				—
				離岸堤		4基 480m	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		1基	—	—	—	—	—		
22-4 A 22-4 B	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 岡崎里浦地区 (鳴門市撫養町岡崎字二等道路西126番10地先～鳴門市里浦町里浦字梅原510番地)	防潮堤	○	4612m	3.7～6.5	—	—	鳴門市撫養町と 鳴門市里浦町の一部	住居 レクリエーション 都市施設 農用地 教育施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		6基 592m	—	—	—				—
				離岸堤		12基 2226m	3.0	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				水門		4基	—	—	—	—	—		
				陸閘		4基	—	—	—	—	—		
23	鳴門市	徳島県 (水産庁)	土佐泊漁港海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊409の2番地地先～鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊31番地地先)	護岸		1333m	1.4～3.8	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 工業 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁		103m	3.8～3.9	—	—				—
				陸閘		15基	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
24	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	福池地先海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池65番の23、65番の12、65番の24、65番の1、65番の25各地先)	護岸		85m	4.8～4.9	—	—	鳴門市鳴門町の一部	レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	
25	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	鳴門地先海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番の15標杭(撫養港 北界)～鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池40番の1標杭)	堤防		1325m	5.6～5.8	—	—	鳴門市鳴門町の一部	住居 商業 農用地 都市施設 レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 155m	—	—	—	—	—	
				離岸堤		13基 1029m	—	—	—	—	—	
				人工リーフ		7基 980m	—	—	—	—	—	
				陸閘		6基	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
26-1	鳴門市	徳島県 (港湾局)	粟津港海岸 粟津地区 (鳴門市里浦町字梅原510番地地先～鳴門市里浦町里 浦字恵美寿地先)	堤防		1800m	3.7～6.5	—	—	鳴門市里浦町の一部	住居 農用地 工業 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		7基 330m	1.5	—	—	—	—	
				離岸堤		4基 1023m	3.0	—	—	—	—	
				陸閘		1基	—	—	—	—	—	
26-2	松茂町	徳島県 (港湾局)	粟津港海岸 松茂地区 (板野郡松茂町豊久開拓1の46地先～板野郡松茂町豊 久朝日野6番地)	堤防		305m	6.9	—	—	板野郡松茂町の一部	都市施設 工業 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
27	松茂町	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	松茂地区海岸 (板野郡松茂町長原字長洲479番地地先(地方港湾今 切港北界)～板野郡松茂町豊岡字山ノ手43番地地先)	堤防		2725m	3.8～10.9	—	—	板野郡松茂町の一部	住居 農用地 工業 教育施設 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		1基 334m	—	—	—	—	—	
				離岸堤		11基 1047m	—	—	—	—	—	
				消波堤		1基 151m	—	—	—	—	—	
28-1	松茂町	徳島県 (港湾局)	今切港海岸 長原地区 (板野郡松茂町長原字長洲499番地の2地先～板野郡松 茂町長原字月見ヶ丘266の1)	堤防		758m	6.6～6.7	—	—	板野郡松茂町の一部	住居 農用地 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 80m	-0.1～1.4	—	—	—	—	
				離岸堤		6基 990m	-0.1～2.9	—	—	—	—	
28-2	徳島市	徳島県 (港湾局)	今切港海岸 川内地区 (徳島市川内町旭野334番～徳島市川内町旭野160番)	堤防		1494m	4.5～5.3	—	—	徳島市川内町旭野の一部	住居 レクリエーション 都市施設 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		1基 500m	2.5～2.7	—	—	—	—	
				離岸堤		2基 140m	2.5～3.0	—	—	—	—	

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
29	徳島市	徳島県 (水管理・国土保全局)	小松地先海岸 (徳島市川内町旭野92番地の4地先～徳島市川内町旭野174番地地先)	堤防		439m	6.9	-	-	徳島市川内町の一部	住居 農用地 レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
30-1	徳島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 沖洲地区 (徳島市北沖洲4丁目地先～徳島市南沖洲4丁目堤外地)	堤防	○	2361m	3.4～6.1	-	-	徳島市北沖洲と南沖洲の一部	住居 レクリエーション 工業 商業 農用地 教育施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		6基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-2	徳島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 津田地区 (徳島市津田町1丁目1124の68番地～徳島市津田町4丁目1124の447番地)	堤防		1459m	3.2～4.6	-	-	徳島市津田町の一部	住居 工業 レクリエーション 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		9基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-3	徳島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 大神子地区 (徳島市大原町字浜13番地)	護岸		470m	5.0	-	-	徳島市大原町の一部	住居 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
30-4	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 港口地区 (小松島市中田町字根井1番地～小松島市小松島町字横須131番地の3)	護岸	○	4288m	2.3～3.6	-	-	小松島市中田町と 小松島町の一部	住居 工業 商業 レクリエーション 都市施設 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋門		14基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		56基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-5	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 横須金磯地区 (小松島市小松島町字横須131番の3～小松島市金磯町字弁財天前4番地)	護岸		1210m	4.0～4.8	-	-	小松島市小松島町と 金磯町の一部	住居 農用地 商業 工業 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		4基 160m	2.6～2.9	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		2基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-6	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 赤石坂野地区 (小松島市金磯町番外50～小松島市和田島町松田新田165番地)	護岸		3021m	3.0～4.0	-	-	小松島市金磯町と 和田島町の一部	住居 商業 工業 レクリエーション 教育施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁		3321m	3.0～3.6	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 77m	1.0	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		14基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		22基	-	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法			
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況				
30-7	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 和田島地区 (小松島市和田島町字浜塚28番の3～小松島市和田島町字遠見85番の72)	護岸	○	1000m	3.2～3.6	—	—	小松島市和田島町の一部	住居 工業 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
				胸壁	○	1520m	2.7～3.3	—	—						
				堤防	○	665m	3.3～5.8	—	—						
				突堤		5基 318m	1.0～1.9	—	—	—	—		—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				離岸堤		4基 393m	2.0～3.0	—	—	—	—		—		
				樋門		3基	—	—	—	—	—		—		
				陸閘		10基	—	—	—	—	—		—		
31	小松島市	徳島県 (水管理・国土保全局)	坂野地区海岸 (小松島市坂野町和田島及び那賀川町江野島の市町界～小松島市和田島町字遠見85番108地先)	堤防	○	3258m	5.9～8.0	3320m	7.7	小松島市坂野町の一部	住居 工業 農用地 教育施設 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
				突堤	◎	3基 782m	1.4～2.0	7基 1710m	2.0	—	—				
				陸閘		26基	—	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。		
32	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	今津地区海岸 (小松島市と阿南市那賀川町の町界～阿南市那賀川町芳崎字中原392番地の1地先 ただし、漁港区域を除く)	堤防	○	3296m	7.4～7.9	3317m	7.7	阿南市那賀川町の一部	住居 農用地 レクリエーション 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
				突堤	◎	16基 2342m	1.3～3.2	14基 2880m	2.0	—			—		
				陸閘		17基	—	—	—	—		—	—		
				樋門		1基	—	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。		
33	阿南市	徳島県 (水産庁)	今津漁港海岸 (阿南市那賀川町大字江野島字湊307番の5地先)	堤防		184m	7.9	—	—	阿南市那賀川町の一部	工業 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
34	阿南市	徳島県 (農村振興局)	那賀川海岸 那賀川左岸地区 (阿南市那賀川町平島地先～阿南市那賀川町みどり台地先)	防潮堤		1901m	7.2～7.7	—	—	阿南市那賀川町の一部	農用地 住居 商業 工業 教育施設 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
				護岸	◎	76m	3.0～3.1	76m	3.0～3.1	—	—		—		
				突堤		13基	—	12基	—	—	—		—		
				離岸堤		14基	—	13基	—	—	—		—		
				根固工		527m	—	527m	—	—	—		—		
				樋門		1基	—	1基	—	—	—	—			
35	阿南市	徳島県 (港湾局)	中島港海岸 中島地区 (阿南市那賀川町大字上福井字南川洲129の2番地先～阿南市那賀川町大字上福井字南川洲119の4番地)	堤防	○	1468m	3.3～6.0	—	—	阿南市那賀川町の一部	住居 レクリエーション 工業 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			
				離岸堤		5基 560m	—	—	—	—	—		—		
				樋門		2基	—	—	—	—	—	—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。		
				陸閘		11基	—	—	—	—	—	—			
36-1	阿南市	徳島県 (港湾局)	富岡港海岸 辰巳地区 (阿南市辰巳町字墨界320の3番地)	堤防	○	717m	5.9～6.0	717m	6.0	阿南市辰巳町の一部	工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。			

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
36-2	阿南市	徳島県 (港湾局)	富岡港海岸 豊益・餘地区 (阿南市豊益町大手81番地)	護岸		598m	5.0~5.2	-	-	阿南市豊益町の一部	住居 レクリエーション 工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				堤防		704m	4.1~4.3	-	-				
				突堤		4基 254m	-0.7~1.3	-	-	-	-		
37-1	阿南市	徳島県 (水産庁)	中林漁港海岸 中林地区 (阿南市富岡町中林字平山73番地地先~阿南市富岡町 字東95番地地先)	護岸		680m	8.8	-	-	阿南市中林町の一部	住居 レクリエーション 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				堤防		89m	7.4~8.8	-	-				
				陸閘		2基	-	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
37-2	阿南市	徳島県 (水産庁)	中林漁港海岸 北ノ脇地区 (阿南市富岡町東林字原23番地地先~阿南市富岡町字 大浜10番地地先)	護岸		962m	6.0	-	-	阿南市富岡町の一部	住居 レクリエーション 農用地 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				人工リーフ		3基 335m	-	-	-				-
				陸閘		17基	-	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
38	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	見能林地区海岸 (阿南市中林町南林1番1地先~阿南市見能林町南林 276番1地先)	堤防		591m	6.3~6.4	-	-	阿南市中林町と 同市見能林町の一部	農用地 住居 レクリエーション 都市施設 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		1基	-	-	-				-
39-1	阿南市	阿南市 (水産庁)	大湯漁港海岸 昶地区 (阿南市大湯町昶191番2地先~316番地地先)	護岸		120m	4.6	-	-	阿南市大湯町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
39-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	大湯漁港海岸 昶大手地区 (阿南市大湯町333番地地先)	護岸		175m	3.9	-	-	阿南市大湯町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
39-3	阿南市	阿南市 (水産庁)	大湯漁港海岸 大湯地区 (阿南市大湯町大湯204番地地先~津乃峰町新浜72番 22地先)	護岸	○	1543m	1.8~3.6	-	-	阿南市大湯町、 津乃峰町の一部	都市施設 住居 工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				水門		4基	-	-	-				-
				陸閘		10基	-	-	-	-	-		
40-1	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 橘東地区 (阿南市津乃峰町新浜72番22~阿南市橘町豊浜24番 3)	護岸	○	2961m	3.6	-	-	阿南市津乃峰町と 橘町の一部	住居 工業 商業 農用地 レクリエーション 教育施設 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁	○	1444m	3.6	-	-				
				堤防	○	1517m	3.6	-	-				
				陸閘		59基	-	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		9基	-	-	-	-	-		
40-2	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 橘西地区 (阿南市橘町豊浜24番1~阿南市橘町大浦173番1)	護岸	○	704m	3.0~4.1	-	-	阿南市橘町の一部	住居 工業 商業 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁	○	665m	2.9~3.9	-	-				
				陸閘		17基	-	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		11基	-	-	-	-	-		
40-3	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 鶴地区 (阿南市橘町字幸田40の8番地~阿南市橘町字南新田 11番の21)	護岸	○	1040m	4.1~4.5	-	-	阿南市橘町の一部	工業 商業 農用地 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				胸壁	○	445m	4.2~4.3	-	-				
				堤防	○	357m	4.3	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		9基	-	-	-	-	-		
				樋門		5基	-	-	-	-	-		

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
40-4	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 袴傍示西地区 (阿南市橘町字袴傍示32番地～阿南市橘町字袴傍示70番地)	護岸		332m	0.8～3.8	-	-	阿南市橘町の一部	農用地 工業 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				堤防		1073m	1.9～4.4	-	-			
				陸開		5基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		4基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
40-5	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 袴傍示東地区 (阿南市橘町字袴傍示414番地～阿南市橘町字舟場多1番地)	護岸		1238m	0.5～3.2	-	-	阿南市橘町の一部	工業 都市施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-			
40-6	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 榑地区 (阿南市福井町字出見1の1番地～阿南市榑町字番1番地)	護岸		90m	3.9～4.8	-	-	阿南市福井町と 榑町の一部	住居 農用地 都市施設 商業 工業 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				堤防		1143m	4.7～4.8	-	-			
				樋門		5基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸開		9基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
40-7	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 高島地区 (海岸保全施設無し)	-	-	-	-	-	-	農用地	-	
40-8	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 香地区 (阿南市福井町字出見1の1番地地先～阿南市榑町字番1番地)	護岸		838m	4.4～4.6	-	-	阿南市福井町と 榑町の一部	住居 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-			
				陸開		7基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
40-9	阿南市	徳島県 (港湾局)	橘港海岸 楠ヶ浦地区 (海岸保全施設無し)	-	-	-	-	-	-	住居 農用地	-	
41-1	阿南市	阿南市 (水産庁)	後戸漁港海岸 浜田地区 (阿南市福井町浜田209番1地先～出見19番1地先)	護岸	○	552m	4.7	-	-	阿南市福井町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				水門		5基	-	-	-			
				樋門		2基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸開		2基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
41-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	後戸漁港海岸 出見地区 (阿南市福井町浜田209番1地先～出見19番1地先)	護岸	○	373m	4.7～4.8	-	-	阿南市福井町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-			
				陸開		3基	-	-	-	-	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
42	阿南市	阿南市 (水産庁)	小抗漁港海岸 (阿南市榑町小抗122番地地先～4番地地先)	護岸		613m	1.9	-	-	阿南市榑町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
43-1	阿南市	阿南市 (水産庁)	曲漁港海岸 小曲地区 (阿南市榑町小曲防波堤～榑町小曲4番地地先)	護岸		99m	1.9	-	-	阿南市榑町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
43-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	曲漁港海岸 大曲地区 (海岸保全施設なし)	-		-	-	-	-	阿南市榑町の一部	住居 農用地	-
44	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	西大江地先海岸 (阿南市榑町榑字楠浦37番地地先～阿南市榑町榑字大江21番地地先) (海岸保全施設なし)	-		-	-	-	-	-	-	-

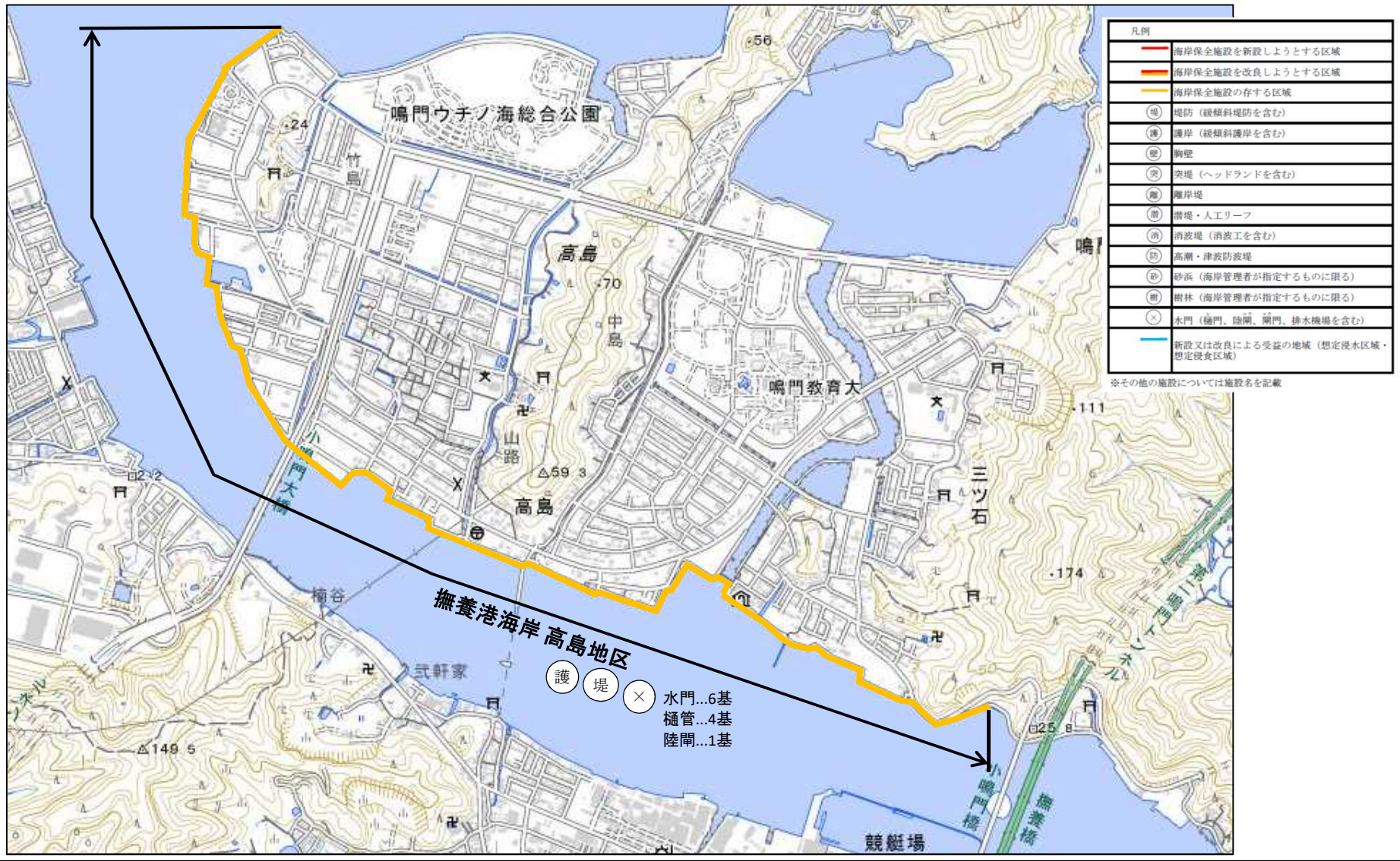
区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
45	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	大江地先海岸 (阿南市榑町榑字大江1番地地先～阿南市榑町榑字大江22番地地先)	堤防		259m	2.9～4.3	—	—	阿南市榑町の一部	住居 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				護岸		61m	2.7～2.9	—	—			
46	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	那波江地先海岸 (阿南市榑町榑字那波江15の3番地地先～阿南市榑町榑字那波江11の2番地地先)	護岸		479m	2.5～3.6	—	—	阿南市榑町の一部	道路 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 49m	—	—	—			
47-1	阿南市	徳島県 (水産庁)	榑泊漁港海岸 榑泊地区 (阿南市榑町榑字谷の浦1の2番地地先～阿南市榑町榑字東138の3番地地先)	護岸	○	3100m	1.6～5.0	3382m	3.5～5.0	阿南市榑町の一部	住居 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		102基	—	—	—		—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		6基	—	—	—		—	—
47-2	阿南市	徳島県 (水産庁)	榑泊漁港海岸 勢井地区 (阿南市榑町榑字勢井1の3番地地先～阿南市榑町榑字大勢9の3番地地先)	護岸	○	784m	3.6～4.5	—	—	阿南市榑町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		3基	—	—	—		—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	—	—	—		—	—
47-3	阿南市	徳島県 (水産庁)	榑泊漁港海岸 榑川地区 (阿南市榑町榑字須屋東1番地地先～阿南市榑町榑字宮の谷26番地地先)	護岸	○	1700m	2.3～3.6	—	—	阿南市榑町の一部	住居 商業 都市施設 農用地 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		9基	—	—	—		—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		4基	—	—	—		—	—
47-4	阿南市	徳島県 (水産庁)	榑泊漁港海岸 高瀬地区 (阿南市榑町榑字平松東61番地地先～阿南市榑町榑字高瀬9番地地先)	護岸		960m	3.6	—	—	阿南市榑町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		3基	—	—	—		—	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
48	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農林振興局)	小島地先海岸 (阿南市榑町南榑ヶ浦19番地地先～阿南市榑町小島38の1番地地先)	護岸		362m	3.5～5.2	—	—	阿南市榑町南榑ヶ浦～ 榑町小島の一部	農用地 住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 31m	1.8～1.9	—	—		—	—
				樋門		2基	—	—	—		—	—
				陸閘		4基	—	—	—		—	—
49	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農林振興局)	尻杭地先海岸 (阿南市榑町尻杭147番地地先～阿南市榑町尻杭167番地地先)	護岸		413m	4.6～5.6	—	—	阿南市榑町尻杭の一部	農用地 住居 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		4基 198m	0.9～1.6	—	—		—	—
				樋門		2基	—	—	—		—	—
				陸閘		2基	—	—	—		—	—
50	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農林振興局)	船瀬地先海岸 (阿南市榑町船瀬58の1地先～阿南市榑町船瀬831地先)	護岸		311m	6.4	—	—	阿南市榑町船瀬の一部	農用地 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		2基 80m	0.9～1.7	—	—		—	—
				樋門		2基	—	—	—		—	—

区域 番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」 改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	
51	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	蒲生田地先海岸 (阿南市橘町椿字蒲生田420の2番地地先～ 阿南市橘町椿字蒲生田324の3番地地先)	堤防		421m	7.4～7.9	—	—	阿南市椿町の一部	住居 農用地 教育施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
52	阿南市	徳島県 (水産庁)	伊島漁港海岸 (阿南市伊島町瀬戸100番地地先～阿南市伊島町瀬戸 170番地地先)	堤防		186m	6.1～7.0	—	—	阿南市伊島町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		2基	—	—	—	—	—	—
53	阿南市	徳島県 (農村振興局)	伊島海岸 伊島地区 (阿南市椿町伊島字野尾辺24番地地先～阿南市椿町伊 島字野尾辺7番地地先)	堤防		380m	—	—	—	阿南市椿町伊島の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

卷末資料

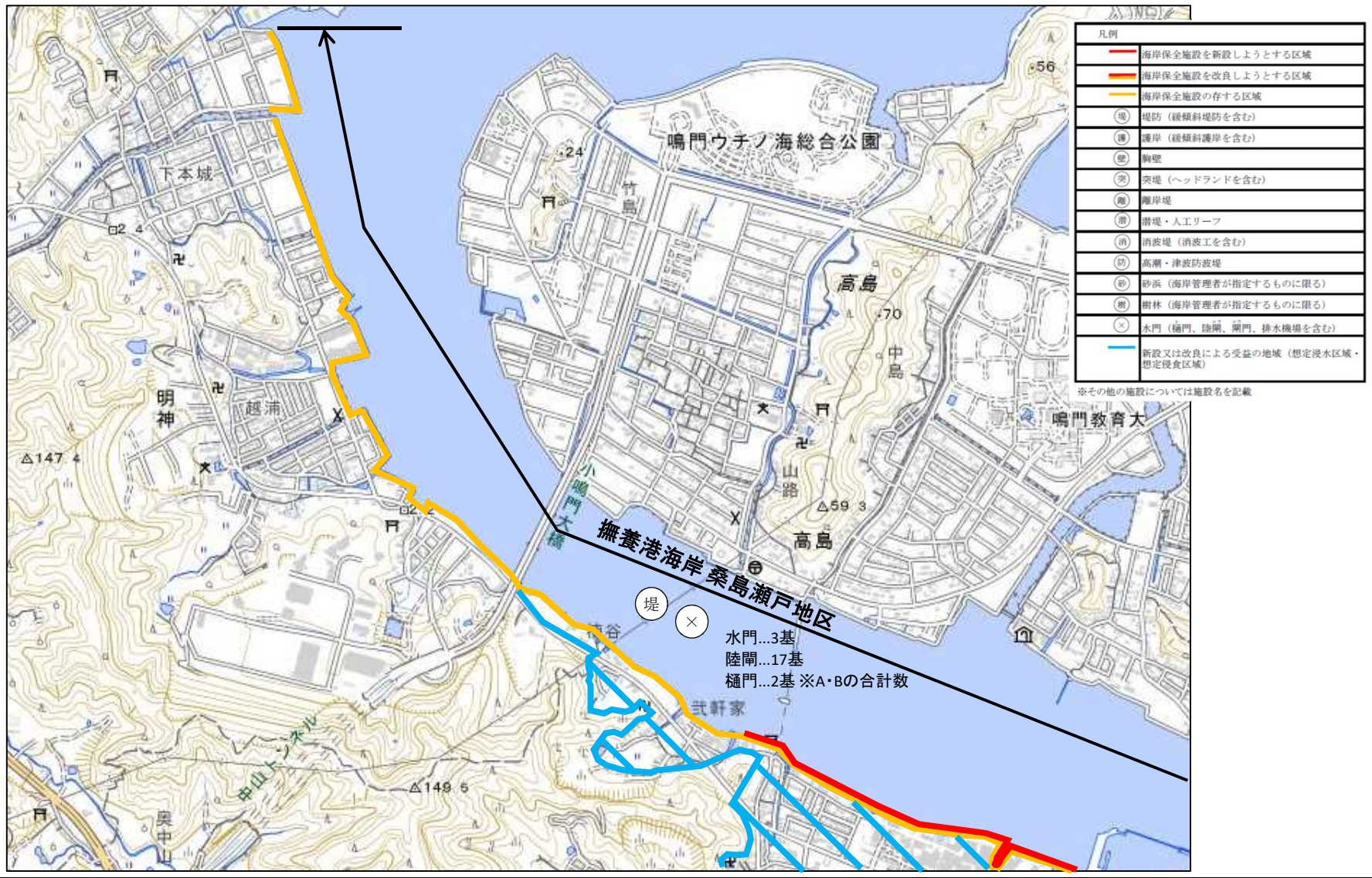
「海岸保全施設配置図」

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-1	撫養港海岸(高島地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	4,710



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

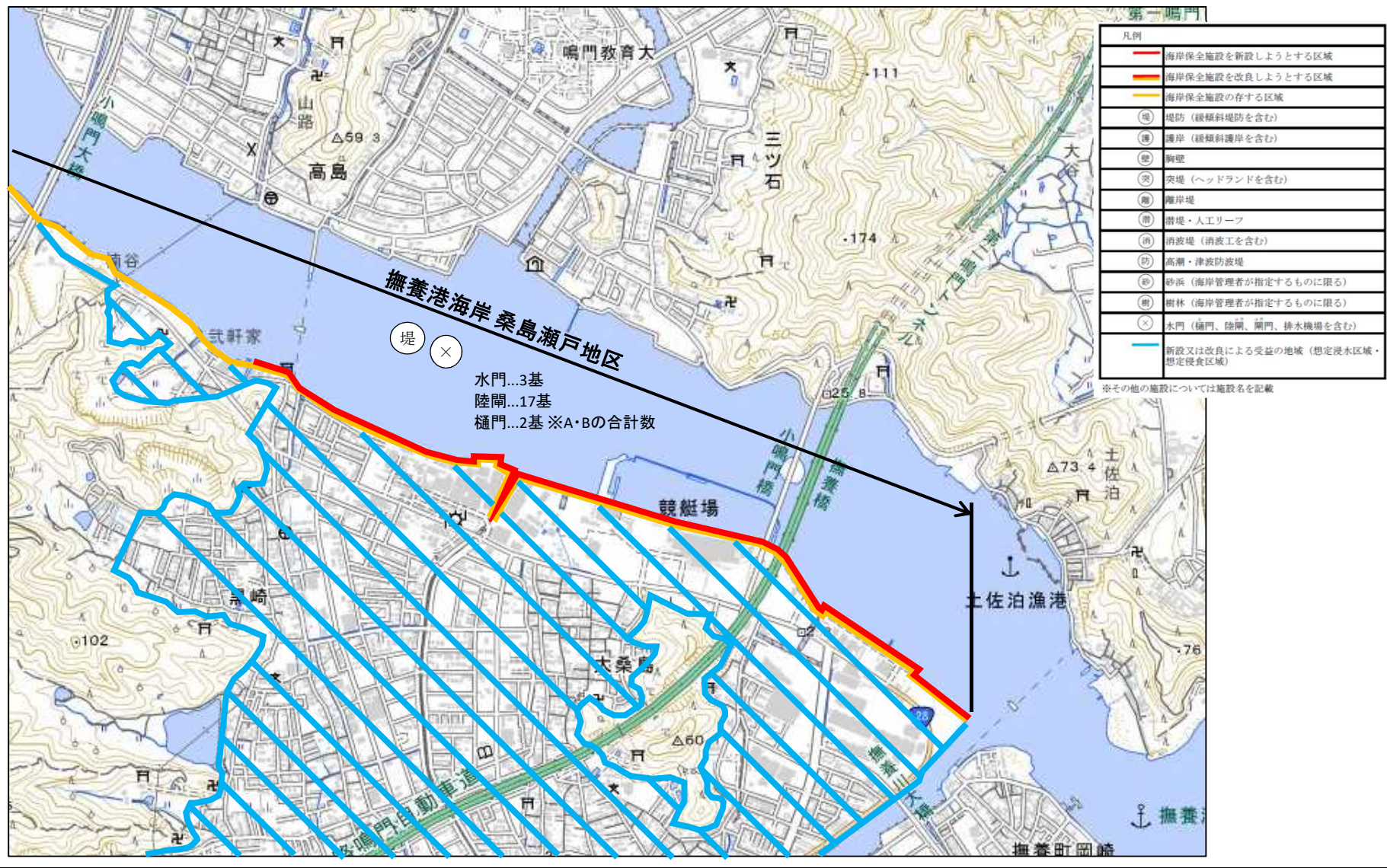
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-2 A	撫養港海岸(桑島瀬戸地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	5,519



※その他の施設については施設名を記載

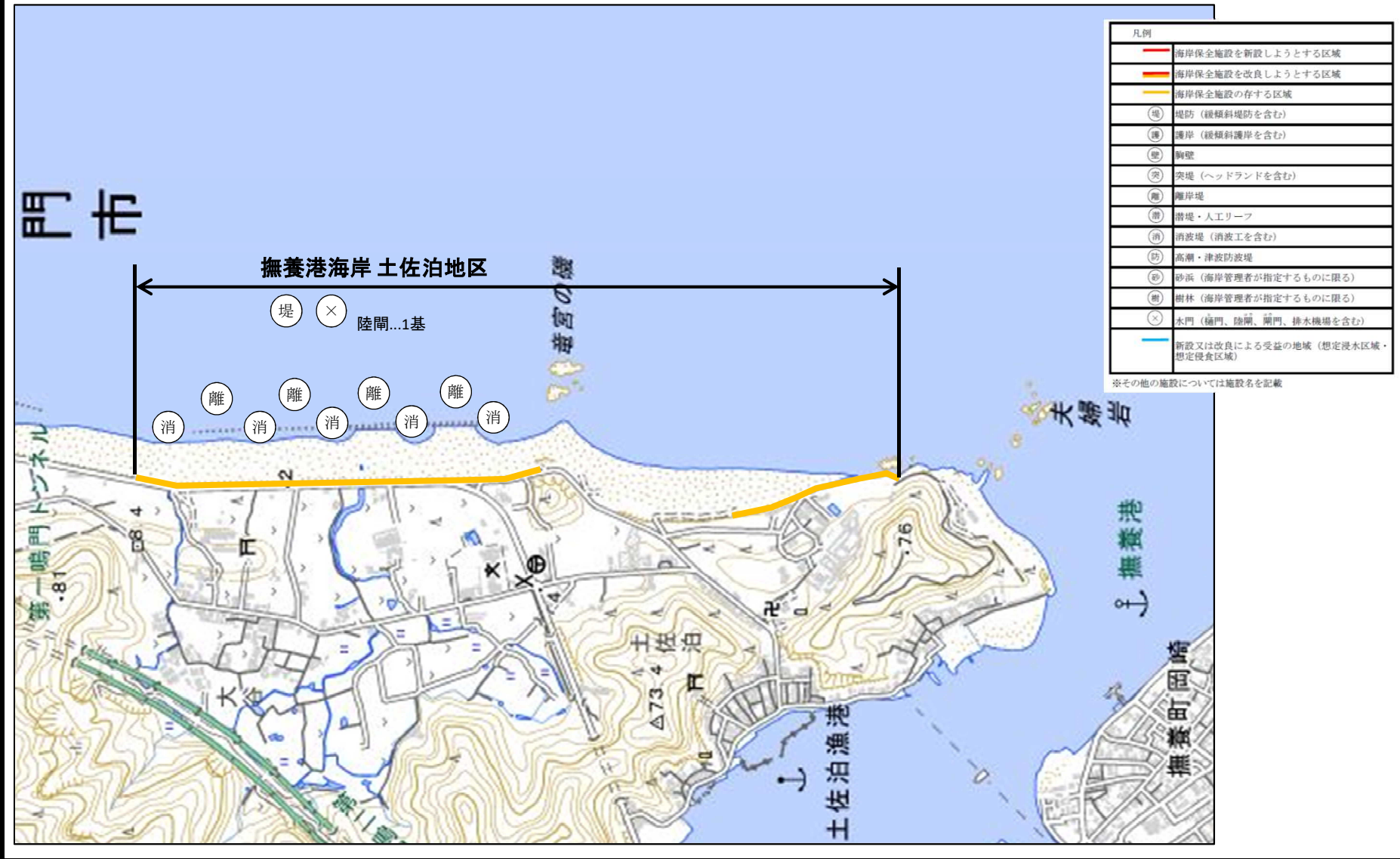
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-2 B	撫養港海岸(桑島瀬戸地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	5,519



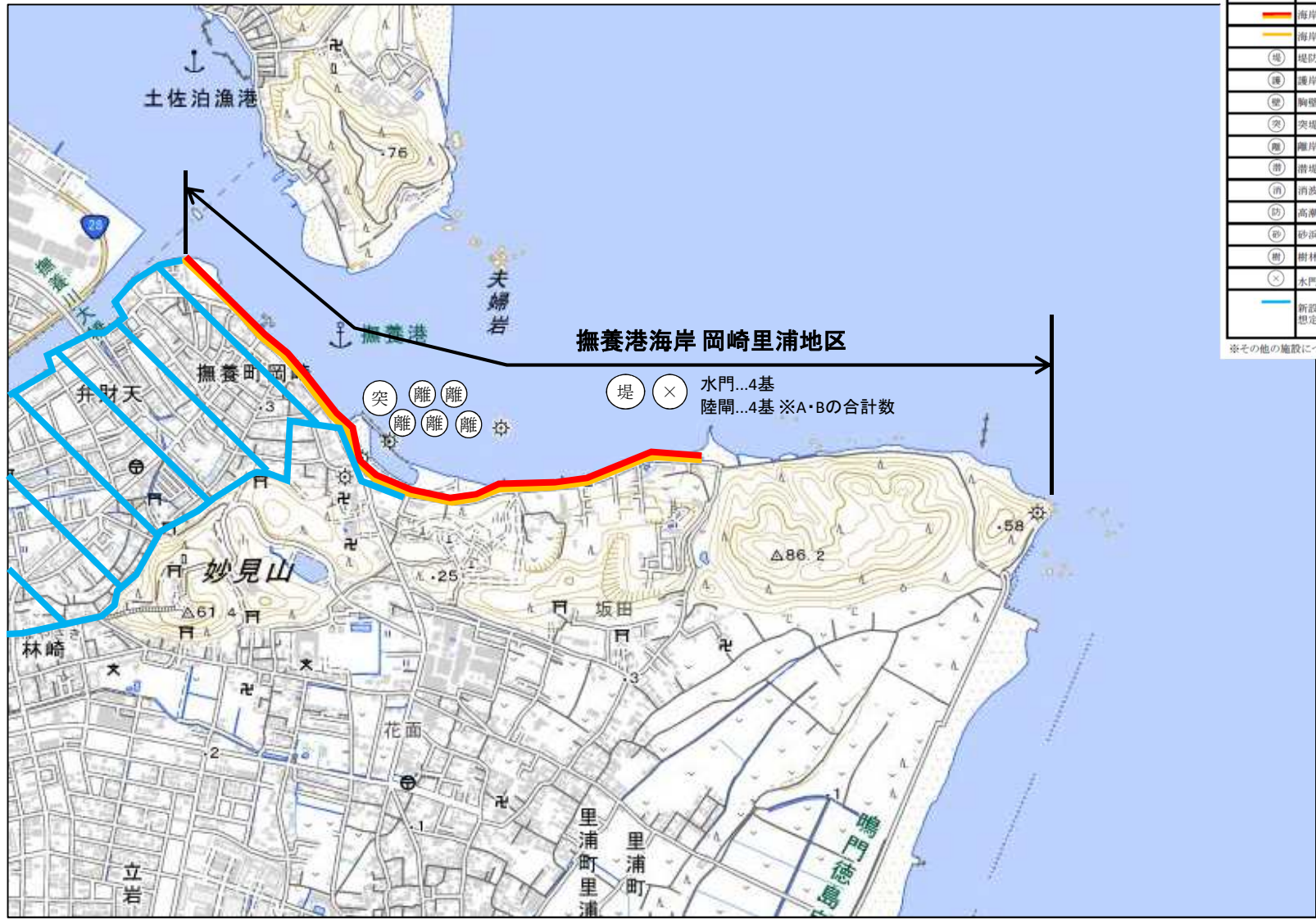
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-3	撫養港海岸(土佐泊地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	1,850



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-4 A	撫養港海岸(岡崎里浦地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	5,441



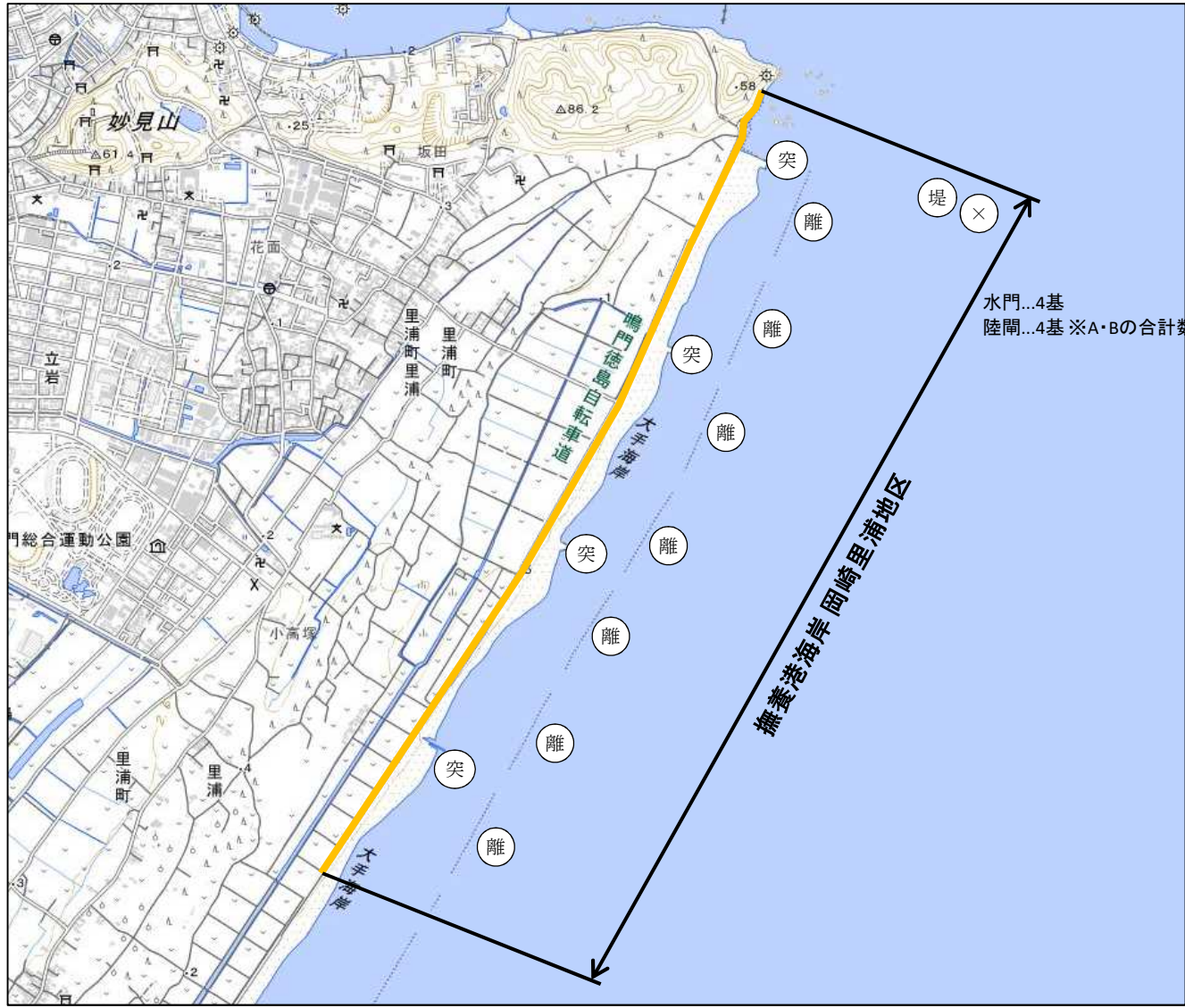
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

撫養港海岸 岡崎里浦地区

水門...4基
陸閘...4基 ※A・Bの合計数

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
22-4 B	撫養港海岸(岡崎里浦地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	5,441



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (横門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
23	土佐泊漁港海岸	水産庁	徳島県	鳴門市	1,721



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
24	福池地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	250



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	境防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
25	鳴門地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	鳴門市	3,080

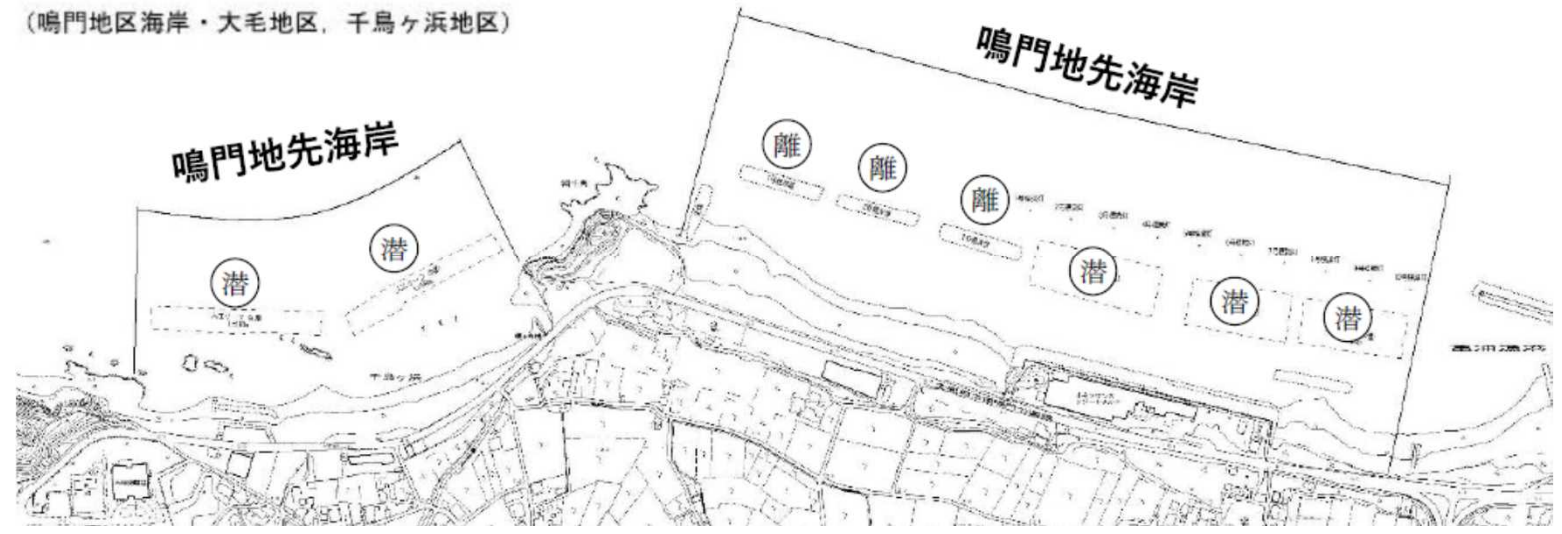
(鳴門地区海岸・黒山地区)



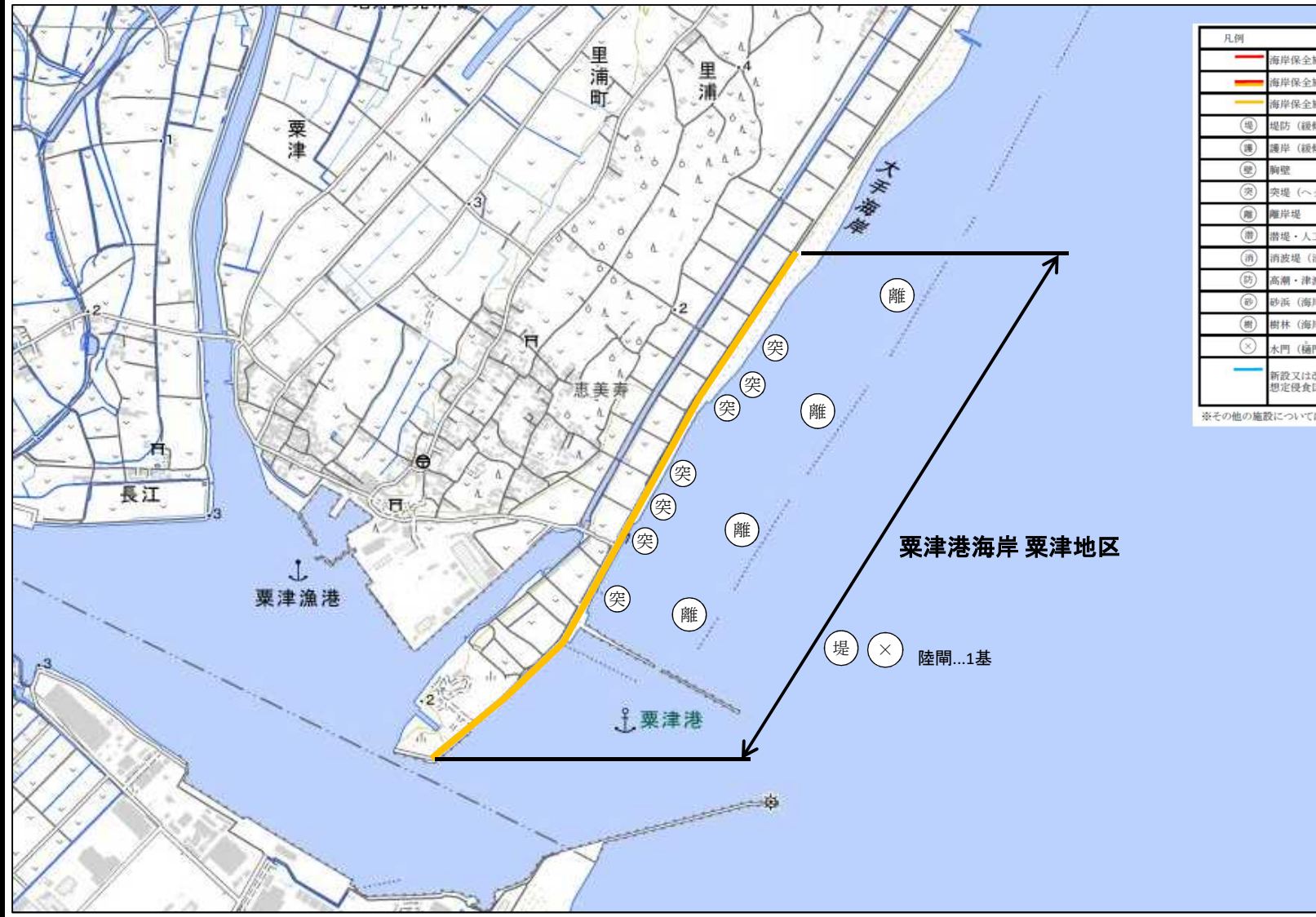
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸開、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

(鳴門地区海岸・大毛地区、千鳥ヶ浜地区)



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
26-1	粟津港海岸(粟津地区)	港湾局	徳島県	鳴門市	1,800



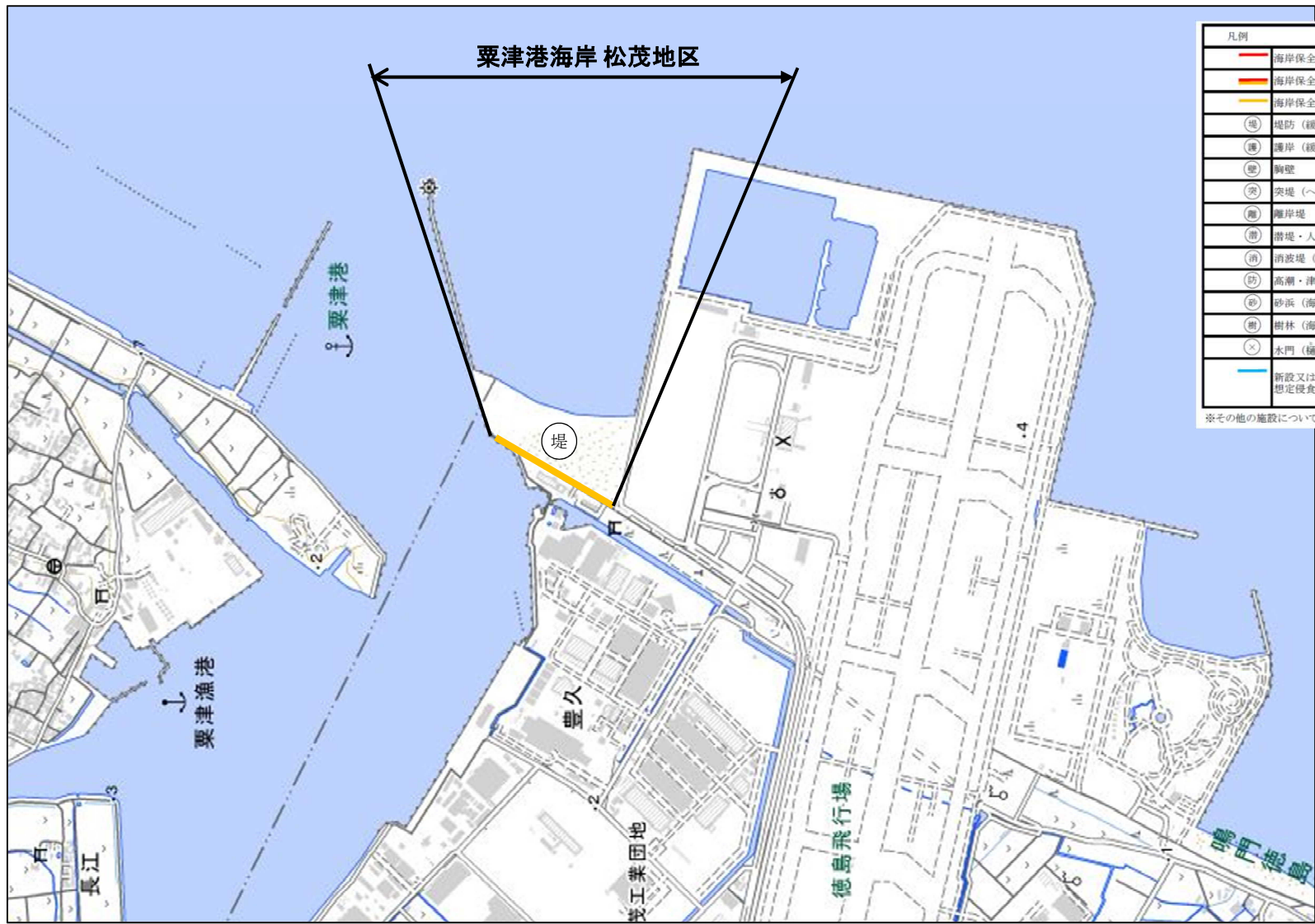
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(橋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

粟津港海岸 粟津地区

堤 × 陸閘...1基

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
26-2	栗津港海岸(松茂地区)	港湾局	徳島県	松茂町	900



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

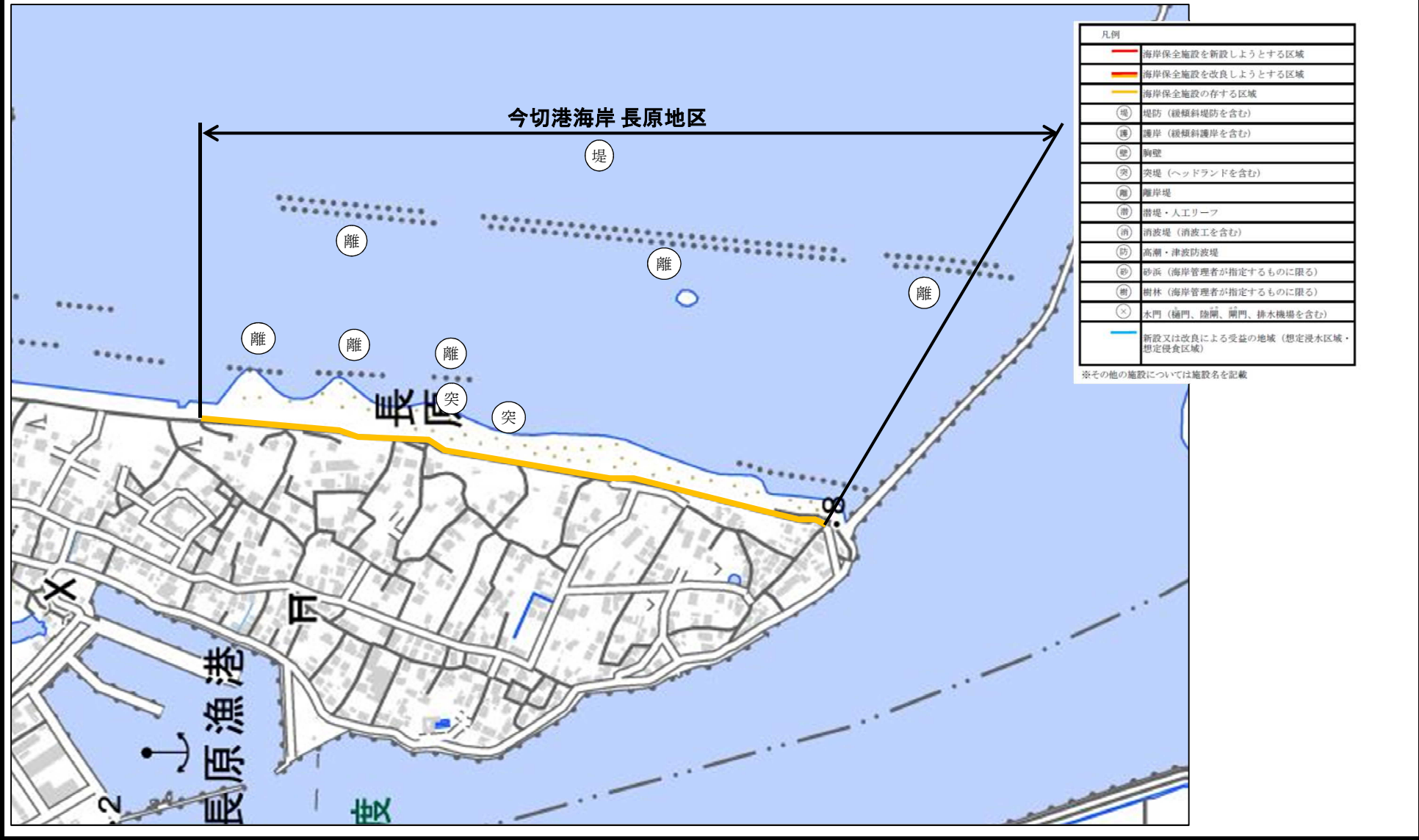
※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
27	松茂地区海岸	水管理・国土保全局	徳島県	松茂町	2,699



出典：徳島県 松茂地区海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
28-1	今切港海岸(長原地区)	港湾局	徳島県	松茂町	780



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
28-2	今切港海岸(川内地区)	港湾局	徳島県	徳島市	1,306



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

今切港海岸 川内地区

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

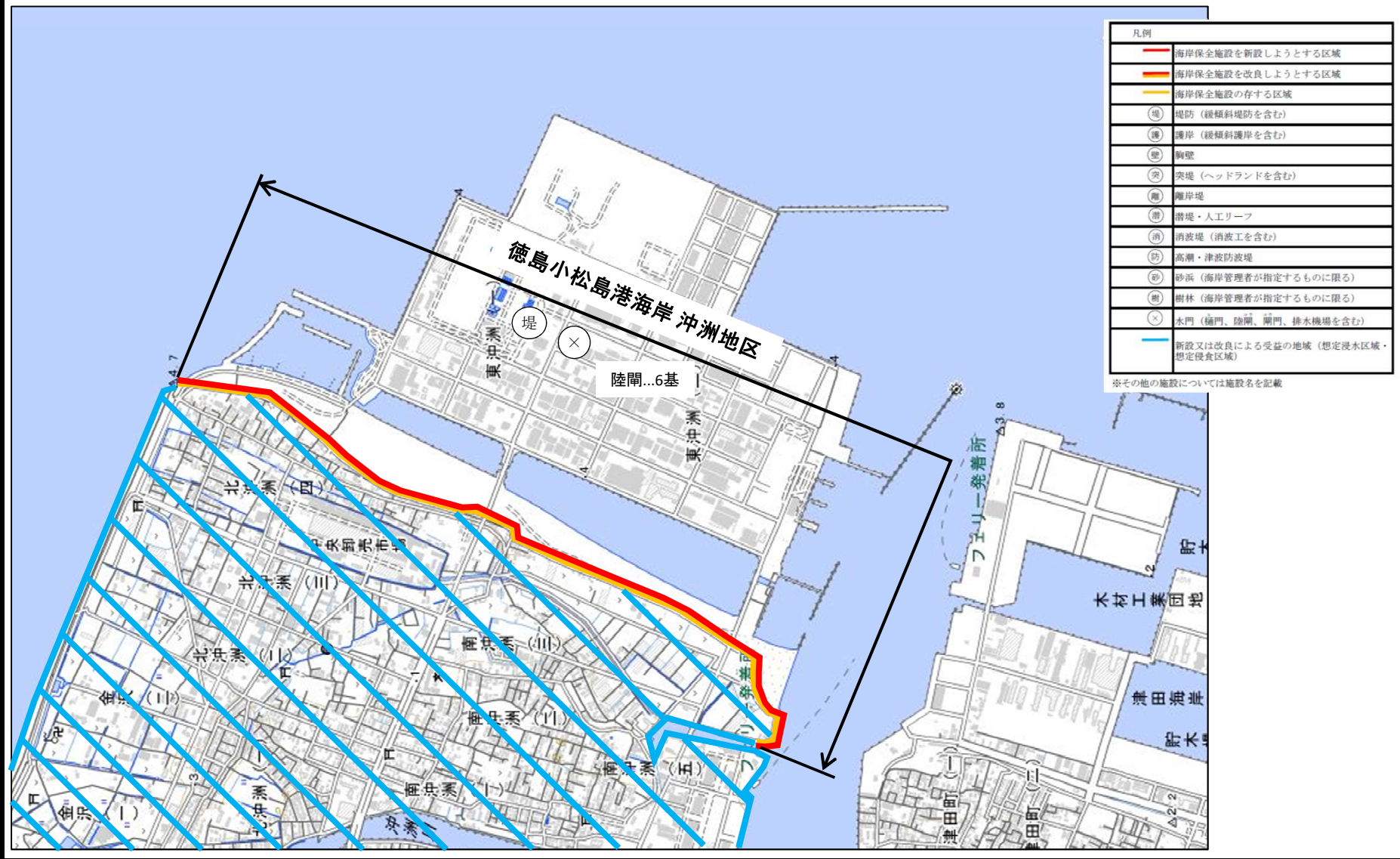
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
29	小松地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	徳島市	758



凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
Ⓔ	堤防（緩傾斜堤防を含む）
Ⓕ	護岸（緩傾斜護岸を含む）
Ⓖ	胸壁
Ⓕ	突堤（ヘッドランドを含む）
Ⓖ	海岸堤
Ⓖ	構堤・人工リーフ
Ⓖ	消波堤（消波工を含む）
防	高潮・津波防波堤
Ⓖ	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
ⓧ	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
—	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-1	徳島小松島港海岸(沖洲地区)	港湾局	徳島県	徳島市	2,370



凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤(消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門(橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-2	徳島小松島港海岸(津田地区)	港湾局	徳島県	徳島市	1,222



凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤(消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門(橋門、陸開、開門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-3	徳島小松島港海岸(大神子地区)	港湾局	徳島県	徳島市	919



凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
Ⓔ	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
Ⓕ	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
Ⓖ	胸壁
Ⓒ	突堤 (ヘッドランドを含む)
Ⓓ	離岸堤
Ⓗ	潜堤・人工リーフ
Ⓖ	消波堤 (消波工を含む)
Ⓕ	高潮・津波防波堤
Ⓕ	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓕ	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-4	徳島小松島海岸(港口地区)	港湾局	徳島県	小松島市	3,878

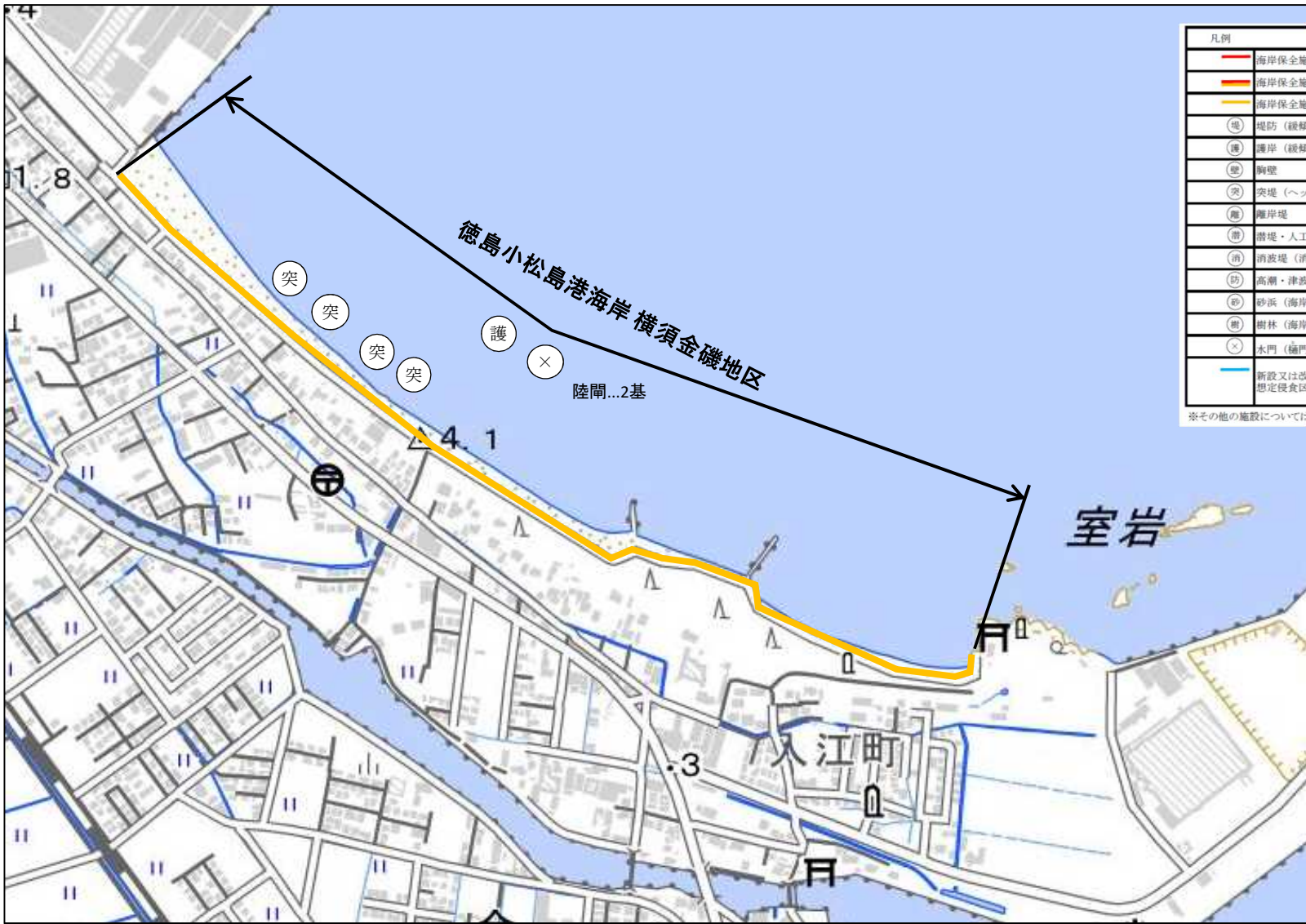


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(橋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

徳島小松島港海岸 港口地区

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-5	徳島小松島港海岸(横須金磯地区)	港湾局	徳島県	小松島市	1,120

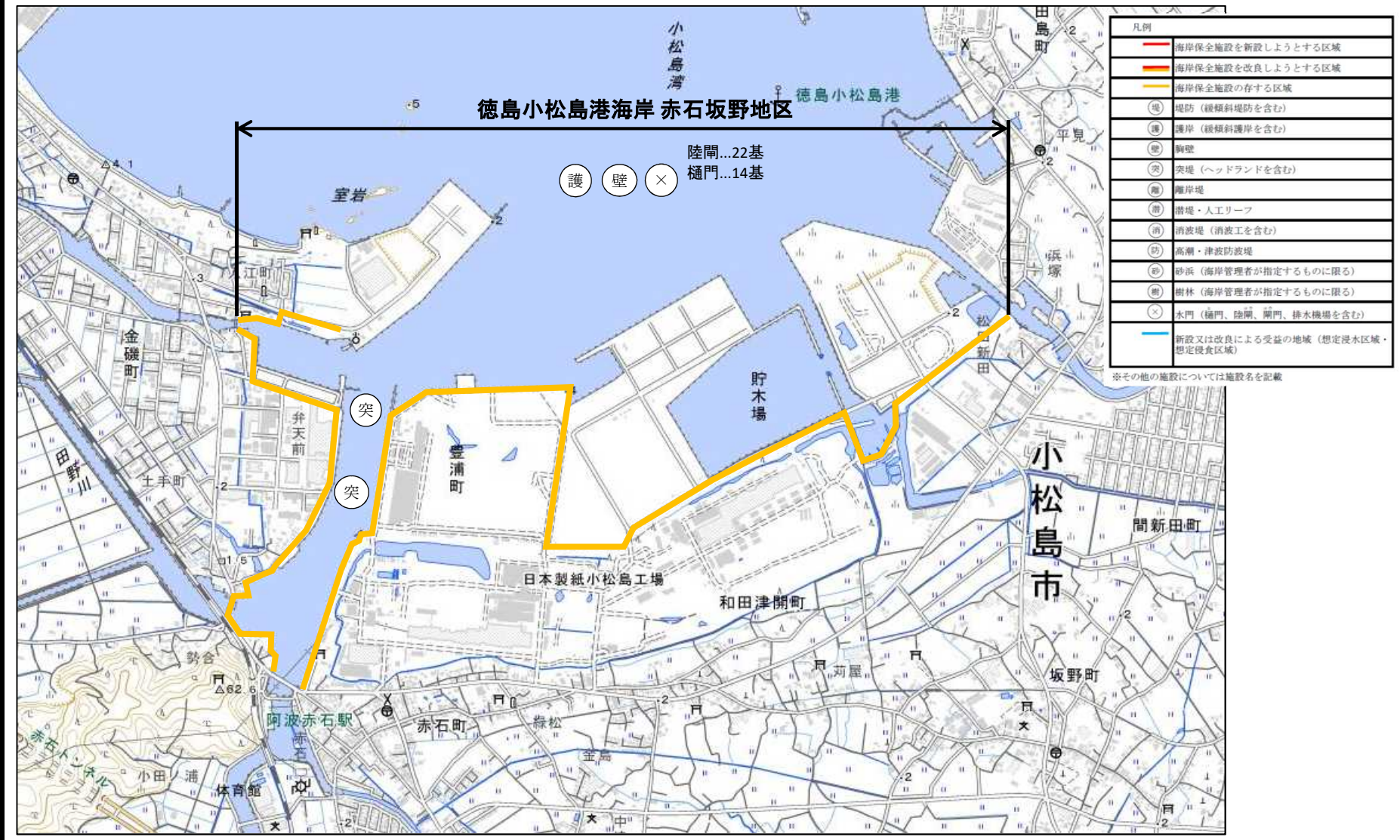


凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊛	潜堤・人工リーフ
⊜	消波堤 (消波工を含む)
⊝	高潮・津波防波堤
⊞	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊟	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊠	水門 (橋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-6	徳島小松島港海岸(赤石坂野地区)	港湾局	徳島県	小松島市	6,123

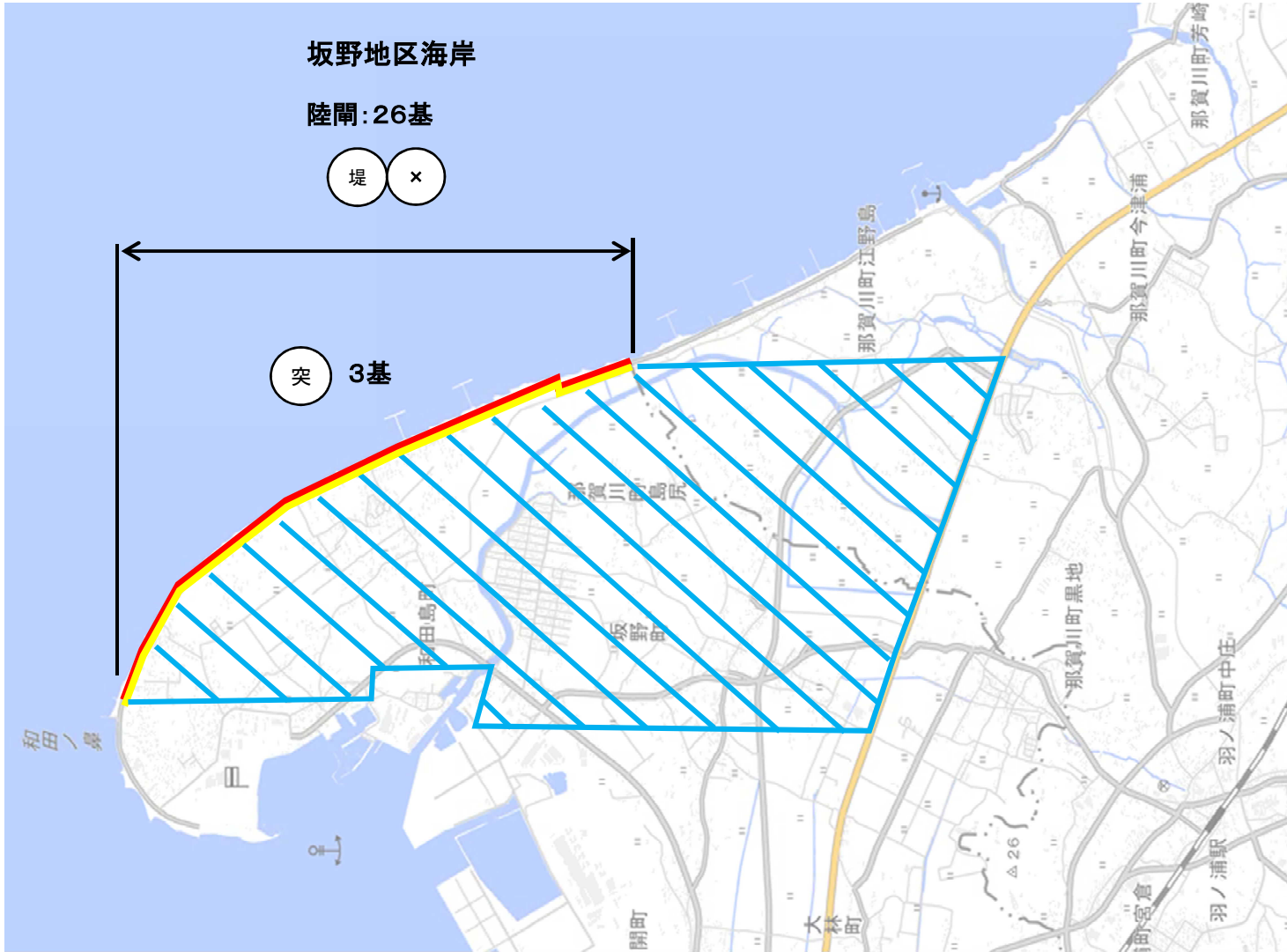


出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
30-7	徳島小松島港海岸(和田島地区)	港湾局	徳島県	小松島市	3,204



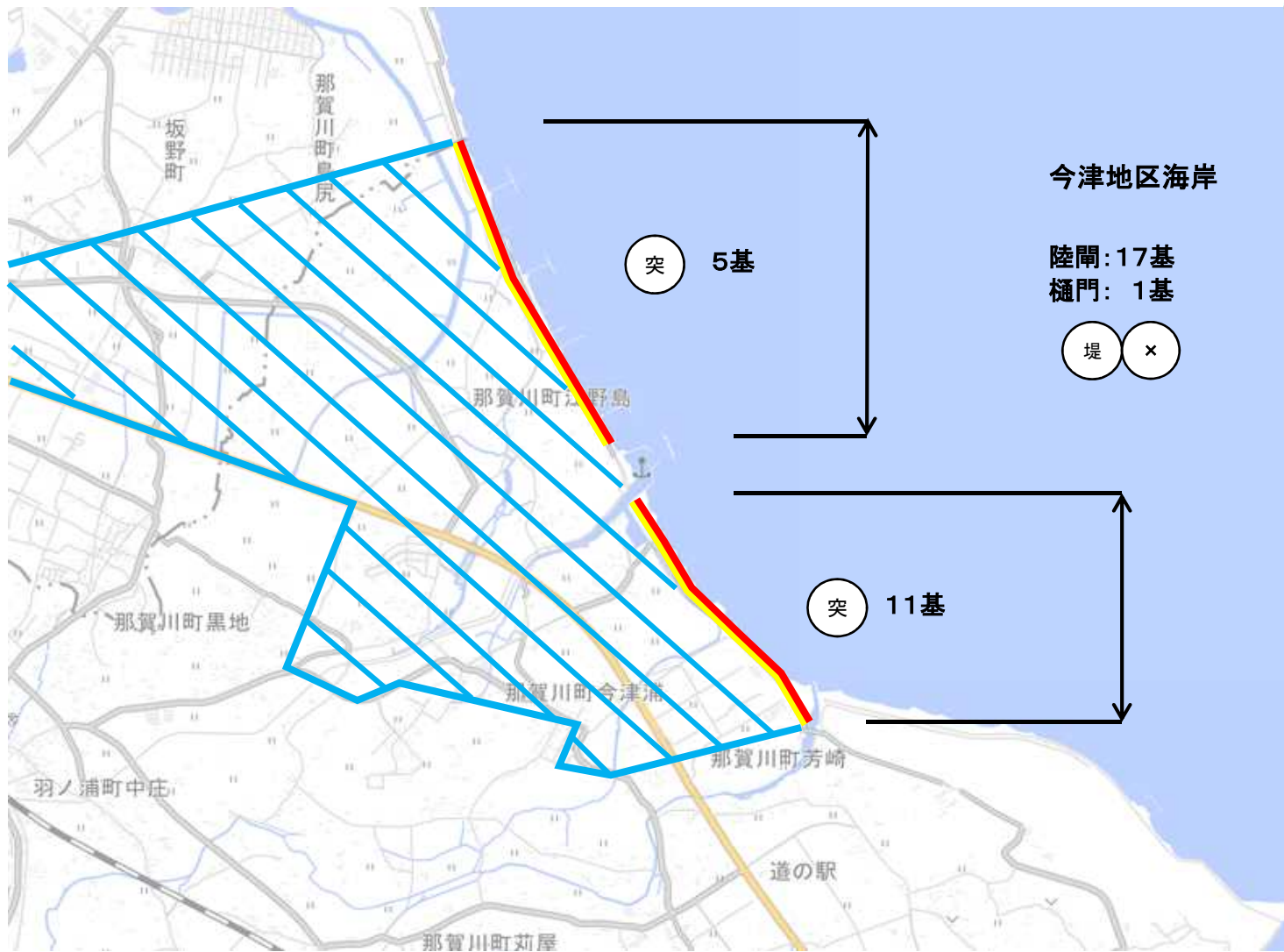
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
31	坂野地区海岸	水管理・国土保全局	徳島県	小松島市	3,320



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
32	今津地区海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	3,115



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	槽堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
33	今津漁港海岸	水産庁	徳島県	阿南市	170

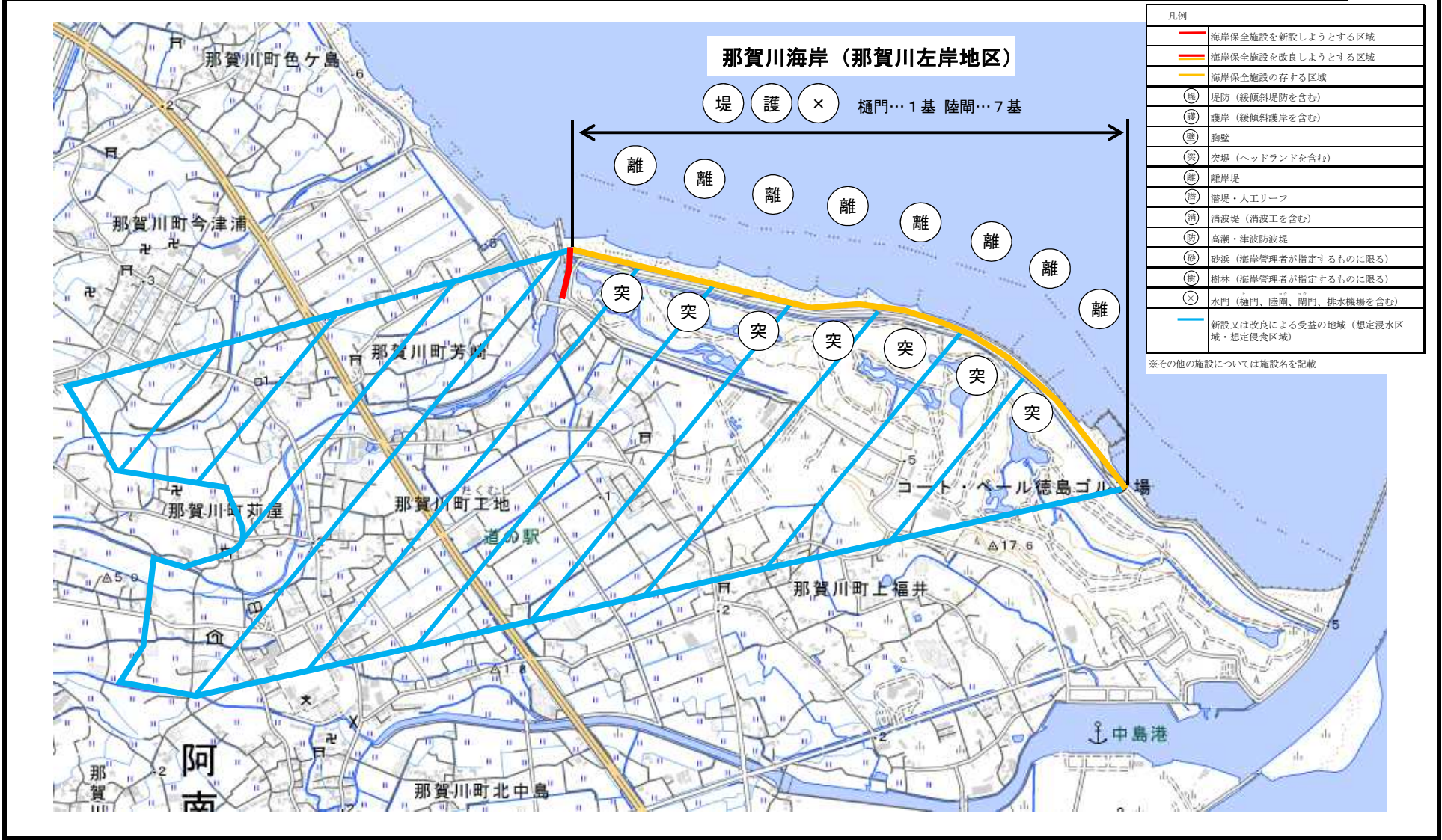


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

出典：徳島県 今津漁港海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農水(農村)	徳島県	阿南市	2,000



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
35	中島港海岸(中島地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,362

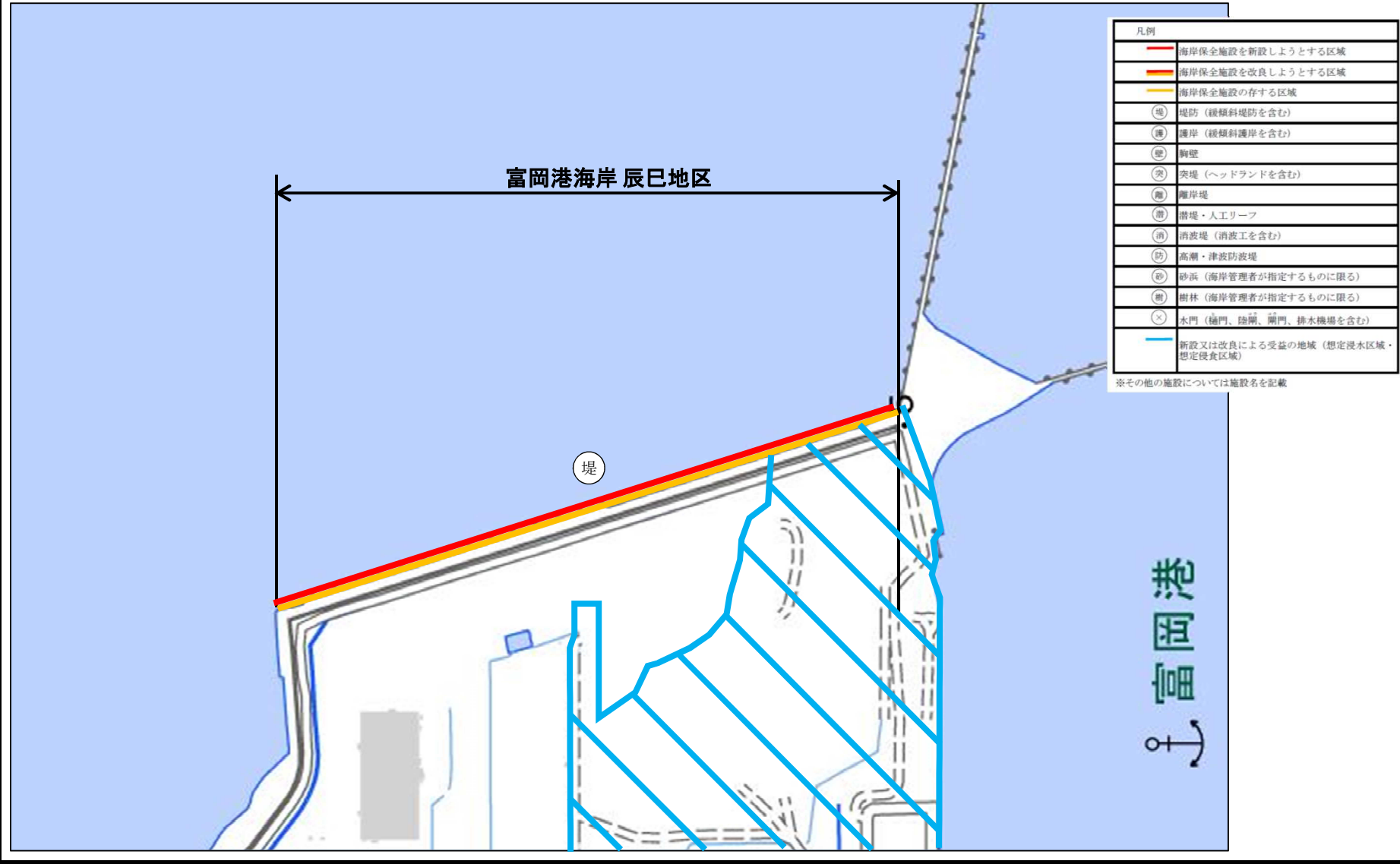


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

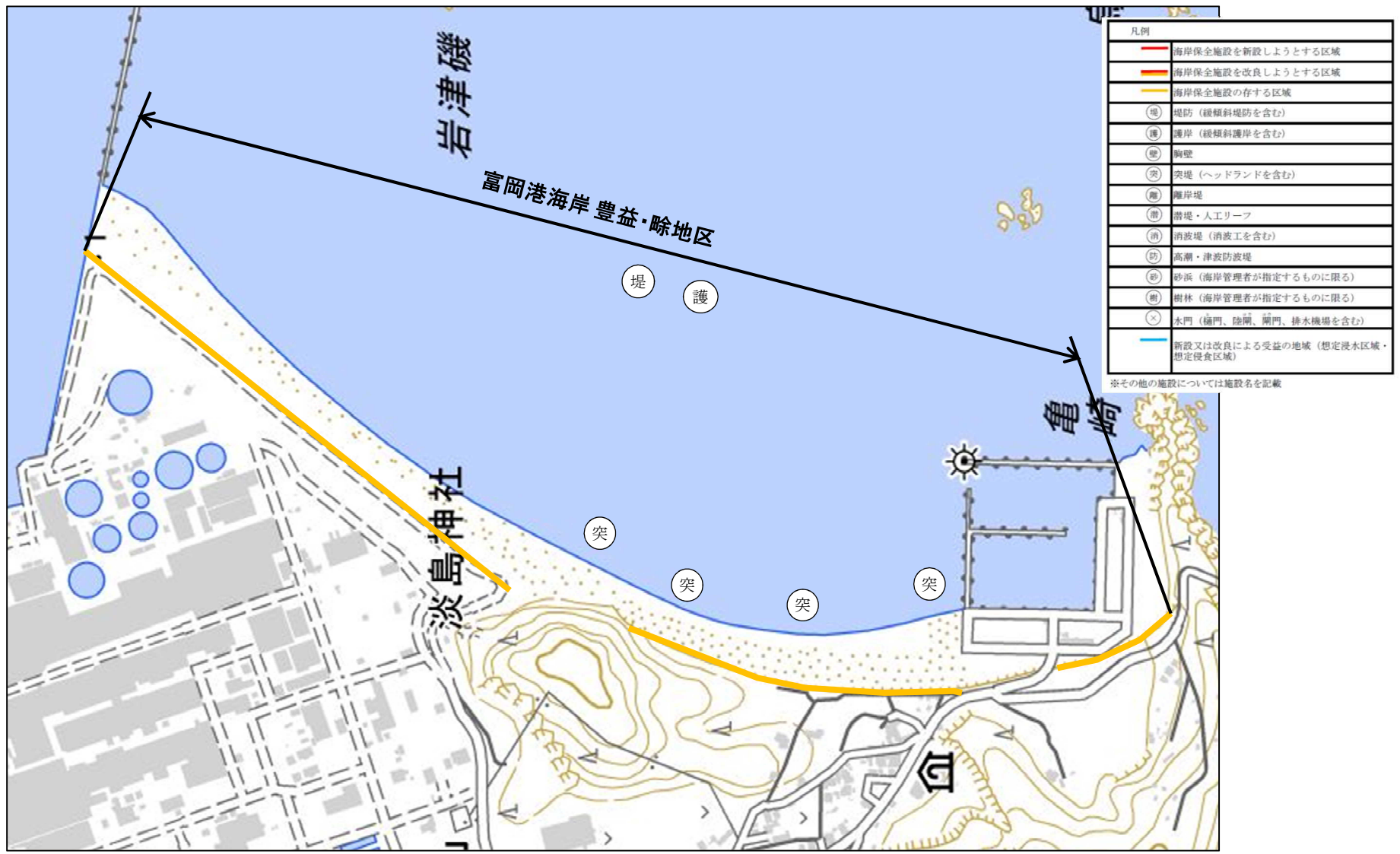
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
36-1	富岡港海岸(辰巳地区)	港湾局	徳島県	阿南市	721



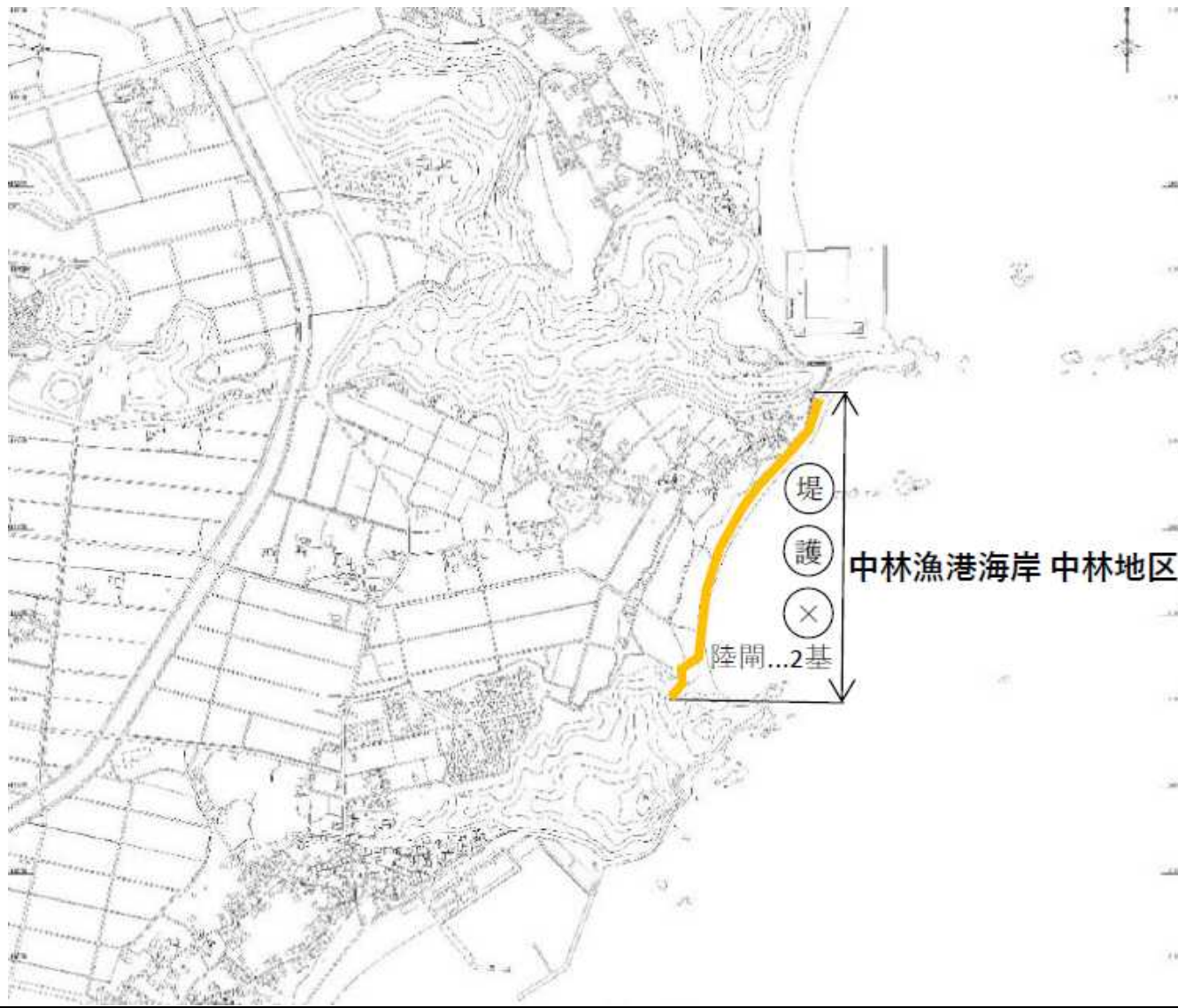
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
36-2	富岡港海岸(豊益・畷地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,516



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	水産庁	徳島県	阿南市	795



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 徳島県 中林漁港海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	水産庁	徳島県	阿南市	1,000



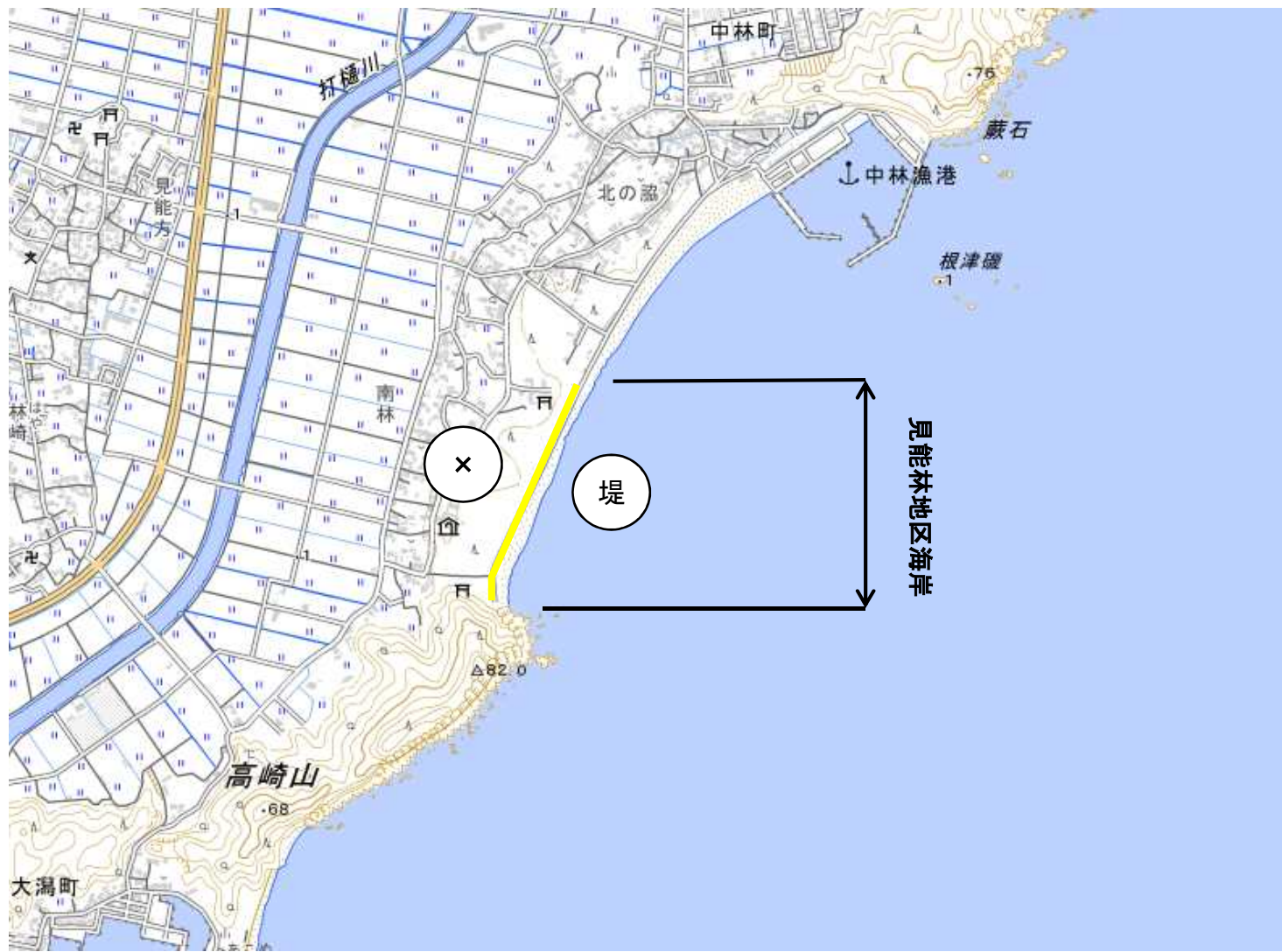
中林漁港海岸北ノ脇地区

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 徳島県 中林漁港海岸保全区域台帳

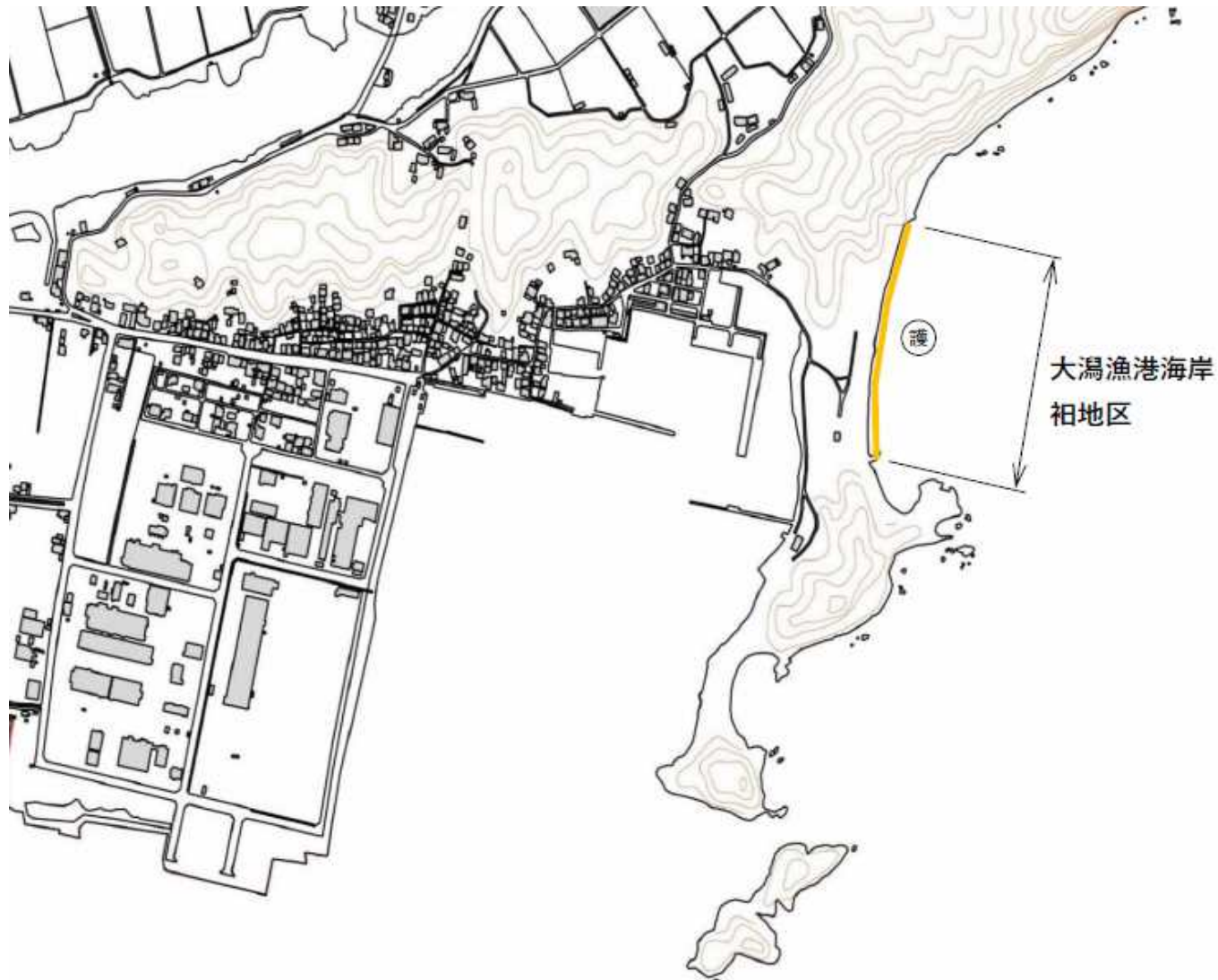
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
38	見能林地区海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	600



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
39-1	大潟漁港海岸(柗地区)	水産庁	阿南市	阿南市	370

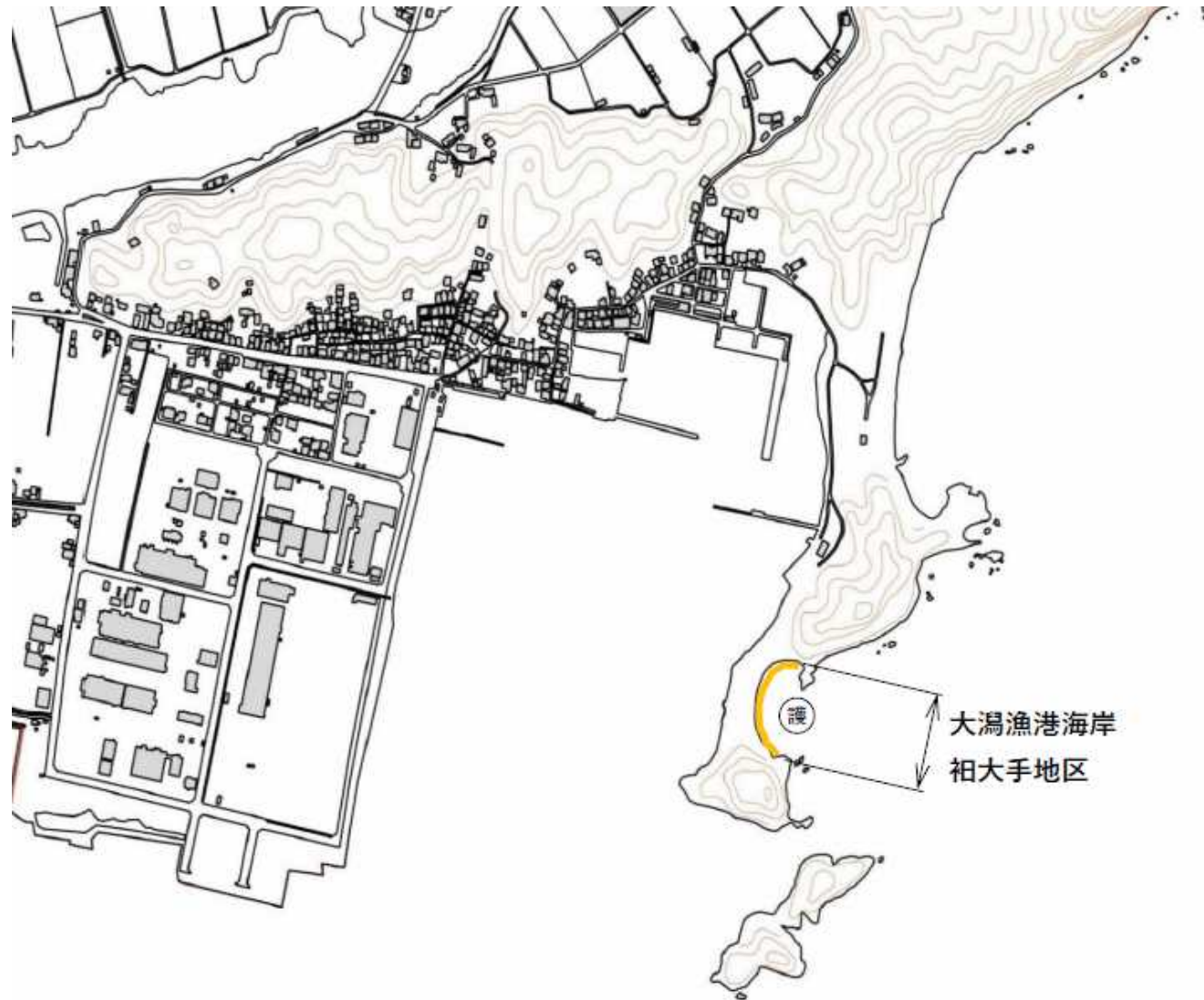


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 阿南市 大潟漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
39-2	大潟漁港海岸(相大手地区)	水産庁	阿南市	阿南市	140

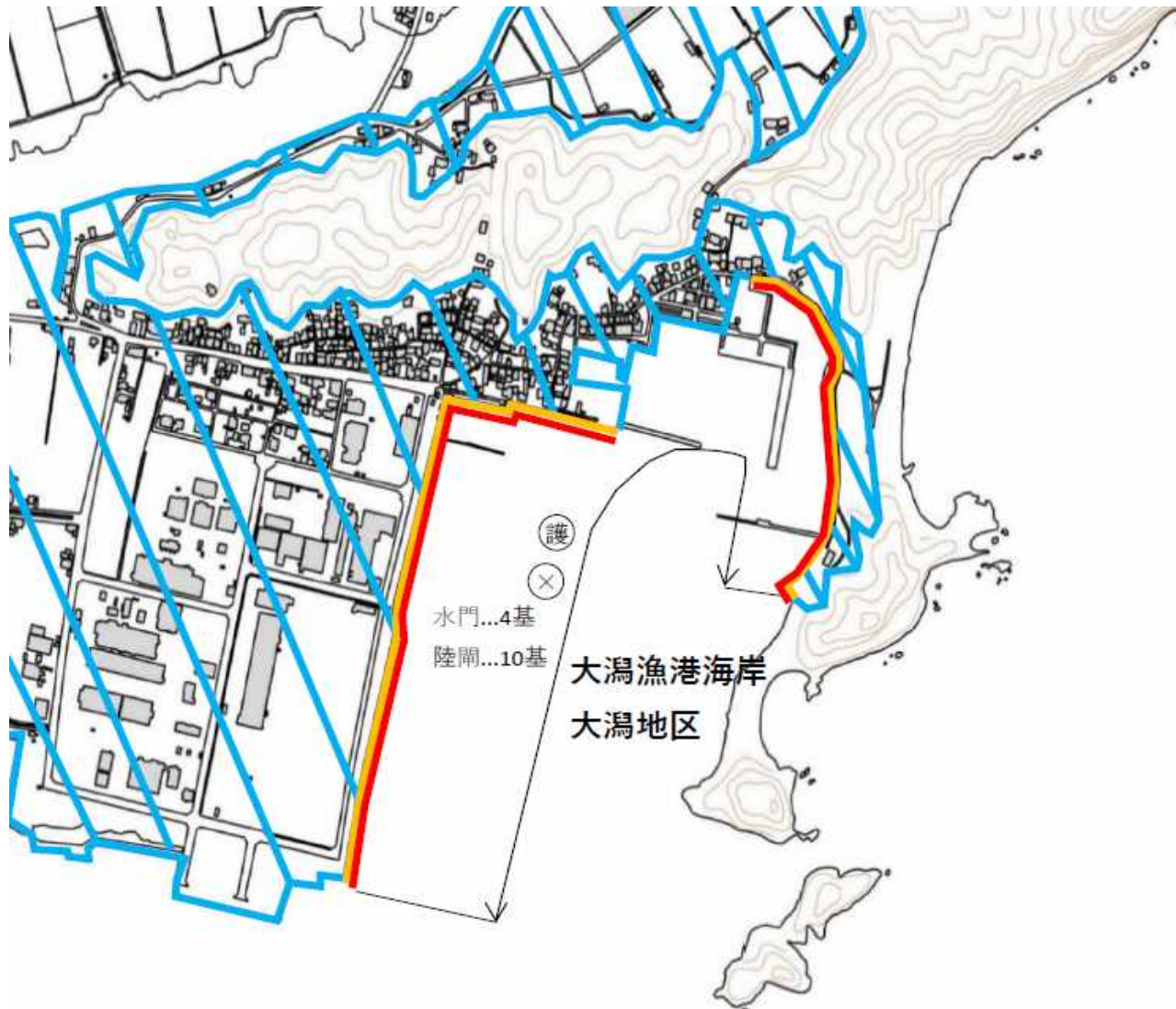


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 阿南市 大潟漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
39-3	大潟漁港海岸(大潟地区)	水産庁	阿南市	阿南市	1,775

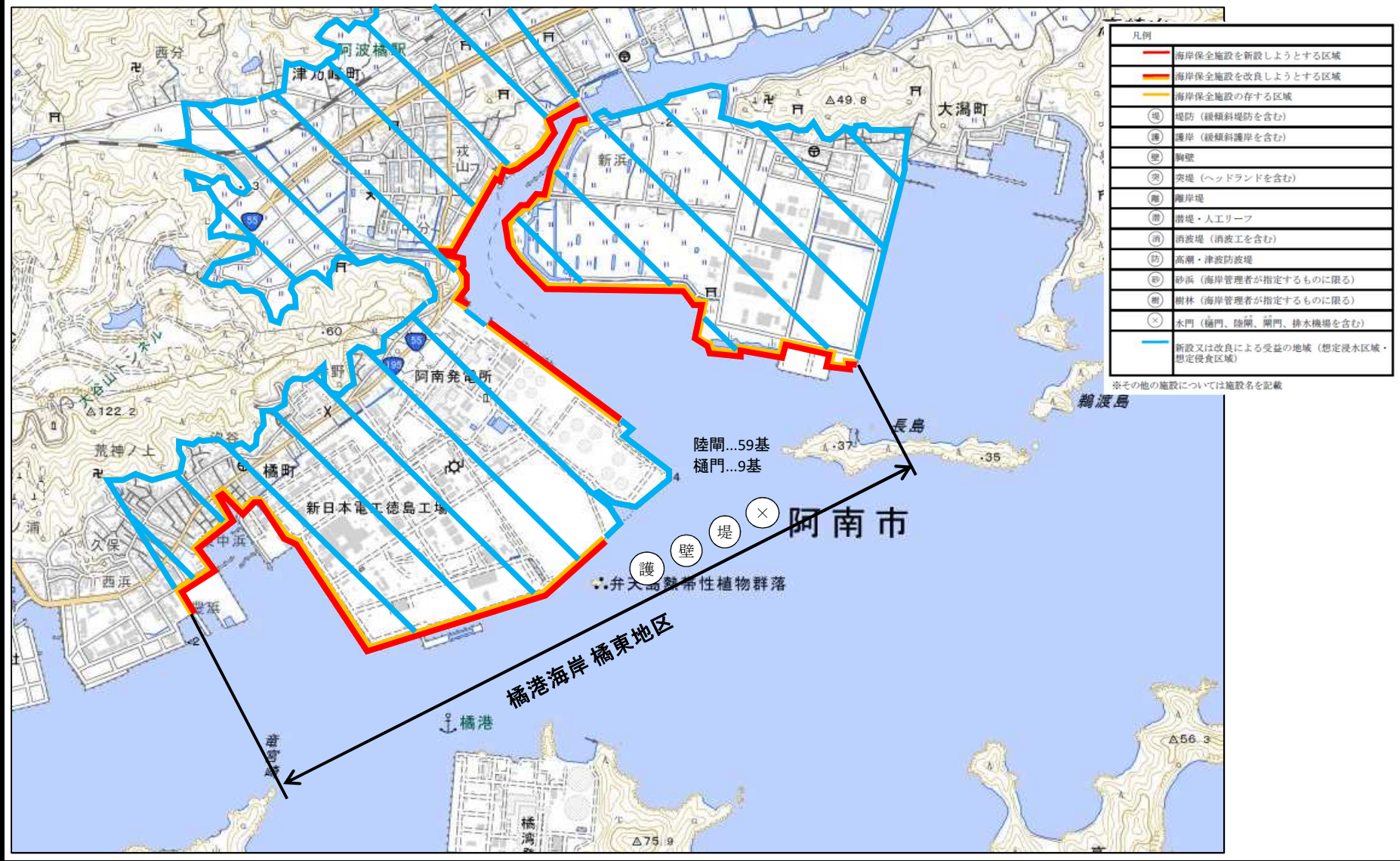


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典: 阿南市 大潟漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-1	橘港海岸(橘東地区)	港湾局	徳島県	阿南市	6,487



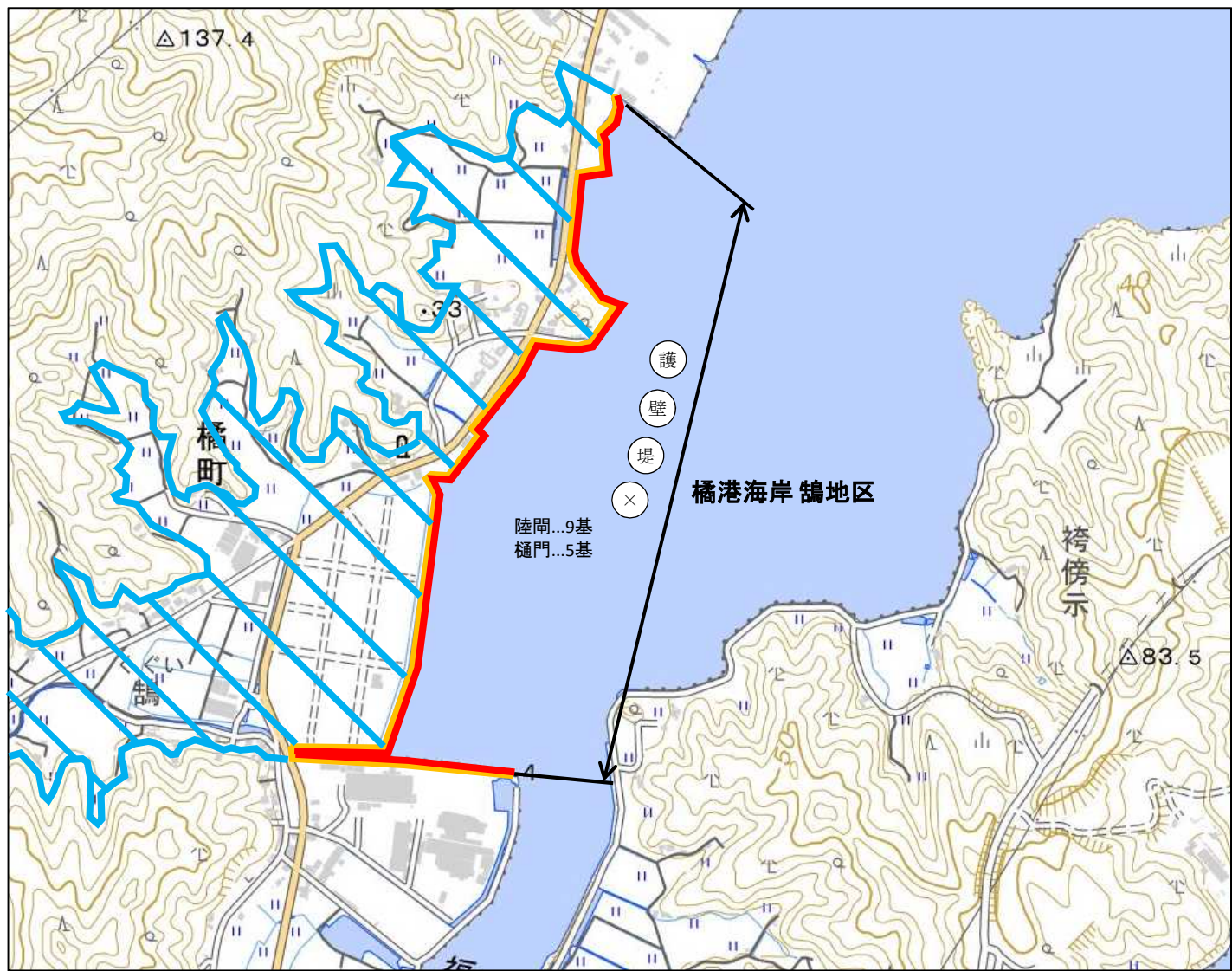
出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-2	橘港海岸(橘西地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,481



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

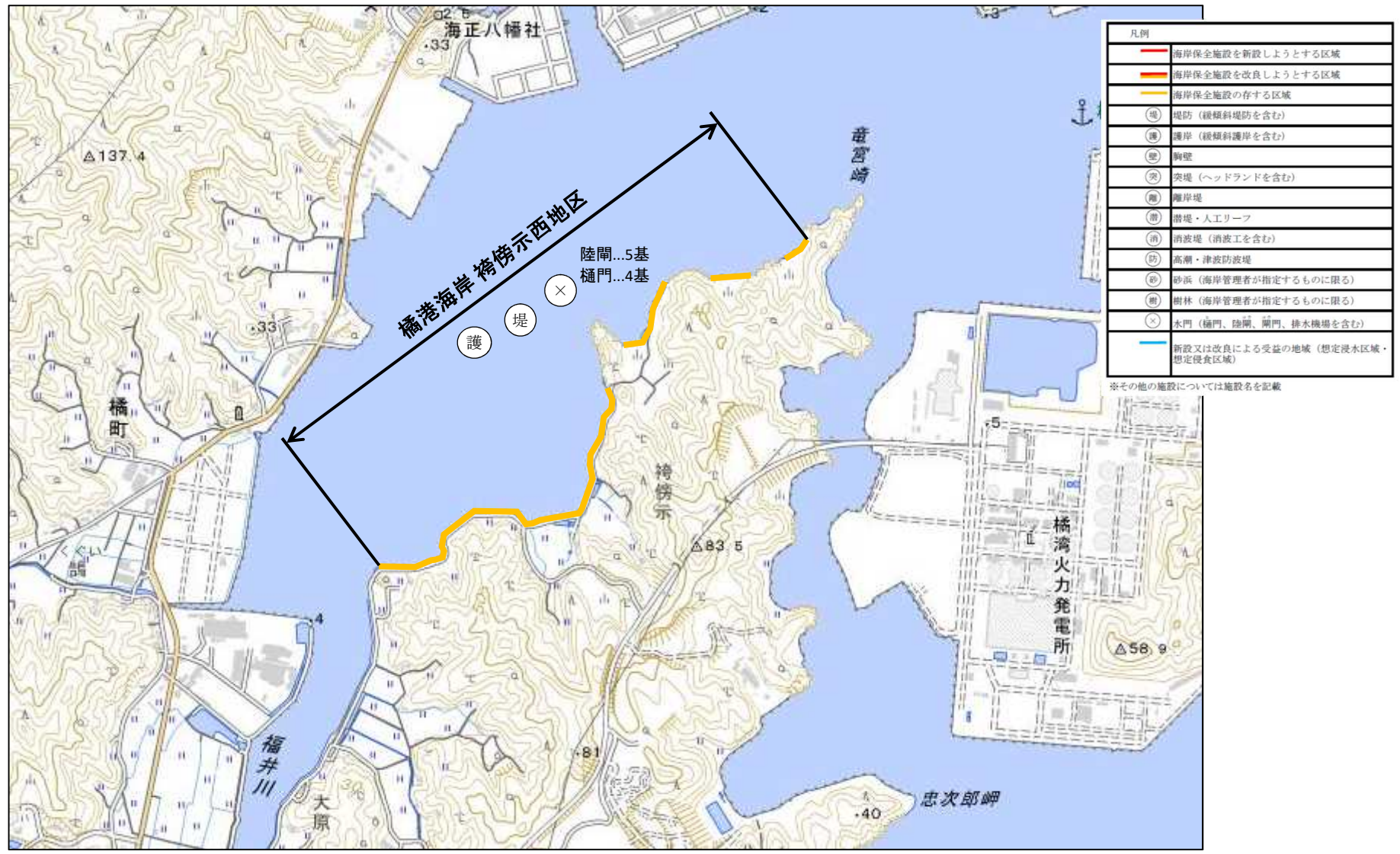
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-3	橋港海岸(鵠地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,920



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(橋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-4	橋港海岸(袴傍示西地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,728



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-5	橋港海岸(袴傍示東地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,439



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-6	橘港海岸(椿地区)	港湾局	徳島県	阿南市	1,230



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-7	橋港海岸(高島地区)	港湾局	徳島県	阿南市	414



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-8	橘港海岸(香地区)	港湾局	徳島県	阿南市	820



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
40-9	橘港海岸(楠ヶ浦地区)	港湾局	徳島県	阿南市	-



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	水産庁	阿南市	阿南市	520



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	防 高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

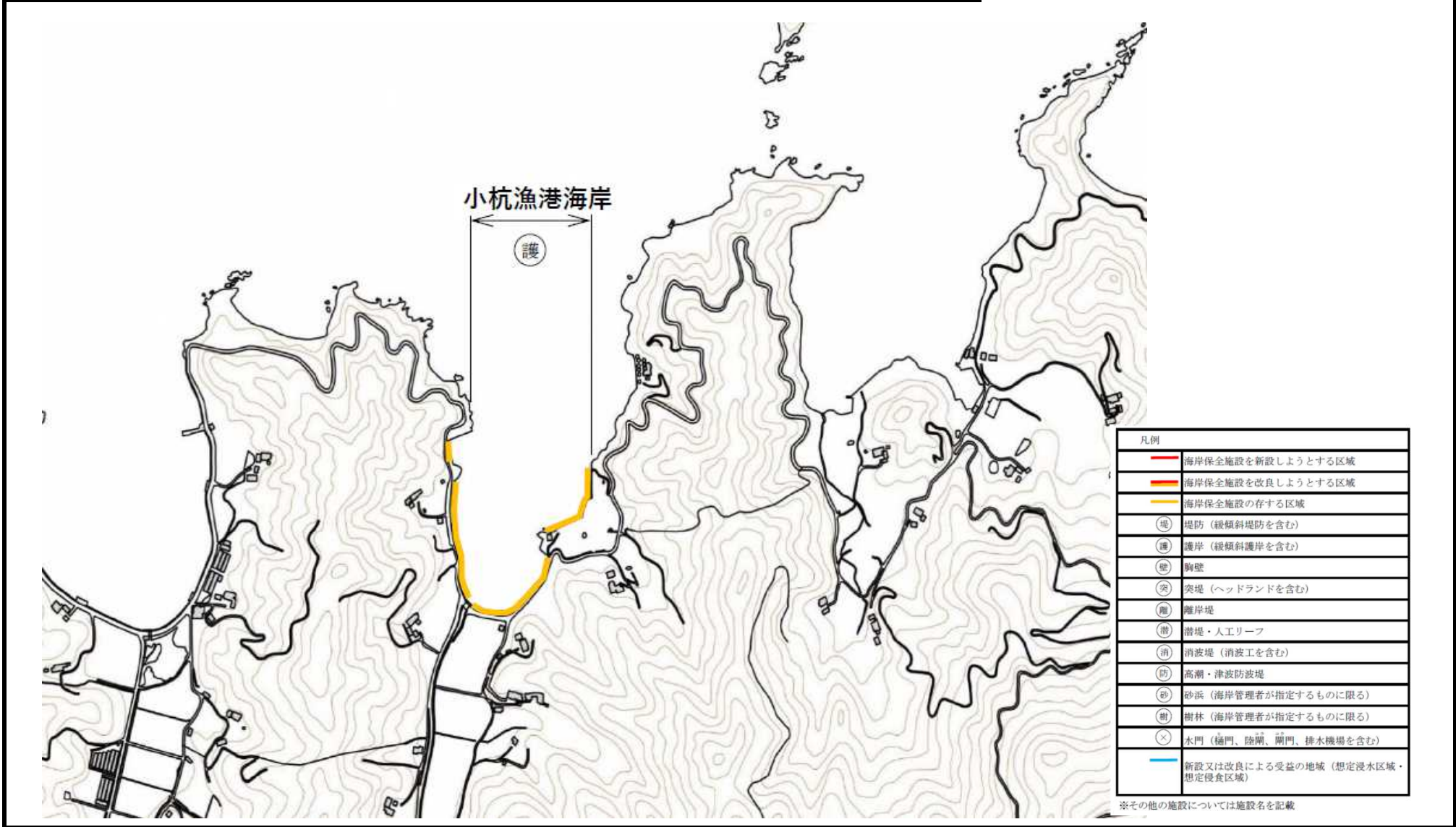
出典: 阿南市 後戸漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	水産庁	阿南市	阿南市	380



出典: 阿南市 後戸漁港台帳

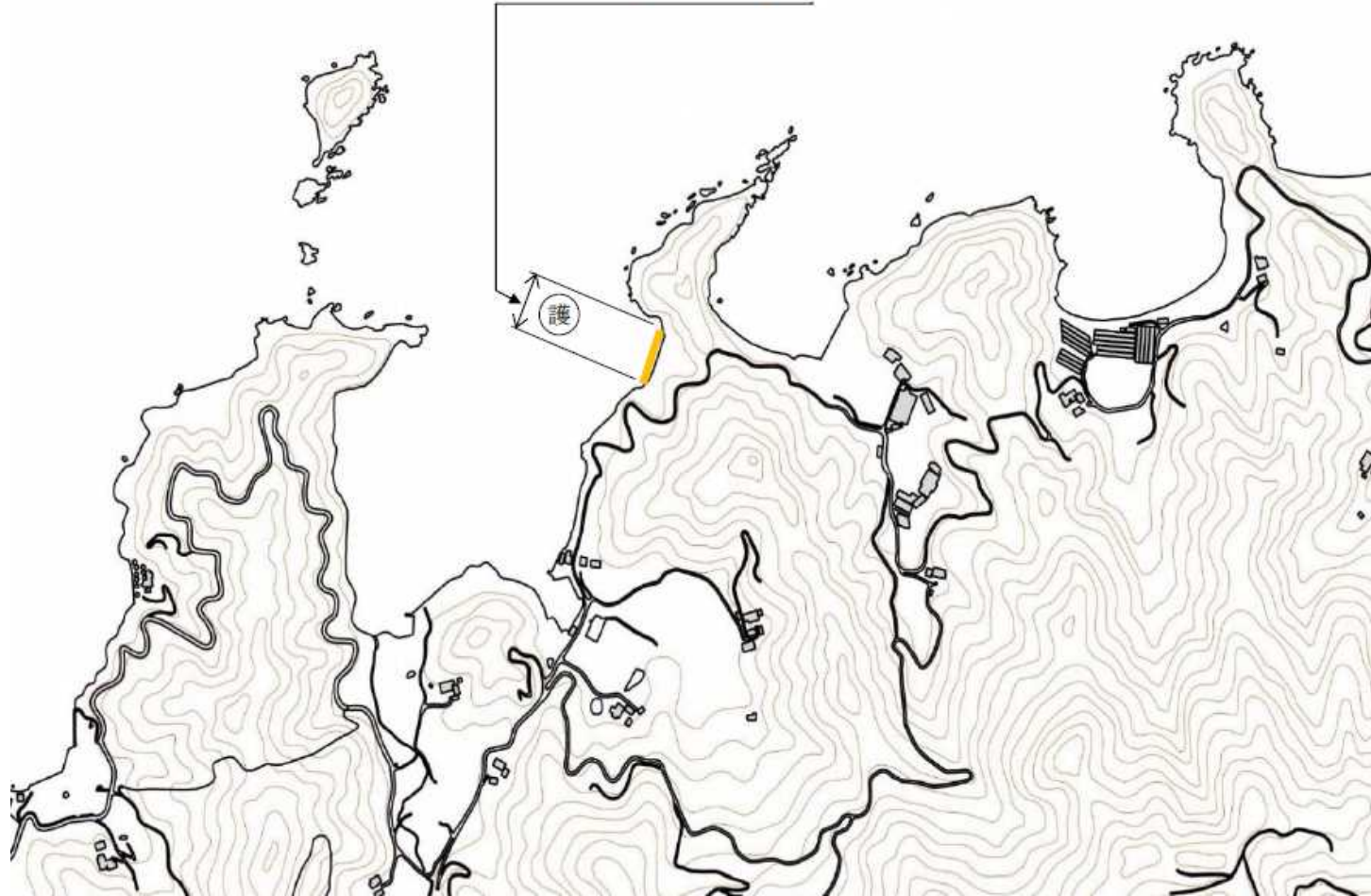
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
42	小杭漁港海岸	水産庁	阿南市	阿南市	750



出典：阿南市 小杭漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	水産庁	阿南市	阿南市	99

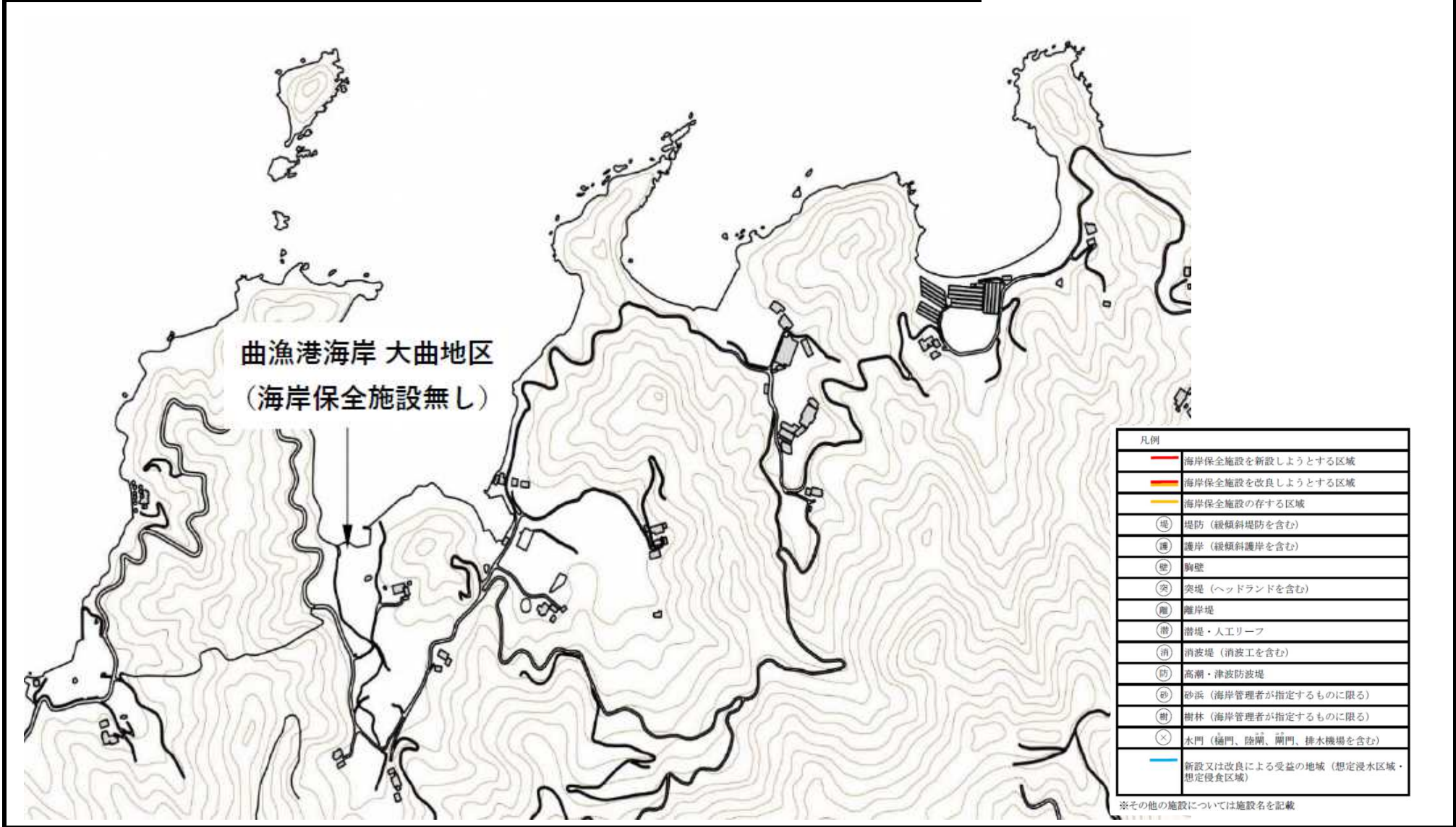
曲漁港海岸 小曲地区



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

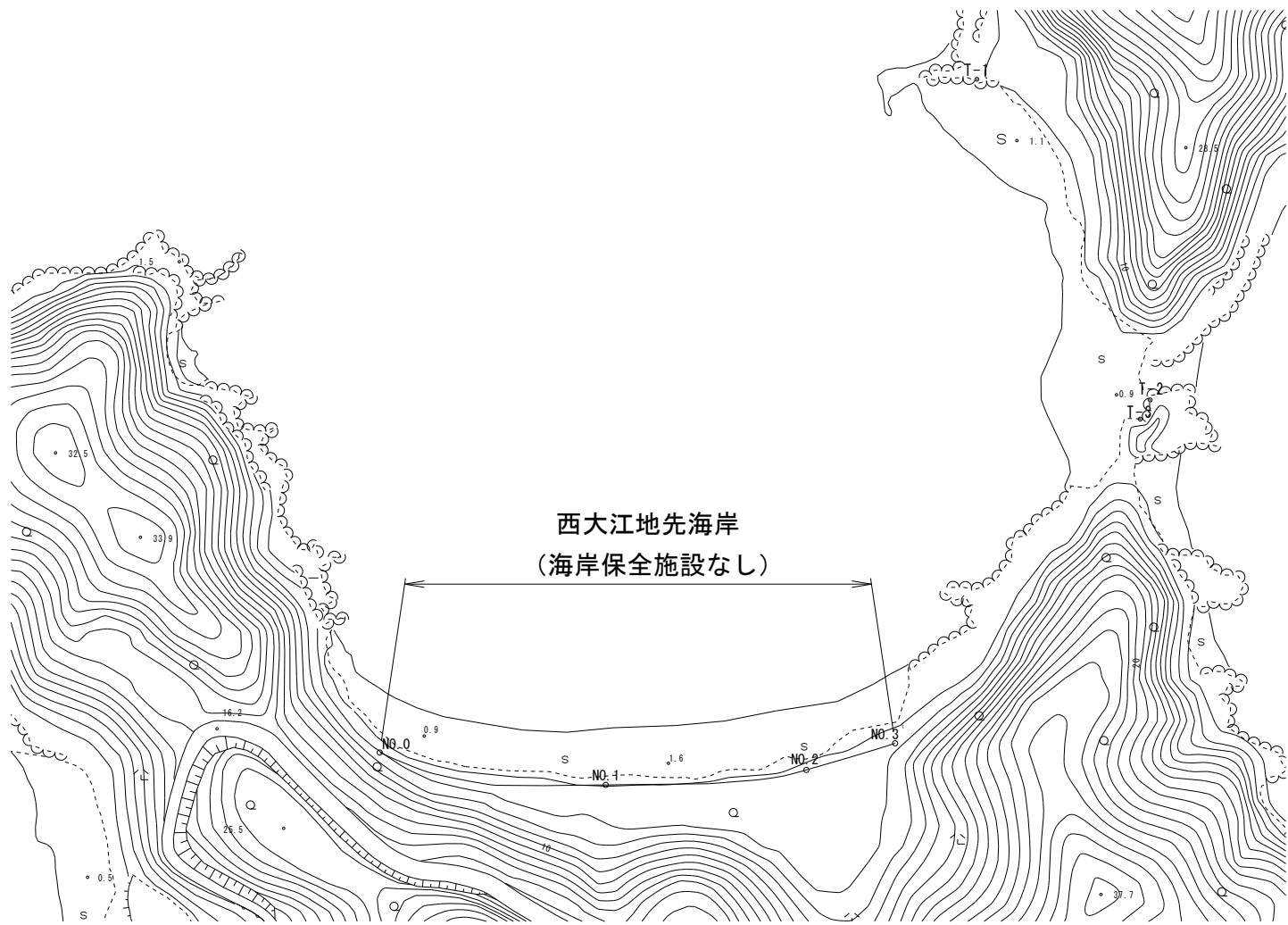
※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	水産庁	阿南市	阿南市	0



出典:阿南市 曲漁港台帳

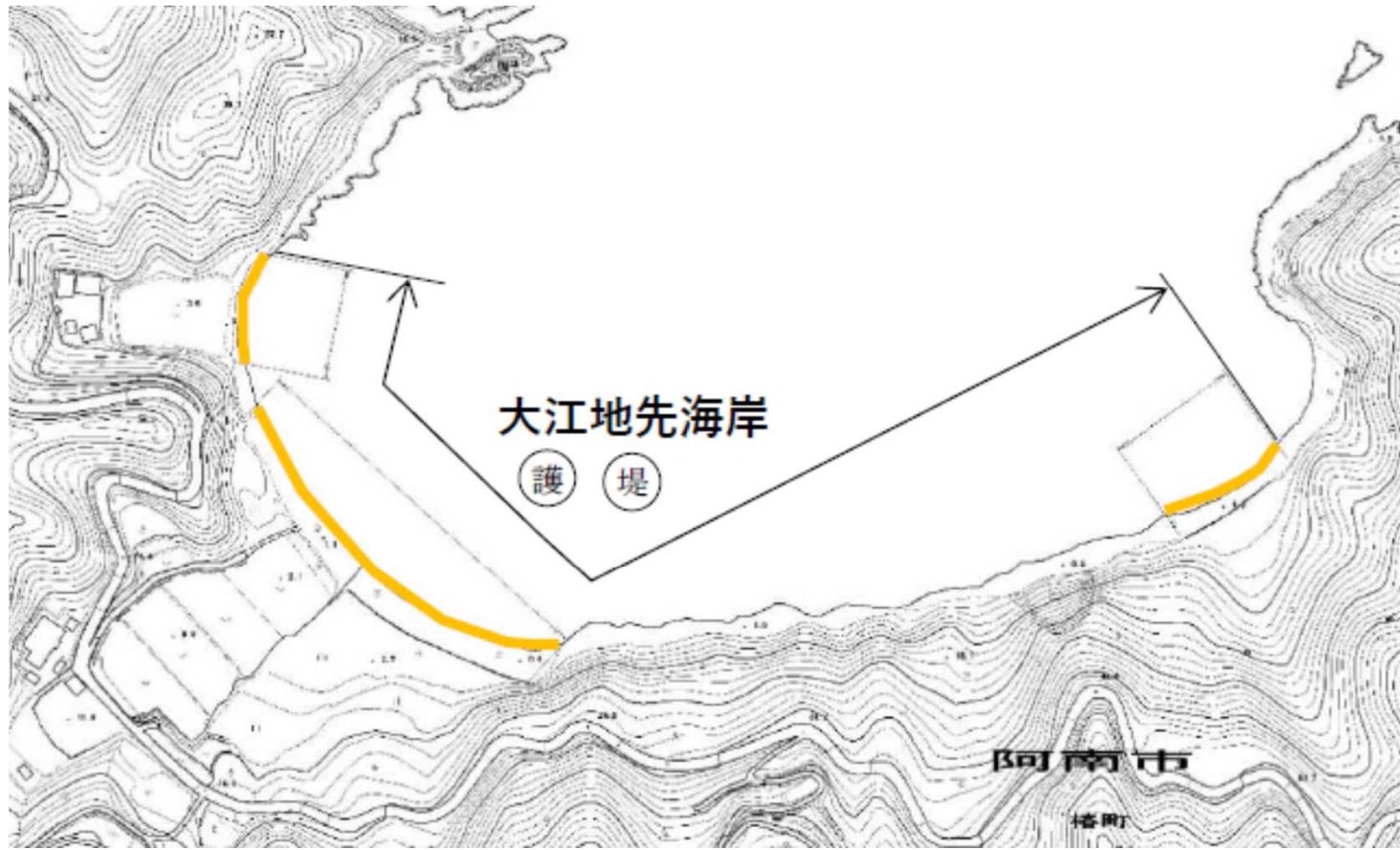
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
44	西大江地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	160



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	構堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
45	大江地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	376

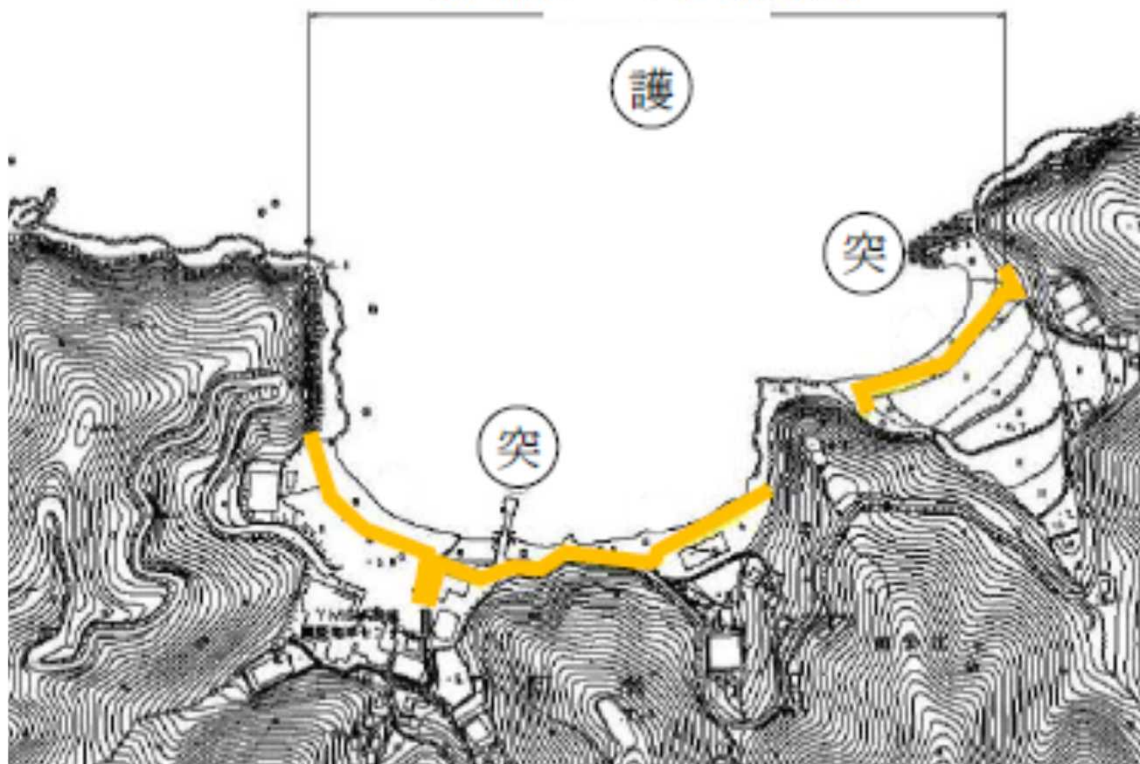


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
46	那波江地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	426

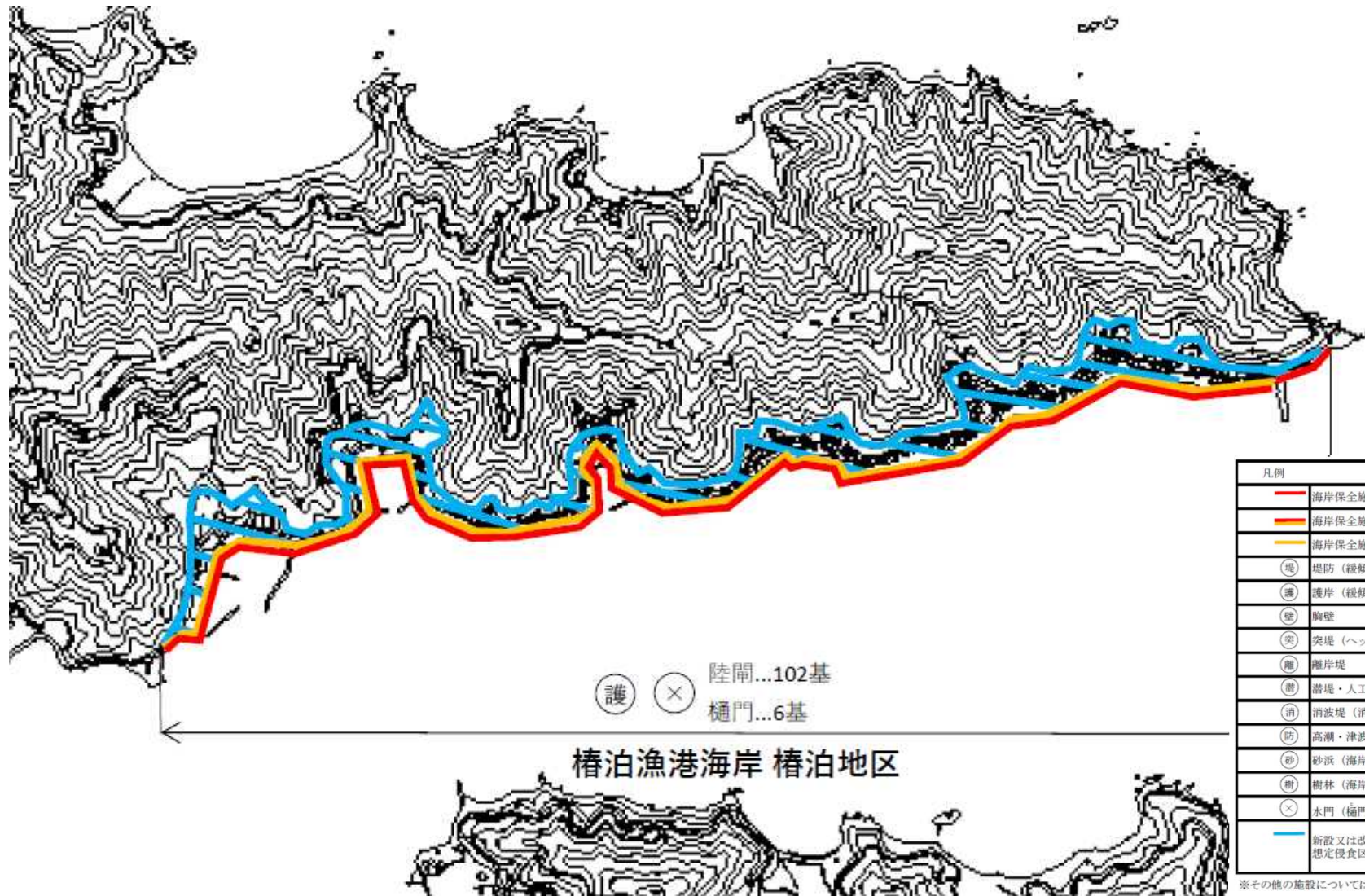
那波江地先海岸



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
47-1	樺泊漁港海岸(樺泊地区)	水産庁	徳島県	阿南市	2,944



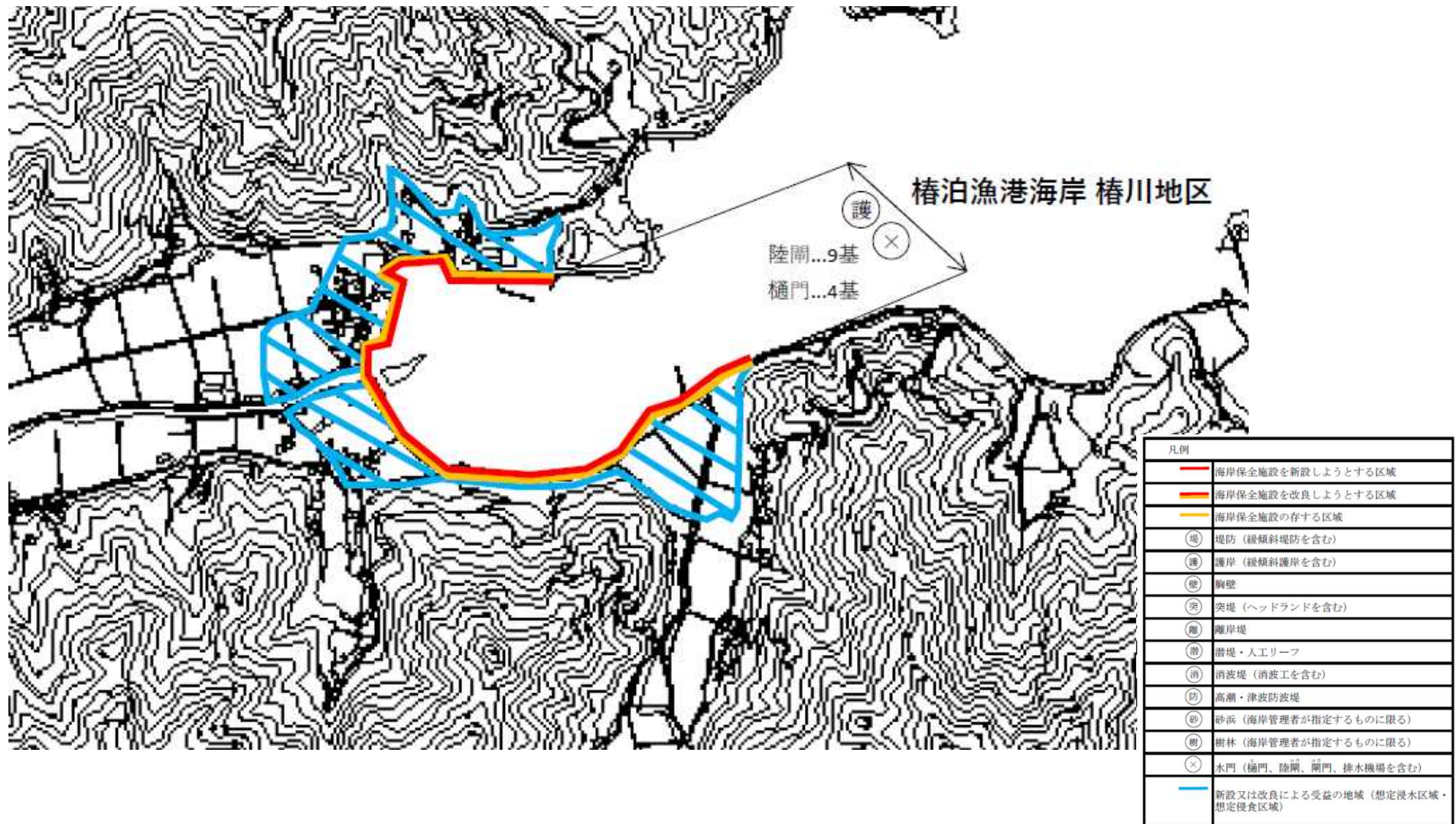
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
47-2	椿泊漁港海岸(勢井地区)	水産庁	徳島県	阿南市	823



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸間、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
47-3	椿泊漁港海岸(椿川地区)	水産庁	徳島県	阿南市	1,830



※その他の施設については施設名を記載

出典:徳島県 椿泊漁港海岸保全区域台帳

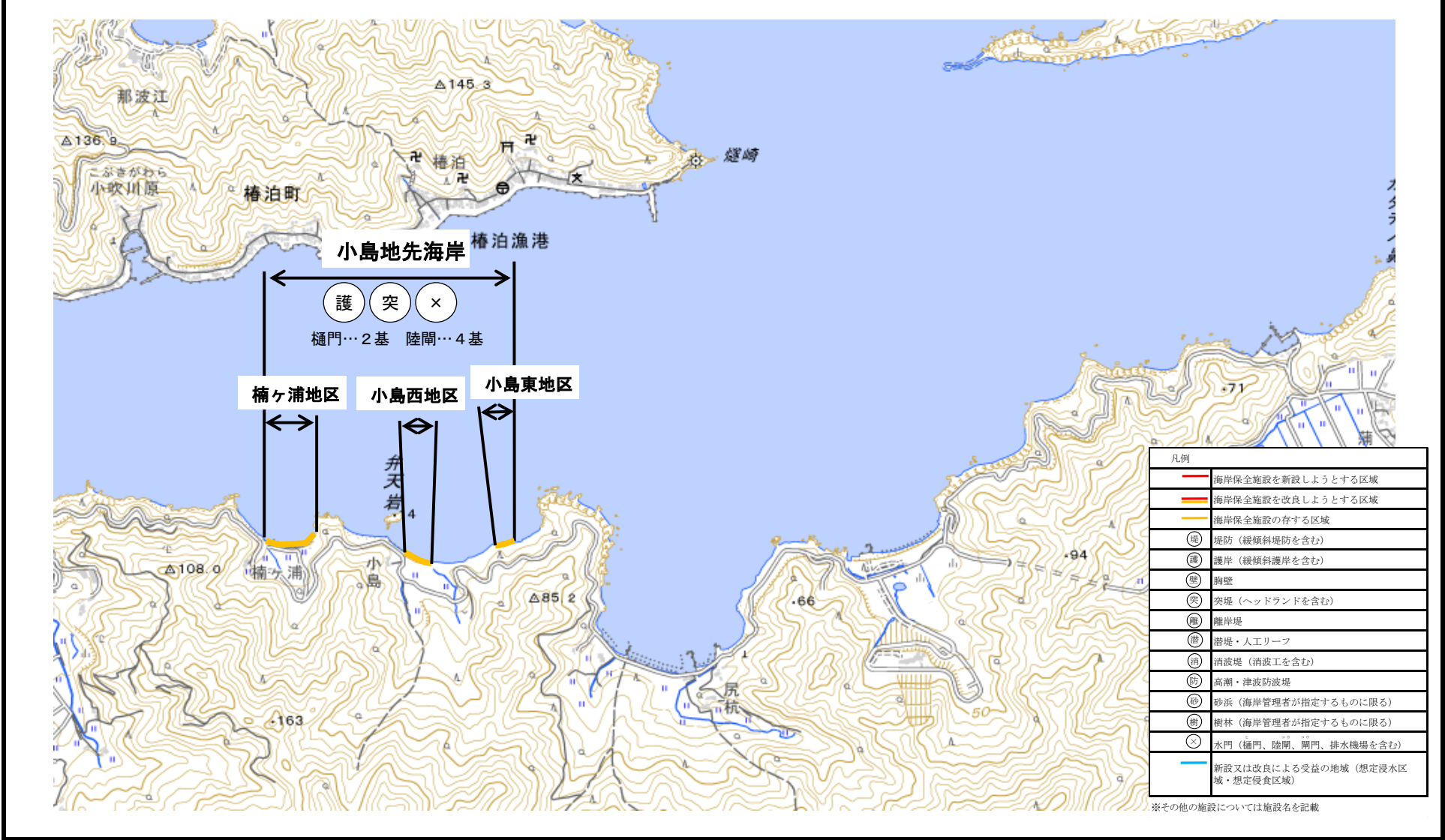
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
47-4	椿泊漁港海岸(高瀬地区)	水産庁	徳島県	阿南市	781



凡例	
—	海岸保全施設を新設しようとする区域
—	海岸保全施設を改良しようとする区域
—	海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
Ⓜ	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
Ⓜ	胸壁
Ⓜ	突堤 (ヘッドランドを含む)
Ⓜ	離岸堤
Ⓜ	潜堤・人工リーフ
Ⓜ	消波堤 (消波工を含む)
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓜ	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
—	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

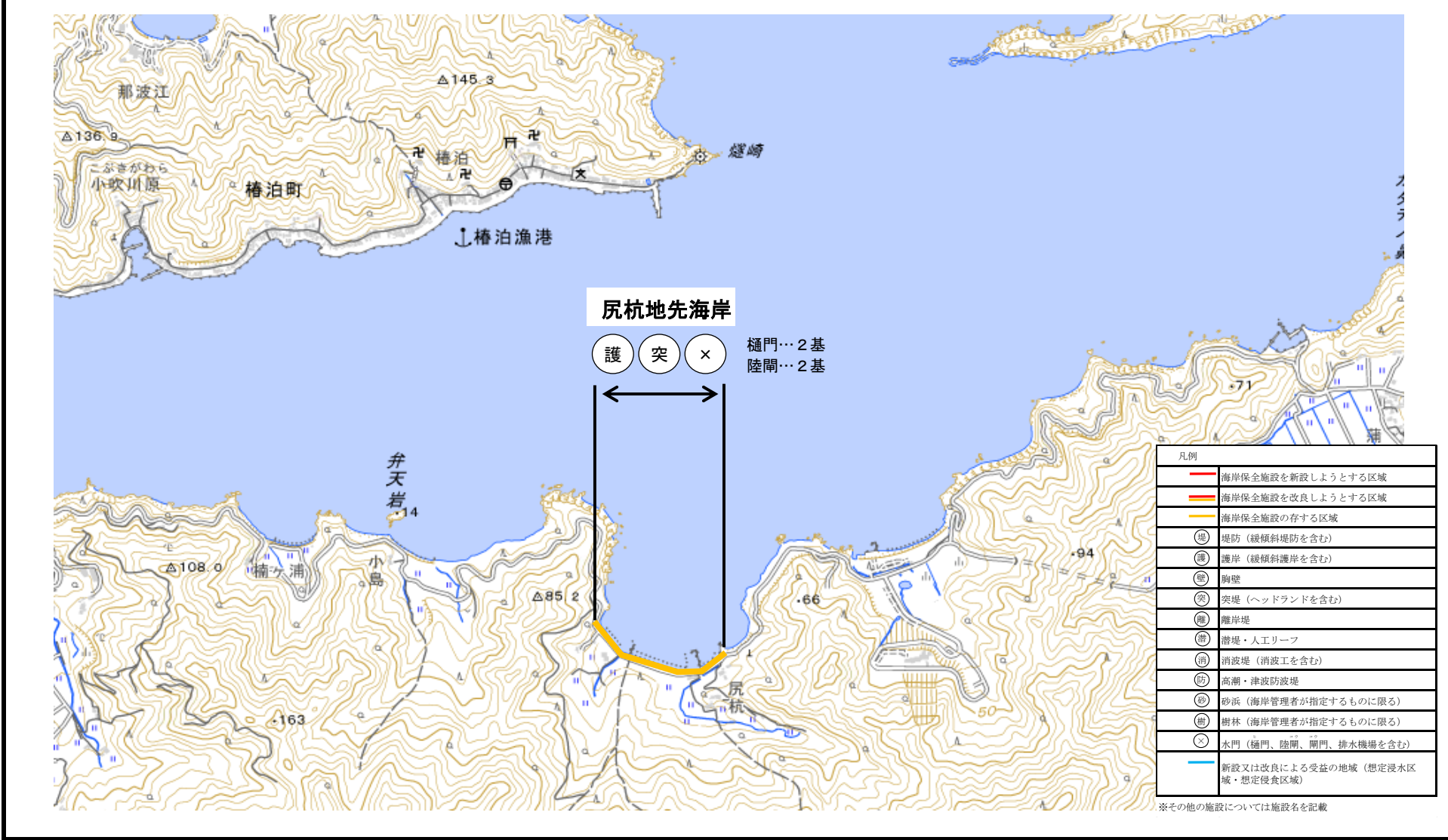
※その他の施設については施設名を記載

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
48	小島地先海岸	水管理・国土保全局、農水(農村)	徳島県	阿南市	390



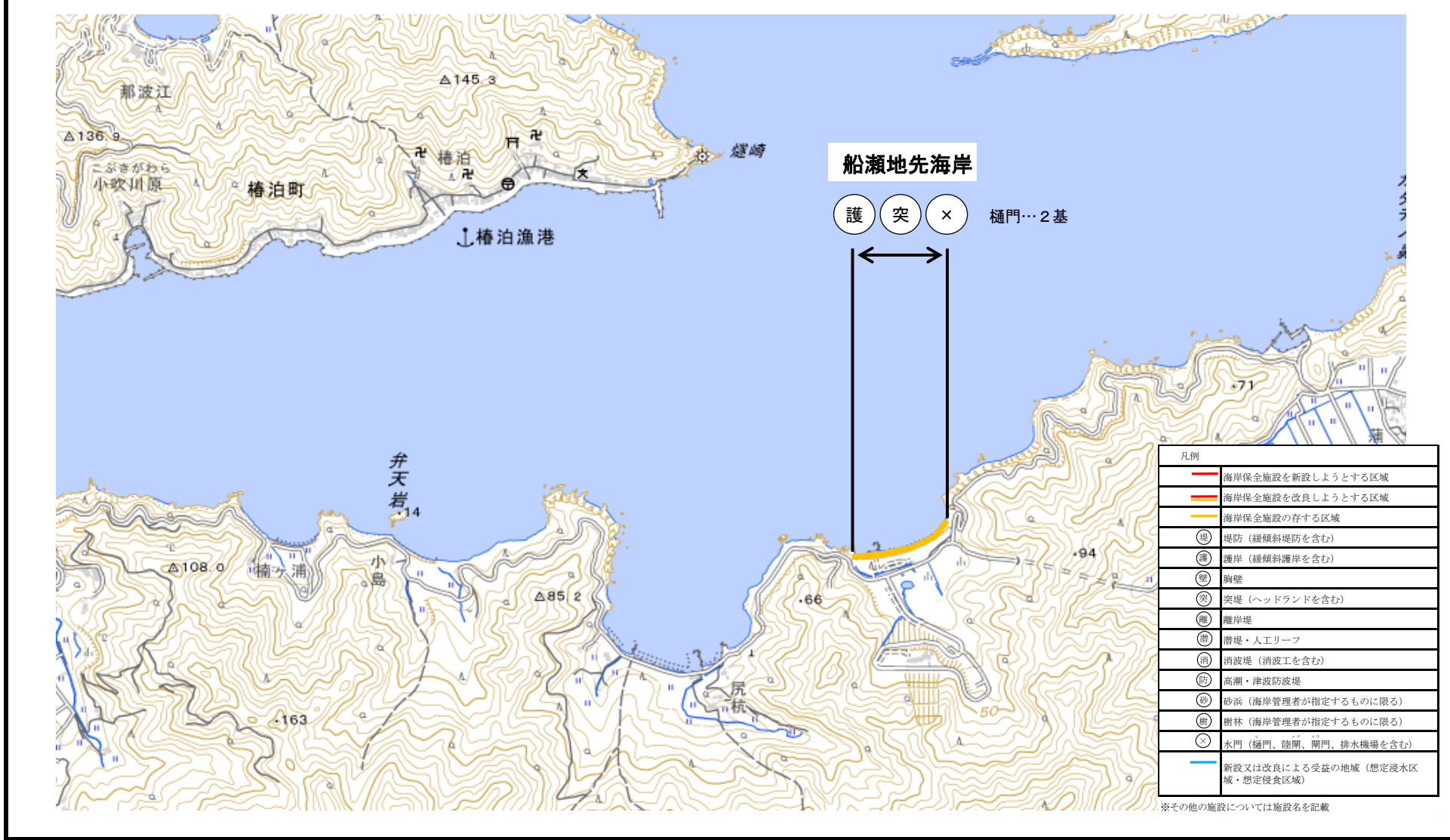
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
49	尻杭地先海岸	水管理・国土保全局、農水(農村)	徳島県	阿南市	410



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
50	船瀬地先海岸	水管理・国土保全局、農水(農村)	徳島県	阿南市	310



出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
51	蒲生田地先海岸	水管理・国土保全局	徳島県	阿南市	810



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
52	伊島漁港海岸	水産庁	徳島県	阿南市	300

伊島漁港・平面図

SC・1:1000

伊島漁港海岸

堤
 ×
 陸開...2基

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	防高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸開、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

※その他の施設については施設名を記載

出典：徳島県 伊島漁港台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	徳島県	阿南市	497



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成